

令和2年
6月 宮崎県定例県議会会議録

令和2年6月8日開会
令和2年6月24日閉会

令和二年六月宮崎県定例県議会会議録

令和2年6月宮崎県定例県議会会議録 目 次

6月8日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
山下博三議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第11号まで及び報告第1号、第2号上程 -----	4
1. 知事提案理由説明 -----	5
自6月9日（火曜日）	
休 会	
至6月10日（水曜日）	
6月11日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	13
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	13
1. 一般質問 -----	14
坂口博美議員質問 -----	14
・知事の政治姿勢等について	
・新型コロナウイルス感染症による本県社会への影響について	
野崎幸士議員質問 -----	30
・新型コロナウイルス感染症対策について	
西村 賢議員質問 -----	45
・新型コロナウイルス対策・アフターコロナ対策について	
・東郷病院の存続について	
・間接昆虫食の研究について	
・動物愛護について	
山下 寿議員質問 -----	58
・新型コロナウイルス感染症等について	
・県道東郷西都線の整備状況について	
・川北南農免農道につながる新たな農道整備について	
6月12日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	71
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	71

1. 知事発言 -----	72
1. 一般質問 -----	72
前屋敷恵美議員質問 -----	72
・ 知事の政治姿勢について	
・ P C R 検査体制の強化等について	
・ 地域医療崩壊防止について	
・ 地域経済を守るための中小事業者支援について	
・ 労働者の雇用と暮らしを守るために	
・ 農業・漁業を守ることにについて	
・ 安心して学べる学校にするために	
・ 学びを支える学生支援について	
・ 未成年後見人支援事業について	
函師博規議員質問 -----	86
・ 新型コロナウイルス感染症対策について	
高橋 透議員質問 -----	98
・ 知事の政治姿勢について	
・ 農林水産業の振興について	
・ 犯罪被害者等支援条例の制定について	
河野哲也議員質問 -----	112
・ 生活困窮者の支援について	
・ 観光・レジャー産業への支援強化について	
・ 子宮頸がんワクチンの定期接種について	
・ 防災・減災対策について	
・ 林業政策について	
・ 農業・水産業政策について	
・ 教育行政について	
自 6 月 13 日（土曜日）	
至 6 月 14 日（日曜日）	
6 月 15 日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	125
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	125
1. 一般質問 -----	126
武田浩一議員質問 -----	126
・ 地方創生と S D G s について	
・ かんしょ（サツマイモ）基腐病について	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木行政について ・ 新型コロナウイルス感染症関連について ・ 宮崎県の文化財について 	140
脇谷のりこ議員質問 -----	140
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策について ・ 教育行政について ・ 花卉生産への影響と今後の振興策について ・ DV・児童虐待防止策について 	
内田理佐議員質問 -----	154
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響について ・ 高速道路について 	
坂本康郎議員質問 -----	169
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 県の情報提供について ・ 学校教育について ・ 雇用の問題について ・ 福祉について ・ 防災・減災について 	
6月16日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	185
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	185
1. 一般質問 -----	186
有岡浩一議員質問 -----	186
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ みやざき地域見守り応援隊について ・ 農福連携について ・ 鳥獣害対策の推進について ・ 競技力向上の取組について ・ 警察署の在り方について ・ NPO法人との協働について ・ 買物弱者対策について ・ 空き家対策について ・ 人材育成について 	
横田照夫議員質問 -----	198
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症について 	

・浄化槽政策について	
・根井三郎氏の顕彰について	
満行潤一議員質問 -----	209
・新型コロナウイルス対策について	
井上紀代子議員質問 -----	222
・感染拡大防止と医療体制の整備について	
・雇用維持・人材育成と事業継続のための支援について	
・持続的な経済・社会づくりに向けた取組について	
6月17日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	239
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	239
1. 議案第12号及び第13号追加上程 -----	240
1. 知事提案理由説明 -----	240
1. 一般質問 -----	241
田口雄二議員質問 -----	241
・知事の政治姿勢について	
・新型コロナウイルス感染症について	
・医療福祉行政について	
・県土整備行政について	
・警察行政について	
安田厚生議員質問 -----	254
・新型コロナウイルス感染症対策について	
・県立学校休業について	
・水産業について	
・道路交通について	
・国県道整備状況について	
渡辺 創議員質問 -----	268
・知事の政治姿勢について	
・新型コロナウイルスをめぐる状況について	
・県の広報戦略について	
・外部人材の登用について	
・教育に関する課題について	
・平和台公園の展望台について	
・県立図書館の図書管理について	
1. 議案に対する質疑 -----	286

前屋敷恵美議員 -----	286
1. 議案第9号から第11号まで採決 -----	288
1. 議案第1号から第8号まで及び議案第12号、報告第1号、第2号委員会付託 ----	288
自6月18日（木曜日）	
常任委員会	
至6月19日（金曜日）	
自6月20日（土曜日）	
休 会	
至6月21日（日曜日）	
6月22日（月曜日）	特別委員会
6月23日（火曜日）	休 会
6月24日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	291
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	291
1. 常任委員長審査結果報告 -----	292
野崎幸士総務政策常任委員長 -----	292
冨師博規厚生常任委員長 -----	293
武田浩一商工建設常任委員長 -----	295
日高陽一環境農林水産常任委員長 -----	297
岩切達哉文教警察企業常任委員長 -----	299
1. 議案第1号から第8号まで及び第12号、報告第1号、第2号採決 -----	301
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	301
1. 討 論 -----	301
来住一人議員 -----	301
1. 議案第13号採決 -----	302
1. 議員発議案送付の通知 -----	302
1. 議員発議案第1号から第6号まで追加日程 -----	303
1. 討 論 -----	303
前屋敷恵美議員 -----	303
1. 議員発議案第1号採決 -----	304
1. 議員発議案第2号から第6号まで採決 -----	304
1. 知事発言 -----	304
1. 副知事退任挨拶 -----	305
1. 閉 会 -----	306
<hr/>	
1. 資 料 -----	307
令和2年6月定例県議会日程 -----	309

議案送付文書	310
一般質問時間割	312
議案委員会審査結果表	314
閉会中の継続審査・調査申出一覧	315
1. 議案議決件名一覧表	317
1. 議員発議案等	321
社会資本の着実な整備促進を求める意見書	323
J R九州の鉄道路線の維持存続及び利便性の確保を求める意見書	324
新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実強化を求める意見書	325
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	326
地方財政の充実・強化を求める意見書	327
公共交通への支援の強化を求める意見書	328
1. 議事経過	329

6 月 8 日 (月)

令和 2 年 6 月 8 日 (月 曜 日)

午前10時0分開会

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひまか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和2年6月定例県議会を開会します。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 会議録署名議員に、日高陽一議員、前屋敷恵美議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る5月29日の議会運営委員会において、本日招集されました令和2年6月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計13件、その内訳は、補正予算3件、条例3件、予算・条例以外5件、報告承認2件であります。このほか8件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査いたしました結果、会期につきましては、本日から6月24日までの17日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月11日から5日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行いま

す。6月18日及び19日の2日間で各常任委員会を開催していただき、6月24日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会の開催については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月24日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第11号まで及び
報告第1号、第2号上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第11号まで及び報告第1号、第2号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和2年6月定例県議会の開会に当たり、まず、県議会の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、格別の御配慮をいただき厚く御礼を申し上げます。

宮崎県内において、これまでに確認された感染者は17名であり、全ての方が既に退院されています。県内では4月12日以降、57日間連続で新たな感染が確認されておらず、この期間は、感染が確認された都道府県の中では全国最長となります。

このように感染拡大を抑えることができているのも、ひとえに感染拡大防止に向けた県民や事業者の御理解と御協力をはじめ、医療の最前線で日夜献身的に業務に当たっていただいている医療従事者や感染症対策従事者の御尽力のたまものと、心より感謝を申し上げます。

国は5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」について、本県を含む39県を対象地域から除外し、5月25日には、全都道府県での宣言解除を決定しました。

本県では、4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけるなど、県民の皆様とともに徹底的に感染拡大防止に取り組んでまいりましたが、県内での感染拡大が抑えられている状況で、緊急事態宣言の解除という大きな節目を迎えることができました。重ねて感謝を申し上げます。

しかしながら、全国的な緊急事態宣言の解除も、決して安全宣言ではないということに注意

する必要があります。治療法の確立やワクチンの開発等には時間がかかり、私たちは「新型コロナウイルスとともに生きていく社会」を築いていかななくてはなりません。

国の「基本的対処方針」では、緊急事態宣言が解除された地域においても、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、おおむね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとされております。

そして、再度、感染の拡大が認められた場合には、再び緊急事態宣言の対象とすることも含め、速やかに強い感染拡大防止対策等を講ずることとされております。

実際、北九州市で複数の感染集団（クラスター）が確認されるなど、いまだ都市部を中心に感染がくすぶっており、いどこで流行が発生してもおかしくない状況であることに、私たちは十分注意しなければなりません。本県としては、感染拡大の第2波、第3波に備え、引き続き医療提供体制を強化しながら、「持続的な警戒態勢」の下、「新しい生活様式」の定着に取り組んでまいります。

県内における医療提供体制につきましては、関係の皆様の御理解と御協力をいただき、現時点で入院病床204床、軽症者等の宿泊療養施設を200室確保するとともに、PCR検査の検査可能件数につきましても、1日182件まで増強してまいりました。今後とも、これらの充実・強化に努め、県民の皆様の安心・安全の確保に万全を期してまいります。

県におきましては、これまで、感染拡大を防止し、県民生活や地域経済を支えていくため、

時々刻々変化する状況に応じて、様々な対策を講じてまいりました。

3月の専決処分による補正予算では、県民の暮らしのセーフティネットに関する対応として3億円余を、4月の補正予算では、感染拡大防止策と医療体制の整備や、小規模事業者の事業継続のための給付金や休業要請に係る協力金など、緊急経済対策として93億円余を措置しております。また、5月15日には、感染拡大防止に取り組む飲食店等を対象としたプレミアム付食事券の発行や、県立学校におけるオンライン教育等の支援を行うため、県議会の御理解の下、8億円余を専決処分しており、これまで、総額で105億円規模の対策を講じてまいりました。

また、国において本県の実情を踏まえた対策が講じられるよう、県議会の御協力を賜り、地方6団体として地方財源の充実や経済対策への支援等について国へ要望を行い、その結果、先般、閣議決定されました国の第2次補正予算案では、地方創生臨時交付金の大幅な増額が打ち出されたところであります。

緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響は、県民生活のみならず、宿泊・飲食業やサービス業、運輸業、小売業、製造業、農林水産業など幅広い業種に及び、本県の地域社会・地域経済にかつてない危機をもたらしております。また、国内外において感染の収束を見通すことができず、リーマンショックを上回ると言われる経済の停滞により、県民の皆様の間には、暮らしや経済に対する様々な不安が広がっております。

こうした状況の中、感染リスクはゼロにはならないとの前提に立ち、感染症対策とバランス

を取りつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくことが重要となります。

このため、本県の将来を見据えながら、「新しい生活様式」を確立するとともに、地域経済の再始動に向けた第一歩を踏み出すため、経済団体や関係機関、市町村等との意見交換を踏まえ、5月28日、県として「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を策定いたしました。

この方針では、現下の状況を踏まえた当面の施策展開と、収束に向けた施策の方向性を、1、感染拡大防止策による経済活動の基盤づくり、2、地域経済の再始動と更なる活性化に向けた取組、3、持続可能な経済・社会づくりを加速する取組、4、収束に向けて希望の光を取り戻す取組の4つの柱で示しております。

また、経済活動の再始動に当たりましては、まずは県内における経済循環を中心とし、その後、隣県や九州内での経済交流、さらには国内外との経済交流へと段階的に展開していくとともに、仮に感染拡大等の事態が生じた場合には、一時的な経済活動の収縮にも柔軟に対応することとしております。

本方針に沿って、引き続き市町村や関係団体と緊密に連携しながら、新たな時代における本県経済のさらなる発展に向けて、オール宮崎で取り組んでまいります。

次に、1点御報告をさせていただきます。高速道路の整備についてであります。

昨年度末、九州中央自動車道蘇陽一五ヶ瀬東間の新規事業化が決定いたしました。

長年の懸案であった県境区間の整備について展望を開くことができ、九州中央自動車道の全線開通に向け、大きく前進したものと考えております。これまで御支援いただきました県議会の皆様をはじめ、御尽力いただきました国土交

通省や関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の早期完成に向けて全力で取り組んでまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

このうち、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、状況の変化を踏まえて総合的な対策を講じるため、3つの基本的な考え方に立ち編成したところであります。

1点目として、今回の補正予算案は、3月、4月、5月の補正予算に続く一連の対策の第四の矢として編成したものであります。今回、新たに41億円余を計上することとし、県の新型コロナウイルス感染症対策の総合的なパッケージとして、総額147億円の事業を実施することとなります。

2点目は、先ほど触れました県・経済対応方針に基づき、感染拡大防止の徹底と地域経済の再始動を推進するための予算案であるということです。

3点目は、影響が深刻化している県内の中小企業・小規模事業者や観光業、交通事業、農林水産業など、地域を支える産業や事業者を幅広く支援するとともに、市町村と緊密に連携しながら、県民の暮らしを支えるためのきめ細かな支援策を盛り込んでいるということでもあります。

予算編成に当たりましては、地方創生臨時交付金や国庫補助事業など、国の補正予算（第1号）のメニューを最大限活用しつつ、本県の厳しい実情を十分踏まえ、効果的かつ実効性のある事業を構築したところであります。

このほか、国庫補助事業の決定等に伴う事業

や、4月補正予算の財源として取り崩した財政調整積立金などの積み戻しに要する経費を計上しております。

補正額は、一般会計が107億4,466万7,000円、公営企業会計が4,822万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,337億139万9,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金4,640万7,000円、国庫支出金100億8,047万5,000円、寄附金100万円、繰入金3億2,357万円、諸収入1,161万5,000円、県債2億8,160万円でありませぬ。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまでの対策の基本的な考え方を発展的に継承し、1、感染拡大防止策と医療体制の整備、2、雇用維持・人材育成と事業継続のための支援、3、地域経済の再始動・活性化に向けた支援、4、持続的な経済・社会づくりに向けた取組の4つの柱に基づき、必要な事業を構築しております。これらに沿って御説明申し上げます。

1点目が、「感染拡大防止策と医療体制の整備」であります。

県内において感染拡大防止を徹底し、医療・検査体制の充実を図ることが、県民の社会経済活動の基盤になります。

県民の命と健康を守るための対策として、これまで、PCR検査体制の強化、入院病床や軽症者等の宿泊療養施設の確保など、医療・検査体制の充実に取り組んでいるところでありますが、これらに加え、県立学校等における衛生環境の改善や、県産材を活用した施設整備の支援を通じ、さらなる感染リスクの低減や「新しい

生活様式」の定着を進めてまいります。

2点目は、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」であります。

現下の状況を踏まえると、地域の雇用の維持と人材の育成・確保は喫緊の課題であります。また、県民の足としての役割を担う公共交通網の維持や、地域を支える中小企業・小規模事業者の事業継続に向けた取組を支援する必要があります。

このため、離職を余儀なくされた方など、建設関連産業やIT関連業への就職を支援するとともに、農林水産業の現場における雇用の維持を図るなど、幅広い分野における雇用の維持と人材育成・確保にしっかり取り組んでまいります。

また、外出自粛の長期化に伴い、大幅に利用者が減少するなど影響が生じております地域間のバス路線の維持に向けた支援や、売上げが減少した中小企業・小規模事業者の販路回復、商品開発、ICT活用等に向けたサポート体制を強化するなど、事業者の皆様へ寄り添った取組を進めてまいります。

3点目は、「地域経済の再始動・活性化に向けた支援」であります。

第1に、地産地消による「応援消費」を通じた全県的な需要喚起を力強く推し進める必要があります。

このため、県内全域における幅広い消費喚起を目的として、各市町村と連携してプレミアム率30%の商品券を50億円規模で発行するとともに、商店街のにぎわいを取り戻すためのイベント開催や、鉄道・バス・フェリーなど地域の公共交通の利用促進により、地域経済の活性化に取り組んでまいります。あわせて、県産農畜水産物の消費拡大、県産材の利用拡大や、収束を

見据えた大都市圏や海外における県産品の販路拡大等の準備を進めてまいります。

第2に、県外及び国外からの大規模な観光誘客が見込まれない中で、「観光みやぎき」の再始動を図るための取組を進めていく必要があります。

宮崎観光の父とも呼ばれる岩切章太郎氏は、自伝「大地に絵をかく」の中で、「すべて観光は人まねではいけない。その土地土地の特徴を生かしながら、新しい美しさを作り上げていかねばならない」と述べておられます。県外や国外への移動がままならない今こそ、県民の皆様には、県内の観光地を訪れ、各地域の多彩な魅力や価値、美しさを再発見していただくとともに、ぜひ、県内のホテルや旅館に泊まっていただくことにより、観光業や宿泊業の皆さんを支え、新たな「観光みやぎき」づくりに御協力いただきたいと考えております。

このため、今回の補正予算により、県民や隣県の方々を対象とした旅行商品の開発支援や、県民の皆様の県内におけるスポーツ合宿を促進するとともに、「ひなたのチカラ」をキャッチフレーズとした本県の魅力を発信するプロモーションの集中的な展開など、「観光みやぎき」の再始動を図るための支援に取り組んでまいります。

4点目は、「持続的な経済・社会づくりに向けた取組」であります。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により明らかになった社会の変化や、本県の強みを生かした持続可能な経済・社会づくりに向け、「コロナとともに生きていく社会」における県民の暮らしや事業活動、地域の各産業の基盤強化、子供たちの教育環境の充実を図っていくことが重要であります。

このため、輸出先の基準等に対応した食品加工施設の整備を進め、農林水産業の競争力を高めるとともに、生産拠点を国内回帰させる企業の県内進出等を支援し、県内企業等の生産基盤の強化を図ります。

また、森林空間を活用して仕事と休暇を楽しむ「ワーケーション」の取組や、配食業者と産地が連携した商品化といったビジネスモデルの構築により、新たな働き方・暮らし方につながる取組を進めてまいります。

さらに、県立中学校等でのオンライン学習教育システムの構築や、教員の事務負担を軽減するスクール・サポート・スタッフの増員を行うとともに、農業高校と農業大学の設備・機器の整備などにより、子供たちの学びを支えてまいります。

主な事業の説明は以上であります。感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を図るため、今後とも感染の状況を十分見極めながら、本県の実情に応じ、迅速かつ的確に必要な対策を講じてまいります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第4号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、総務省令が一部改正され、地域再生法に基づく県税の課税免除または不均一課税の適用期間が延長されたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、「覚せい剤取締法」の名称が改正されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第6号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、宮崎県美術展

が宮日総合美術展と統合したことに伴い、関係する手数料を廃止するものであります。

議案第7号及び議案第8号は、防災・安全社会資本整備交付金事業国道219号岩下工区（仮称）岩下トンネル工事及び国道218号干支大橋耐震補強工事その1の請負契約の変更について、それぞれ議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第9号は、公安委員会委員藤田紀子氏が令和2年8月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として山下恵子氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第10号及び議案第11号は、収用委員会委員2名が令和2年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち、議案第10号は、増田良文氏の後任委員として、同じく増田良文氏を、議案第11号は、近藤日出夫氏の後任委員として新井貴博氏をそれぞれ任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第1号は、先ほど御説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策に関する令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）の専決報告であり、報告第2号は、地方税法の一部改正により、電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し等が行われ、所要の改正を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であり、いずれも早急に対応するため、専決処分を行ったものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。

今、私たちが直面している「コロナとともに生きていく社会」は、誰も経験したことのない世界であります。それゆえに、政治や行政が責任を持って、地域社会の方向性を指し示していくことが強く求められております。

現時点におきまして、治療法の確立やワクチンの開発等の見通しが立っていない中、県内外で第2波、第3波の感染拡大が起り得るという想定の下、「県民の命と健康を守る」「医療崩壊を起こさせない」という強い思いを胸に、本県における感染拡大防止の徹底と社会経済活動の維持との両立に向け、私自身が先頭に立って、対策を講じていく決意であります。

他方で、コロナを経験した後は、これまでにないスピードで、新たな経済・社会の変化が生じる可能性があります。

感染収束後の社会（ポストコロナ）のありようを構想してみますと、脱グローバル化の胎動や、社会に必要なゆとりが肯定される時代の到来、大都市集中型から分散型の社会構造への転換、デジタル化やリモート化のさらなる加速などに加え、人々の意識や価値観・生き方までもが大きく変容することも想定されます。

県といたしましても、10年前に発生した口蹄疫からの再生・復興の経験を生かしながら、コロナ収束後の地域社会の在り方や、コロナの経験を踏まえた持続可能な経済・社会づくりについて、民間有識者等との意見交換を通じて議論を深めてまいりたいと考えております。

これは、取りも直さず、宮崎の未来を築く「新しいゆたかさ」への挑戦であります。そして、今を生きる私たちは、新しい経済・社会を切り開いていく歴史的使命を担っているものと考えております。

私は、安心と希望あふれる宮崎の未来のために、この宮崎の地から、地域の新しい経済・社会像を描き、内外へ力強く発信していくことで、知事として私に課された使命を果たしてまいる所存であります。

県議会をはじめ、県民の皆様におかれましては、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日9日から10日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、11日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時26分散会

6月11日（木）

令和 2 年 6 月 11 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 事 務 局 長	横 山 幸 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。今議会の一番手として、ここ宮崎県議会の県政壇上に立ち、今回退任されることとなりました鎌原副知事に対し、感謝の意を表しつつ、宮崎への思いを伺うことから始めます。

さて、私が知る範囲での古き感染症の一つに麻疹があります。紀元前3000年頃に中近東のシユメールで流行し、日本に到達したのが、西暦998年、ヨーロッパから日本に到達するのに実に4,000年を要したことになります。

比べまして、今回の新型コロナウイルスは、発生後僅か半年ほどで、ほぼ世界全域の187か国にまで広がり、今がいかにかグローバル化、スピード化の時代であるかをまざまざと思い知らされております。この状況は、全てに経済を優先させることを求めてきた結果、たどり着いた世界でありました。

この道こそ、私どもが目指すべき、進むべき唯一の道だと信じ追い求めてきた、より広く、より速くの世界は終点とはならず、また、その先の新しい生活様式なるものを求めて進めということになったのであります。

果たして私たちは、一体何を目指そうとしているのかなどと思いつつ、まず鎌原副知事に伺います。

平成29年4月の就任以来、その高い見識と先見性を発揮されるなど、本県が抱える様々な課題の解決や公共事業費の獲得などに尽力をいただきました。

また、課題解決のため、県内をくまなく見て回られるとともに、周囲とも膝を突き合わせられるなどの姿勢は、そのお人柄とも相まって、あなたへの信頼を一層強いものとなりました。

そして、その功績については、ここで列挙するにはいとまがありませんが、例えば高速道路の県南区間及び西臼杵における初の開通、広瀬バイパスの開通、細島港の16号岸壁の新規採択や油津港のファーストポート化などの物流基盤、さらには県有スポーツ施設の分散整備や総合運動公園の津波避難施設などなど限りはありません。

そしてさらには、建設業の健全育成と経営の安定のため、多方面に及ぶ改革・改善に取り組まれますとともに、国土強靱化対策につきましても、3年間で約700億円もの予算を別枠で措置することもできました。

そして、退任を控えられた今日も、コロナ対策に鋭意御苦勞いただいております。

これらの全てに心から敬意と謝意とを表しながら、この間を振り返られての、これまで、そしてこれからの宮崎に対する思いをお聞かせいただきたいのであります。

知事に伺います。

本年1月9日に出されたWHOの声明を受け、翌10日、厚生労働省は、「昨年12月頃より中国において発生している病原体不明の肺炎には、新種のコロナウイルスが関係している可能性がある」との発表を行いました。

その後1月16日、武漢より帰国した日本人男性の感染が判明し、3月4日には本県において

も感染者が確認されるなど、当初はさほど身近な危険だとは受け止めていなかったこの感染症も、瞬く間に大きな恐怖事案へと変わりました。

そして、国内第1例目の発生以来、約5か月経過後の6月9日現在で、感染者は1万7,251名、うち死亡者が919名となっております。

質問に先んじて、亡くなられた方々の御冥福と、現在も闘病されている方々の一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

また、感染リスクの中、県民の命を守るため、日々御尽力いただいている医療従事者の皆様に対しまして、深く感謝を申し上げます。

さて、これまでの感染拡大対策を見てきて、今回強く感じたのは、幾人かの知事の奮闘ぶりです。

例えば、大阪府知事の場合、府独自の基準を明確に示し、その達成状況を大阪のシンボルである通天閣に赤や青のライトアップで示すなど、様々な取組を府民に分かりやすく説明し、上手に伝えるなどの活躍の在り方は、率直に言って悔しいほど目立っておりました。

また、東京都知事の相も変わらずの話術や、PCR検査のドライブスルーをいち早く打ち出した鳥取県知事のいつもどおりの爽やかな発信力など、それぞれの知事の活躍ぶりが、連日、そして常連的に全国へ報道されてきました。

一方、本県であります。

決して知事批判ではありませんが、自らは「宮崎モデル」と言われてはいますものの、しかし、知る人ぞ少なく、評価の声は上がらず、そしてまた、電波に乗ることもさほど多くはありませんでした。

その原因は、宮崎モデルの内容にあるということ进行全面否定はできませんものの、大きくは

知事の説明の在り方が、政治家口調ではなくて行政マン的な話し方であったこと、加えて、話が長く要点がつかみにくかったことなどにあるのではなからうかと思えます。

せっかく懸命な努力を重ねられているのでありましょうから、そのような面ももう少し加味され、めり張りを利かせた県民本位で内容の濃い政策を、爽やかな説明で発信くださることを切に願うところであります。

ところで、いよいよこれから、疲弊極まった本県経済の復興対策に軸足を移すこととなります。県内のあらゆる産業、特に商工観光関連産業が受けているダメージには目を覆うばかりであります。一刻も早く復興を図らなければ、底の浅い本県経済は破綻の危機にあると思えます。

そして、この状況は、あの口蹄疫からの経済復興を図らんとするときに似た状況にあると思えます。口蹄疫終息宣言から1か月後の9月議会において、中小企業応援のためのファンド220億円を造成し、11月議会では、1,000億円もの巨額の運用型ファンドを作りました。

ただ、このとき河野知事は、次期知事選に出馬するとして既に副知事を辞され、選挙に向けて活動されていた最中でありましたので、どうお感じになられたか分かりませんが、1,000億円という金額は、私どもには相当なインパクトを与えました。さすが東国原知事と思った県民は多かったことであろうと思えます。

しかし、この基金は、当時財政課長であった現教育長の日隈さんを先頭に、たくさんの皆さんが内閣府や総務省などとの掛け合いを経て、ようやく造成できたファンド事業でありました。

にもかかわらず、この事業が東国原知事によ

るものだと県民に聞こえたのは、彼の政治家としての弁舌の巧みさからだったのであらうと思っております。

河野知事にも、ぜひ今こそ、全力を挙げて県内経済を復活させ、県民の元気を一気に取り戻せるような思い切った対策で、経済の復興をなしてほしいのであります。

その気概及び意気込みを、声高らかにお聞かせいただきたく、壇上からの質問といたしまして、以下、自席より伺います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

復興に向けた意気込みについてであります。

今、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響が、本県の地域経済・社会に未曾有の深刻な危機をもたらしております。

こうした中で、県民の皆様暮らしや経済を下支えし、先行きに対する不安を取り除くため、県政のリーダーとして、明確なビジョンや戦略をお示しし、それをしっかりと市町村や県民の皆様にお伝えすること、そしてその目標を共有し、断固実行していくことが、私の使命であると考えております。

このため、新しい生活様式の確立と地域経済の再始動に向けまして、「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を策定するとともに、今議会に提案しております補正予算を含め、時々刻々と変化する状況に応じた総合的な対策として、総額147億円規模の事業を構築してきたところであります。

リーマンショックを上回ると言われる経済の停滞、口蹄疫のときは異なり、全国、そして全世界が同時に深刻な影響を受けている状況からの復活は、並大抵のことではないと考えてお

ります。

私は、疲弊した社会経済活動の本格的な再開と回復を図り、さらにはコロナ収束後の新たな時代を見据えながら、宮崎の強みを生かした本県経済のさらなる発展に向けて、これまで以上に強い気概と覚悟を持って、オール宮崎でしっかりと取り組んでまいる所存であります。以上であります。〔降壇〕

○副知事(鎌原宜文君)〔登壇〕 お答えいたします。宮崎に対する思いについてであります。

坂口議員から過分なお言葉があり、大変恐縮をしているところであります。私の在職中に、高速道路網をはじめとする各種インフラや、防災・減災対策などの整備が進んできましたのは、知事や県議会をはじめ、市町村、関係団体、そして先人たちの長年の御努力が結実したものであり、私も微力ながらその一端を担わせていただきましたことは、大変光栄であると存じております。

また、仕事を離れましても、県議会の皆様をはじめ、多くの方々と親しくお付き合いをさせていただくとともに、本県の美しい自然や豊かな食、何より人の温かさに触れる中で、宮崎は文字どおり私の第二のふるさととなっており、振り返れば、あつという間のとても充実した3年3か月でありました。

宮崎は、交通基盤など必要なインフラ整備を進めていけば、もっともっと発展できる高いポテンシャルを有しており、また、南海トラフ巨大地震などの災害に備えた防災・減災対策の取組も、着実に進めていく必要があると考えております。

私は、間もなく宮崎を離れることになりましたが、立場が変わりましても、引き続き宮崎の応

援団として、これまでの御恩をお返りする気持ちで、宮崎県の発展のために最大限の努力、御協力をさせていただきたいと考えております。

以上であります。(拍手) [降壇]

○坂口博美議員 ぜひ知事には、堂々と自信を持って、リーダーとしてどンドン前に進んでいただきたいと思います。また、鎌原副知事には、これからもっともっと頼ることばかりになると思いますので、ぜひ、東京におられても、宮崎のことを第二といわず、第一と同格のふるさとと思って、頑張ってまた宮崎を引っ張っていただければと思っております。よろしくをお願いします。

ところで、今回のコロナ禍ですけれども、これはリーマンショックや東日本大震災をはるかに超えて、戦後最大級だとも言われておりますが、この本県の経済や社会への影響についてはどのように認識されているのか、今後の対応に関する考え方と併せて知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 新型コロナウイルス感染症の県内経済への影響につきまして、今年4月の経済指標を前年同月比で見ますと、百貨店・スーパー販売額はマイナス16.8%、主要ホテル・旅館の宿泊客数はマイナス80.4%、宮崎空港の国内線乗降客数はマイナス88.9%と、いずれも大変深刻な影響を受けているところであります。

一方で、現在、本県の感染状況は落ち着きを見せておりますことから、感染拡大防止に細心の注意を払いながら、地域経済を再開していく段階を迎えていると考えております。まずは、感染の影響が比較的少ない県内での経済循環を促しますとともに、影響が長期化すると見込まれる国外との経済交流につきましては、収束後を見据えた取組を今のうちから始めておく、そ

のような考えでございます。

引き続き、医療・検査体制の充実強化を図るとともに、県民、また事業者の皆様にも「新しい生活様式」への対応を促しながら、関係団体や市町村と連携して、この危機を乗り越えるため、しっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 これから確立されようとする「新しい生活様式」ということでありますけれども、これを一言で表すとどういう具合に変わるのかということをお答えいただきたいと思っております。知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) この「新しい生活様式」、国がそのような表現をしておりますが、感染リスクがゼロにならないということを前提に、日常生活の中に感染対策を取り入れて送ると、そのようなことでありまして、基本的には、このウイルスが飛沫や接触により感染をしますので、人と人との間、身体的距離をしっかりと取っていく、そのような形での生活を送っていくこととなります。

○坂口博美議員 周囲の人との距離を空けると、これが新しい生活様式の、まずベースだということでありました。

しかし、ほんのちょっと前まで、例えば東日本大震災、大津波、あるいは様々な場所での豪雨などの災害のときは、人同士の絆をしっかりと結べということでありました。手を握り合って助け合いなさい、そのことが声高に言われました。

それからまた、我々の最も大切だと言われる人格なんですけれども——僕は至らないところばかりなんです——人格をまず芽生えさせる、醸成させる、そして陶冶していく。この人との関わりが大変大切だというふうに、これまで僕はそう承知してきております。理解してき

ております。人と人が激論をし合い、肌を触れ合い、抱き合って、泣き合い、喜び合う、同じ釜の飯を食うなど、これまで、人との距離を縮めろというのが基本でありました。

これがまた180度変わるわけではありますが、私には、やはりこれまでのやり方が正しかったんじゃないかなというような気が、今でもいたします。

それはさておきまして、今後どのように推移するやも知れないコロナ対策を実施する前提としては、何といても財源であります。これは避けられない問題であります、所要の財源確保に係る知事の考え方を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今後、この新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及ぶことが見込まれるわけでありまして、感染拡大の防止、経済活動の回復は、全ての自治体において取り組むべきものでありますので、その対策につきましては、国において必要な財源をしっかりと確保していただく必要があると考えております。

そのため、全国知事会でも——度々ウェブ会議で今開催をされておりますが——強くその要望をしておりますし、県議会の皆様の御協力の下に、市町村の皆様と連携をして、財源確保について国へ要望を行ってきたところでありませう。

今後とも引き続き、感染拡大の防止の徹底、経済の再始動・活性化を図っていく必要があると考えておりますので、まずは、現在、国会で審議をされております地方創生臨時交付金の増額を含む国の2次補正予算を最大限活用しますとともに、今後必要となる財源等につきましては、その都度、その確保につきましては、国へ強く要望してまいります。

○坂口博美議員 これは、周囲の県民の方々に

見てなんですけど、察しますに知事は、まずその学歴や経歴、こういったことから大変頭脳明晰にして優秀な人である、出身地ですから、総務省への影響力も特段大きいものがある、必ず本県のために役立ってくださるはずだといった期待から、県民が前回の選挙まで、全ての選挙ですけど1票を投じた。その結果、九州ではただ一人でした、県外からの知事というのがおられる県というのは。

九州ではただ一人、宮崎だけあります。ですから、何としても、その実力を発揮され、県民の負託に答えてほしいと、心から期待をいたしております。

そこでまず、今回の経済復興対策の財源確保の観点からお尋ねいたします。

国は、既に第2次補正予算が明日にも成立する見通しですが、その中に地方創生臨時交付金の2兆円増額を盛り込みました。

そういった中において、県は、地域における新型コロナウイルス対策の実施主体として大きな役割を担っており、今回の対策では既に多額の財政負担を強いられております。

そしてまた、今後必要となるであろう経済復興対策を考えますと、かなりの額の財政負担が待っているものと思えます。

したがいまして、知事には第1次補正の際の本県への配分額、合わせて100億円を大きく上回るような交付金の確保を期待してやまないのがあります。

そして、その目標であります、単順に人口比で計算すれば約200億円となります。本県の財政力等を勘案すれば、今申し上げた数字は、「少なくとも」という前置きをつけた金額だと、念のため申し上げておきます。

連続3期にわたって選ばれた知事に対する評

価には、総務省でもまた高いものがあると聞き及びます。知事に、その決意をぜひお聞かせいただきたいと思いますのであります。

○知事（河野俊嗣君） 地方創生臨時交付金につきましては、国の1次補正で1兆円が措置をされ、地方単独事業分として、本県に約55億円、県内市町村に約45億円の計約100億円が示されたところであります。また、第2次補正予算案には2兆円が計上されておりまして、1次補正と合わせて総額3兆円規模となったところであります。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が見込まれる中で、今後も本県の実情に応じた対策を迅速かつ的確に講じていく上で、この交付金が、中核となる重要な財源だと考えております。

このため、交付金の配分に当たりまして、これまで、本県へ重点的に交付されるよう要望してまいったところでありますが、第2次補正予算もにらみながら、先日、私が直接、関係省の担当局長へ電話をかけて——それぞれ面識のある方でありますが——強く訴えたところであります。

今後とも、財政基盤の脆弱な本県への手厚い予算配分、また自由度の高い制度を構築していただくよう、積極的に要望してまいります。

○坂口博美議員 財源確保を地方がもっともっと適時適切にできるように、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

もちろん、国からの支援については、地方創生臨時交付金のような一般財源的なものが一番いいわけでありますけれども、それでもなおかつ財源に困窮する際などには、後年度交付税措置のついたような地方債の活用といった手段もあるのではないかなと思っています。

過去にも総務省では、その類いの財源対策債などの発行例もあったと記憶しております。総務省への知事の働きかけを求めたいと存じまず。再度お願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この感染症の影響の長期化、その中で地方の役割・責任が増大している。そして、新たな感染症対策や経済対策など、今後さらなる財政需要が見込まれるところであります。

御指摘のありました、元利償還金に対する交付税措置を伴う特例的な財源対策債の創設をはじめ、地方にとって自由度の高い財源を確保することは、非常に重要であると考えております。

先日の全国知事会のウェブ会議におきまして、こうした地方債制度、補助金・交付金、持てる施策を総動員すべきではないかと、そのような表現で訴えたところでありまして、引き続き、総務省をはじめ国へ積極的に働きかけてまいります。

○坂口博美議員 ぜひぜひ、よろしく願います。

次に移ります。

国内においての現在の感染拡大ですけれども、これは今のところはある程度落ち着いているように思います。予防ワクチンとか有効な治療法が確立されるまでは、感染リスクとは常に隣り合わせであります。

そのような中で知事は、感染拡大の防止と経済復興との両立を図るという二律背反とも言うべき道を選ばれました。

それへの挑戦は、例えば、薄き氷の上を重き荷物を背負って、暗闇の中を地図すら持たずして、道なきところを進み行くような、リスクばかりの行為であろうと思いますが、基本的にと

のような考え方の下で進んでいかれるのかお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 感染拡大の防止と経済の復興との両立を図ることは、議員御指摘のとおり、大変困難な取組であると認識をしております。これからの「コロナとともに生きていく社会」においては、この困難な課題に正面から取り組んでいく必要があると考えております。

議員は今、「復興」という言葉を使われましたが、自然災害に例えますと、今、一定の自然災害が、かなり広範に発生をしている。その後、またさらなる豪雨なり大きな台風というものが見込まれる。それにしっかり備えていかななくてはならない、我々はそのような状況に直面しているところでございます。

この課題に取り組むため、先月末、「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を策定しまして、経済活動は常に感染リスクと隣り合わせであることを前提に、その再始動に当たっては、まずは県内での経済循環を中心とし、その後、段階的に隣県、九州、そして全国へと展開をしていく、今後、感染拡大が生じた場合などには、一時的な経済活動の収縮にも柔軟に対応するという方針を定めたところであります。

今後とも、「感染防止なければ経済活動なし」という思いで、県民の命と健康を守ることを最優先としまして、感染拡大防止の徹底と地域経済の再始動のかじ取りを行ってまいります。

○坂口博美議員 感染防止と経済ということですから、車で言えばアクセルとブレーキということになるのでしょうか。

それをずっとうまくコントロールできればというか、うまく使うことを許してくれればいいんですけれども、そのバランスが壊れるという

ことも、十分覚悟しとかなきゃならないと思うんですが、そういったときの対応の考え方についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） アクセルとブレーキのバランス、これも大変難しい課題であろうかと思えます。

全国的な収束が図られる中で、例えば、最近における北九州のような、さらなる感染の拡大というものが随時生じるということで、よく状況を見極めた上で、そのバランスを図っていくこと、さらなる感染拡大が生じた場合には、例えば県下全域で、県民に対して外出自粛の徹底や、さらには事業者に対する必要な休業を要請することなど、社会経済活動を最大限抑制してでも、「県民の命と健康を守る」「医療崩壊を起こさせない」、そういう取組を徹底することが必要であろうと考えております。

○坂口博美議員 それを具体的にどんな場合にやられるのかというのを、せんだってから専門家会議とかいろんなことをやっておられましたよね。

そして、私が責任持って、一定の基準というか、そういった宮崎方式を決めながらやってくんだと。その考え方を教えていただきたいんです。

○知事（河野俊嗣君） 県内においても、対策協議会などにおきまして、感染がより拡大した場合には、本県独自の緊急事態宣言を発するというようなことも含めて、段階的に感染状況を見極めながら、県民のさらなる行動要請等を行っていくということで、めどをつけたところであります。

感染収束段階と比べまして、感染が拡大をしている状況というのは、必ずしも数値の目標だけを設定するのではなく、感染経路が不明な事

例がどれだけあるかとか、クラスターが発生するのか否かというようなところを細かく見極めて、大事なことは迅速に対応していくことであらうかと考えております。

この第1波の経験というものをしっかりと検証しながら、次へ備えていきたいと考えております。

○坂口博美議員 それで、事前のいろんな執行部との意見交換のときに、まず具体的な方法としては、県内7ブロックに分けていると。そういった中で、感染拡大が厳しいところには、外出自粛などをまず要請するんだと。それでも拡大が止まらないときは、今言われたように、社会経済活動を制限していくんだということでしたが、その制限をする発令というんでしょうか、休業なりを頼むよということ、そのブロックごとでもいいんですけど、こういったタイミングで出されるのか。

具体的に言うと、もうこれ以上待っていたら、確実に止め切れないというタイミングを、ぎりぎりまで待たれるのか。一発でうまくいかんかも分らんと、だから今のうちに、まず一の矢を打っておこう、駄目だったら、二の矢、三の矢で止めていこうという、ゆとりを持った時点で発令されるのか。そこは具体的にはどんな具合に考えておられるのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 第1波への備え、対応を内部で検討する場合にも、我々は手持ちのカードがあとどれぐらいあるかというような議論をしておったところであります。外出自粛、さらには今の休業要請ということもありますし、緊急事態宣言のような、いろんなメッセージの出し方、または県民の行動変容の促し方があろうかと考えております。

県内7ブロックに分けて、割ときめ細かくそ

の状況に対応していこうというのは、本県独自の取組であります。どのような発生の対応が起こった場合に、それがA、B、C、D、どの段階になっていくかというのは、必ずしも数字で明確に示せるところではございませんが、先ほど言いましたような感染の発生への対応、本県のみならず隣県も含めた状況ということも総合的に勘案をしながら、早め早めにそのカードを切っていく、ここが大事であらうかと考えております。

○坂口博美議員 知事が、本県独自の宣言を出して経済活動なんかに対しての要請を行うということですね。

だから、それをどのタイミングで……。最後の最後の切り札ですよ、県として判断できて実施できる。それはどの時点でやられるのかということをお尋ねしているんですよ。

だから、もうこれ以上待ったら駄目だと。もう経済には、やっぱり遠慮してもらおうと。アクセルペダルだったけど、もうアクセルはここで外してもらおうというそのタイミングというのは、アクセル外したけどこれでもまだ駄目だったら、もっとブレーキを踏み込もうというタイミングを残して、その時点でまず出されるのか。もうこれ以上、本当に間に合わないというぎりぎりまで待たれるのか、その判断をお聞かせいただきたいんです。

○知事(河野俊嗣君) 今、早め早めというような表現をしたところでありますが、感染状況、そして、その感染の内容を、単に件数だけではなくに、感染経路が不明のようなものが次々発生をしている状況なのかどうなのか、そして、医療提供体制の逼迫の度合いということも総合的に勘案をしながら、早め早めに、ぎりぎりになってから出してからではもう遅い、さら

には拡大をとということが見込まれますので、その見極めというものは大変重要になってくるというふうに考えております。

○坂口博美議員 何かニュアンス的には大体分かったんですけど、例えば僕は、薄い氷の上を、暗闇を歩くようなものだよと言いましたね。そのときに、仮に、川の激流でもいい、知事の子供さんを右手、左手、長女、次女と握りながら、「お父さんがしっかり守るからついてこい」と言って歩いておられたと。氷が割れて沈んじゃったと。両手にもものを握っていたら泳げないんですよ。3人とももっていかれるんですよ。どちらかを離そうというときに経済を離す。それもちょっと早めに離すということなんですよね。

いや、そうですよ。バランスが崩れたら、そのままにしていたら大変。でも、やっぱり感染症を優先しなきゃ、病気で死んじゃうという…。これは優先すべきだと思うんですけど、もう2度目になれば、宮崎の経済も、疲弊し切っていますよ。こちらを早く離したら、経済で死ぬ人も出てくると僕は思う。だけど、早く離さないと3人とも死んじゃうと。

だから、判断は正しいけど、じゃ、それをどうやるのかと。「皆さんお願いします。私は素手で来ました」と。今度は、そうはいかんですよ。「しっかりこれだけの手だてをするから、お願いだから活動をやめてくれ」と言わないと。

今度は、その活動を止めた責任者というのは、取引先の倒産連鎖を招いたり、従業員を路頭に迷わせたり、もう、この前の1回目の休業要請でそうなっちゃったんですよ、脆弱な資本のところは。だから、強いお願い、そしてお願いを聞き入れるというものも絶対必要なんです。

す。

と同時に、この前見えてきた制度上の欠陥、それを補填するものが何もなかった。出したいところにも出せなかった。だから、こういう制度をしっかりと作らないと駄目だと思うんです。これは、やる気になれば作れると僕は思うんですよ。

例えば、土地収用法というのがあるじゃないですか。憲法で個人の財産は保護されていると言うけど、それ以上に公共の利益が大きいときは土地は、収用法にかけて、ちゃんとお金は払わなきゃならないですよということ。そのお金がないと、今度は、「俺はそれはできないよ」と言ったら、もうアウトですよ。

だから、そののこのところに対してどのような見解を持って今後——「私が県民の命を守る」と今、大上段に構えられたんですから——本当に守れるのかどうか。僕は、今のまんまじゃ難しいと思うんです。だから、守るために国とこうやるんだということまで聞かせていただかないと、僕は今の答弁では納得できません。

○知事(河野俊嗣君) 今回、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく様々な対応というのが、この新型コロナウイルスにおいても取られてきたところであります。

その中で、今御指摘がありましたような、休業要請に伴う補償がないというようなこと、さらには、休業要請に応じない事業者に対する強制力というものが弱いのではないかと。これまで全国知事会等でもそういう議論、その見直しというものを強く訴えてきたところであります。

このたび、全国知事会議におきましても、この第1波のこれまでの対応につきまして、検証チームを立ち上げて次の第2波以降に活かして

いこうという取組が進められているところであり
ます。

今回、早め早めの対応を図っていくというこ
とを申し上げたところでありますが、国におけ
る緊急事態宣言の全国への拡大に関しまし
ても、本県の感染状況を見ますと、必ずしも緊急
事態宣言の対象となるような感染拡大の状況で
はありませんでしたが、国全体の危機感を持っ
て、早めの全国への拡大がなされたと考えてお
ります。

それが果たしてよかったのかどうかも含め
て、しっかり知事会としても、そして国とし
ても、その検証を図りながら次へと備えてまい
ります。

○坂口博美議員 もうちょっとお伺いしたかつ
たんですけど、今、時計を見たら随分足りなく
なっているので、次に移ります。

2019年のOECD発表によりますと、我が国
の人口1,000人当たりのお医者さんの数は、加
盟36か国中で32位でしかありませんでした。ま
た、感染症病床についてですが、平成10年には
国全体で9,060床あったものを、平成30年
には1,869床へと8割も減らしております。

感染症対策を担う保健所の数についても、都
道府県及び政令指定都市分合計で、平成7
年、747ありました。令和元年には385です。半
分になりました。

このように、国は行政改革、あるいは社会保
障制度改革という名の下に、予算削減を前提と
した数字を適正な数だと。地方公務員の数もそ
うだと思いますよ。今度の県の人事のやりく
り、本当に残酷というぐらい、福祉保健部は残
業だって145.5%ですからね、対前年同月で。

このように国は——僕に言わせれば本当に乱
暴な数字だと思うんです、適正と言わずに——

こんなことをやってきている。ですから、これ
らを見ていて僕が感じるのは、本当に無能無策
なグループだなど、こういった意思決定をして
いくところが。そして、あまりにも無責任だな
ど、ただただ驚いているばかりです。

また加えて、去年の10月、こともあろうに国
の経済財政諮問会議は、官民合わせてこれか
ら13万床のベッドをまだ減らす必要があるとい
うような提案、これはまさしく愚ですよ。愚な
る提案、これをやっているんですよ。

日本の国の政府というのが、一体どういう方
向を目指しているのか、これを知事はどう感じ
ておられるのか。こういった一連の今までのこ
とに対して、今度は物を言う番ですよ。これに
どう対応していかれるのか、お伺いをいたしま
す。

○知事（河野俊嗣君） 今回の新型コロナウイルス
感染症対応のいろんな経過の中で、「医療
提供体制の充実」「国民の命と健康を守る」、
その重要性について、改めて強く認識がなされ
たところでもあります。

国は、2025年をにらみまして、高齢化の進展
に対応できる持続可能な医療体制を構築する観
点から、地域医療構想を推進しているところで
あります。

そうした中、御指摘がありましたように、昨
年、将来方針の再検証が必要とする公立
・公的病院名を公表し、対象病院や自治体から
は困惑や反発の声が上がったほか、御指摘の経
済諮問会議で民間議員が全国約13万床の削減を
提案するなど、住民に不安を与えかねないもの
であったと認識をしております。

今回の感染症リスクへの対応も含め、地域全
体の医療の将来像につきましても、関係者間で
丁寧に議論を行うことが重要であろうと考えて

おります。

国立病院を含む公立・公的病院は、医療資源の乏しい本県を含め、地域で重要な役割を果たしているところでありまして、機械的な再編というものはあってはならないと考えております。

県では、国に対しまして、一方的な病床削減等を推し進めることなく、今回の新型コロナウイルス感染症のような事象が発生した場合にも、県民が安心して暮らすことができるよう保健・医療提供体制が維持されるよう、それが大変重要なことだと考えておりますので、全国知事会とも連携をしながら、引き続き強く働きかけてまいります。

○坂口博美議員 今回、プレミアム付商品券発行事業を提案されました。総額50億円規模の商品券が発行される事業であります。これだと、県内各地域に浸透できるものだなとは思っています。

しかしながら、この規模で果たしていつまでもつのが大変疑問です。

商工観光事業者は、これまでの落ち込み分を、今年の残り後半で取り戻す必要があります。このままだと給与所得者の生活の大変さが懸念される中、普通の年なら大商戦が打たれるはずの年末、この時期には、さらに消費が縮小していつまでたっていないかと心配しているわけですが、そういったことを考えると、やはり、もう次のこういった事業というものを、年度後半に向けて早くやらなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

このことについて、先日ですけれども、本県の商工会議所の米良会頭とお話ししたら、やっぱり全く同じ考えを持っておられました。

県は必要に応じて早急にこの対応をすべきと

思いますが、知事の経済復興に向けての強い思いをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 疲弊した本県経済をいかに回復させていくか、大変重要な課題でありまして、感染症対策とバランスを取りながら、段階的にレベルを上げていく、非常に重要な局面であります。

その中でも、まずは県内経済をしっかりと回していくことが重要でありまして、御指摘のありましたようなプレミアム付商品券につきまして、県民の皆さんの応援消費を促すとともに、県内での経済循環を活性化させる後押しとして、施策として構築したところであります。今議会に提案をしたところでありまして、全市町村と連携して取り組むことで、県内全域での幅広い消費喚起を図ってまいりたいと考えております。

ブレーキとアクセルという表現をされましたが、アクセルのかけ方も、一気に踏み込むというよりは段階的に踏み込んでいく、そのようなことも重要であろうかと思っております。その状況もよく見極めながら、次の手、第二の矢、第三の矢、そういったものを考えていく必要もあろうかと思っております。

○坂口博美議員 よろしくお願ひします。

今の状況というのは、一口で言えば、社会から需要・消費というものが消えてしまった、そして、そのスパイラルで企業や県民の財布からお金が消えてしまった、そのような状態じゃないかなと思っております。

ですから、経済を復興させるためには、この消えたお金というのを補填して元の通貨量に持ってこなきゃ駄目だと思います。これを再び社会で循環させていくと。

それじゃ、誰がそのお金を補填できるのか。

申し上げましたように、民間はもう空であります。

そのためには、県内の企業や産業等の業況がどういふ具合かなというのを、ここで知る必要があるわけなんですけれども、ディフュージョン・インデックス(DI)についてはどうなっているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 本年3月に、県内企業に実施いたしましたアンケート調査では、4月から6月までの期間における全般的な業況について、「好転・増加」と回答する企業の割合から、「悪化・減少」と回答する企業の割合を差し引いた、いわゆるDIの数値は、全体でマイナス44となっております。

これを業種別で見ますと、最もマイナスが大きいのは卸小売業でマイナス59、次いでサービス業でマイナス49、次に製造業でマイナス40、最もマイナスが小さいのは建設業でマイナス32となっております。

○坂口博美議員 今、聞かれましたように、民間経営においては、建設業のほかは、その大方が極めて厳しい、先行きもそのとおりとなっております。

そして、このことは、給与所得者には既に所得減や仕事の喪失へとつながってきていると思われま。

つまり、今の急激な消費の低迷は、消費者に物が満ちあふれて、満足していて購入しないのではない、買う物がもう何もないという状態じゃない、買いたいけれども財布の都合で買えないといった状況じゃないかなと。我慢我慢の状況じゃないかなと思っております。

ですから、申し上げましたように、社会から消えたお金を間を置かず補填するには、あとはもう税金を投入していくしかないわけです。そ

して、その手段となりますと、財源の確保というのが一つ要ります。国民の理解、投資効果などから考えますときに、公共事業による社会インフラの整備であろうかと思ひます。

これこそが、今すぐに処方すべき経済復興の特効薬だと信じてますが、知事の御見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 一連の経済への影響の御質問がございました。

リーマンショックを上回る今回の新型コロナウイルス感染症の状況ということですが、ある方が病気に例えて、「リーマンショックは、あくまで循環器系の病気であった。でも、今回の新型コロナウイルスは、人や物の移動が全世界的に止まった、全身で多臓器不全が起きているような状況だ」というようなこともおっしゃったところでありまして、それをいかに循環させていくか、今御指摘のとおり、公的な投資ということもやりながら、しっかりと経済の循環を取り戻していくことが大変重要でありまして、経済への波及効果が大きい公共事業に積極的に取り組むことも大変重要であろうかと考えております。

まずは、今ある予算の早期執行に努め、景気の下支えとしての機能を果たしていくとともに、間髪入れずに効果の高い経済対策を実現させるため、3次補正による公共事業のさらなる推進、さらには来年度以降の財源の確保、こういったところも強く働きかけてまいります。

○坂口博美議員 ぜひ、よろしく願ひします。

そしてまた、公共事業の中の一つ、国土強靱化事業についてでありますけど、今回のコロナ、世界中の人たちが共通して痛感したのは、「もし、このウイルスに効果のあるワクチンが

あつたらな」という思いでありました。「もしそうであつたら、あの人は死なずに済んだのに」「もしそうであつたら、私たちの国家は平和な中での繁栄を持続できていたのに」「私も職をなくさず済んだのに」などなどでした。

科学や医学では全く歯が立たない、ソーシャルディスタンスという手法でしか対応できないという現実にあります。極めて悔しく残念な思いであります。

もしもこの堤防が崩れていなかったら、もしもあの山がずれなかったら、これだけの命が奪われ、これほどの財産が破壊されるような惨事は起こらなかったはずだ。

その日が来るのは、明日かもしれません。50年先、100年先かもしれません。あるいは1,000年過ぎても来ていないかもしれません。

しかし、万が一のときに、「よくぞワクチンを開発してくれた」と、そのときの人から感謝をされる事業となり得るのが国土強靱化事業だと思います。

そのような背景からも、国土強靱化事業は、利便性、快適さ、景観などの視点からなされてきた、これまでのいわゆる公共事業の概念とは違う次元で、国家が責任を持つべきリスクマネジメント事業でなければならないと思います。

いつ発生するやも知れぬ巨大なリスクから、国民を、産業を、国家を守る。そのために行うワクチン接種事業であります。

しかし、この大切な事業について、来年度以降の計画が全く示されておりません。大変心配しております。

この事業について私は、その財源の在り方についても、新たな次元での国民の理解に基づいて、新たな時代の新たな公共事業として計画的に取り組んでいくべきだと思いますが、知事の

考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 防災・減災、国土強靱化の財源につきましては、令和2年度まで3か年措置をされてきたところではありますが、3年度以降が明確ではない。今御指摘がありましたような将来の投資ということ、災害が起こってから措置をするのではなしに、その前に事前防災ということも今、強く言われているわけでありまして、人の命に直結する未来への投資として、これまでの既成概念にとらわれない、より新たな発想の下での財源の確保が極めて重要であると考えております。

県議会におかれては、国土強靱化推進の国への意見書を複数回にわたり提出されるなど、大変力強い後押しをいただいていることに、感謝を申し上げます。

先日、全国知事会においても、コロナウイルスがテーマではありましたが、それに集中するあまり、重要な施策を見逃すことがあってはならないということで、あえて、国土強靱化の財源確保についても、私も発言をしたところでありまして、まだ直接東京へ往来して要望するということができておりませんが、すぐにでも上京して、3か年緊急対策の実施後も、中長期的な見通しの下に、別枠の予算・財源をしっかりと確保していただくよう、今後とも強く要望してまいります。

○坂口博美議員 ぜひ、よろしく申し上げます。見落としちゃいけないと思うんですね、全体を見ないと。

そこで、商工観光労働部長ですけど、先ほどの業況分析について、それから経済指標などでは、県内の雇用状況はどうなっているのか教えてください。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 本年4月

の県内の有効求人倍率は、多くの産業で求人数が減少しており、前年同月比で0.3ポイント減の、1.20倍となっております。

新規求人の状況は、全体では、前年同月比25%減ですが、業種によって状況が異なっており、宿泊・飲食業が54%減、卸・小売業が40%減と大幅に減少している一方で、医療福祉は15%減、建設業は16%減となっております。

また、本年3月に県と民間調査会社が実施した調査では、「雇用数が不足している」と回答した企業の割合と、「過剰である」とした企業の割合の差は、製造業が37ポイントであるのに対し、建設業では68ポイントとなっており、人手不足と感じる企業の割合が、他産業と比べて最も高くなっております。

○坂口博美議員 これもさっきのと一緒で、今度は雇用面でも全体の業種ではマイナスとなっているけど、建設業もそうなんですけど、他の業種と比べて落ち込みはかなり小さいということ。

そして、今の答弁では、建設業では人手が随分足りない、他を圧倒しているということでありました。

河野知事の3期目に向けての公約の一丁目一番地は、人口減少対策でありました。その具体策として、若者の定着、よそに行かせないということを約束されました。

今の業況判断などを見るとときに、その公約の実現には、ある意味追い風とも取れると思うんですけども、建設業への雇用の場の確保についての所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 建設産業では、深刻な人手不足が続いておまして、担い手の確保が喫緊の課題であると認識をしております。本県

におきましても、産業開発青年隊による技術者育成のほか、若者の入職支援など様々な取組を進めているところであります。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響下にありましても、公共工事を担う建設産業は、国土強靱化の予算等によりまして事業量が確保され、比較的経営も安定しているところであります。今後、感染症の影響で離職を余儀なくされた方々の雇用の受皿となることも期待されるところであります。

このため、まずは何より、先ほど答弁しましたような公共工事予算の確保に全力を注ぎますとともに、今議会に提案をさせていただいております新規事業も活用しながら、この業界の人材確保をより強力に後押ししてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 こうやって国も県も団体も、みんな一生懸命になって、今、人材確保とかに頑張っているんですけど、ちょうどそんなときに、県立宮崎病院の建設現場で——労働災害と僕は思っているんですけど——死亡事故が発生しました。この事故についての概要や原因などについて、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立宮崎病院の建設現場での死亡事故は、去る4月15日に基礎部分のコンクリート打設作業において発生しました。

お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

大規模な現場におけるコンクリート打設については、コンクリートポンプ車を一定の場所に停車させ、そこからコンクリートの打設箇所まで、ブームと呼ばれるコンクリート搬送管が装着されましたアームを伸ばして、コンクリート

を圧送しながら隙間なく送り込む作業と、送り込まれたコンクリートの表面を平らにならす作業が行われます。

それらの作業を行っていた際に、ブームが何らかの原因により途中で折れて先端側が落下して、コンクリート表面をならす作業を行っていた作業員を直撃しまして、お亡くなりになられたものであります。

ブームの破断の原因につきましては、金属疲労なのか、過大な荷重が集中したものなのかなど、現在、捜査機関において調査が行われていると聞いております。

また、立入禁止とされておりますブームの下での作業を行っていたため、今回の事故が起きており、施工中の安全管理にも原因があったと考えております。

○坂口博美議員 ブームが何らかで折れたこと、また、その下で、禁止されているけれども作業をしていた、これが原因だということでありました。

じゃ、このことというのは、建設業労働災害防止規程の第77条と第78条から見て、法的にはどんなことになるのか、再度お答えください。

○病院局長(桑山秀彦君) 建設現場における労働災害防止に係る法令等としましては、労働安全衛生法や建設業労働災害防止規程などがございます。

御質問にありましたような建設業労働災害防止規程につきましては、厚生労働省の認可を受けて定められたものでありまして、建設業の関係団体に対し、あらゆる安全管理の遵守義務が定められております。

今回の事故発生時の作業に関するものとしては、御指摘のありました規程の第77条、第78条に、コンクリートポンプ車を用いる際の留意事

項や、ブームの下での作業の禁止に関するものなどが定められております。

今回の事故現場では、ブームの下での作業禁止が徹底されておらず、危険を知らせる体制も整っていなかったこと、さらに、施工前のブームの安全性の確認が十分ではなかった可能性もあることから、施工管理上、規程が遵守されていなかったことに、事故発生の原因があると考えております。

また、別のどの建設業者が請け負っていたとしても、法令が守られておれば、当然、このような事故は発生しなかったものと考えております。

○坂口博美議員 第68条、第69条も聞いて…。そうすると、ほかの人が請け負っていたら、こんな事故は起こらなかったなんて思っていて、お尋ねしようと思っていたんですけど、今、その部分を含めてお答えいただいたから、次に移ります。

こういった事故が県発注の工事で発生した、しかも、本来なら人を助けるべく病院を造っているときに、今言ったようなことでその人が死んじゃったという、これを知事はどのように受け止めておられるか、お答えください。

○知事(河野俊嗣君) 今回、県民の命を預かる県立病院の建設現場で、このような重大事故が発生したことは、誠に遺憾であり、大変重く受け止めているところであります。

改めて、亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族にお悔やみを申し上げます。

建設現場の安全管理の徹底につきましては、現在、県を挙げて若者の県内定着に取り組んでいる中で、建設産業が魅力ある雇用の受皿となるためにも、また、国民スポーツ大会施設など

の大規模施設や社会資本整備を着実に進める上でも、大変重要な課題であると認識をしております。

今後とも、工事の施工時のみならず、調査設計の時点から目的物引渡しに至る全ての段階において、発注者である県と受注者、それぞれが安全管理を徹底し、安全安心な建設現場環境の確保・向上に努めてまいります。

○坂口博美議員 また病院局長に戻りますけれども、これは建設業に限らず産業全体ですけど、ハインリッヒの法則というのがありますね。これに対してのこの状況というのは、どんな具合の報告を受けているんですか。

○病院局長（桑山秀彦君） 事故が発生するまでに、当建設現場でのヒヤリ・ハットの報告はございませんでした。

なお、事故発生以降は、施工者に対しまして、危険につながると想定されるものは、その内容にかかわらず、ささいなことでも報告するように指示を行ったところでございます。

また、今回の事故発生を受けまして、去る4月20日に、県土整備部より各発注機関に対しまして、安全管理の徹底を促す通知が発出されたところでございます。

病院局におきましても、施工者に対し、今回の事故の原因究明と再発防止策を提出させ、現場におきましても、緊急安全大会を開催させるなどして、施工者及び作業従事者に対しまして、改めて安全管理の徹底を指示したところでございます。

○坂口博美議員 ヒヤリ・ハット、1対29対300の法則ですよ。これがゼロなんていうのは、考えられないです、あんな現場で。ということからすると、そこらは無視している、軽く見ているのかなという……。

やっぱりこういうのにつながるのは——今のはブームが落ちただ、下にただ、直接原因ですよ。直接原因を起こさせる誘発原因というのがあると思うんです、ヒヤリ・ハットを無視した。重大事故につながりますよ、1つの裏に300ありますよということを安全教育でやれよというのが一つある。

それから、業法でもあんまり値切るなよと、原価割れ契約は法律で禁止しているよと。けれども、見積りとか指し値とかは、なかなか外から見づらい。だから、ここらも一回改めてお願いもし、そして検証もやるということが、再発防止は今回そこまでやらなきゃ駄目じゃないかなという気がします。

もし、この企業じゃなく——体質的にそういう面があつてからの事故だったら、亡くなった方はもちろんお気の毒だけど、その当事者もこれはつらいですよ、自責の念——しっかり管理させるところだったら起こらなかった可能性もあるから、ぜひお願いします。

次に移ります。財政問題をもう一つ聞きたいんですけれども、令和3年度の当初予算など中長期的な財政運営についてであります。

曲がりなりにも十分とは言えないものの、新型コロナウイルスに係る国の財政支援につきましては、地方公共団体が必要とする財源について、当面している需要に対し、ある程度の措置はなされた。しかしながら、中長期的な対策という視点からは、いかほどの対策を講ずることが可能なか、大変心配な状況にありますし、加えて、地方税徴収猶予の特例措置が実施されることにもなりました。

これについては、もう既に申請が始まっておりますけれども、ここらが本県の税にどう影響するのか、また、その動きについてはどうなの

か、お伺いをいたします。

そしてまた、今回のコロナウイルスで経済活動が停滞してしまう。そこから来る税金というのは、今年だけでなく次年度以降も続くこととなりますけれども、ただでさえ財政状況が厳しい本県について、これは大変な問題だと思います。

これらを踏まえた令和3年度の当初予算編成と今後の財政運営の在り方について、これについては総務部長かな、知事かな、お答えいただけると……。

○総務部長(吉村久人君) 徴収猶予等の状況につきましてお答えいたします。

今回の地方税法の改正により、徴収猶予の特例をはじめ、自動車税・軽自動車税の環境性能割や、固定資産税についての軽減措置等が設けられたところでありまして、現時点で具体的な影響額を見通すことは厳しい状況ではありますが、今後、県税・市町村税ともに、税収の減少は避けられないと考えております。

また、「徴収猶予の特例」につきましては、昨年度末から、各県税・総務事務所において対応に当たっているところでありまして、6月1日現在で、宿泊業や飲食業、運輸業、サービス業など、個人、法人合わせて220者から相談が寄せられております。

このうち、自動車税種別割や法人事業税などの税目で28者から申請があり、18者、823万円余の適用を決定し、残り10者につきましても、現在、審査を進めているところでありまして、

今後、各税目で課税が順次行われますことから、徴収猶予の申請数及び減収額も増加していくものと考えております。

県といたしましては、徴収猶予制度のメリットの周知にさらに力を入れてまいりますとともに

に、納税者に寄り添った対応を行ってまいります。

○知事(河野俊嗣君) 今、コロナの影響の長期化に伴う県税収入の減等について答弁したところではありますが、地方全体としても、令和3年度予算の編成に向けて、地方財源の大きな減少が見込まれる、懸念される所でありまして、

今後、地方の役割・責任の増大に伴い、感染症対策や経済対策など、さらなる財政需要が生じますことから、これらの影響額を来年度以降の地方財政計画にもしっかりと反映させ、地方財源の確実な確保、さらなる充実を図るよう、国に強く要望をしております。

あわせて、将来を見据えた計画的な予算計上や、手厚い地方財政措置のある起債を可能な限り活用するなどし、コロナ対策に加えて、人口減少対策、防災・減災対策などの事業にもしっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 時間が来ました。商工観光労働部長、張り切っておられたけど、時間が来ましたので、これで私の質問を終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕 (拍手) こんにちは。宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。

6月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

今回は、新型コロナウイルス感染症に関連する事項に絞って質問をさせていただきます。

昨年11月に中国武漢市で発生が確認された新型コロナですが、当時は、遠くの地の出来事で、あまり注意もしていなかったのですが、瞬く間に世界中に感染が拡大し、世界中に深刻な影響を及ぼしました。

日本においては、1月16日、神奈川県在住の30代男性から同ウイルスが初めて検出され、その後、国内にも急激に感染が拡大していきましました。

このように、全国に感染が拡大する中、我が県におきましては、2月3日に第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、これまで12回の対策会議が開催され、一連の流れに沿った対応や対策が示されてきました。

本県の感染状況は、3月4日に宮崎市内の70代男性の感染が県内で初めて確認され、以降4月11日の宮崎市内の50代女性の感染に至るまで、17例の感染が確認されましたが、それ以降、本日まで60日間、2か月間、感染者は確認されていません。また、感染された患者さんについても、5月25日に退院された患者さんを最後に感染者がゼロとなりました。全県民の御協力と御理解のたまものだと心から感謝いたします。

知事におかれましては、まずは、感染拡大を防止し県民の命と健康を守ることを第一に対策を取られてきたと思いますが、振り返ってその対策と県民の行動をどう評価されているのかお伺いし、以下の質問は、質問者席よりお伺いします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。新型コロナに係る対策と県民の行動への評価についてであります。

新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、市町村や医療機関をはじめとする関係機関等と連携をしながら、水際対策や県民への外出自粛等の要請、事業者への休業要請を行うとともに、感染者への積極的疫学調査、検査・医療提供体制の整備、医療物資の提供などについて取り組んできたところであります。

私としましては、この未曾有の事態には早期の対応準備が必要であると考え、2月3日の第1回新型コロナ対策本部会議の開催、人の移動が多い4月に対策を徹底するための「感染拡大防止強化月間」の設定、また、休業要請ではない形で感染対策を実践する本県独自の「強い警戒態勢」への移行などを提案し、取り組んできたところでありますが、今、御指摘がありましたように、昨日までで60日間、感染が発生しない状況にありますのも、県の要請に対する県民や事業者の皆様の御協力と、医療従事者・感染症対策従事者の懸命な治療や診療、また業務があつてこそ、このように感染が抑えられているというふうに考えており、心から感謝を申し上げます。

今後とも、第2波、第3波に備えて、医療提供体制をしっかりと強化しながら、感染拡大防止対策にしっかりと取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○野崎幸士議員 1月30日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が設置、1月31日にはWHOの「緊急事態宣言」等々、その後の流れを見る上では、本当に早い段階で危機感を抱かれていたと思いますし、我が県の対応は適宜に取り組まれていると思います。しかし、4月16日、国の「緊急事態宣言」が全都道府県に発令され、日本中が不安を抱えながらも、しっかり新型コロナと向き合うのだという雰囲気の中、全国の自治体ではスピード感を持って特措法に基づく休業要請が進められましたが、我が県におきましては、緊急事態宣言から8日後の4月24日に休業要請を行いました。

当時、これに対して私にも、県民の方々、また各団体から様々な厳しい御意見、御指摘をいただきました。知事にも当時、様々な強い要望

等がなされ、「対応が遅れた」として陳謝されておりますが、改めて、休業要請に至るまでを今どう振り返られているのか、知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘がありましたように、国は、4月16日に新型インフルエンザ等特措法に基づきます「緊急事態措置」の対象を全都道府県に拡大したところでございます。

本県の感染状況は、その当時は比較的抑えられている状況にあったところではありますが、国全体として、さらなる新規感染を抑えていく必要があると。そして、大型連休を前に、人の移動というものを抑制していく、そのような目的の下に対象となったところでもあります。

休業要請について御質問がありましたが、この休業要請は、そもそも蔓延を防止するための措置ということでありまして、私としましては、本県におきましては感染拡大の状況にはなかったということと、地域経済社会に与える影響として、一たび休業要請を行った場合、解除した後の反動リスクなどを考慮しますと、解除のタイミングの見極めが非常に困難となりかねなかった、そういうことを考えまして、早期の経済復興を目指していくという思いもあり、休業要請には慎重なスタンスを持っていたところでもあります。

しかしながら、感染の拡大、特に九州全体で見ますと、福岡は大きく感染が拡大をしていた。そして、福岡が休業要請をかけて、その隣県が休業要請をかけた、そのことによりまして、大型連休を前に本県が休業要請をかけないと、人の流れを呼び込みかねない、そのような状況にあるということを考慮し、このタイミングで休業要請を行ったということでもあります。

私としましては、適時適切なタイミングでの

休業要請だったというふうに考えておるところでございますが、しっかりと県民の皆様、そこを理解をしていただくための説明が十分ではなかったというような御指摘も踏まえながら、先ほども様々な御指摘がございましたが、適時適切に、そして早め早めのタイミングで、今後とも感染防止のための様々な呼びかけなり対策というものを講じてまいりたいと考えているところでございます。

その後につきましては、5月11日、全国に先駆けて休業要請を解除した。本県の感染状況を考慮して、大型連休が終わったということ踏まえてやったところではありますが、反動リスクというものも考慮をしながら、本県独自の「強い警戒態勢」という取組の下に、感染防止対策と地域経済の再始動の両立に努めてきたところでもあります。

○野崎幸士議員 様々な状況を考慮すると、その判断に苦悩され慎重だったことは理解できますが、知事が悩まれている時間が長ければ長いほど、また判断が遅ければ遅いほど、県民の不安やいら立ちは募るわけです。

今回の新型コロナは、「戦後最大の国難」とも言われています。今後どのような難局を迎えるか分かりません。このような状況下では、県のトップとして責任を持って、早い判断と強いリーダーシップをとっていただくことを強く望みます。

さて、県の対策としましては、一の矢を3月補正で、二の矢を4月補正で、三の矢を5月補正と、これまでに総額105億円規模の対策が講じられてきました。そして、四の矢として今議会の6月補正で、市町村と連携して行う「応援消費プレミアム付商品券発行事業」など41億円余の予算が計上されています。

今後、感染拡大防止に十分配慮しながら、また、新しい生活様式を定着させながら、経済の再始動に向けた取組、また、感染拡大の収束時における取組へと方針が進められていく中で、厳しい我が県の財政状況を見ますと、現在のコロナ禍の対応、また将来来るであろう第2波、第3波への備え等々、財政を維持しながら、しっかり財源確保を行うことが求められますが、我が県の財政状況の見通しと財源確保について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 県のコロナ対策の予算としましては、今回の補正予算案も含め、先ほど御指摘ありましたように総額147億円規模となっております、このうち4月補正におきましては、財源としまして、67億円の残高がありました財政調整積立金を48億円取り崩すなどしたところであります。

今回の補正予算案におきまして、地方創生臨時交付金などを歳入として受入れ、積み戻すこととしておりますので、財政調整積立金の額は63億円となり、ほぼ当初予算編成後の水準まで戻ることとなりましたので、現時点で、財政の健全性は維持されているものと考えております。

今後、第2波、第3波の感染拡大も想定される中で、感染拡大防止の徹底と本県経済の再始動・活性化の両立に向けて必要な対策を講じていくため、国の2次補正予算案において増額されました交付金や国庫補助金を財源として最大限活用するなど、引き続き適切な予算措置を行ってまいります。

○野崎幸士議員 国の2次補正予算は、1次補正予算にはなかった事業や不十分だった分野を補強した内容になっているようですので、答弁にありましたように最大限活用していただくこ

とと、河野県政で過去最大となった6,127億円余の当初予算と重点施策の下、様々な事業が進められている中、新型コロナの影響を受けて見直す事業等が生じると思われますので、例年よりは早い段階で予算の執行残等の見通しを立てていただくよう、要望いたします。

次に、本県の新型コロナに係る医療提供体制整備についてですが、PCR検査については、県内各医療圏において採取された検体を、宮崎県衛生環境研究所と宮崎市保健所にて検査を行い、当時の1日当たりの検査可能件数96件を倍増、また病床については231床、軽症者等の宿泊療養に係る宿泊施設350室を目指し整備が拡充されてきているようですが、喫緊の整備状況を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） PCR検査の実施体制につきましては、県衛生環境研究所において、職員体制を整備し、1日最大72件から120件に拡大いたします。宮崎市保健所においては、検査機器を1台増やし、1日最大48件に拡大したところです。

また、6月1日からは、都城市において、1日最大14件の検査ができる体制を整備してございまして、現在、1日最大計182件の検査が実施できます。

次に、病床につきましては、感染症指定医療機関と協力医療機関を合わせて204床を確保しております。

最後に、軽症者等の宿泊療養に係る宿泊施設につきましては、現在、宮崎市に150室、延岡市に50室、合わせて200室確保しているところであります。

○野崎幸士議員 PCR検査体制については、宮崎市2か所、都城市に1か所ですが、採取した検体の移動や今後の第2波、第3波を懸念す

ると、県内全医療圏への検査体制が必要だと思
いますが、今後の整備の拡充について、福祉保
健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） PCR検査に
つきましては、今後、宮崎市郡医師会におきま
して、1日最大20件、延岡市において、1日最
大24件の保険診療による検査を実施するため準
備しております。これらを合わせますと、1日
最大226件の検査が実施できます。

第2波、第3波の感染拡大局面を見据えまし
て、各地域の医師会等との連携を進めながら、
今後も検査件数の増加を図り、検査体制の強化
に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 まだ整備の見通しが立ってい
ない医療圏もあるようですので、ぜひ全医療圏
での整備を行っていただくよう、要望いたしま
す。

次に、抗原検査についてですが、御存じのと
おり、新型コロナに感染しているかどうかの診
断検査として、PCR検査のほかに抗原検査が
あります。

PCR検査は、診断結果が出るまでに約6時
間かかるとされていますが、抗原検査は約30分
で診断できるというメリットがあります。一方
で、PCR検査に比べて感度は低く、特異度は
劣るとされております。つまり、本当の患者さ
んを見逃してしまう可能性はあるものの、陽性
と出た場合の結果は信用できるということです。

こういったことを鑑みますと、PCR検査と
並行して抗原検査も有効だと思いますが、抗原
検査の整備の拡充について、福祉保健部長にお
伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘の
とおり、抗原検査につきましては5月13日より

保険適用がなされたところでありまして、検査
法として、PCR検査とともに有効活用するこ
とは、第2波への備えとしても重要であると思
えております。

抗原検査の検査キットにつきましては、感染
症指定医療機関や帰国者・接触者外来、特定機
能病院に対しまして、優先的に供給されてお
ります。

現在、県内の医療機関にも供給されていると
聞いておりますけれども、検査キットが十分行
き渡るよう、国に対して積極的に働きかけると
ともに、検査費用を公費負担するため、保険診
療に係る県と医療機関との委託契約を進め、抗
原検査の拡充を図ってまいりたいと考えてお
ります。

○野崎幸士議員 ぜひ、抗原検査の拡充もしつ
かり取り組んでいただくことを要望いたしま
す。

さて、第2波がいつどのように起こるか大変
懸念される場所ですが、一般の風邪の原因と
なる他のコロナウイルスは、冬に流行して夏に
は少ないことが分かっていますが、新型コロナ
も同様に季節性があるかは、今のところ分かっ
ていません。もし、季節性がある場合には、夏
に流行が抑えられても、次の冬に再び流行が来
る可能性があり、インフルエンザの流行の時期
とも重なり、大変懸念されています。

今回のコロナ禍においては、鼻の穴に細い綿
棒を入れて行うインフルエンザ迅速検査を一時
中止する病院もあったようですが、インフルエ
ンザが流行する冬に向けた新型コロナとインフ
ルエンザの検査体制について、福祉保健部長に
お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 季節性インフ
ルエンザの流行期における新型コロナへの対応

については、重要な課題だと認識をしております。

新型コロナの場合、感染してから症状が出るまでの期間が長く、重い症状に至る場合や、比較的軽い風邪症状が続く場合など、様々な症状が報告されており、見つけにくいとされております。

現時点では、議員御指摘のとおり、新型コロナが疑われる場合に、インフルエンザの検査を行う医療従事者に感染を広げるリスクがありますので、インフルエンザの検査を行うことなく、臨床症状により治療薬を処方できる仕組みが活用されております。

今後は、新型コロナの感染を広げないため、外来の動線の在り方等を工夫するほか、唾液での検査、抗原検査などの感染防止に有効な検査、防護服の配置といった設備や資機材等の充実を図ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 WHOによると、新型コロナは、季節性インフルエンザと比べて感染力は高くはないが、重症化率と致死率は高いと指摘しています。日本において、2019年にインフルエンザで亡くなった方は3,000人を超え、感染者数は約1,000万人というデータもあります。

また、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に感染した事例も報告されていますので、コロナ禍におけるしっかりとしたインフルエンザ検査体制の構築も着実に進めていただくよう要望いたします。

さて、コロナ禍が長引く中、感染症による死亡者とともに、経済的・精神的に追い込まれた末の自殺の増加が全国的に懸念されているところ です。

我が県の自殺死亡率は、依然、全国平均を上回る状況にありまして、全国でも自殺死亡率の

高い県となっております。

自殺に至る原因・動機は様々ですが、我が県では、離婚率が高いことや1人当たりの所得が少ないこと、アルコール依存症やギャンブル依存等が社会的要因になっているという報告もある中で、まさしく今回のコロナ禍において、あらゆるダメージを負った方々が多々生じたと思 います。

昨年、我が県においては、「世界自殺予防デー」の9月10日に、24時間、年中無休で悩み相談に応じることを目指す相談窓口「いのちの電話」が開設されておりますが、新型コロナによる深刻かつ切実な相談状況と自殺防止に関する我が県の対策を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県におきましては、様々な窓口で心の悩みの相談に対応して おりまして、例えば電話相談窓口として、精神保健福祉センターや夜間自殺予防の相談窓口が ございます。

これらの4月及び5月の相談件数につきましては、昨年との単純比較で、2,201件から71件増の2,272件となっております。昨年9月から相談受付を開始した窓口を加えますと、計2,495件、うち282件が新型コロナに関連するもので ありました。内容は、感染することへの不安、収入の減少や就職難などの経済的なものなど、多岐にわたっております。

県では、相談体制をはじめ、普及啓発や人材育成などの総合的な自殺対策に取り組んで おりますが、5月には精神保健福祉センターの「こころのケア支援員」を増員したところで あります。

今後とも、関係機関・団体とより一層連携し、相談体制の強化などを行ってまいります。

○野崎幸士議員 私が聞いた話では、コロナ禍において、休業、外出自粛等で人と人との交わる機会が減少したので、自殺数は減少しているとのことでしたが、学校をはじめ、社会が徐々に動き始めたここしばらくは、様々な影響を受けて引きずっている方々の自殺リスクが高くなっていると思いますので、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、勤め先の休業や雇用の整理、閉店や倒産等での失業、さらには学校等の休校で子供たちのために仕事を辞めざるを得なかった、また、光熱費、食費などの出費が増えた、家賃の支払等々の理由で、独り親家庭、特に母子家庭の生活が困窮している問題が深刻化しているようですが、コロナ禍において、独り親家庭の状況をどう把握されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県と市では、各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置しまして、独り親家庭の生活全般についての相談対応を行っておりますが、今年3月に受け付けた相談の延べ件数の合計につきましては計1,934件で、前年の3月の1,669件と比較しますと、265件、約15%増加をしております。

増加の内訳としましては、貸付金などの経済的支援や、就労に関する相談が多くを占めております。

また、寄せられた相談の内容につきましては、「勤務先が休業となり新しい仕事を探したい」「学校休業で子供の世話をする人を探す必要がある」といったものなどがあります。

このことから、議員御指摘のとおり、独り親家庭には、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入の減少や子育て負担の増加な

ど、様々な困難が生じているものと認識をしております。

○野崎幸士議員 答弁にありましたように、独り親家庭は本当に大変な状況だと思います。審議されています国の第2次補正予算案において、1次補正予算にはなかった低所得の独り親世帯への臨時特別給付金の支給や生活困窮者等への支援の強化等々がようやく盛り込まれておりますが、その支給等は8月か9月になる見込みです。

今の生活が困窮している中で、独り親家庭を含む生活困窮者への寄り添った支援が急務だと思いますが、県の考えと取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナウイルスの影響による休業や失業などによりまして収入が減少するなど、生活に困窮する方々に対しましては、早期に生活の安定が図られるよう、支援が速やかに行き届く必要があると考えております。

このため県では、コロナ対策として拡充された生活福祉資金等の支援制度につきまして、リーフレットや県庁ホームページ、SNS等を活用して幅広く周知を行うとともに、生活福祉資金の貸付事務を行う社会福祉協議会と連携し、迅速な入金や相談体制の整備などの対応を行っております。

御指摘のとおり、生活困窮者への寄り添った支援は急務でありますので、今後、さらなる支援としてしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 先日、コロナ禍の中で、母親と1歳になる赤ちゃんが本当にぎりぎりの生活をしている報道を見ました。

一人で考え込むと先が見えなくて不安で不安

で、赤ちゃんと一緒に死のうかと考えたこともあったと話す母親の姿を見て、何とかならんのかなと、やるせない気持ちになりました。

全国でも離婚率の高い我が県において、このような生活困窮に陥っている独り親家庭は本当に多いと思います。

また、独り親家庭の生活は、母親が一人で子供の世話から仕事等々やりくりをしているので、行政の支援制度すら知らない独り親もいるはずです。まずは、支援制度の徹底した周知とその手続までのサポート、そして、ほかに県独自の支援策は考えられないのか検討をしていただくことを強く要望します。

また別の問題に移りますが、コロナ禍において、長期にわたって続いた外出自粛の中、休業や在宅勤務、学校休業等で家族が一緒にいる時間が長くなる中で、終わりが見えず、行動を制約されるストレスや収入減少の不安が募り、そのはけ口として、立場の弱い子供や高齢者への虐待、配偶者へのDV等が深刻な問題となったとの報道がありました。

学校休業等の期間中における児童の虐待相談件数や内容について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の児童相談所における、学校休業が開始された今年3月から4月までの児童虐待相談対応件数の速報値につきましては285件で、前年同時期の258件と比べ27件、10.5%増加をしております。

近年の対応件数の高い伸び率を勘案すると、新型コロナの直接の影響によるものかは現時点では判断がつかねますが、休校が続き子供と長時間過ごすことで、子育てに不安やストレスを抱える保護者からの相談が寄せられております。

議員御指摘のとおり、虐待リスクの高まりが懸念されますので、県としても引き続き、市町村や学校、警察などの関係機関との連携を図り、地域における子供の見守りや子育て家庭への相談・支援体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 児童虐待の件数が増えていることは、何らかの新型コロナの影響があると思いますし、県警にDVの状況もお聞きしたところ、件数は前年並みだということでしたが、先ほど自殺についての質問で申したように、社会が動き始めたこれからは、虐待・DVが起るリスクは高くなるのではないかと思いますので、しっかりと対策に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、農畜水産業への影響について質問します。

新型コロナによって、インバウンドの減少や外出自粛による外食需要の落ち込み、イベントの中止等によって、花卉、牛肉、果樹等で価格の低下や出荷量の著しい減少が起き、県としては、応援消費や生産者経営支援等の対策が進められています。

農業経営には、自然災害、また今回のような感染症等による収量減少や消費の低迷、市場価格の下落等々、様々なリスクがありますが、このようなリスクに対し自ら備えるという意味でも、公的保険である農業保険——様々なリスクをカバーできる収入保険と自然災害によるリスクをカバーできる農業共済——への加入促進が重要だと思います。

特に、自然災害や価格低迷だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入の減少を広く補償することができる収入保険の加入は、農業者の備えとして大変重要だと思いますが、加

入状況を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農業経営収入保険の加入者数は、平成30年度末の711経営体から、令和元年度末で644経営体増加し、1,355経営体となっております。

これを主要品目別に見ますと、加入者が多い順にその経営体数は、水稻213、キュウリ199、カンショ140、マンゴー100、イチゴ83となっております。

○野崎幸士議員 調べたところ、令和元年度の認定農業者数が7,751人です。正確な対象にはならないかもしれませんが、仮にこの認定農業者数と答弁にあった加入者数1,355経営体の割合を見ると、加入率が低いと見てとれます。

今後、さらなる加入の推進が重要と思いますが、その取組をどう進めていかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 制度開始初年度となる平成30年度加入分につきましては、265経営体、約4億4,000万円の保険金が支払われておりまして、セーフティーネットとして、一定の効果があつたと考えております。

近年多発しております自然災害や、新型コロナウイルス感染症に備えるためには、より強力に加入推進に取り組む必要があり、近日中に県、農業共済組合、関係団体などによる「収入保険推進協議会」を、県段階と各地域に設立することとしております。

この協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けております花卉や果樹などの品目も念頭に置きながら、重点推進品目を定めるとともに、説明会や未加入者への戸別訪問などを通じまして、制度のメリット等をPRしながら、加入推進に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 今回の新型コロナで特に影響の大きかった花卉・野菜・果樹の影響額は、3月から4月の2か月間で約6.9億円の減少と算出してあります。

こういった災害が起きた今だからこそ、収入保険の関心も高まっていると思いますし、今後どのような災害が起こるやも分かりませんので、農業を守る重要な備えの一つとして、しっかり加入推進に取り組んでいただくことを要望いたします。

新型コロナが全世界へ拡大した影響で人の移動が自粛され、インバウンドが減少する中で、これからは、物を輸出しての外貨獲得は大変重要になってきます。

特に、我が県の農業産出額の大半を占める畜産物の輸出は、本県経済にとって大変重要だと思います。

御存じのとおり、我が県の農業算出額の約65%を占めている畜産は、肉用牛は全国で3位、豚が2位、ブロイラーは1位と、全国でも有数の畜産県であります。

今後の海外輸出の拡大に備えるために、昨年3月30日にミヤチクの新都農工場が完成し、EU、アジア諸国をメインに、輸出拡大が進められることと期待されています。

そういった中で、昨年、中国への日本産牛肉の輸出解禁か、という朗報が入ってきました。

日本から中国への牛肉輸出は、BSEの影響で2001年に停止し、2010年には、我が県全体に多大な影響を及ぼした——今年で10年目を迎えますが——口蹄疫の発生等で、長らく輸出再開は滞っていましたが、日中両政府が、今年4月にも予定されていた習近平国家主席の訪日までに、日本産牛肉の中国への輸出再開を目指して、そういったことをにらみ、2035年までに

和牛生産を30万トンに倍増させる増頭計画を打ち出していました。

そういった中で、新型コロナが拡大し、中国への日本産牛肉の輸出が再び滞っている状況です。

中国への日本産牛肉の輸出は、本県経済にとって大変重要だと思いますが、輸出再開に向けた現在の状況と対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 中国への牛肉輸出再開につきましては、政府間での調整の下進められておりまして、輸出が始まるまでには、5つの手続を段階的に進める必要があると伺っております。

具体的には、第1段階といたしまして、昨年11月に中国との動物衛生検疫協定が署名され、第2段階では、12月に、中国側による口蹄疫・BSEの解禁令が公告され、現在は、第3段階目の手続中であり、牛肉の生産から流通までの安全性が確保されているか、中国側における評価が実施されております。

今後、検疫体制や輸出条件等の合意が行われた上で、最後には、各産地の輸出施設の認定・登録を経て、輸出が始まることとなります。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、再開のめどは不透明でございますが、県といたしましては、引き続き、国からの情報収集とともに、関係団体やパートナー企業等との連携を図りながら、迅速な対応ができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 常に我が国と中国との動向を注視しながら、また的確に見極めながら、来る輸出再開時への準備を整えていただくよう要望いたします。

次に、コロナ禍での犯罪について質問します。

他県では、新型コロナの影響で学校が休業となった中、空き巣被害や、留守番中の子供が空き巣と鉢合わせする事件が起きたようですが、県警にお聞きしたところ、我が県においては空き巣被害は確認されていないとのことでした。

学校が臨時休業中は、防犯のためにパトカー等で巡回をしたとのことでしたので、その成果だと感謝いたします。

またほかにも、新型コロナ拡大に便乗した手口の詐欺事件が、3月上旬以降、全国で確認されているようですが、本県ではこのような詐欺事件は発生していないのか、その現状と対策について、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺事件の被害は、これまでのところ、県内では確認されておられません。

しかしながら、本年3月以降、特別定額給付金の給付等を装った不審電話やメールなど、詐欺の疑いのある相談が30件ほど寄せられております。

具体的には、新型コロナウイルスのワクチン開発に成功したとして製薬会社の社債購入をあっせんする電話や、市役所職員を名のった男らが訪問してきて、特別定額給付金の申請名目で個人情報聞き出そうとした事案などであります。

警察におきましては、このような不審電話等にだまされないよう、防犯メール等でタイムリーな情報発信を行うとともに、パトカーや制服警察官によるパトロールを強化し、県民に対して直接、声かけやチラシ配布による注意喚起を行い、被害の未然防止に努めているところで

あります。

○野崎幸士議員 今のところ詐欺事件は確認されていないということでしたので、安心しましたが、偽のメールなどを一般の利用者に送って偽サイトに誘導し、ログインパスワードやクレジットカード番号などを入力させるネット詐欺「フィッシング詐欺」等は非常に懸念されますし、新型コロナの社会的影響は、まだまだ先の見えない状況ですので、引き続き啓発等の防犯に力を入れていただくよう要望いたします。

次に、教育について質問します。

文科省は2月27日、安倍首相から、全国の小中学校、高校、特別支援学校を3月2日から春休みまで臨時休業とする要請を受け、その旨を学校設置者などに通知し、児童生徒たちは長い自宅での自粛生活を強いられました。

世界を見ましても、国連によると188か国が全土で休校措置を取られたようで、15億人以上の子供たちが学校に通えなくなり、多くの国でオンライン授業が広がりましたが、OECD諸国と比べて、我が国の教育現場での「ICT」の整備は非常に遅れているようです。

文科省は今回の長期休校を視野に、昨年末に打ち出した「GIGAスクール」——小中学生に1人1台のパソコンやデジタル端末を整備する——構想を2023年度までに整備すると計画していましたが、今年度中に前倒しすることとしました。

そこで、本県における小中学校、また県立学校における端末の整備状況と今後の整備計画を、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 御質問にありましたが、国におきましては、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、令和4年度末までに、小中学校段階では1人1台、高等学校段階では3

人に1台の端末整備を目標としております。

これを受け、本県の公立学校におきましても、本年度中に小中学校段階では、1人1台の目標に対しまして約85%、高等学校段階では、3人に1台の目標に対しまして約88%まで整備を進める予定であります。

今後、全ての公立学校において、令和4年度末までには目標が達成されるよう、努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 令和4年度までには、全ての公立学校に整備されるとのことでしたが、並行して、自宅にインターネット接続の環境が整っていない生徒に対して格差が生じないように取組と、教職員へのICT活用能力の向上への取組をしっかりと進めていただくよう、要望いたします。

次に、精神的に不安を抱えている子供たちや、もともと学校を休みがちだった子供たちが、今回の長期休業によって不登校にならないのかと心配しているところですが、学校再開後の不登校の状況と対策を、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立学校及び公立小中学校において、学校再開後に不登校などの欠席者が増加したという情報は、今のところ入っていません。

各学校では、児童生徒に対するアンケートや教育相談を充実させたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協力を図り、気になる児童生徒への早めの対応に取り組んでおります。

県教育委員会といたしましては、今後も、児童生徒の変化を的確に把握し、不登校の兆候を早期に発見、対応できるよう、市町村教育委員会とも連携を図り、各学校の指導に努めてまい

ります。

○野崎幸士議員 逆に、今回の学校再開後に「学校は楽しい」「学校に行きたい」と改めて感じた児童生徒は少なくないと思います。しかし、学校再開からまだ間もないことを鑑みると、これから通常の日常へと環境が変われば、様々な現象が起きるかもしれませんので、しばらく児童生徒の様子を注視していただくよう要望いたします。

次に、今回の長期休業による児童生徒の学習の遅れが懸念されておりますが、今後どのように授業時間を確保し、遅れた授業を進めていけるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 休業中の学習の遅れに対応するため、各学校では、遠足や球技大会等の学校行事を見直したり、夏季休業期間等を短縮し、授業日に充てたりするなど、可能な限り授業時数を確保できるよう工夫しているところであります。

その際、県教育委員会といたしましては、学校再開後、これまでの学習の遅れを取り戻すために、児童生徒や教職員の負担が過重とならないよう、非常勤講師やスクール・サポート・スタッフの役割比重を増やすとともに、授業と家庭学習の効果的、効率的な組み合わせによる学びの確保といった取組を進めてまいります。

○野崎幸士議員 学校の行事の削減とありましたが、せめて運動会や文化祭等は、児童生徒たちの最高の思い出になるよう、例年どおり十分時間を確保して行っていただきたいなと思います。

また、夏休み期間等を短縮して授業日に充てるとありましたが、気になるのが、冷房設備の整備状況でございます。

県内公立学校の普通教室における冷房設備の

整備状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県内の公立学校の普通教室における冷房設備の設置率であります。令和2年4月時点で、県立学校が100%、市町村立では、小学校が75.8%、中学校が100%となっております。

○野崎幸士議員 お聞きしたところ、特別支援学校において普通教室として利用している特別教室にも設置してあるということで、安心しました。

残りの小学校についても、宮崎市は、今年度中に残り全ての学校に設置完了する予定との報道もありましたが、順次整備していただくよう、市町村への指導・助言をよろしくお伺いいたします。

また、新型コロナによる新しい生活様式の実践が進められている中、夏季の気温・湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるとの報告もなされていますので、特に学校生活の中でのマスク着用については十分気配りしていただくよう、お伺いいたします。

新型コロナを踏まえ、4月26日、インターハイの中止が決定し、次いで5月7日、高校総体と県高校定時制通信制体育大会の中止、5月20日、全国高校野球選手権大会も、春のセンバツに続いて中止が発表されました。春のセンバツにおいては、8月に交流試合が行われるという報道もありました。そしてまた、5月14日に、県中学校総合体育大会と各地区大会の実施方法の変更も発表されたところであります。

それぞれの大会中止や変更を受け、涙を流し本当に悔しそうな生徒たちの様子が報道されていましたが、私も胸の詰まる思いになりました。知事、教育長におかれましては、その代替

大会の実施については前向きなお考えのようですし、国においても、今回の2次補正予算案において、各地域での代替大会の開催に総額約8億円の支援が盛り込まれています。

私は、最終学年の3年生のことを思うと、3年間の集大成として、ぜひ代替大会を開催すべきだと強く思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 高校総体や甲子園予選等が中止になったことは、生徒の皆さん、そして支えていただいた御家族や指導者、とりわけ、これまで努力を積み重ねてきた3年生にとっては極めて無念なことだと思いますし、私自身も残念であります。

県としましては、最後の大会にかける高校生や中学生の思いや願いを少しでもかなえるために、これまでの成果を発表する機会を設けることは、大変重要であると考えております。

そのため、感染予防や熱中症対策など、選手健康安全面の確保を第一に考えるとともに、授業時数を確保するため、土・日や祝日を中心とした日程での検討を行っておりまして、開催期間が少し長くなることが想定されますが、代替大会を開催する方向で、高体連や高野連及び中体連と詰めの調整を行っているところであります。

○野崎幸士議員 大会中止の決定で目標をなくした選手や保護者、指導者にとって、代替大会を開催する方向で調整という先ほどの答弁は、大変喜ばしいことだと思います。

十分な練習期間や、受験や就職といった進路を鑑みますと、早期に具体的な日程を含めた方針が求められると思いますので、しっかり協議していただくことを要望いたします。

また、吹奏楽や合唱等の文化系の部活動にお

いても、全国大会が中止になっているようですが、お聞きしたところ高等学校については、宮崎県高等学校総合文化祭が予定どおり開催されることでした。また、中学校においては、種目別、また協会別の県大会レベルの大会が開催されるということでしたので、安心したところでございます。

このように、新型コロナの影響で全国的に様々な大会やイベントが中止になる中、8月に延期して開催することになっていました「第25回宮崎国際音楽祭」が中止という発表が、5月27日になされました。本当に残念なことです。心配されるのが、本県で10月17日から12月6日の51日間の日程で開催される予定の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭です。

先日、その開催については、新型コロナの影響で延期や分散開催、規模縮小も視野に入れ共催する文化庁などと協議しているとの報道もあったところでございますが、長期にわたる日程での会場の設定、広報、宿泊、交通、出演者、関連する事業者等々のことを鑑みますと、早い段階での開催の可否を含めた方針を判断すべきだと思いますが、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催判断の見通しとその時期を、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今年10月に開催予定の国文祭・芸文祭につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、通常開催は大変厳しい状況にあると考えておりまして、現在、開催の在り方につきまして、文化庁等と協議を進めているところであります。

御指摘がありましたように、宮崎国際音楽祭をはじめ、県内外で文化芸術イベントが次々と延期や中止となる中で、改めてこの文化芸術が、私たちの心に安らぎと勇気を与えるだけで

なく、困難な状況の中にあっては、希望の光となるものであるということを感じているところでありまして、そのともしびというものを、決して消してはならないというふうに考えております。

例えば先日、西臼杵3町を訪れましたときは、この国文祭におきまして、全国から団体を招いて神楽や風流などのフェスティバルを行いたいと、大変意欲を持って語っておられました。

また、祭りでありますとか、年末の夜神楽が開催できるだろうかということをご心配しておられたところではありますが、こうした行事というものが、単なる年中行事だけではなく、地域にとって大切な神事であり心の支えであり、また地域の活性化に結びつくものでもあるわけでありまして。

このような中で、本県での国文祭・芸文祭をどのように開催するのか、その開催時期も含めて、難しい判断となるところでありますが、10年前、口蹄疫のときには、高等学校総合文化祭が8月に開催され、我々が立ち上がるに当たって、これが大きな力になったということもございます。

この国文祭に向けて準備を進めてこられました関係者の皆様の思いというものもあります。それから、本県の文化・芸術の将来ということをご鑑みますと、私は可能な限り、この大会を開催してまいりたいと考えているところであります。

判断決定の時期につきましては、市町村や文化団体等の準備もありますことから、今月中には方向性をお示ししたいと考えております。

○野崎幸士議員 知事の「ぜひ、何としても開催したい」という気持ちが伝わってきました。

今月中には方向性を示すとのことでしたので、ぜひ開催という判断に至るよう、強く要望いたします。

次に、複合災害の備えについて質問します。

複合災害とは、さきに起きた災害からの復旧途中で別の災害が発生することにより、各災害単独発生時の被害の単純な和よりも大きな被害が発生する災害を指します。

今回のコロナ禍においても、完全な収束に至るまでの間に、台風や豪雨、地震といった自然災害——我が県におきましては南海トラフ巨大地震やそれによる津波——等が大変懸念される中で、このような複合災害を想定した備えや準備は大変重要だと思います。

これからの季節は風水害の発生が心配されますが、避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監(藪田 亨君) 避難所において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るためには、避難者の健康チェックや3密防止等の対策が重要となります。

このため県では、先般、「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン」を作成し、市町村へ配付をしたところでございます。

現在、市町村におきましては、このガイドラインや国からの通知などを参考に、出水期に備えた対策が行われております。

具体的には、避難所においては、発熱等の症状のある方などについて、専用のスペースを設け、一般の避難者とできる限り接触をしない対応を行うほか、避難者の密集を防止するため、現在指定している避難所以外にも新たな避難所を確保したり、テントや間仕切りで密接を防止

するなどの取組が進められているところでございます。

○野崎幸士議員 例えば100人収容できる既存の避難所を考えた場合、3密を避けることを考えれば、恐らく半分の50人程度しか利用できないことが想定されますので、今確保している避難所で十分なのか検討していただき、新たな避難所の確保の取組や、熊本地震の際には避難方法として活用された自家用車での車中泊の周知、また地域をまたいだ広域的な避難所の活用等の検討を進めていただくよう要望いたします。特に車中泊については、エコノミークラス症候群等が懸念されますので、車中泊の正しい知識を学ぶマニュアル等を作成し周知していただくと、理解も深まるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

また、昨年11月の議会で、避難所におけるアレルギー対応食品の備蓄について質問をさせていただきましたが、避難所におけるマスクや消毒液等の備蓄について、県の取組を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 大規模災害などで多くの避難者が発生した場合、避難所での感染症予防のため、マスクや消毒液は重要な物資であるというふうに認識をしております。

避難所におけるマスクなどの衛生用品につきましては、運営する市町村におきまして、一定程度の備蓄が行われておりますけれども、県といたしましても、市町村にも意見を聞きながら、確保する量など、必要な調整を進めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 備蓄についても、引き続きよろしく願います。

内閣府は4月に、避難所を可能な限りたくさん開設することや、感染者への対応を事前に検

討しておくことを求める通知を、地方自治体に発出しておりますが、自治体側の対応にも限りがあると思います。

災害時には、被害が軽微であれば、感染リスクを鑑みると、在宅避難を進めることを前提に、各家庭や事業所において、これまでよりも厚く、食料品や日用品などを準備することが重要だと思いますが、県民に対して、このような複合災害への理解と備えをどのように啓発されていくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 大雨や台風の多い出水期を迎える中、国内では新型コロナウイルス感染者が依然として発生し、感染の長期化が見込まれますことから、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害への備えと行動が求められております。

例えば、県民の皆様には、水や食料に加え、マスクや体温計なども準備していただくとともに、避難所におきましては、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、他の避難者と十分な間隔を取るなどの行動が必要となります。

県では、このような「新しい生活様式」に基づいた避難所生活の在り方や備蓄につきまして、ホームページやメディア等を活用して啓発を行うとともに、市町村へも啓発の強化を呼びかけてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 各自治体でも、感染症と自然災害を想定した避難訓練が行われているようです。本県においても先日、串間市において、市の職員が避難所での新型コロナ対策を学び、安全な避難所運営を行う訓練が行われたようです。

このように、全国的に複合災害を見据えた、また「新しい生活様式」が広がるような取組を

進めていただくよう要望いたします。

もう少し時間がありますので、質問は全てが終わったんですが、先日6月5日に、北朝鮮に拉致された横田めぐみさんの父、横田滋さんが老衰で死去されました。87歳だったそうです。心から御冥福をお祈りいたします。

1977年11月15日に、当時13歳の中学1年だった長女めぐみさんが、下校中に北朝鮮に拉致され、妻の早紀江さんとともに拉致被害者帰還を求める運動のシンボリック的存在でした。めぐみさんの帰りを切実に待った43年間だったそうです。本当に悔しかっただろうなど、心が痛みます。

長い時間、被害者家族は、無事に救出されることを待ち続けています。私にもめぐみさんが拉致されたときと同じくらいの娘がいます。いつも近くで笑って楽しく生活している家族や恋人や友人が突然拉致され、いなくなったこと、また、拉致され、いまだ確認が取れず待ち続けている被害者家族のこと、世の中が拉致問題に関心をなくし、いつの間にか忘れ去られる拉致被害者家族のどん底の悲しみを、滋さんの死において改めて感じていただきたい、そして想像していただきたいと思います。

我々は、被害者家族に成り代わって、この問題を真剣に考え、負けない、諦めない、忘れないを合い言葉に、絶対解決しなければならないと強く思います。

以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 本日、自民党3番目の日向市選挙区、西村賢でございます。

冒頭に、新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方々の御冥福、そして御遺族の皆様方に哀悼の意を表したいと思います。一刻も早い収束を願うばかりでございます。

今回の世界を巻き込んだパンデミックは、政府をはじめ医療機関、民間企業も初めての経験であり、今なお対策に苦慮されております。

本県に被害が拡大しなかったことは、多くの県民の協力によるものであり、敬意を表します。

このたびの新型コロナ拡大により、移動や営業の自粛、そして多くの産業に影響を与えました。スポーツイベントやコンサート、お祭り、そして教育の機会も失いました。

一方、国と地方の役割の明確化や、テレワークや教育分野などでのICTの可能性が浮き彫りとなり、今後、生活や働き方にも大きく影響してくると思われまます。このことを念頭に置いて、コロナ関連の質問を行います。

本県は10年前に口蹄疫を経験し、そのときにも防疫体制はもとより、今回同様、様々な集会やイベントの中止、商業や飲食関係に影響を及ぼしました。

そのときも河野知事は県の要職にあり、対応に当たったと存じますが、今回のコロナ対策にその経験が生かされたのか、口蹄疫の教訓をどのように生かしてきたのか、さらに今後の経済復興につなげていくのかを伺います。

以下、質問者席にて質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本県は、10年前の口蹄疫を踏まえまして、家畜疾病に対する対策の徹底を図ってきたところでもあります。空港、ホテル、ゴルフ場等におきます消毒マット設置などの水際対策や、地域における防疫の仕組みづくりなど、県民の皆様への御協力を得ながら、必要な対策を継続して実施してきているところであります。

これまで、県民の皆様が口蹄疫の対策、家畜疾病の対策にたゆまず取り組み、復興を果たしてきたということは、今同じように展開しております、目に見えないウイルスとの闘いという意味におきましても、また、大きな経済的被害を受けた後の復興という観点からも、これからの「コロナとともに生きていく社会」においても、必ずやこの経験が生きてくるものと考えております。

今後、このような県民全体で共有している経験や、高い防疫意識を生かしまして、「新しい生活様式」による感染防止対策を、言わば日常生活における標準装備としていくとともに、引き続き警戒意識を持って感染拡大防止に努めながら、地域経済の再始動とさらなる活性化や、持続可能な経済・社会づくりを加速するための取組を進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 いまだ収束は見え、次はいつ第2波が起こるか分かりません。また別の感染症も起こり得るかもしれません。そのときに宮崎県が今回と同様の経済活動の自粛を行えば、県内の多くの産業が経済的に破綻をするかもしれません。これは午前中、坂口議員からも

このような追求があったわけですが、国内にはGDP1%以下の経済力の弱い県が22県あります。本県もGDP0.7%。我が県のようにコロナ感染者をあまり出してない県も、その中には多くあります。

そもそも経済力の弱い地域は、経済再生にも時間がかかり、さらなる失業者や人口流出を生んでしまうかもしれません。

河野知事は、地域経済への救済策や自粛要請の弾力化など、今後国に対して求めていくことも必要なのではないのでしょうか。

今回のように国から自粛などの要請を求められれば、県内でクラスター発生などが起こっていなくても、右に倣えで同様の対応をするのか。逆に、国の自粛要請の前に、知事が県民に移動制限や外出自粛要請を行うことがあり得るのか、今後の対応について知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) こういう感染症対策、国全体の基本的な方針、これも非常に重要なところではありますが、地域の感染状況に応じて独自の対応を図っていく、これも大変重要なことであろうと考えております。

今回、国の方針のみならず、本県独自の方針に基づきながら、必要な感染拡大の防止にも取り組んでまいりました。

具体的には、県内を7つの圏域に分けまして、圏域ごとにきめ細かく新規感染者数などを目安にして、3つの警戒レベルを設定しまして、地域の感染状況に応じた外出自粛の要請やイベントの中止・延期、公共施設の利用制限などを行ってきたところであります。

また、4月は人の移動が多いということから、これを特に「感染拡大防止強化月間」という位置づけをしての対策の徹底、県民の皆様への呼びかけも行ってきたところであります。

また、大型連休を前に、県外からの感染を防止する観点での遊興施設、遊技施設への休業要請を行ったところではありますが、休業要請解除後の反動にも警戒し、感染対策を徹底しながら、経済を維持するため、これも本県独自で「強い警戒態勢」ということをお願いしてきたところでもあります。

今後、第2波にも備えるために、県独自の緊急事態宣言の仕組みも考えているところでありまして、今後とも、国の方針というものをしっかりと踏まえながらも、本県の実情に即して、何が必要なのかをしっかりと見極めて、迅速に対応してまいります。

○西村 賢議員 今回は、都市部の感染拡大というのが初めに多く出たものでありますから、本県民も警戒が素早く行えたと思います。この警戒を今後も緩めることなくといいますか、気持ちを緩めることなく付き合っていかなければならない状況にあると思います。

今回のコロナ禍で3密行動を減らす動きが広がる中、テレワークの推進やZOOM会議、電子申請など、逆境を生かす取組も各地で見られました。

本県の申請手続を調査しましたところ、定型的な申請書面の提出を求めているものがあります。

例えば、申請の多い事案の一つに、土木事務所担当の道路法関連事案があります。道の横に住宅を建てて歩道に進入路を造りたい、あるいは歩道に若干足場がはみ出るので、道路の占有を申請したいという場合であります。企業は、その申請のたびに土木事務所に書類を提出しなければなりません。

この道路占有の許可申請にどのくらい土木事務所が対応しているのか聞いたところ、昨年度

は2,885件も対応しているとのことでありました。このほかにも、土地の境界確認の申請など、非常に数が多いだろうと推測できるものがあります。

現場を担当する土木事務所と企業の営業所が近いとも限らないわけですから、非常に時間とコストがかかっているわけです。土木事務所を往復する時間やコスト、書類をペーパー化し捺印する手間、そして3密のリスクがあります。

このような申請の場合は、企業も土木事務所側も、手慣れた方が対応するケースが多く、メール等で送付し、細かなところは電話でやりとりするだけでもコストが削減できるし、3密対策のメリットもあると思います。難しい判断が必要な場合は打合せが必要との旨を通知すればいいだけではないでしょうか。

企業側にとっても県の担当者にとっても、業務軽減と時間短縮につながるものを極力ICT化していくということも、今後必要かと思いますが、県土整備部長に、土木事務所の道路占有許可の手続のICT化について、まず伺います。

○県土整備部長(明利浩久君) 道路占有許可手続におけるICT導入につきましては、議員御指摘のとおり、申請者の負担軽減や事務処理の効率化のため、大変有効であると考えられます。

一方で、システム導入に必要となる費用や印鑑に代わる本人確認の方法など、様々な課題がございます。

県土整備部におきましても、多くの行政手続を行っておりますので、関係部局と十分連携しながら、ICT導入について研究してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今の件は、一例を挙げて具体

的な質問を行ったにすぎませんが、今の答弁でもありましたとおり、申請書類をやりとりする場合、その書類が本物であるという証明が必要であります。

そのために公印が使われます。行政側も企業側も必要です。個人に至っては、印鑑登録された印鑑が必要となっているケースがあります。

先ほどのとおり、電子メールなどで申請する場合、電子署名が公印の代わりとなるようですが、この電子署名の普及が進まないと、申請のICT化による簡略化も進まないということになります。

県においては、電子申請に対応する項目件数がどのような状況であるか、電子申請の普及のためにどのように考えているか伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 電子申請は、県民や企業の利便性の向上と行政事務の効率化につながる重要な取組であり、現在、県では、地方税の申告や県立図書館の貸出予約など48の手続で、オンラインによる申請が可能となっているところであります。

また、今回、新型コロナウイルス感染症対策への対応が求められる中、電子申請は、申請者が窓口へ直接出向く必要がないことから、「新しい生活様式」に資する重要な手法の一つになるものと認識しております。

このため、県といたしましては、行政手続のオンライン化について、さらなる拡充を図りますとともに、県民等への利用促進や、電子署名に必要なマイナンバーカードの取得の呼びかけなど、電子申請の一層の普及に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今回のコロナ禍で、マイナンバーカードの普及というものが一つ、クローズアップされました。また、マイナンバーカード

を持っていない国民が非常に多く、その利便性が今回明るみに出たことは、逆に幸いだったかもしれません。また逆に、それを今度は行政側も生かしていく取組というのが必要でありますので、今後ともオンライン申請の充実につなげていただきたいと思います。

次に、今回のコロナ禍の中で、悪質な「自粛警察」という問題も起こりましたが、人が集まることや県外者との接触に対して、非常にぴりぴりとしたムードになりました。悪質でないにしろ、私のところにも様々な案件について県民から連絡があり、御意見を頂いたところであります。

その一つは、医療機関の待合室の3密問題です。特に専門医が少ない診療科の待合室は、まさに多くの患者でごった返しており、当然、コロナだけではなく、インフルエンザなどの集団感染の元凶にもなり得る状況であります。

県内でも既に時間予約制を導入している病院もありますが、待合室での3密による感染リスクや、長時間待たされるストレスの解消、さらには医療従事者の感染リスクの低減にもつながるのではないかと思います。既にネット予約や電話予約ができる病院をホームページ等で紹介してあるサイトもありました。

今は、高齢者でも携帯電話やパソコンを使う方も増えています。3密対策に効果がある時間予約制の導入を県が支援できないのか、病院予約におけるICT導入支援などが行えないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医療機関におけるネット予約などの予約診療の拡大につきましては、密閉、密集、密接の3つの密を避け、感染拡大防止を図る観点から、有効な手段の一つであると考えております。

国の第2次補正予算案におきまして、全ての医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援が盛り込まれており、補助対象の取組例として、予約診療の拡大、情報通信機器を用いた診療体制の確保などが掲げられております。

こうした国の制度の活用を図りながら、医療機関が実施するICT等を活用した感染拡大防止対策に対する支援について、検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ぜひ、そのような情報を、導入されていない病院、医師会等々に広めてもらうとともに、これは非常に利便性も高まりますし、安全性も高まるものですから、これを機に県がぜひ後押しをしていただきたいと思います。

今回のコロナ禍の中で、福祉事業者へのアンケートや電話などでの聞き取りを行いました。

その中で、デイサービス事業者からは、「高齢者が3密を警戒して、利用者のキャンセルが増えている。このままでは事業継続が難しい」との声や、「サービスを利用する高齢者やその御家族が心配している」という声も聞きました。そもそも利益の少ない介護事業者にとっては、こういうキャンセルに伴う損失や職員の介護離れにつながり、介護サービスの減少につながりかねません。このことは、ほかの居宅介護などの事業者からも聞きました。

地域における介護サービスの維持や介護事業者の確保など、これまでの努力を無駄にしないように、新型コロナ対策を介護関連事業にも広げていかななくてはならないと思いますが、県の考えを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） デイサービス利用につきましては、例えば、本年4月と国内で新型コロナの発生がある前の令和元年12月と

で、県内のデイサービスの介護報酬請求件数を比較しますと、約2.8%の減となっております。若干の減少が見られます。

今後、感染拡大が起きますと、利用を控える方が増え、デイサービス事業者の収入が減り、事業の継続に影響が出てくることも予想をされます。

国においては、介護報酬算定の臨時的特例としまして、デイサービスの職員が利用者の自宅を訪問することや、電話による健康状態等の確認を可能にしたところですが、加えて、6月から、経費増を適切に評価する介護報酬算定の新しい仕組みが導入されました。

県としましては、国からの情報を適時、事業者提供し、また、市町村や関係機関との連携を図りながら、デイサービスを含む居宅サービスの維持に向け、対応してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 また、このコロナ禍におきましては、介護事業者から利用者（高齢者）の健康を心配する声が多数聞かれました。閉じ籠もっていたのは高齢者だけではないので、全国民に該当する話かもしれませんが、外出自粛等で運動不足の状態にあり、飲酒や過食、ストレスによる鬱病の増加、持病の悪化など健康状態に様々な影響が出ていると言われており、高齢者の閉じ籠もりに対する介護予防の取組が必要ではないかと考えますが、県の見解を伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 長期間の外出自粛によりまして、特に高齢者の方においては、生活が不活発になる状態が続くことによる心身機能の低下が懸念されます。

このため、市町村においては、運動、食生活や口腔ケア等の留意点を記載したパンフレット

の配布や、自宅のできる体操の動画をケーブルテレビで放送するなど、高齢者の方が居宅においても健康を維持できる取組を工夫しながら実施しております。

また、感染拡大防止対策を講じた上での体操教室等の「通いの場」を、順次再開しております。

県といたしましては、こうした取組を促進し、今後とも市町村や関係団体と連携・協力しながら、介護予防に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に移ります。JRの存続についてであります。

コロナ対策から移動自粛が緩和されていくことに期待が高まる中、5月27日、JR九州が2018年度分の赤字路線の発表を行いました。本県関係では、日豊本線の佐伯－延岡間、都城－国分間、吉都線、日南線等がありました。赤字額は割愛いたしますが、今回の学校休業や移動自粛など、コロナ対応で多くの電車が減便され、利用者の大きな減少につながっていることを考えると、2019年度はもっと厳しい数字であることも予想されます。

この路線別収支の発表は、JR九州が今後の赤字区間の鉄道経営の合理化を考えているのではないかという憶測もあります。

このままでは、さらなる減便など利便性の影響に加え、鉄道の維持存続の話にもつながりかねません。今後の県の経済復興対策の中にも、「JRイベントの助成」というものはありますが、鉄道活用のための有効な予算が計上されているとは言えません。

今後、JR九州に対して、路線の維持や利便性向上の要望は重要となってくると思いますが、県はどのように今後取り組んでいくのか、

知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、鉄道需要が大きく落ち込んでいるわけでありまして、このタイミングでJR九州が、輸送密度の低い線区のみで収支を公表しているところでもあります。県としましては、これを契機に、今後、路線の在り方にまで議論が及ぶのではないかと危惧しているところでもあります。

JR九州は、地方ローカル線の厳しい状況を地域と共有して、路線維持の取組を一緒に考えていきたいとしているところでもあります。現在、日南線、吉都線における利用促進協議会にJR九州及び九州運輸局も参加して、観光への活用、日常の通勤での利用など、今後の路線の維持に向けた利用促進策を具体的に検討しているところでもあります。

今後とも、沿線自治体等やJR九州と連携し、一層の危機感を持って利用促進に取り組んでいきますとともに、JR九州に対しましては、地域の公共交通機関としての責務を着実に果たしていただきますよう、これまで以上に強く求めてまいります。

○西村 賢議員 JR九州が上場後、何か非常に厳しい対応になってきているなどというのは、私自身感じるわけですが、我々議会でも、県北の議員は「九州中央3県議員連盟」で大分県、熊本県とともに、毎年JR九州本社に行きまして、要望と意見交換を行っていますが、私の受ける印象では、こっちが言っても向こうの受け答えというのは、年々厳しい答えが増えてきているというふうに感じるところであります。

宮崎県は、特に宮崎駅の再開発にも協力していくわけですから、今後は、県民の鉄道利用も訴えながら、知事を先頭に、もっと強くJRと

の交渉に当たっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、この議会で、経済立て直しのために様々な経済対策の予算が計上されております。今回、観光関連産業が大きな影響を受けたことに対しても、まずは県内観光を増やし、消費を増やしていくという考え方が見てとれます。午前中にも知事は、県内経済の循環ということをお話されました。

しかし県民、いや国民の多くは、県外や海外に旅行を計画することを考える余裕もまだなく、コロナ感染を警戒している方も多いことだと思ひます。

そんな中で、県内移動の促進、物流の促進のためにも、一時的に一ツ葉有料道路の無料化を検討すべきではないかと提案したいと思ひます。

これは県民に対して、「県は経済復興、観光復興に対して本気だ」という本気度を示せると思ひます。また、将来、無料化した際の実証実験の効果もあると思ひますが、このことについて、知事の考えを聞きたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきましては、南海トラフ地震の発生確率が高まる中で、自然災害への備えが急務であると思ひて、県土の強靱化をさらに加速させてまいりたいと思ひております。

このため、一ツ葉有料道路につきましては、昨年度、熟慮を重ねた結果、耐震対策等の財源を確保するには有料を延長する必要があるとの判断に至ったところでありまして、県議会からも、延長した有料期間の短縮に努めることなど、5項目の附帯決議をいただいたところであります。

議員御指摘のとおり、無料化というアイデ

ア、これは物流の効率化や観光振興など、一定の効果を見込まれるものと思ひますが、料金収入の減少により、現在取り組んでいる耐震対策や、無料開放時期への影響も懸念される所でございます。

私としましては、県民の生命、安全・安心な暮らしを守るといふ観点から、有料道路利用者に御負担をいただきながら、耐震対策等の早期完成を目指してまいりたいと思ひております。

○西村 賢議員 私はよく利用するんですけども、せっかく広瀬バイパスが開通しまして、今、一ツ葉有料道路から西都インターチェンジも含めた利便性が非常にいいものとなってきています。

ただ、通行台数は、以前とそう変わっていないようにも肌で感じるわけですが、これも一つの私のアイデアといふか提案であり、またこういう思い切った改革を含めた経済復興策を打ち出してほしいという気持ちですので、ぜひ、その気持ちだけでも受け取っていただきたいと思ひます。

次に、学校関係に移りますが、午前中、野崎議員が学校関連の質問を幾つか行いましたので、割愛して質問をいたします。

今回、国の学校の休業要請に対しまして、県は、県立学校に2度にわたり休業要請を行いました。このことは、市町村立の小中学校にも影響を及ぼし、日数など違いがあるものの、各市町村立学校でも休業を行いました。一部の都道府県では、地域独自の方針を出したところもありました。

このことについて、県民から、「コロナ患者の発生していない地域で、全ての学校・学級にも適用する必要があったのか」「インフルエンザ対策と同等でもいいのではないのか」「代わり

に児童クラブ等が3密になっているじゃないか」など、様々な意見や疑問を保護者から聞いたところでもあります。

学校の所在地の地域性や発生の有無など考慮されたのか、県教育委員会の決定は、市町村の教育委員会にも大きな影響を与えたと思いますが、県立学校が一斉臨時休業を行った理由について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県立学校における臨時休業につきましては、国のガイドラインと県内の感染状況を踏まえた上で、学校内で感染リスクの可能性が高いと判断した場合には、即、県内一斉の臨時休業を行うのではなく、感染地域及びその周辺の学校において、学級単位、学年単位または学校単位での臨時休業について、状況に応じた検討を行うこととしております。

しかしながら、今回、1度目の県内一斉の臨時休業については、内閣総理大臣の全国一斉臨時休業の要請がなされたこと、2度目については、国の緊急事態宣言の対象地域が、本県を含む全国に拡大されたことなど、いずれも、国の要請等を受け、県として総合的に検討した結果、国の要請等に応じる必要があると判断し、県内一斉の臨時休業を行ったものであります。

今後、国からの要請等や県内の感染者数の急増がない限り、感染症対策と児童生徒たちの学びを両立していくという方針の下、適切に判断してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 また、県立学校におけるICT活用の現状につきましては割愛をいたしますが、ICTの活用ができない理由を、これまで同様、ネット環境や家庭の格差のせいにしては、今後ずっと取り残されてしまいます。これは、今回も予算措置等々されていますが、そのICTのオンライン授業等の充実にしっかりと

力を尽くしていただきたいと、要望しておきます。

次に、子ども宅食の取組支援について伺いたいと思います。

今回のコロナ禍におきまして、地域に定着しつつある子ども食堂の活動にも大きな影響を与え、3密対策で開設できないケースが多くありました。子供の貧困問題のみならず、地域の居場所づくりとしても効果のある子ども食堂事業の再開を待ちわびている方も多かったところで

す。子ども食堂は、提供された食材をボランティアの方々が調理して振る舞い、子供たちが同時に集まるため3密の課題がある中で、現在、「子ども宅食」や「フードパントリー」「フードバンク」と呼ばれる事業が全国的に広がりを見せています。

これらのやり方はいろいろありますが、簡単に言いますと、寄附などで提供された食材を一時的に集め、生活が困窮するなど必要な家庭に配付する事業であります。

今回、コロナの状況下でも、生活が困窮している家庭に食材を提供することができ、また賞味期限が近く売り物にならなくなった食材を再活用するフードロスの観点からも効果があります。

今後は、子ども食堂と並び、このような「子ども宅食」事業も、様々な観点から必要ではないかと考えるが、この「子ども宅食」事業に対しての県の認識と、どのように支援をしていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 子ども宅食につきましては、援助が必要な世帯を直接訪問し、食料などを届ける取組でありまして、その世帯が抱える問題の早期発見につながる意義が

あり、現在、県内では、三股町をはじめとする4町で実施されております。

県では昨年度、改定を行った「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」におきまして、全国に先駆けて、宅食に関する支援を新たに盛り込むとともに、民間団体との協働事業により、子ども宅食の仕組みづくりにも取り組んでおります。

県では今後も、実施団体に対する運営に必要な情報の提供や、団体の活動の周知、人材育成の機会の提供など、県内で取組が広がるよう努めてまいります。

○西村 賢議員 三股町など4か所で先進的に事業をやられているということですので、これがまた広がっていくような支援をお願いしたいと思っております。

また、今回のコロナ禍におきまして、特に非正規雇用者にとっては、勤務時間の減少や、場合によっては雇い止めなどによる生活困窮も考えられます。様々な生活支援や雇用支援は、国をはじめ行政機関が次々と打ち出しておりますが、給付まで時間がかかる現状もあります。

その中で、先ほど申し上げたような子ども食堂、子ども宅食といったボランティアを行う方々は、できるだけ生活に困窮している家庭や子供の下に届けたいという気持ちがあるし、支援を受けたい、支援が欲しいと思っけていてもなかなか手を挙げられずにいる家庭もあります。

支援を行いたい団体がそのことを行政に相談しても、個人情報等の壁があり、なかなかマッチングにつながりません。個人情報を守りつつ手を差し伸べることができるのは、行政機関（住民に一番近い市町村）ということになりますが、そのプライバシーの壁は、行政の断り文句のように感じることも度々あります。

助けを求める人たちは、自ら声を出し、手を挙げていくことが困難なことも多く、今回のコロナの状況下でも苦勞されている方も多くいると思っております。このことにつきまして、県は市町村に対しどのように働きかけていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） コロナ禍におきまして、子ども宅食などの活動を効果的に実施するためには、支援を求める声を上げられない家庭を把握することが課題であると考えております。

このような地域に埋もれたニーズと必要な支援とをマッチングするためには、住民に身近で、各種支援を行う市町村の役割は重要であります。

市町村において、支援団体の取組について家庭に情報提供するとともに、家庭から支援を希望する情報が得られた場合には、団体を紹介するなどの取組が行われておりますが、これらが県内に広がるよう、県として促していく必要があります。

そのため県では、7月に開催予定の「宮崎県子どもの貧困対策協議会」などを通じまして、このような取組を推進するよう市町村に呼びかけてまいります。

○西村 賢議員 よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、東郷病院の存続につきまして伺います。

日向市立東郷病院の存続に対しましては、これまで医師確保についての要望を幾度となく行い、また県当局の御協力をいただけてまいりました。本当に感謝申し上げます。

これまで医師確保に成功した時期もあり、黒字化や入院業務の再開など、東郷病院の安定経

営に希望があった時期もありましたが、医師の退職が相次ぎ、現在は入院業務もストップし、厳しい経営状況が続いております。

今後の方針について、病院を有床病院とするか無床診療所とするか、市内でも様々な議論が起り、有識者でつくる「東郷病院の在り方検討委員会」では、無床診療所としての運営を打ち出し、また日向市議会議員の行った市民アンケートでは、73%の市民から、入院受入れの再開を望む声が上がりました。

先日は、合併時の東郷町長ら三役と元東郷町議会の議員の方々が、私に対しても、有床による病院存続の要望を訴えてきたところであり、日向市議会議長、日向市長への要望にも同行いたしました。合併時を知る方々は、「東郷病院の存続が、合併するときの一番の条件だった」と、強い訴えを行ってまいりました。

東郷病院の所在地から日向市街地までは、車で20分程度の距離であります。東郷町の一番端まで行きますと、車でも1時間程度かかります。東郷地区の方々にとっては、かけがえのない医療機関でもあります。

せんだって、日向市議会が6月5日に開会され、その中で市長から、無床診療所としての令和3年4月に向けて準備するとの方針が示されました。

平成29年3月に、日向市の「東郷病院新改革プラン」が出され、そのときに役割の明確化や目標への取組などが掲げられたのですが、4年待たずにこのような状況になっていることは、残念でなりません。日向市民、特に東郷地域の住民にとっては、失望が大きいものがあります。

市長はじめ関係者の方々には苦渋の決断であったと察しますが、医師確保の困難性や日向

入郷医療圏全体の医療体制確保も、無床化したからといってその課題が消えたわけではありません。この東郷病院の無床診療所への決定に対し、県はこれまで日向市にどのような助言を行い、相談などを受けたのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 日向市立東郷病院の在り方につきましては、昨年度、5回にわたり在り方検討委員会が開催されまして、本年3月に同委員会から、「無床診療所として運営を継続することが適切」とする報告書が、日向市長に提出されております。

県におきましては、日向市に対して、地域医療構想に関する資料について情報提供をしたほか、同委員会において、日向保健所長が地域の実情に応じた医療機能の維持が図られるよう、在宅医療の重要性や医療と介護の連携の必要性などについて、意見を申し上げております。

○西村 賢議員 どうにか有床病院や診療所として存続できないものか、一般論として伺いますが、現在、地域医療構想で地域ごとの病床数が示され、実質、ベッドの削減数の検討がなされていく中であります。午前中、坂口議員からも、病床削減については御質問があったところでありますが、一度無床診療所になってしまえば、二度と有床の病院や診療所としての再開はできないのかを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 東郷病院が所在する日向入郷医療圏におきましては、既存の病床数が第7次医療計画に定める基準病床数を上回っておりまして、新たな病床の設置につきましては、原則として小児医療、周産期医療、救急医療など特定の診療所の病床に限られております。

○西村 賢議員 この東郷病院の件は、中山間

地の病院の在り方にも、また市町村合併の在り方にも、住民にとっても大きな問題を突きつけました。

過疎地域の人口減少や限界集落の増加が止まらない地域が国内に多数ある中で、定住人口を残していくという考え方にも影響が出てきます。

患者本人の負担や家族の介助などを考えると、僻地の居住地と病院までの移動距離や時間を、有床病院を残す目安として考えていかねばならないと考えますが、どうやって中山間地域の医療体制を残していくつもりか、県の考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医療資源の乏しい中山間地域の医療を確保していくためには、公立の病院や診療所を中心とした、効率的で持続可能な体制を確保していくことが重要だと考えております。

県では、これまで行ってきた、巡回診療などの僻地関連事業や医師確保の取組、ドクターヘリによる救急医療の確保等に引き続き取り組むとともに、今年度から新たに、中山間地域の公立病院等におけるICTの活用や、勤務環境整備などを行う市町村等の取組支援、延岡西臼杵・日向入郷地域の運行を予定するドクターカー導入などを行うこととしております。

今後も、地域の実情に合った医療提供体制の確保に向けて、日向市とも十分連携しながら検討してまいりたいと思っております。

○西村 賢議員 県と医療機関、そしてまた地域との連携というものは非常に大事だと思います。今の答弁にもあったとおりですが、連携を密にといっても、結果がこのようについてこないケースもあります。

東郷病院は昭和49年に建てられ、そもそも老

朽化しており、いまだCT機器の導入がされておらず、医療設備も古い状態にあります。

以前、東郷病院を辞めた医師にも話を聞きました。その医師は、「病院に来た以上は、何とかして患者を助けたいと思っていたのに、この設備では助けられない」と訴えておりました。その声は再々行政機関にも届けられたと思います。

設備が悪いから医師が続かないのか、医師が続かないから設備を更新できないのか、卵が先か鶏が先かのような議論を繰り返し、先延ばしして現在に至ったことは、日向市や旧東郷町の責任のみならず、住民にも、そして県にも責任の一端はあると思います。

今振り返れば、あのタイミングで手を打ってあればよかったということは、多々思い起こします。後悔しても仕方がありませんが、このようなことは県内、これからほかの地域でも、ほかの病院でも起こってくるかもしれません。このことについて、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 地域住民が安心して医療を受けられる体制をつくっていくということは、地域経営という意味でも、また人口減少対策の観点からも、大変重要な課題であると考えております。

こうした医療資源の乏しい中山間地域におきましては、公立の病院や診療所を中心とした持続可能な体制を確保することが必要と考えておりますので、今後とも、市町村とも十分連携しながら、必要な支援を行ってまいります。

○西村 賢議員 もう少し深いといいますか、思い入れのある言葉を期待したところであります。

やっぱりその地域の方々にとっては、非常に重い、重い重い問題であります。あと30分走れ

ばいいじゃないかと言われれば、本当にそうなんですけど、やはり精神的な支柱としてその病院が存在し、長い間、地域の方と一緒にその地域の医療を支えてきたわけですから、ぜひ親身になって県も相談に乗っていただきたいと思います。また、私がこの質問をするに当たって、新聞の広告に載ったのを見た方で、「私は知事にも選挙のときに訴えたんだ」と言われる方もいらっしやいました。そういう連絡をたくさん頂く中で、県当局がもっとしっかりサポートしていただきたいと思ひますし、また、今後の東郷病院の経過も見守りながら、先ほど申し上げたとおり、無床になったから今後ずっと存続できるというわけでもないと思ひます。しっかりとこの地域の医療を守るためにお力を貸していただき、また、日向入郷地域はそもそも医師不足に悩んでいる地域ですから、このことを、県からも現場に足を運んで見ていただきたいと思ひております。

次の質問に移ります。飼料の昆虫利用について伺います。

現在、昆虫食の研究が全世界的に進んでいます。人間が直接昆虫を食べる研究もありますが、人工的に培養した昆虫を家畜に与えて、それを人間が食べるという間接昆虫食であります。昆虫としてはイエバエやミズアブが、今最も研究されております。

この研究を簡単に説明しますと、イエバエに家畜のふんを与え、イエバエは、ふんを餌に増殖するとともに、ふんを分解します。ふんの分解によるメタンガスの発生抑制を行いながら、イエバエの幼虫は、動物性たんぱく質として魚や鶏の高付加価値な餌になります。また家畜のふんを利用してイエバエの餌にといった具合に循環していく、究極の連鎖であり、大気汚染の

抑制や循環社会構築のSDGsの一つでもあります。ミズアブでは、食品廃棄物（食品残渣）を分解して同様に行われるケースも研究されております。

このような研究は、全世界で現在、加速度的に広がっております。この分野において日本でも恐らく最も早く研究に取り組んでいる「ムスカ」という企業が、都農町にラボを構え、イエバエの研究を10年以上も前から行ってまいりました。私はこの研究のことを聞いておりましたが、やっとな時代が追いついてきたように感じます。

この分野で、養殖魚への投与など、他県では既に実証実験に踏み出しているところもありますが、畜産県宮崎にとってこの研究の実現は、循環型農業の実現のみならず、家畜ふん尿による大気汚染対策や高付加価値の畜産物の発展につながると思ひます。

今後、国や他の自治体でもこの研究に着手されていくと思ひますが、本県はこの昆虫の飼料利用の動きに対してどのように考えるのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 畜産物や養殖魚の生産には、多くの輸入穀物や魚粉等が利用されておりますが、世界的な人口増加を見据えた食料安全保障等の観点から、今般、国におきまして、昆虫の飼料利用など、たんぱく質の供給源の多様化に向けた検討が開始されたと伺っております。

具体的には、関係省庁をはじめ食品企業、ベンチャー企業、研究機関等で構成されました「フードテック研究会」が本年4月に設置されまして、これまで民間主体で進められてまいりました研究を官民一体で情報共有し、実用化を加速させるというものでございます。

畜産や水産の盛んな本県といたしましては、昆虫由来の飼料を使った資源循環型モデルの構築等を目指しました今回の国の動き等をしっかりと注視いたしますとともに、的確に対応してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 国の研究機関や大学、また他県では既に実証実験などに進んでいる事例が出ています。宮崎県は畜産県でありますので、もっと取組を強化していただきたいと思えます。また、これを要望に代えさせていただきたいと思えます。

最後に、動物愛護について伺います。

動物の殺処分に対しましては、動物虐待への関心が高まり、また飼い主のモラル向上、TNR活動などにより、殺処分数は減っているように感じますが、本県の現状はどうか。

また実際、動物愛護団体の方々からは、飼い犬や飼い猫を山中に捨てたりするケースは後を絶たないと聞きます。ペットの避妊対策も、飼い主の責任で行っていく必要もありますが、実際に遺棄現場を押さえて取り締まるというのは、非常に困難であると思えます。

飼い主のモラル向上も必要であり、遺棄を防ぐための県民への周知や啓発が重要であります。その方法はどのように行っているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 犬猫の殺処分数につきましては、減少傾向にありまして、令和元年度は、犬が114頭、猫が344頭、合計458頭と、10年前と比較しまして、犬では92%、猫では85%の減少となっております。

県民への周知としましては、パンフレットの配布や県政番組の活用、動物愛護センターでの啓発など、市町村、県獣医師会等と連携した取組により、遺棄の防止や死ぬまでの飼育をお願い

しているところです。

また、センターでは、小学生を対象とした「いのちの教育」を行いまして、将来飼育者となる子供たちに対しましても、動物との触れ合い等を通して、命の大切さや正しい飼い方について学ぶ機会を提供しております。

今後も、これまでの取組を継続するとともに、他県の取組なども参考にしながら、様々な機会を捉えて、広く県民に周知をしてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、犬猫の殺処分の減少を聞きました。非常にうれしいことではありますが、やはりゼロを目指す取組が必要とされます。

県内にも多くのボランティア団体があり、その幾つかの団体から話を聞きました。

団体ごとに活動の場所を決めて、地域の捨て猫を捕まえ、去勢して元の場所に戻していくというTNR活動であります。場合によっては、病気の治療やワクチンの接種を行うことで費用がかさむケースもあり、これらの活動は自費で行うケースも多いそうです。一遍に処置をしないと、どんどん子供を産み増えていくために、一度に多くの費用がかかるということでした。

また去勢には、獣医さんに処置費用を払うのですが、県内では処置費用が高額であり、隣県までまとめて連れていくケースも多く、移動にも時間も費用もかかるとの相談を受けました。処置費用は自由診療に当たるため、獣医さんによって大きく変わるそうですが、別の団体からも、ほぼ隣県に連れていくと聞いております。

そもそもTNR活動は、捨て犬、捨て猫を減らし、地域を住みやすくするために行っていくものであります。県自らが行うTNR活動にも限界があります。県民のボランティアの力を借

りなければ、効果は広がりません。ボランティアの方々が地域住民と協力していくためにも、TNR活動を今後、市町村に広めていく必要があると思いますが、県の考えはどうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、平成27年度からモデル事業としまして、一定の地域で野良猫を保護し、手術後、元の地域に戻すいわゆるTNRに取り組んでおりましたが、動物愛護センターの稼働に伴いまして、平成30年度からは、県内各地で本格的にTNR事業を展開しております。

令和元年度は、県内23地区において、255頭の猫に対し不妊・去勢手術をいたしました。宮崎市を含めると、856頭の手術実績になります。

県といたしましても、猫の殺処分減少のためには、TNR活動が有効であると認識しております。

そのため、市町村の動物管理業務担当者会議等を通じまして、この活動について市町村の相談窓口を明確化することや、公益財団法人どうぶつ基金が行う無料不妊手術事業の積極的活用について、引き続き周知することで、センターでの取組以外にもこの活動を広げていく必要があると考えております。

○西村 賢議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕（拍手） 皆さんこんにちは。私は児湯郡選出、自由民主党の山下寿でございます。早いもので、当選しまして1年経過いたしました。まだなかなか皆さんについていけなくて、いろいろと御迷惑をかけているような状況でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、世界中が新型コロナウイルス感染症で大変な事態になっています。新型コロナウイルスの感染者は世界中で約700万人を超え、死者は40万人以上となっております。日本国内における感染者は約1万7,000人を上回り、約900名の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、新型コロナウイルス感染症の治療を受けておられる皆様方にお見舞いを申し上げます。また、この新型コロナウイルス感染症における治療や対策に従事されてきた皆様方の御尽力に、心から感謝と敬意を申し上げます。

2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において原因不明の肺炎患者が発生し、2020年1月5日にWHOは、中国湖北省武漢市において原因不明の肺炎が発生したことを発表、同年1月9日に新種のコロナウイルスが検出されたと発表しました。

日本においては、1月16日に、武漢市へ渡航歴のある神奈川県男性が新型コロナウイルスに感染したことが初めて確認されました。政府は、新型コロナウイルスによる肺炎について、1月28日に、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定し、患者の強制入院や就業制限、入国者への検査指示などができるようになりました。また、武漢市に滞在する邦人の帰国のためチャーター機が準備され、合計828名の方が帰国されています。他方、横浜港に入港を予定していた豪華客船「ダイヤモンド・プリンセス号」内において、2月3日、新型コロナウイルス感染症の集団発生が確認されるとともに、2月13日、新型コロナウイルス感染症が原因で、国内初の死亡者が確認されました。

それら様々な状況を受け、2月27日、安倍総

理は、全国の小中高に臨時休校要請の考えを公表し、ほとんどの学校が臨時休校となりました。また3月24日には、東京2020オリンピック・パラリンピックが約1年程度延期されることが決定されました。

さらに4月7日には、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に対し緊急事態宣言が発令されましたが、その後も新型コロナウイルスの感染は拡大し続け、4月11日には、国内における1日当たりの感染者数が700人を超え、4月16日に緊急事態宣言が全国に宣言されるとともに、13都道府県（さきの7都府県に加え北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都）が特定警戒都道府県に指定されました。4月18日には、国内の感染者の総数は1万人を超えました。

5月14日、39の県で緊急事態宣言が解除されましたが、5月20日には、大変悲しいことに、夏の全国高等学校野球選手権大会、いわゆる甲子園の中止が決定されました。5月25日には、残りの都道府県の緊急事態宣言が解除となりました。結果として6月6日現在、感染者数は1万7,103人、死亡者数は914人となっています。

約1か月半ぶりに全ての都道府県で緊急事態が解除されたわけですが、新型コロナウイルスは消滅したわけではありません。ワクチン等の開発には時間がかかり、ワクチンが普及し完全な日常を取り戻すまでには、まだかなりの時間を要することが想定されます。

国は国民に対し、今後も3密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用をはじめとした基本的な感染予防対策の継続を求めています。

私たち自身が、「感染しない」「感染させない」ことを念頭に、引き続き感染予防、拡大防止を徹底していかねばならないと思いま

す。国が公表した「新しい生活様式」を踏まえた行動を、確実に実践していかねばならないと思います。

そう言いつつも、自粛要請や移動制限で失った経済的損失は計り知れないものがあります。国、県、市町村では様々な経済対策が行われていますが、職種によってその事情は様々であります。

今回の宮崎県の対応は、知事を先頭に関係職員、医療関係者、そして県民が一丸となり協力し頑張ったおかげで、宮崎県では新型コロナウイルスの感染拡大を最小限にとどめ、感染が確認された17名の方が回復し退院することができました。そして、宮崎県において1人の死亡者も出なかったことは、本当によかったと思います。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、今までの生活に戻るにはまだかなりの時間がかかるため、今からが大変だと思います。そこで、知事にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けてどう取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、その後は質問者席から行わせていただきます。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、本県では社会経済の様々な分野で極めて深刻な影響が生じております。

このような中、全国的な緊急事態宣言の解除を受けまして、感染症対策とのバランスを取りながら、段階的に社会経済活動のレベルを上げて、経済活動を再開していく段階を迎えました

ことから、先月末、県として、「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を策定しまして、新しい生活様式の確立と地域経済の再始動に向けた取組を進めていくこととしたところであります。

具体的には、今後感染が拡大した場合には、一時的な経済活動の収縮にも柔軟に対応することを念頭に置きながら、まずは、県内での経済循環を中心に、段階的に取組を展開していくことを基本としまして、1つには、感染拡大防止策による経済活動の基盤づくり、2点目として、地域経済の再始動と更なる活性化に向けた取組、3点目、持続可能な経済・社会づくりを加速する取組、4点目、収束に向けて希望の光を取り戻す施策という4つの柱に沿って、施策を進めることとしております。

今後、この方針に基づき、市町村や関係団体等と連携して、オール宮崎で必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 私は戦後生まれ72歳であります。私どもが生まれてから、こういう経験は本当に初めてでございます。宮崎県の一大事であろうかと思っておりますので、どうか大胆な思い切ったかじ取りを、知事にはよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、福祉保健部長にお伺いします。

先ほどから申し上げますとおり、担当部として大変な御苦勞があったと思うところであります。しかし、まだまだ続く新型コロナウイルスの感染拡大、第1波はある程度封じ込めることができたのはよかったわけですが、ワクチンや治療薬ができるまで、今の状態は継続していると思っております。症状は出ないが感染している人がどこかにいらっしゃる。そういった意味で手指

消毒やマスクの着用、そして新しい生活様式に取り組まなければならないわけですが、今回の新型コロナウイルス感染症に関し、今後、最も重要な備えについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナにつきましては、感染のリスクはゼロにならないことを前提に、感染拡大をいかに抑えていくかが重要になるものと考えております。

そのためには、県民の皆様が新型コロナを正しく理解し、日常生活に新しい生活様式を取り入れて実践していただくことが重要です。

その上で、感染の発生に備えまして、早期に把握するため、PCR等の検査体制の整備を進めるとともに、医療を適切に提供できるよう、必要な入院病床や宿泊療養施設の確保、設備や医療機器、個人防護具などの医療物資の充実に努めていく必要があると考えております。

○山下 寿議員 今までも、そしてこれからも大変であろうと思っております。新型コロナウイルス感染症の怖さを同時期に世界規模で経験しているわけでありまして、こんな経験はあってはいけないんですが——なかなかないと思っております——現に起こっている今、答弁があったように、万全な備えを早急をお願いいたします。

次に、農政水産部長にお伺いいたします。

政府は今年の3月31日、今後10年間の農政の指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定いたしました。

農業を次世代に継承するため、規模の大小や条件にかかわらず、生産基盤を強化していくと明記しました。2030年までに自給率（カロリーベース）45%を目指す。閣議決定はありがたいのですが、なかなか高いハードルだと思っております。

新型コロナウイルス感染症で、目前に迫った牛肉の中国への輸出はどうなるのでしょうか。外出自粛要請により、外食産業は休業をせざるを得なくなった。そのため、国内では牛肉の流通が急激に減少し、和牛枝肉の価格は下落、肥育農家は大変な状況になっています。肉用牛肥育経営安定交付金制度、いわゆる牛マルキンは発動したものの、決して余裕があるとは言えません。それにより、和牛の子牛価格も約20万円下がりました。

児湯郡市畜連の4年間の子牛価格の動向を調べてみたところ、平均で82万円でした。4月の競りの平均は63万円です。江藤農林水産大臣は、和牛の生産量を今の倍にするとされていますが、今の状況で規模拡大や事業維持ができるでしょうか、私は疑問に思います。もっと大胆な支援が行われるべきであると思いますが、いかがでしょうか。子牛価格下落に対する和牛繁殖農家への支援策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 繁殖農家への支援策につきましては、従来から、肉用子牛生産者補給金制度によりまして、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に補填される仕組みが措置されております。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、子牛の全国平均価格が発動基準を下回った場合、経営改善に取り組むことを条件に奨励金を交付する緊急対策事業が、今回創設されております。

さらに、県といたしましては、子牛競り市場の活性化による安定した取引を目指しまして、増頭奨励や肥育対策等の各種施策を積極的に活用しながら、肉用牛生産基盤の充実強化に努めているところでございます。

本県の肉用牛経営は、様々な関連事業者が携わる、裾野の広い大変重要な産業と考えております。引き続き和牛繁殖農家が安心して経営ができますよう、関係機関一体となりまして、しっかりと支援していきたいと考えております。

○山下 寿議員 日本一の和牛県ですので、安心して持続可能な経営ができますよう、きめ細かな支援・対応を希望いたします。

引き続き、農政水産部長にお伺いします。

私の地元の川南漁港の夕競り市に、自粛期間中でありましたが、視察に行きました。ところが、行きましたところ、1匹15キロぐらいのブリが100本ぐらい水揚げされておりました。知り合いの仲買の方にいろいろ話を聞くと、「おまえが全部買って人にやったら」と言われました。冗談はさておき、「ところで値段は幾らするか」と尋ねたところ、びっくりするような値段でした。キロ当たり50円です。1匹750円なのです。なぜそんなに安いのかと理由を聞くと、よそへの送りが利かず市場で売れないとのことでした。

また数日後、視察に行きましたら、今度は9キロぐらいのアラが水揚げされておりました。通常だと幾らするかと聞きますと、1匹、通常であると10万円を超す魚だそうです。その日はキロ1,000円、1匹9,000円の値段しかつかないそうです。それだけでなく漁獲量が減少し、漁業関係者も大変な状況のときに、これぐらいの値段しかつかない、このような事態を考えると、何らかの支援が必要だと思われま。

緊急事態宣言後の魚価の下落の状況及びその対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、外食産業

における需要の減退によって、養殖魚を含む高級魚を中心に、魚価が前年同期に比べまして約3割から5割下落しております。

このため、4月の臨時議会において御承認いただきました、影響を受けた漁業者への運転資金の緊急融資を支援するとともに、消費喚起のための水産物お届けキャンペーンにつきましては、5月から、県内の漁業者や加工業者約30社に対しまして、産地直送への送料助成を開始したところでございます。

さらに、本議会におきまして、水産物を学校給食へ提供し、地産地消をさらに促進するための事業をお願いしているところでございまして、今後とも、国の緊急経済対策等も活用しながら、漁業者の皆様が安心して経営が持続できるよう、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 本当に緊急事態宣言時の高級魚、さんざんな価格でした。今答弁いただいたように、漁業者が安心して経営が持続できるように、しっかりと支援をお願いいたします。

次に、環境森林部におかれましては、杉素材生産29年連続日本一、大変すばらしいことで、おめでとうございます。

そうは言いつつも、先日、自由民主党政審会政策調査会で報告があったように、県森連市場の素材平均価格は、本年4月には1立方メートル当たり9,000円となり、平成27年6月以来およそ5年ぶりの安値となるなど、価格の下落が続いています。

先日の木材新聞には、大手住宅会社の4月分の新規受注が落ち込んでいるとありました。2月末から展示場来場者が激減し、4月分からは新型コロナウイルスによる影響が大きくなっています。総合住宅展示場の来場者が年間で最も

多く見込める大型連休も人手が限られ、新規顧客獲得の基盤となる集客イベントが実施できないなど、厳しい状況が続いています。大手住宅会社8社は、受注金額速報を前年同月比で公表していきまして、5月18日の午前11時までの数値では、前年同月比65%と、ここ3年間で最低であったということです。

一方、景気はV字回復と言われていたのですが、いろいろ総合して思うに、長期化の要素があります。失業者は多くなり、経営規模の縮小や倒産はまだまだ続くでしょう。平成24年は、木材価格が1立方メートル当たり6,900円まで下落しました。あのときは林業者がかなり厳しかった。かなりの方々が廃業されたと思います。ようやく山に明かりがとまり始めた矢先に、新型コロナウイルスによるこの状況です。廃業されると、山に木があっても木を切る人がいなくなる。今でも人手は足りていないんです。

林業・木材産業では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が心配されるが、県の取組について環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員の御指摘にありましてとおおり、林業・木材産業におきましては、木材需要の多くを占める住宅需要の減少等により、原木価格は下落していきまして、その影響が長期化することで、さらなる経営環境の悪化が懸念されているところであります。

このため県では、業界と一体となり、緊急連絡会議を立ち上げますとともに、ワンストップ窓口を設置し、事業者への支援メニューの周知や相談対応を行っているところであります。

さらに、今議会におきまして、需要と供給のバランスを下支えするために、原木の生産調整及び雇用対策としての保育間伐事業等の実施

や、木材需要喚起対策としての木造・内装木質化支援について、関連予算をお願いしているところでもあります。

今後とも、業界等としっかりと連携し、刻々と変化する情勢に的確に対応してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 先日の新聞報道で、木材価格の値下がりに対し、国有林の伐採期限を1年間延長し、出荷調整をする旨の記事が記載されていました。市場関係者などに伺うと、今回の値下がり、平成24年のときよりも状況が悪いと考えていらっしゃるようです。

木材需要の減少が懸念される中、公有林等の生産調整も必要だと思うが、県の対応を環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 今回のような状況下では、地域の木材需給状況を見極めつつ、需要に即した生産を行うことが重要でありますので、今議会に予算をお願いしまして、県内7地区に国、県、市町村、関係団体等から成る地域調整協議会を設置しまして、自主的な生産調整による原木価格の下支えなどを行うことといたしております。

このような中、県営林及び林業公社におきましては、今年度計画しておりました立木伐採の販売時期の先送りを、既に実施しているところであり、また、昨年度までに主伐の売買契約を締結している箇所につきましても、契約者から申出があった場合は、無償で搬出期間の延長を承認することといたしております。

県といたしましては、引き続き、地域の木材需給状況に応じた適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 いろいろと答弁をしていただきました。しかし、出荷調整が始まると、大型

の製材工場やバイオマス発電所がたくさんある宮崎県としては、また問題が起きるのではないかと危惧をしているところです。そのあたり、状況の推移を踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

次に、警察本部長にお伺いします。

国内では、新型コロナウイルス感染症による影響で、時間の経過とともに様々な事件が報道されるようになりました。

私たちは今、今まで経験したことがない生活環境の中に置かれており、人々の精神状態も不安定になり、自分がそれらの事件に巻き込まれるのではないかと心配になります。

そこで、新型コロナウイルス感染症に関連した、宮崎県での事件の発生状況について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺などの被害につきましては、これまでのところ、県内では確認されておりませんが、同感染症に関連した犯罪として把握しているものとしては、2件ございます。

1件は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、マスクや消毒液などが品薄状態の中、本年2月、消毒スプレーなどの購入をめぐる、量販店の店員に暴行を加えるなどして、店の営業を妨害した事案であり、もう1件は、本年3月、大型商業施設内に備え付けられた消毒液を盗んだ事件であります。いずれの事件も既に検挙しているところであります。

○山下 寿議員 各種報道によると、「新型コロナウイルスの流行に乗り、インターネット通販で荒稼ぎする転売行為が問題視されている。「火事場泥棒」との批判が相次ぎ、政府はマスクやアルコール消毒液の高額転売を禁じたが、

その他の出品は後を絶たない」また、大手ネット通販でもコロナ対策関連に関わる違法表示の商品が横行しており、「日本経済新聞が、米アマゾン・ドット・コムと楽天のサイトで上位検索結果約250件を調べると、15～20%で根拠を欠く効能を表示していた。他のサイトも同様だ。外出自粛で通販需要が増す中、規制当局や運営会社の監視が働かず、不安心理に付け入る出品が放置される実態が浮かび上がってきた」などと報じられました。

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法などの被害状況と対策について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 新型コロナウイルス感染症に便乗した衛生マスクの高額転売などの悪質商法や、インターネットを利用した通信販売サイトにおける医薬品などの不当表示販売の被害は、これまでのところ県内では確認されておられません。

しかしながら、本年4月以降、注文した覚えのないマスクが送られてくる、いわゆる送りつけ商法に関する相談が、10数件寄せられているところであります。

警察におきましては、県民がこのような悪質商法などの被害に遭わぬよう、防犯メールやラジオ広報等でタイムリーな情報発信による注意喚起を行い、被害の未然防止に努めているところであります。

○山下 寿議員 ただいま答弁いただいたとおり、大きな事件が発生していないことは大変よいことだと思えます。が、犯罪はいつ起こるか分かりませんので、十分な準備をよろしく願います。

教育長にお伺いします。

先ほど述べましたように、2月27日に安倍総

理は、全国全ての小中高に臨時休校を要請する考えを公表され、早いところでは翌々日から臨時休校に入りました。休校が長くなるにつれ、変な話が飛び出してきました。学校の9月入学であります。その後、いろいろな報道がなされました。

5月19日には、2021年9月に移行する場合の一斉実施案と段階的实施案の2案が提示され、5月21日には、移行に係る経費について、少なくとも5兆円規模になるとの試算、さらに拡張の可能性、5月30日、自民党のワーキングチームは、学校の始業や入学時期を変える9月入学に関する提言をまとめ、大筋了承したが、教育現場の混乱などに配慮し、今年度・来年度のような直近の導入は困難とした。

9月入学になれば、海外留学がしやすくなるメリットはあると言われているが、海外に留学する学生が年間どの程度いるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 独立行政法人日本学生支援機構の調査によりますと、日本の大学等から海外の大学等に1年以上の期間で留学した日本人学生の数は、平成30年度で2,034人となっております。

○山下 寿議員 私はもっと留学生が多いのかなと思っていましたが、2,000人ほどということでございます。

火事場の泥棒じゃないですが、突然降って湧いたような話でいいんですかね。日本は古来、3月卒業、4月入学、入社。行政やほとんどの会社の決算も4月から始まり3月で終わります。人事異動も、役所も会社も4月1日付の辞令がほとんどです。8月卒業、9月入学になると、全てに混乱が生じる。それでなくても新型コロナウイルスの影響で全世界が混乱していま

す。

そこで、9月入学に対して、教育長の見解をお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 秋季入学につきましては、国において、入学時期の国際標準化などを図る視点から、かねてより検討されてきた事項であります。

しかしながら、今回は、新型コロナウイルス感染症の影響で、全国的に学校休業が長期化する中、児童生徒の学習機会を保障する意味からも有効ではないかという議論がきっかけとなり、一体的かつ短期間で解決を図ろうとする検討が進められたものと認識しております。

秋季入学は、諸外国の学校と接続がしやすくなるなど、いろいろメリットがありますが、一方、就学年齢や就職・採用時期、また会計年度の問題など、各方面との調整が必要となる多くの課題も指摘されているところであります。

県教育委員会といたしましては、秋季入学へ移行するにしましても、慎重な検討と十分な準備期間が必要であると考えております。

○山下 寿議員 今度はその後、「義務教育5歳からを軸に検討を」と報道されました。そこで、世界の小学校の入学年齢を調べてみました。小学校入学年齢は、2013年、国際連合教育科学文化機関の調べによると、7歳入学の制度を導入している国は、204か国中20.1%、6歳入学は68.1%、5歳入学は11.8%でした。現在日本が採用している6歳入学の制度は、世界の主流であります。

そこで、小学校への5歳入学が報道されているが、このことについて教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 小学校への5歳入学につきましては、今回の9月入学制度の議論の

中で、改めて出てきた問題であると認識しております。

5歳入学とする教育制度と6歳入学の現行の教育制度が、子供の教育にとってどちらがより効果があるかということに関しましては、科学的な研究を進めてみないと判断しかねるところであると考えているところです。

いずれにいたしましても、5歳で入学することにより、現在6歳入学を前提に計画されている教育内容の大幅な見直しが必要になるなど、様々な課題が考えられるところでございます。

この問題につきましては、教育分野に限らず、社会全体を含めた非常に大きな課題でありますので、国全体での十分な議論が必要であるものと考えております。

○山下 寿議員 新型コロナウイルス感染症のため、安倍総理が出した全国の小中高の臨時休校要請に端を発し、休校が長引く中、ある日突然のようにそれらの話がささやかれ始め、あたかも今年から実施するかのように独り歩きを始めました。身内からもブレーキがかかり、一旦落ち着きましたが、協議は継続するとのことでした。十分な議論と慎重な判断をよろしく願います。

知事にお伺いいたします。

5月25日の日本経済新聞の連載記事「やり方を変えましょう。」の「新型コロナが私たちに突きつけているものとは？」の中に、「地方シフトのチャンス 長年、世界のメガトレンドの一つとして「都市化」があったが、新型コロナウイルスはこの流れに疑問を投げかけているのではあるまいか。「都市化」は資本の集中投下による経済発展の恩恵は多いものの、「狭い住環境、混雑する通勤」、災害発生時の政治経済の事業継続性のリスクなど多くの負の面もあ

り、何よりもう一つのメガトレンドの「高齢化社会」にやさしい自然環境ではない。5G通信の開始は、一極集中すべき理由は何なのかを冷静に考えさせてくれる。直下型大地震のリスクが取り沙汰される首都圏を脱出するチャンスでもある。首都移転は、長い間議論されているが進展が見えない。首都移転ではなく、機能分散でよいではないか。ドイツでは、国家機関が首都に集中せずに地方都市に分散していたが、国家として機能し発展してきた。国家機関も企業も分散する良い機会と考える必要がある。」とありました。

そこで、知事にお伺いします。新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、人も企業も東京一極集中から地方に分散する流れができると思うが、本県におけるU I Jターンの取組をどのように推進するのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 都市部には人、物、金、情報が集中しまして、それがその地域の魅力や活力に結びついている状況であります。感染症対策という観点からは、そういった都市の在り方自体が密になりやすいということで、感染リスクが顕在化したわけでありまして。密にならないゆとりある地方暮らしに対する関心、またその評価というものが高まってきていると感じております。

また、この自粛期間中にリモートワークが普及することによりまして、地方で暮らしながら仕事をするという、働き方の変化の可能性もあるということでありまして、最近では、仕事と休暇を一体として行うワーケーションのような動きも出ているところであります。

私としましては、こうした感染リスクの観点から、また生活スタイルの変化といった観点から、地方暮らしへの評価の高まり、さらには都

市部から地方への人の流れが出てくるというのが、本県への移住、U I Jターンの促進や企業誘致につながる大きなチャンスであるものと考えております。

今後、このような認識を踏まえまして、感染の収束状況に応じて、各市町村と連携して、空き家の利活用やデジタル化・リモート化の促進など受入体制の充実強化に努めながら、「豊かな自然の中でアウトドアスポーツを楽しむ」といったこととか、「通勤時間が短い」、さらには「経済指標などには表すことのできない新しい豊かさ」など、本県ならではの魅力のPRをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 知事、ぜひこのチャンスを逃さず、他県に負けない大胆な手だてを打っていただきますよう、要望いたします。

次に、県土整備部長にお伺いします。

昨年6月の一般質問でお伺いしたのですが、県道22号東郷西都線についてです。県道22号東郷西都線は、日向市東郷町から木城町を経て西都市を結ぶ道路で、沿線住民の生活を支えるとともに、緊急輸送道路に指定されるなど、重要な道路であります。

前回の質問でも答弁いただいておりますように、整備は進んでおりますが、先日7日に木城町中之又地区まで出かけてまいりました。木城町役場から中之又地区までは35キロほどの道のりなのですが、所要時間は何と1時間10分もかかりました。県内町村で町役場に行くのにこれだけの時間がかかるところがあるのでしょうか。途中からは大型自動車の通行規制がかかっているところもあります。そのため、木城町中之又地区から大型車両で木城町の中心に行くには、日向市を経由しなければなりません。日向市を

経由すると2時間もかかります。宮崎西インターチェンジから2時間車を走らせると、高千穂町まで行くんじゃないですかね。西臼杵地区に行くと、きれいな橋や道路が整備されています。大変素晴らしいことだと思います。

重要な生活道路の改善が遅れているのは、それを預かっている政治や行政の責任ではないかと反省するところでもあります。その不便な中之又地区は、少ない住民で地域の伝統芸能・神楽を守り、地域の道路清掃など、全員が協力し合っているもきれいな環境が保たれています。林産物もたくさんあります。そんな地域を守るにも、道路環境の改良は重要であります。

そこで、県道東郷西都線の整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県道東郷西都線につきましては、地域住民の生活や産業を支えるとともに、緊急輸送道路にも指定されている重要な路線であり、延長約39キロメートルのうち、約21キロメートルが改良済みとなっております。

現在、木城町内において、2つの工区を設定し、2車線での整備を進めており、松尾工区については、全体延長約1.8キロメートルのうち、昨年、約180メートルが完成し、これまでに約450メートルを供用したところであります。

また、昨年度から事業に着手しました松尾ダム工区につきましては、測量や調査・設計を進めており、今年度は、一部工事にも着手する予定であります。

引き続き、必要な予算の確保に努め、早期整備を図ってまいります。

○山下 寿議員 県土整備部長、この道路は、小丸川に面してずっと来ている区間が大半の道路なんです、実は小丸川の石河内というところ

ろに、九州電力の九州で一番大きい揚水式発電ができております。そこまでは2車線のすごくきれいな道路なんです。それを過ぎたところに企業局の発電所があります。それから先がさんざんな道路なんです。その上にダムが3か所ぐらい、企業局のがありますが、企業局にとっても大変重要な道路じゃなかろうかと思うところでもあります。ドル箱の企業局でございますから、どうかも少しピッチを上げられるように、御協力をお願いしておきたいと思っております。

次に、農政水産部長にお伺いいたします。

昨年6月に、これも一般質問でお伺いしました。川南町内の道路、川北南農免道路につながる新たな農道整備についてであります。

前回お答えいただきましたように、この道路計画は、平成4年に着手し、一部区間の計画変更を行い、平成13年に事業が終了したわけですが、この道路は当時、地権者との交渉ができず、やむなく計画の変更をしたわけですが、今は地権者も同意し、地元住民からも町へ陳情が上がり、町議会でも取り上げられるなど、大変重要な道路であります。

この道路は、大規模なJA尾鈴総合選果場や宮崎県農協果汁、株式会社児湯食鳥などの物流が短時間で都農インターチェンジにつながることで、宮崎の新鮮な農畜産物の物流に貢献するものと確信をしています。川北南農免農道につながる新たな農道整備について、前は「事業化への検討を進める」と答弁をいただきました。

川北南農免農道につながる農道整備の状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 御質問のありました農道につきましては、県央の物流拠点となるJA尾鈴総合選果場と東九州自動車道都

農インターチェンジを結ぶ路線であり、農産物輸送の効率化など物流の改善が期待されております。

このため昨年度、川南町が事業主体となりまして、平下地区として、農道整備事業の計画策定に必要な基礎調査等を行ったところであります。

そして本年度は、国の予算を活用いたしまして、県が事業主体となりまして、事業費や経済効果の算定など、事業化に必要な実施計画書を策定する準備を、現段階で進めております。

今後とも、川南町と連携いたしまして、国の予算の動向などをしっかり見据えながら、早期事業化に向け、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 ありがとうございます。この道路は、尾鈴地域が長年待ち望んでいる道路でございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。
た。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時37分散会

6月12日（金）

令和 2 年 6 月 12 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひまか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 事 務 局 長	横 山 幸 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時5分開議

○丸山裕次郎議長 会議を再開いたします。

ただいまの協議について、結果を報告いたします。

昨日の野崎議員の国文祭についての質問に對しまして、知事の答弁がありましたけれども、昨日の報道、また今日の新聞等によりますと、答弁とかなり違う面も出てきております。ここをしっかりと審議していないと前に進めないと判断いたしましたので、改めて休憩したいと思います。よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前11時10分開議

◎ 知事発言

○丸山裕次郎議長 本会議を再開いたします。

昨日の野崎議員の一般質問におきまして、国文祭開催についての質問がありましたけれども、その質問の答弁の後、知事が記者会見をしております。答弁と記者会見の中でそごがありましたので、知事に申入れをいたしました。

ここで、知事に発言を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 このたびは、私の答弁及び発言に関し御迷惑をおかけしましたこと、誠に申し訳ございません。

昨日、野崎議員より国民文化祭、障害者芸術・文化祭の開催時期について御質問いただき、私から、通常開催は厳しい旨の答弁をし、開催

時期については明確にお答えしなかったところであります。

その後、記者会見の場で、通常開催は厳しい旨の発言の意味を問われ、来年開催の可能性について、その場で言及したところであります。

開催時期につきましては、現在、文化庁等と協議中であり、決定次第、県議会の皆様には改めて報告させていただく予定でございます。

私といたしましては、県政運営に当たりましては、県議会の皆様としっかりと意思疎通を図りながら進めていくことが、何よりも大切だと考えております。今後とも、これをしっかりと基本姿勢としてまいります。

このたびのこと、深く反省し、改めておわび申し上げます。〔降壇〕

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

一般質問の開始が大変大幅に遅れてしまいましたが、今回私は、新型コロナウイルス対策を中心に、一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

新型コロナウイルス感染の影響は、リーマンショックをしのぐと言われております。国による緊急事態宣言の下、宮崎県においては、県民の県外往来や外出自粛、休業、医療現場の皆さんが感染リスクと向き合いながら職務に当たっていただく中で、感染拡大はある程度抑えられました。

しかし、暮らしや経営、地域経済に及ぼす影響は深刻さを増しています。

緊急事態宣言の全面解除がなされましたが、感染は収まっておらず、第2波への備えは避けることはできません。

また、県民の暮らしや経営は、すぐには元に戻りません。補償と支援の仕組みの構築と充実が必要になっています。

宮崎県は、感染状況に応じて、独自に緊急事態宣言を発令する方針を明らかにしましたが、こうした宣言を回避する上でも、第2波に備えたPCR検査体制や感染症対策、医療体制などの抜本的な強化が求められていると思います。

こうした様々な課題をどう解決し、県民の命と健康を守るのか。大打撃を受け、死活問題に陥っている飲食店など、中小業者の経営をどう支え、地域経済を守っていくのか。自粛と一体の補償を、この立場が必要であると考えます。知事のお考えを伺いたいと思います。

そして、コロナ後の社会の在り方、生存権を踏まえて、どのような県政を目指すのか、知事の御見解をお聞かせください。

この後は質問者席から続けてまいります。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

私は、新型コロナウイルス感染症への対応に当たり、県民の命と健康を守ることを第一としながら、必要な経済対策にも順次取り組んでまいりました。

現在、地域経済の再開を図る段階を迎えておりますので、引き続き、感染拡大防止の徹底と医療や検査体制の充実等を進めながら、地域経済の再始動とさらなる活性化に向けた取組や、持続可能な経済・社会づくりを加速するための

取組をしっかりと展開してまいります。

また、いわゆるポストコロナの社会では、大都市集中型から分散型への見直し、高効率性からの転換などを背景に、移住や二地域居住、産業の地方回帰などの動きが生まれるものと考えております。

今後は、これらの動きをしっかりと捉えた取組を展開することで、新たな時代における本県の発展に向けて、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○前屋敷恵美議員 それでは、この間のコロナ対策の中で浮かび上がってきた問題や課題をどう解決していくのか、伺ってまいりたいと思います。

まず、PCR検査体制、医療体制の強化について伺います。

5月21日、河野知事をはじめ、広島、岩手、愛知など18道県の知事が、これまでの受動的な検査から、感染者の早期発見、調査、入院等による積極的感染拡大防止戦略への転換を緊急提言されました。

知事が、県が、こうした立場で感染拡大の状況が落ち着いている今こそ、第2波に備えた検査センターの設置、PCR検査体制の強化を急ぐことが重要だというふうに思います。

4月の補正予算で、検査センターの設置が位置づけられましたが、具体的な取組状況をお聞かせください。福祉保健部長。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 4月の補正予算におきましては、感染拡大防止体制の整備を図るために、衛生環境研究所の検査機器購入や、地域で検査を行うためPCR検査機器を整備する者への補助事業を予算化させていただきました。

具体的には、宮崎市保健所で検査機器を1台

増設するとともに、衛生環境研究所では、検査機器購入の手続を進めているところであります。

また、宮崎市、延岡市、都城市の医師会等と検査機器の整備に向けた協議を行っているところであり、順次、設置予定の検査機器の整備費用を支援することにより、県内の検査件数のさらなる拡大に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 このコロナ禍の中で、ある発熱した患者さんからの訴えが、私どものところに寄せられました。

その方は、「保健所で帰国者・接触者相談センターに相談すると、かかりつけ医で受診するように言われ、地域の医療機関を訪ね、診察を求めたが、受け入れられないと何軒にも断られ、まさに病院のたらい回し状態だった」と言われ、「自分はコロナに感染しているのではないかと、ずっと不安に襲われながら幾日も過ごさなければならなかった。検査をすぐにしてほしかった」と、切実な訴えを寄せられました。

感染リスクを恐れて、地域病院が機能しない状況にあったというふうに思います。

これまで、院内感染を防ぐ十分な体制もないまま、協力医療機関に頼った検体採取などが行われてきました。病院入り口に仮設外来を設置して、ウイルスの危険と向き合い、院内感染を防ぐ努力をしながら診療活動を続ける病院もあります。

検査センターの設置は、院内感染を防ぎ、迅速な検査を進めるためにも欠かせない体制です。感染者を早期に発見し、症状に応じた対応をしていくことは、安心して経済・社会活動の再開に取り組める保障です。そのためには、検査の在り方を根本から見直して、検査を大規模に行える体制を整えることが必要です。

世界の公衆衛生の当局者、医師や専門家などは、「日本の検査体制の充実の遅れが感染自体を覆い隠しており、再び感染が拡大した場合、国民が脆弱な立場に置かれかねない」との懸念を示しています。宮崎の検査数も、全国から見ても極めて少ない状況です。

国に対して、検査センター設置の予算措置を強く要求し、検査センターの充実、民間機関による検査も含めた検査体制の充実を求めたいと思いますが、今後の計画、方向性についてお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 外来・検査センターにつきましては、PCR検査の検体採取などを集中的に行う機関であります。設置するには、検体の採取を行う医療従事者を確保する必要があります。

このようなことから、地域の医師会や地元市町村と連携しまして、体制づくりに向けて協議をしているところであります。

○前屋敷恵美議員 そういう中で、なかなか検査の数が増えなかったり、検査をしてほしいと、心配しながら待っておられた患者さんが多くいるわけですから、そういうことを解消するためにも、検査そのものの数を増やしていく、そういう体制が必要であると私は思っています。

次に、保健所や衛生環境研究所等の体制強化について伺います。

コロナ対策では、各保健所に帰国者・接触者相談センターが置かれ、業務のほとんどを保健師が対応するなど、職員の人手不足は深刻な状況とお聞きしています。

しかし、全国的に保健所が、この30年で約半分減り、職員定数も7,000人削減され、地方の衛生研究所の予算や人員も削減されてきまし

た。医師の数も約半分になっています。

宮崎での保健所や衛生研究所の体制、業務状況、対応はどうだったのか。コロナ危機の中で体制は強化されたのか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保健所につきましては、地域住民の健康と衛生を支える機関としまして、新型コロナに関しましても、最前線において業務に当たっております。

具体的には、帰国者・接触者相談センターとしまして、県民からの数多くの相談に応じたり、感染が疑われる方を医療機関につなげ、医師がPCR検査が必要と判断した場合には、行政検査の判断を行うとともに、検体を衛生環境研究所まで搬送する業務など、幅広く行っております。

また、患者が発生した際は、早急に行動履歴や濃厚接触者の調査を実施するとともに、入院患者の経過状況の確認や、濃厚接触者の健康観察などを実施しております。

さらに、入院病床の確保に向け、各医療機関等との調整を行うなど、医療提供体制の整備を進めてきたところであります。

○前屋敷恵美議員 そういう大変多忙な業務が保健所には課せられたわけです。それを克服するといいますか、そういった課題を解消するために、体制そのものの強化をして、今回の対策に当たったのかどうかをお聞きしているんですけども、いかがですか。十分それで賄えたんでしょうか。職員の皆さんの疲労こんぱいぶりがあったというふうに思うんですけど。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナにつきましては、先ほどお答えしましたとおり、保健所の業務が増加しておりますが、これらの業務に対しまして、全庁的に対応してきたところであります。

具体的には、帰国者・接触者相談センター業務について外部委託を行うほか、保健所から衛生環境研究所までの検体搬送を、各地域の農林振興局等の他の出先機関で実施しているところでもあります。

また、患者発生時に本庁と保健所間の情報連絡員として、本庁各課から職員を派遣するとともに、保健所業務の支援を行うため、新たに会計年度任用職員を任用するなど、保健所の業務負担軽減、体制強化に努めているところであります。

なお、今後の保健所の在り方、体制につきましては、その役割等を踏まえて、適宜見直しを検討してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今回の新型コロナウイルスをはじめ、今や、感染症への取組は人類的な課題にもなっています。それだけに、対策の強化が求められているのではないかと考えています。

今、御答弁がありましたように、今回の対応については、全庁的な取組で進めていったということでしたけれども、他部局からの協力で今度のように急場をしのいでも、この気候変動の中、緊急災害と重なれば、とても対応していくことはできないと思います。

今後想定される感染症等に、いざというときに迅速に、的確に対応できる保健所や衛生研究所にするためにも、予算を増やし、人員補強をすることは、どうしても必要だと思います。

体制強化への見直しをぜひとも求めたいと思いますが、いま一度、今後の見通し、方向をお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今回のコロナ対応のような突発的な事案につきましては、庁内各部局と十分な連携を図り、その協力も得な

がら、行政として求められる機能を果たしてまいりたいと考えております。

今後の保健所の在り方、体制につきましては、その時々求められる役割などを踏まえまして、適宜、必要な見直しを検討してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今度のコロナウイルスは、まさに突発的なことかもしれませんが、今後はこれが常態化するということが懸念されるわけですから、しっかりと体制を整えることが重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、地域医療崩壊防止のための支援について伺います。

感染拡大が一定落ち着いている今の時期に、第2波に備えた医療体制の重要性は、先日の県医師会の河野会長による知事や議長への要望にも示されております。

また、会長は、医師会移転後のその跡に、感染症専門病院の提案もなされたわけですがけれども、医療機関での院内感染を防ぐための非常に大事な提案だと私は思いました。

そこで、まず、検体採取に協力する医療機関、コロナ患者を受け入れた医療機関、感染者の病床確保に対する空床補償など、財政支援について県はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、医療機関で行うPCR検査のための検体採取の費用につきましては、保険診療によって賄われております。

今後、集中的に検体採取を行うために設置する外来検査センターにおきましては、国の補助メニューを活用することにより、運営に係る人件費や消耗品等の費用を委託料に含むことが可

能になります。

また、感染者の病床確保に対する空床補償につきましては、4月補正により、協力医療機関に対する支援を行うこととしております。

国の第2次補正予算案では、より手厚い内容の支援策等が予算化されておりますので、これらの制度の活用について検討しているところで

○前屋敷恵美議員 そこで今、深刻な事態にあるのが、医療機関の経営悪化のことです。

この間、発熱患者対応で、発熱外来を独自に設置して検体採取なども行い、リスクと向き合いながら対応している医療機関をはじめ、直接コロナ患者に対応していない病院・診療所でも、歯科診療所や耳鼻科などでも、コロナ危機での受診抑制による減収で、経営悪化が深刻化しています。この夏の賞与をカットしたり、出せないなどの事態にあるとも聞いています。

こうした経営難による医療機関の閉鎖という事態が起きてくることも危惧されます。こうした危機的事態を解消して、医療崩壊を防ぎ地域医療を守るためには、財政支援がどうしても必要だと思います。

国に対して財政支援を求めるのはもちろんのこと、県独自でも、例えば医療機関、医師や看護師などに対する危険手当などの支給を行うなど、あらゆる手だてで臨むことを強く求めるものです。福祉保健部長の見解を求めます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医療機関への支援についてでございますけれども、医療機関の経営悪化に係る資金繰りの支援につきましては、国において、無利子・無担保等の優遇融資制度の拡充、診療報酬等の概算前払いが実施されておまして、県では、医療機関等に対し、こうした対策の周知を図っております。

また、感染拡大防止の観点から、特例的に電話やオンラインでの診療が可能となっておりますので、引き続き周知をしまいたいと考えております。

さらに、国の第2次補正予算案では、全ての医療機関・薬局等を対象に、様々な支援策が盛り込まれておりますので、こうした国の制度の活用を視野に、検討をしまいたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ迅速な対応をお願いしたいと思います。

次に、医療機関へのマスクや感染防護具、消毒薬などの供給状況と今後の見通しをお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） マスク、ガウンなどの感染防護具につきましては、国から県に定期的に供給されておまして、感染症指定医療機関や協力医療機関には、システムで在庫状況を確認しながら優先的に配布するとともに、一般の医療機関に対しましては、マスク※約35万枚、ガウン約1万2,000枚を、医師会等を通じ配布するという形でやってきております。

また、手指消毒用エタノールにつきましては、国のあっせんにより、医療機関が販売業者から優先的に購入できる仕組みが構築されておまして、県内もこの仕組みを活用しております。

県内でも、異業種参入による感染防護具や消毒薬代替品を製造する企業も増えてきておりますので、県としましては、引き続き安定した供給が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、充足に向けて努力をしていただきたいと思います。

では次に、地域医療構想の見直しについて伺

います。

今回の新型コロナウイルス感染症の対応を見ても、改めて、地域の体制、医療の体制整備と機能強化が求められることになったというふうに思います。

しかし、この間、国の地域医療構想による病床削減が打ち出される下で、県内では7か所の公立・公的病院が名指しで公表され、再編統合計画が求められようとしています。

病院が所在する地域では、地域医療の崩壊につながると、危惧の声も上がっておりますけれども、多くの公立・公的病院に感染症病床が置かれ、これまでも重要な役割を担ってまいりました。

そもそも、この地域医療構想は、感染症対応の病床を確保するという観点を欠いていると思います。

このコロナ危機の下で、改めて、地域医療構想・病床削減は見直しが必要であるというふうに思いますが、部長の見解を求めます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 各地域の調整会議におきまして、2025年に向けた持続可能な医療提供体制を構築していくための協議が進められております。

県では、医療機関の再編統合や病床削減ありきではなく、地域の実情を踏まえた丁寧な議論の促進を図っております。

今後は、新型コロナ対策で明らかになったリスクへの対応を含めまして、県民が安心して適切な医療が受けられる体制の確保に向け、必要な支援などを行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 そもそも国が打ち出したこの構想は、医療費全体を縮小するというのが大きな眼目であると思っております。

※ 86ページに訂正発言あり

す。

ぜひ、地域医療も含めて必要な医療がしっかりと受けられるこの体制を握って離さず、県としての責任を果たしていただきたいと思いません。

では次に、地域経済を守るための中小業者への支援について伺います。

「自粛と一体の補償を」という大きな国民の声が、一律10万円給付、雇用調整助成金の上限引上げ、家賃支援などを実現しましたが、問題は、持続化給付金も含めて、その支給が決定的に遅く、失業や廃業が増えているということです。

政府の「新しい生活様式」の呼びかけは、「新しい自粛」にほかなりません。大きなダメージを受けている中小企業、個人事業主、フリーランスで働く人たちに、「新しい自粛要請」による経営難が広がってまいります。ですから、一定、長期にわたる支援が必要であるというふうにも思います。

県は、独自の事業として、一部の事業者を対象に休業要請を行い、1事業者10万円の休業要請協力金の支給を行っています。

また、売上げが前年同月比75%以上減った事業者に、1事業者20万円の小規模事業者事業継続給付金の支給を行っておりますが、県民からは、かなりの批判の声が上がっております。その支給状況について、それぞれお聞かせください。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 小規模事業者事業継続給付金につきましては、5月末日現在で、申請書受付件数が4,946件、このうち4,489件、総額で8億9,780万円を既に支払いをしております。

また、休業要請協力金につきましては、同じ

く5月末日現在で、申出書受付件数が1,945件、このうち1,614件、総額で1億6,140万円が既に支払い済みとなっております。

○前屋敷恵美議員 私、先ほど批判が出ているというふうに言いましたけれども、休業要請に至らない事業者も、開店休業の状態で、休業要請を受けた事業所と何ら変わりはないからです。

宮崎市のニシタチの飲食街では、今150~200店舗の廃業が出ると予想もされているところがあります。

県の75%以上の減収を対象にした事業継続給付金についても、私のところにも訴えが寄せられています。「自分は減収68%で、75%には届かないが、経営の厳しさは同じだ」と言われています。そのとおりだと思います。50%減収でも30%減収でも、経営は今、本当に苦しい状態に置かれています。何とか事業を継続したいと願っておられる事業主を今、支えるときではないのでしょうか。新たな支援制度をつくって手当すべきではないのでしょうか。

ここで事例を紹介しますが、鳥取県では、売上げが前年度比3割以上減った事業者に一律10万円の応援金を支給する、新たな支援策を打ち出しています。宮崎でもできないことはないのでしょうか。

地域の経済を早く元気に戻すためのプレミアム付商品券も一つの手段であるとは思いますが、直接事業者を支え、激励し、廃業に至る事業者を出さないためにも、新たな支援策を今こそ打ち出すべきだというふうに思います。商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた事業者に対しましては、国の持続化給付金が設けられま

したけれども、その一方で、売上げの大幅な減少により、小規模事業者の中には、休廃業が懸念されるような厳しい状況もありましたことから、県では、緊急に資金を手当てするため、小規模事業者事業継続給付金を創設したところでございます。

その後、緊急事態宣言の解除により、県内の経済活動が徐々に再開される中、まずは、冷え込んだ消費をいかに回復させていくかが重要であると考えておりますので、今後は、感染拡大防止に努めつつではありますが、今議会で提案しております、プレミアム付商品券の発行や旅行商品の造成支援などの対策を講じることで、県内の事業者を幅広く支援していくこととしております。

○前屋敷恵美議員 緊急事態宣言解除に伴って、少しずつ経済活動や社会活動も進み始めてまいりました。

しかし、なかなか元には戻りません。同じ業種・業界の中で、支援を受けたところや支援がないところ、そういう差をつけることが、私は非常に問題だと思うところでございます。

今、政府は、今度の感染症対策、地方創生臨時交付金について、第2次補正予算で2兆円を増額いたしました。全国知事会も、飛躍的増額を申し入れておられたものです。どの程度地方単独事業へ配分されるかはまだ分かりませんが、地域経済を支えているのは、今、コロナで打撃を受けている中小の事業者です。ぜひ臨時交付金活用も視野に入れて、不況に立たされている中小事業者への支援を改めて求めたいと思います。

知事の御見解もお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今答弁申し上げました小規模事業者事業継続給付金であります。国

の持続化給付金200万ないし100万が手元に届く前に、本当に厳しい思いをされている方に、まずは県として手を差し伸べるといった思いでの制度設計でありました。

また、休業要請に伴う協力金につきましては、休業要請の対象になる・ならないという制度的な問題もあるということでもあります。

こうした制度設計に当たりましては、どうしてもどこかで線引きをする必要があるということで、対象になる・ならない、その中での公平・不公平の思いというものがある。私も現場の皆さんから、様々な厳しい御意見を頂戴しているところでございます。

こうした持続化給付金につきましては、当面の資金支援ということで事業を行ってきたわけではありますが、今、感染症対策とのバランスを取りながら、経済を段階的にレベルを上げていくという状況の中で、部長も答弁しましたように、プレミアム付きの食事券、さらには商品券等によりまして、実体経済を回していくことにより、経済全体を支えていく、そういう取組が進められているところであります。

今後とも、地域経済の実体をよく見ながら、必要な対策というものをスピード感を持って、引き続き様々な対策を講じてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、県が進めておられる支援制度について、それが問題だと言っているわけではないんです。それは必要なことなんですけれども、もう少し全体を見渡して、今の段階で救えないところをさらに救っていく、その方策が今後必要だというふうに提案をするところです。

国の持続化給付金の50%というのも、私は大変ハードルが高いものだと思うところでもござ

います。ぜひ、国で支えられないところ、また今、県の施策で支えられないところを今後どうしていくかというのが、県の新たな課題だと私は思うところですので、ぜひ宮崎の地域経済の活性化を一日も早く進めていくためにも、元に戻すためにも、県には特別の支援策を求めたいと思います。

では次に、労働者の雇用と暮らしを守ることにについて伺います。

この間、外出自粛、仕事量の激減、休業など、地域経済が疲弊する中で、派遣切りや雇止め、予告なしの解雇などが行われるなど、労働者の雇用や暮らしは深刻な事態になっています。県が把握しておられる状況をお聞かせください。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 宮崎労働局によりますと、本年4月の県内の有効求人倍率は、前月比で0.08ポイント低下し、1.20倍となっております。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する解雇や雇止め、または、その予定があるとされた労働者の数は、5月29日現在で70人となっております。

現在、県内企業におきましては、労働者への休業手当等に要した経費を助成する雇用調整助成金や、融資制度をはじめとする様々な支援策を活用しながら、懸命に雇用の維持に努めていただいておりますが、影響の長期化により、雇用情勢のさらなる悪化が懸念されますことから、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

○前屋敷恵美議員 今、県がつかんでおられるこの状況は、もっともっと広がっているというふうに思うところですか。

県が独自に調査ができないというところもあ

りますけれども、もっと身近なところで、この雇用の問題は深刻な状況にもなっています。

事業者の経営が厳しい状況の中で、従業員を雇えない、雇い続けられないといった現実も、確かにあると思います。

しかし、このコロナ危機を乗り越えて、経営をもとの軌道に乗せ、地域経済を立て直すためにも、今、部長のおっしゃった国の制度の持続化給付金、雇用調整助成金の積極的な活用を進めることが今、大事だというふうに思います。

しかし、申請手続きが容易でないことが活用を遅らせている面もあると思いますが、それぞれ、申請と給付の現状を聞かせていただきたいと思います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 宮崎労働局では、説明会の開催などにより、雇用調整助成金の活用を推進しておりまして、5月29日現在で、支給決定は242件、産業別に見ますと、飲食店が76件と最も多く、次いで宿泊業の22件となっております。

県では、5月上旬に、経済団体や金融機関に対しまして、当助成金周知への協力依頼を行いましたほか、県ホームページや広報紙等により周知を行っております。

また、6月3日に行いました県内経済団体、労働団体及び行政による雇用の安定等に向けた緊急共同宣言におきましても、当助成金の周知や利用促進について、関係機関が一体となって取り組むことを確認したところでございます。

国は、この制度の活用をさらに促進するという意味から、様々な見直しに取り組んできておりますので、県といたしましても、引き続き、労働局をはじめ関係団体等と連携しながら、その周知に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 申請してから給付に至るま

での時間がかかり過ぎる持続化給付金、これが今、大問題です。

持続化給付金については、国の委託事業で様々な問題が浮上していますが、申請サポート会場を設け、直接支援なども行っております。

今、部長がおっしゃいましたように、県としても、この制度の周知徹底を行っているということでありましたけれども、県も相談の窓口として、親身な援助を惜しまないこと、ぜひこの制度の活用を存分に進めていただくよう、改めて強く申入れをしたいと思っております。

こうした国の事業の積極的活用と同時に、先ほども提案をいたしました、県の新たな事業継続給付金の創設を、改めて強く求めたいと思っております。何としても事業を継続し、雇用を継続できるように、あらゆる手だてを講じることが必要なときだと思っております。

先ほど、鳥取県の支援策について、1件御紹介いたしました、同県はほかにも、県内中小企業がハローワークを通じて、感染防止や新たな生活様式のためにパート・アルバイトを含む従業員を雇った場合、最長6か月の人件費を支給します。補助率は2分の1で、日額上限3,600万円の助成です。終日月20日勤務で6か月雇用した場合は、43万2,000円になると聞いています。

また、農林水産業の事業者が休業中の旅館・ホテルなどの従業員を臨時雇用する場合、人件費の2分の1を補助するなど、こうした県の取組で、事業継続と雇用継続をしっかりと支えている。そういう取組もなされておりますので、ぜひ、本県も本気で支援策を強化していただきたい、改めて求めておきたいと思っております。

次に、農業や漁業を守ることに付いてですが、新型コロナの影響で、畜産農家も生産農家

も漁業者も、大打撃を受けています。

宮崎の和牛農家も、枝肉価格の低迷などで打撃を受けていますが、そんなときに頼りにするのが、和牛・国産牛の農家を支援する肉用牛肥育経営安定交付金制度、いわゆる牛マルキンと言われる制度です。

国は、コロナ対策として、農家が納める生産者負担金は免除するとしながらも、本来9割である交付額が、実際は67.5%しか出ないということ、国会答弁の中で明らかにしています。これでは何のための支援か分からないというふうに思います。

国が責任を持って交付金の9割は支払うよう、県からも申入れをすることが必要だと思っておりますが、ほかにも農家への支援策について伺いたいと思っております。

○農政水産部長(大久津 浩君) 御質問にありましたように、肉用牛肥育経営の支援策につきましては、従来から、通称「牛マルキン」と言われます肉用牛肥育経営安定交付金制度が措置されております。

具体的には、生産者負担金と国からの補助金を原資といたしまして、販売価格が生産費を下回った場合、その差額の9割が補填されるという仕組みとなっております。

今般、国は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、牛マルキン制度におきましても、生産者負担金の納付猶予、交付単価の算定方法の改善、さらには、肥育農家の経営体質強化に向けました奨励金の交付事業等が新たに創設されたところでございます。

県といたしましては、引き続き産地の実情、また、こういった支援のさらなる強化につきまして、国に引き続き訴えながら、肉用牛肥育経営の安定に努めていきたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 この国のマルキン制度、本当に畜産農家が頼りにするところです。

しかし、それが十分役割を果たさないというのが、今度の大きな問題にもなっているわけですから、県としても、しっかりと農家を支援できるような制度であることを国に求めているところだと思います。

また、漁業者も魚の出荷ができず、価格の下落に直面しております。漁業共済への支援等も行いながら、下落分の補填が必要になっているところだと思いますが、改めて県の取組を伺います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 新型コロナウイルス感染症の影響によります漁業者への減収対策といたしましては、国の漁業収入安定対策である「積立ぷらす」と、持続化給付金がございます。

この「積立ぷらす」につきましては、漁業者と国が1対3の割合で積み立てた原資によりまして減収分を補填するものでありますが、1次補正予算により102億円が積み増しされたほか、自己積立金の仮払い、さらには、契約時の自己積立金の積立て猶予といった運用面での特別措置が講じられているところがございます。

県といたしましては、関係機関と連携しながら、これらの支援が必要とする漁業者にもれなく行き渡り、安心して経営を持続していただけますよう、リーフレットの作成・配布ですとか、さらには電子申請等の手続におきましても協力・支援、こういったものを行っているところでございます。

○前屋敷恵美議員 今、国の第2次補正予算案に、経営継続補助金が盛り込まれております。新型コロナの影響で困窮する中小を含む農林漁業者に給付し、経営を支える補助金制度です。

農政水産部として、この新設される制度の活

用の周知にどのように取り組まれるのか、伺いたしたいと思います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 国の第2次補正予算案で計上されております経営継続補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、農業者や漁業者等が取り組む、販路開拓や事業継続に向けた生産・販売方式の転換などを支援する補助金と伺っておりますが、現時点では、具体的な事業内容や申請方法などは示されておられません。

このため、農政水産部といたしましては、その詳細が判明し次第、これまでと同様に、県のホームページやチラシによる広報を行いますとともに、県、市町村、農協、漁協等で組織されております各地域の新型コロナ感染症対策連絡会議などとも連携を図りながら、農業者、漁業者の皆様への迅速かつ確実な周知に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 このコロナ禍の下で大変な事態に追い込まれている宮崎にとっては、第1次産業はしっかり経済を支える分野ですから、ぜひ、経営に支障が出ないような形で支援をしていただきたい、そのための努力をお願いしたいと思います。

次に、コロナ禍の下で安心して学べる学校にするにはどうすればいいのか、こういった点で伺いたしたいと思います。

現在、全ての学校が再開されています。当初は、分散登校での学習が行われておりましたが、現状はどうなっているのでしょうか。子供たちの状況も含めてお聞かせください。教育長、お願いします。

○教育長(日隈俊郎君) 小中学校が再開するまでの経過についてであります。多くの市町村の学校が、5月11日から22日までの2週間の

間に分散登校を行い、感染予防対策を徹底した上で、段階的に学校教育活動を再開したところでもあります。

また、分散登校の方法につきましては、学校によって異なっておりまして、例えば、地区ごとに午前と午後に分けて授業を行ったり、学年ごとに登校日を指定したりするなど、様々な方法により実施しております。

次に、分散登校時の児童生徒の様子でありますけれども、マスクの着用や手洗い等の感染予防を児童生徒自身が意識しながらも、友達との触れ合いを楽しんだり、久しぶりの学校登校で、授業に集中して取り組んでいる姿が見られたなど伺っているところであります。

○前屋敷恵美議員 長期の休校による子供の学習の遅れ、また格差の拡大、不安とストレスをどう解消できるのか、コロナ感染から子供と教職員の健康と命をいかにして守るか、重要な教育現場での課題だというふうに思います。

学習の遅れと格差に対しては、子供一人一人に丁寧に教えることが欠かせません。そして、心身のケアをしっかりと行うことは、学びを進める上での大前提だというふうに思います。

今、学習の遅れを取り戻すために、土曜授業、夏休みや学校行事の削減、7時間授業などの計画があるようですが、こうした詰め込み授業のやり方では、子供たちに新たなストレスをもたらし、子供の成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることになりかねないというふうに思います。

学習内容は、その学年での核となる学習事項を見定めて深く教え、そのほかは次年度以降に効率的に学ぶようにするなど、学習指導要領を弾力的に運用して、子供たちの実態に応じた柔軟な教育が必要と思いますが、教育長のお考え

を伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 学習指導要領については、学校における教育水準を全国的に担保することを目的に定められたものでありまして、本年度のような状況におきましても、可能な限り、年度内に終わることができるよう努める必要があります。一方で、学習を進めるに当たりましては、児童生徒の負担過重とならない工夫も必要であります。

学習指導要領におきましては、小学校の音楽などのように、2つの学年で1つの目標が示されている教科もありますので、児童生徒の学習状況や実態を丁寧に把握しながら、カリキュラムを柔軟に編成できるよう、市町村教育委員会を通して支援してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 やはり、あくまでも子供たちの実態に即して——子供たちの状況を見無視するようなやり方での詰め込み教育が今後予想されるわけですが——そういう事態にならないような対策をぜひ講じていただきたいと思っております。

次に、学校での感染対策を万全なものにしないままではなりません。それは、政府による一斉休校が行われたゆえんでもあったのではないかと思います。

しかし、感染防止の3つの基本の1つである「身体的距離の確保」ができない問題があります。今の40人学級では、2メートルの間隔はおろか、1メートル空けることも困難な状況にあります。身体的距離の確保を新しい生活様式の重要な一つとして社会全体で取り組んでいるときに、教室を例外にすることは重大な問題だというふうに思います。学級を分けて20人程度の授業を続けるには、現在の教員数はあまりにも

足りませんし、教室も足りません。

第2次補正予算案で教員増を盛り込んでいますが、その規模は3,100人とあまりにも少なく、しかも高校は除外されています。

子供たちの安心・安全な学校をつくるために、教員の増員を国に強く要望して進めていくことが、学校が少人数学級へ移行する上でのしっかりした土台になるというふうに思います。教育長の見解を求めたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 少人数学級の拡充、また少人数指導の推進についてであります。子供たちへのきめ細かな指導が行えるという点に加えまして、今回のコロナウイルスなどの感染症予防という観点からもメリットがあると認識しております。

現在、本県における少人数学級につきましては、小学校1・2年生の30人学級と、中学校1年生の35人学級を導入しておりますが、本年度は、小学校中学年——3年生、4年生になりませけれども——において、35人学級のモデル校の検証を行っているところであります。

今後とも、少人数学級の拡充等に向け、国に対しまして、あらゆる機会を通じて、教職員定数の改善等を強く要望してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今度のコロナ禍の危機の下で、子供たちの教育現場をより安全なものにしていくためにも、少人数学級は欠かせないということが明らかになったと思います。

それは、教育の質を高めること、一人一人に行き届いた教育を進めていくことにほかならないわけですから、ぜひ国にも要求し、県自体もそういう方向で教育を進めていただきたい、このように改めて求めておきたいと思います。

次に、学校給食の中止に伴う給食関係事業者

への影響が出ていますが、その状況と支援策を伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、臨時休業が行われておりますけれども、これに伴い、学校給食も中止することとなりました。

そのため、パンや牛乳等を納入する事業者の皆様には、発注した食材のキャンセルや廃棄など、大きな影響があったところでございます。

県教育委員会といたしましては、このような状況を鑑み、県立学校にパンや牛乳を納入する事業者に対しまして加工賃相当額を、そして、その他の事業者に対しましては廃棄食材に係る経費について支援を行うため、「学校臨時休業に伴う学校給食支援事業」を本議会に提案させていただいたところであります。

○前屋敷恵美議員 次の給食に向けて、業者の方々が安心して営業に踏み出せるように、しっかり手当をしていただきたいと思います。

では次に、学生への経済的支援と学びの支援について伺います。

コロナ危機は、学生の学びや生活にも打撃を与えており、私ども共産党で行ったアンケートからは、感染への不安や外出自粛生活による精神的負担の訴え、また、大学側からのアルバイト禁止要請、アルバイト先の休業や時短営業での収入減による生活苦、学びにおいても、オンライン授業や各種研修、就職活動の困難性など、様々な問題が派生していることが分かりました。

とりわけ経済的には、家計急変も伴って親元からの仕送りが厳しい学生が数多く見られ、アルバイトの収入なしには生活できない、学業そのものが続けられない、そういう学生の状況でもありました。

全国では、「5人に1人の学生が退学を検討」という調査結果も出ていますが、宮崎の学生も例外ではないと思います。

国に対して、授業料を半額にすることや、給付制奨学金の拡充など、国の格段の支援を求め、学生を支えることが必要だと思えます。

もちろん、県の独自支援も含めて、宮崎の地での勉学を選択した学生が、本人の意に反する退学を余儀なくされることのないよう、学業の継続、学業に専念できるよう支援を求めたいと思えます。総合政策部長、お願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、学業の継続に支障が出ている大学生等の支援は、全国的な課題となっております。

県内におきましても、大学に対し、アルバイトができないなどの相談や支援の要望が、多数寄せられていると伺っております。

このような中、県におきましては、収入が減少した学生への学生支援緊急給付金の支給や、授業料等の緊急的な減免措置など、様々な支援策を講じており、各大学を通じまして、その活用の周知がなされているところであります。

県といたしましても、県内の学生が最後まで学業を全うできますよう、今後とも、大学等と緊密な情報の共有を図りますとともに、必要に応じて国に要望を行うなど、学生の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ国にも要請し、県も協力して、学生のこの学びを、生活をしっかりと支えていただきたいと思います。

では、最後になりますが、未成年後見人支援事業について伺います。

未成年後見人は、親権者の死亡等のため親権を行う者がいない場合、親代わりとして、子供

の権利擁護のために重要な役割を担います。

家庭裁判所が、申立てにより未成年後見人を選任しますが、一般的に、弁護士や社会福祉士が専門職後見人として選任される場合が多い状況にあります。

未成年後見人の報酬は、未成年者の財産の中から支払われますが、資力の乏しい未成年の場合、未成年後見人の報酬が見込めず、無償で後見業務を行わざるを得ないことになり、専門職後見人の成り手が見つかりにくくなっています。結果的に、未成年者の権利利益が阻害されるという深刻な問題が生じています。

厚労省の未成年後見人支援事業は、公費で後見人報酬を支払う制度で、子供の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的としたもので、各県がその要綱をつくり、予算化して、同事業が進められております。

宮崎県は、いまだ未整備でありますので、一日も早く要綱をつくり、事業に着手する必要があると思えます。県の取組状況と支援事業導入の見通しをお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 未成年後見人支援事業とは、親権を行う者がいない子供などの未成年後見人の選任を、児童相談所長等が家庭裁判所に請求した際、その後見人の活動に必要な報酬等の全部または一部を、国と県で補助する制度であります。現在のところ、本県では実施しておりません。

本県の児童相談所長が、昨年度に選任を請求した実績はありませんが、子供の権利擁護を図る上で、未成年後見人制度は重要な役割を担っていると認識しておりますので、国の補助制度の活用について、検討していきたいと存じます。

また、先ほどの一般医療機関へのマスクの配

布について、答弁の訂正をさせていただきたい
と思います。

配布枚数につきまして、マスク約35万枚と答
弁いたしました、正しくは59万枚です。申し
訳ございません。

○前屋敷恵美議員 時間が参りましたので終わ
りますが、今度のコロナの問題を通じて、
様々、県民の暮らしにも経営にも大きな問題が
出てまいりましたので、そういった問題解決の
ために、ぜひ県も全力を挙げて進めていただき
たい。このことを申し上げて、一般質問を終わ
らせていただきます。ありがとうございます。
(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わ
ります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き、会議を
開きます。

次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) 無所属の
会、函師博規です。傍聴の方には、大変長らく
お待たせいたしました。また、高橋議員の質問
と思って来られた方もいらっしゃるかと思いま
すが、ごゆっくり傍聴いただければと思いま
す。

それでは、先般、通告しておりました項目に
ついて、順次質問をしております。

また、国文祭・芸文祭に関する質問も通告し
ておりましたので、これも予定どおり質問させ
ていただきます。

今回の質問は、新型コロナウイルス感染症対
策に関して、県民から寄せられた不安や不満、

そして絶望や切望に関する声を基に作成いたし
ました。

まず、3月4日、本県において感染症の1例
目を確認され、そのあとすぐに、人工透析治療
をされている医療機関の医師から電話があり、
「高熱の通院患者がいるので、県病院へ搬送依
頼をしたら、断られた。県の受入れ体制はどう
なっているんだ」と問われました。

「私が保健所へ連絡を取り、受入れ調整をし
てもらおうようお願いをしてみます」と伝えた
ところ、「もういい、遅い」と、電話は切れま
した。

同じく3月、小・中・高校が一斉休校とな
ると、「仕事を休むことができないし、児童館も
閉鎖となり子供の行き場がない」と、保護者
から相談がありました。

また、医療機関からは、「学校が臨時休校に
なり、休みを取る看護師が増えたために、手術
を延期せざるを得なくなっている」と報告があ
り、今度は4月に入ると、「宮崎県は、福井県
のように県民にマスク支給はできないのか」
と、複数の問合せがありました。

また、畜産関係者からは、「消費も価格も低
迷し続けている、何とかしてくれ」、商工関係
者からは、「ふるさと納税制度を、時限立法で
もいいから規制前に戻して、地場産品の定義を
緩和してくれ」というような提案もありまし
た。

また同時に、「国からの支援金は遅い。県の
支援金の75%以上収入減の条件は厳し過ぎる」
と、逼迫した状況を訴えられました。

最近では、特別定額給付金、いわゆる10万
円の支給に関して、生活保護受給者から、「10
万円をもらっても、保護費は削られないんでし
ょうか」、また別の方は、「10万円の申請をした

いが、年金を担保に金融機関から借入れをしているから、給付金は銀行が差し押さえてしまうことになるのでしょうか」などなど、切実な問合せが現在も続いています。

もちろん、個人的に対応できる内容には最善を尽くしていますが、今まさに、県政の対応力が求められています。

北海道大学教授であり、新型コロナウイルスの厚生労働省クラスター対策班、西浦先生の言葉を借りますと、「緊急事態宣言が解除となった現在であっても、コロナウイルスとの闘いを野球の試合に例えるとするならば、まだ1回裏の守りが終わったに過ぎない」と申されているように、コロナ対策や新しい生活様式の実践は始まったばかりと言えます。

今後、抑えのエースとなり得る治療薬やワクチンが開発され、住民に行き渡るようになる前に、確実に攻めてくる第2波、第3波に耐える強い気持ちを持ち続けなければなりません。

知事及び執行部におかれましては、県民生活の礎となる積極的な政策展開と、地域の暮らしに日が差すような答弁を求めるものであります。

そこでまず、今回の6月補正分を含む国からの地方創生臨時交付金及び緊急包括支援交付金、いわゆるコロナ対策の総額及び県負担分、持ち出し分の額とその内訳を、総務部長にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○総務部長(吉村久人君) [登壇] お答えいたします。

今回の補正予算案を含む一連のコロナ対策の予算措置につきまして、県の経済対応方針に基づき、4つの柱で整理いたしますと、1、感染

拡大防止策と医療体制の整備として39.9億円、2、雇用維持・人材育成と事業継続のための支援として62億円、3、地域経済の再始動・活性化に向けた支援として23.6億円、4、持続可能な経済・社会づくりに向けた取組として21.2億円の総額約147億円となります。

その財源といたしましては、地方創生臨時交付金の地方単独事業分である55.7億円を含む国庫支出金が113.1億円、諸収入などが31.7億円、一般財源が1.8億円となっております。

このうち、一般財源につきましては、PCR検査の保険適用に伴う公費負担分に2,900万円余、みやざき農水産就業緊急対策事業に2,200万円余などを措置しております。以上であります。 [降壇]

○凶師博規議員 今の答弁であります。県の一般財源からの持ち出しが1億8,000万円余ということであります。ちなみに、これを県民106万5,000人余りの人口で割る、つまり、県民1人当たりの支援額に換算いたしますと、1人当たり168円ほどになります。

それはそれとして、現在、国では今年度の第2次補正予算で、地方創生臨時交付金をさらに2兆円増額することや、対策が長期化することに備える予備費を10兆円積み増しすることなどを含む約32兆円の追加支出が間もなく成立する見通しです。

この追加予算の財源は、全額国債の発行で、今年度の国債新規発行額は、過去最大の90兆2,000億円に達します。

国債発行は、国民負担増になるものとはいえ、この国難を乗り切るためには、世界最大級の対策が必要で、まさにそれを講じていただいております。

また、効果的かつ直接に全国民に届く政策と

して、当初計画されていた減収世帯への30万円給付を撤回して、特別定額給付1人10万円に予算を組み替えたことは、周知のとおりです。

地方自治体でも、宮城県や福島県などは知事主導で、コロナ対策費捻出のため、今年度予算の組み替えや支出の見直しの検討を進めています。

県内の市町村においても、年内の市町村主催の行事やイベントを中止し、職員の出張などに係る旅費を削減したり、海水浴場を閉鎖したりするなどして、コロナ対策費の組み替えをしています。

本県においては、財源や基金残高が乏しく、県債発行に関しては、公共施設整備や災害応急事業等に限られていることから、安易な発行はできません。

ゆえに、既に他自治体が取り組んでいる積極的な予算の組み替えを行っていくべきと考えます。

そこでまず、今年度の県主催イベント、大会、行事及び県外出張を含む旅費の予算総額がどれほどになっているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 主な大会に要する経費といたしましては、国民文化祭の開催事業に8億6,000万円余、全国障害者芸術・文化祭の開催事業に7,000万円余、全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会に1,000万円余など、総額9億5,000万円余を計上しており、このうち6億8,000万円余を一般財源で措置しております。

また、一般会計における旅費につきましては、知事部局で10億4,000万円余、教育委員会が7億8,000万円余、警察本部で2億5,000万円余など、総額21億4,000万円余を計上しております。

す。

○図師博規議員 旅費に関しては、移動制限の関係で、4月以降ほとんど執行されていないことが考えられますし、今月18日以降、県境を越えた移動が緩和されたとしても、かなりの自粛が想定されます。

また、答弁にもありましたが、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭に関しましては、前日の野崎議員の質問に対する答弁では、開催に関しては、可能な限り当初の内容で実施する方向で検討中とのことでしたが、御承知のとおり、今朝の宮日新聞1面には、「年内開催断念」という表現がありました。

この件に関しては、後ほど確認いたしますが、その前に、このコロナ禍で国文祭・芸文祭を開催した場合に、オープニングイベントや開会式・閉会式などの屋内イベント運営や、県外からの出演者や来場者の受入れは、開催基準に照らし合わせると、どのような内容になるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） イベントを開催する際の基準につきましては、5月26日に本県が定めた対応方針におきまして、現在のフェーズが継続した場合、8月1日以降、参加者の全国的な移動を伴うものには、格段の注意を払うことに加えまして、屋内のイベントについては、入場者数を施設の収容率の50%以内にする、屋外イベントでは、参加者間に2メートル以上の間隔を設けること等の目安を定めております。

また、全国の文化施設団体が作成したガイドラインによりますと、劇場等では、座席、ロビー、舞台上などで社会的距離を保つこと、感染リスクの高い高齢者等に対しましては、より慎重な対応を取ることなど、事業実施に際し、

様々な感染防止対策を講じることが求められております。

○函師博規議員 屋内イベントは、定員の半分以上までしか入場・観覧することができず、ステージ上でもソーシャルディスタンスを取りながら演じなくてはいけないというような、開催の規定があるようです。

このような中で開催して、参加者も来場者もボランティアで協力される方々も、心から喜び、心からのおもてなしをすることができるでしょうか。

ちなみに、私はこの国文祭・芸文祭に劇団員として出演する予定です。「木城夢みる劇団」に所属し、高鍋町、美郷町、日向市そして木城町を舞台に伝承されている百済伝説を上演するため、既に稽古が始まっています。

ですから、国文祭・芸文祭を開催してほしいという思いは人一倍あり、できることならコロナ終息後に、多くの方々の前でふるさとの文化を発信したいと願っております。

県内には、もう活動をされている、同様な思いの方がたくさんいらっしゃいます。そして、障がい者の方々もそうです。

それら既に動かれている——特に市町村実行委員会も動いています——市町村に関する、団体に関する予算組みはどうなっているのか。また、その補助の考え方について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 令和2年度の国文祭・芸文祭に係る予算につきましては、国文祭約8億円、芸文祭約7,000万円となっております。

国文祭の予算のうち、市町村実行委員会の主催する分野別フェスティバル事業に対する負担金予算は、約3億8,000万円であり、県は、各事

業実施に必要な経費の3分の2を対象に、これまで22の市町村に対し交付決定をしております。

現在、大会の開催の在り方について、文化庁等と協議を進めているところでありますが、県といたしましては、市町村に対し、必要な支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○函師博規議員 そこで知事に、今までの質問の流れを踏まえ、また、今朝の知事のお言葉も踏まえましてですが、より具体的に——この国文祭・芸文祭に向けて、もう列車は走り出しているわけです。その走り出しているものを一旦止めて、延期を決定するというふうな発言として理解していいのか。

また、延期されるならば、それは年度内の延期なのか、年度をまたいでの延期になるのか、そのあたりの今の知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 国文祭・芸文祭につきましては、予定しておりました今年10月から12月の通常開催は非常に難しいと考えております。

このため、主宰である文化庁等とは、来年開催の可能性も含めて、様々な協議調整を行っているところであります。

開催時期につきましては、決定し次第、今月中にはお示ししたいと考えております。

○函師博規議員 では、再度聞きます。

10月から12月の開催は、もう延期決定ということではよろしいでしょうか、再度お願いします。

○知事（河野俊嗣君） 現時点では非常に難しいと考えております。

そして、今、文化庁等とその日程について調

整を行っているところであります。

○函師博規議員 判断が遅くなればなるほど、市町村実行委員会や各団体への影響が大きくなります。

大会の関係費は6億円超ありますが、それらや旅費は来年度予算で組直し、延期できるものは速やかな延期の判断をし、経費削減できるものは大胆に削減し、県単独のコロナ対策費を捻出すべきであります。

では、果たして予算の組み替えなしに、県が実施するコロナ対策が質・量とも十分と言えるのか、このことについて質問を続けていきます。

今回のコロナで被害を受けた農畜水産物の消費及び販売の回復・拡大を図るため、農畜水産物応援消費推進事業や販路拡大対策が展開されていますが、この事業は4月の補正から取り組まれ、今回の6月補正でさらに骨太事業となっているようです。この事業の内容と狙いについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う本県農畜水産業への影響を緩和するため、御質問にもありましたように、4月補正予算で御承認いただいたものでございます。

現在、学校給食への和牛肉の提供と、本県農畜水産物を県内外に販売するキャンペーン等への支援に取り組んでいるところでございます。

さらに、今回の6月補正によりまして、学校給食への提供品目の追加や、各市町村等が企画する応援消費の取組に対する支援、さらには、宮崎にゆかりのある都市圏での飲食店や販売店が行う消費拡大フェア等への支援を拡大することとしておりまして、補正後の予算規模で、総額約7億3,000万円をお願いしているところでござ

います。

○函師博規議員 今の数字、大変驚く厚みのある政策のように映ります。

農畜水産物応援消費推進事業の中には、答弁にもありましたが、学校給食への食材提供があり、県産牛や地鶏、水産物といった、いわゆる高価格帯の県産品の滞留解消と、食育推進を図る上での有効な事業となっているようです。

では、この学校給食への支援の内容、予算額及び積算基礎を、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 学校給食への支援につきましては、まず、全国に先駆けまして5月から提供を開始した和牛肉につきましては、来年3月までに県内全ての小中学校等370校の児童生徒約10万人を対象にいたしまして、約30トンを提供する計画としております。

さらに、本議会におきまして、地鶏肉約15トン、養殖ブリやウナギなどの水産物約40トンに加えまして、地域特産物の提供を追加するため、約2億8,000万円増額し、先ほど申し上げました7億3,000万円のうち、学校給食支援に対する予算として、総額約5億8,000万円、延べ100万食を計上しているところでございます。

なお、マンゴーの提供につきましては、別途、農業団体が国の直接採択事業を活用して今月から取り組んでおりまして、約2万個の提供を見込んでいと伺っております。

○函師博規議員 県内の小中学生全員に対して、合計100万食の農畜水産物とマンゴー2万個分の食材の提供がされるということは、児童生徒はもちろんでありますが、生産者の皆さんも喜ばれることと思います。

ただ、これは本県のオリジナルではなくて、全国、言わば国の補助を利用した同じようなス

キームになっているわけでありませう。

では、この学校給食支援のうち、県単独予算額はどれほどを占めているのか、積算根拠も併せて、農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 学校給食への支援のうち、国の事業で対象とされない品目を、市町村が地域特産物として提供する取組に対しまして、県単独事業として支援することとしております。今回、1,300万円、延べ10万食の予算額を計上させていただいております。

提供する品目といたしましては、市町村ごとに独自に選定していただく予定でございますが、例えば、佐土原ナスやズッキーニなど、宮崎ならではの農畜水産物を想定しているところでございます。

県といたしましては、食材の提供とともに、それぞれの品目の生産状況や特徴を掲載したパネルやリーフレット等を配布するなど、一連の学校給食支援の取組によりまして、児童生徒が地元の特産物に触れ、おいしさを知る貴重な機会を提供することで、さらなる食を通じた本県農畜水産業への理解醸成を推進してまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 県内の小中学生の総数がほぼ10万人であります。その10万食分ということで、1,300万円を計上されているようです。つまり、生徒に1回だけ、県の単独予算で今回の事業が展開されるようですが、食育を推進していく県として、これで十分なのか。

それでは、現在の学校給食における県内の農畜水産物の使用率、供給率の推移はどうなっているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 文部科学省が実施しております「学校給食栄養報告」によりまして、本県の学校給食で使用される総食品数と県

産食品数及び地産地消の割合は、それぞれの年度の平均で申し上げますと、平成28年度の総食品数は501食品、そのうち県産食品数は150食品であり、地産地消の割合は29.9%、平成29年度の総食品数は510食品、そのうち県産食品数は164食品で、地産地消の割合は32.2%、平成30年度の総食品数は447食品、そのうち県産食品数は151食品で、地産地消の割合は33.7%となっております。

○凶師博規議員 本県の農畜水産物の生産額ベース、食料自給率は281%で、日本一なんですね。ですが、学校給食の7割が県外・国外産のもので作られています。

宮崎の子供たちには、質・量とも日本、いや世界でもトップクラスの県内農畜水産物を食べていただきたいし、コロナ禍の中で食育推進を掲げるのであれば、学校給食の支援が一過性で終わってはいけない、さらに事業の拡大と継続性が必要だと考えます。

次の質問に移ります。コロナウイルスに関する検査体制について伺っていきます。

県の衛生環境研究所が中心となり、PCR検査を実施されており、宮崎保健所と都城健康サービスセンターにおいても体制が整ったようです。

そこで、PCR検査数の推移と実施状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） PCR検査につきましては、県内1件目の検査が2月14日にあり、2月が29件あり全て陰性、3月が274件中、陽性件数が3件、4月が819件中、陽性件数が14件、5月が264件全て陰性、6月5日現在、合計1,421件を検査しまして、17件が陽性となっております。

1日当たりの最高は、4月14日の57件となっ

ておりました、5月24日の検査件数が3月15日以降、初めてゼロとなりました。

現在は、1日当たり平均で6件程度の検査件数となっております。

○国師博規議員 検査は今も続いているんですね。これは医師の指示による検査ですので、やはり疑いがあるということでの検査が今も続いているという答弁でありました。

今後、検査体制の拡充をするに当たって、ノーベル生理学・医学賞を受賞された京都大学山中教授が国に提言されたような、大学研究機関による検査体制の整備も必要と考えますし、日向市医師会は、ドライブスルーによる検体採取所の設置も進められています。でも、日向市以外でも、検体の採取所の設置は必要だと考えられます。

これらに関する県の取組と、医師会を含む関係機関とどのような協議がされているのでしょうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） PCR検体の採取体制につきましては、今後の感染拡大局面も見据えて、医師により検査が必要と判断された方の検体採取が、迅速・スムーズに実施できるようにする必要があると考えております。

検体採取場所を整備するためには、その施設において検体を採取する医療従事者の確保が必要です。

そのため、県としましては、県医師会・郡市医師会・市町村等関係機関と連携しながら、どのような方法が可能か検討を進めております。

今後とも、PCR検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を進めてまいりたいと考えております。

○国師博規議員 具体的にその採取所の設置というものが、まだまだ見えてきておりません。

では次に、新型コロナウイルスは、症状が陽性化しなくても、保菌もしくは抗体ができている場合があります、これが原因となって2次・3次の感染、そしてクラスターを引き起こす可能性があります。

PCR検査よりも簡易的ではありますが、新型コロナウイルスに現在感染しているか否かを判定する抗原検査、そして、過去に感染したことについての判定ができるのが抗体検査であります。この抗原・抗体検査について、今後どのように実施されていくお考えか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 抗原検査につきましては、5月13日に承認されたところであります。検査結果が迅速に出るなど大きなメリットがある一方で、検出には一定のウイルス量が必要であるという課題があり、PCR検査と組み合わせ活用することとし、抗原検査キットは、国において、患者発生数の多い都道府県の帰国者・接触者外来等から優先的に供給を開始されており、本県でも医療機関に供給され始めております。

また、抗体検査につきましては、過去に感染したかどうかを判定するために実施するものであり、感染の広がりを確認するために有用です。

一般社団法人日本感染症学会等によりますと、その有用性に関しては検討中ということですが、国が現在、3都府県の1万人に感染歴調査のための検査を実施しております。

抗体検査の実施については、今後の研究の進捗を確認しつつ、適切に対応したいと考えております。

○国師博規議員 確かに、国の動向を見ながらということも大切なのでありますが、やはり県

民が安心して、「自分は感染していないんだ。この地域にはそういう抗原も抗体もないんだ」ということが分かるような、県が主導する検査体制の整備を求めるものであります。

次に、高齢者や基礎疾患のある方など、新型コロナウイルスに感染すると重症化する可能性が高い方々の感染リスク軽減とクラスター発生予防のため、医療機関に行くことなく、パソコンやスマートフォンなどで診察ができるオンライン診療を、厚生労働省は特例的に初診の患者から診療できるように、診療報酬を改定いたしました。

県もこの改定に伴い、オンライン診療の事業展開に関して、現場とどのような連携を取っているのでしょうか。県内のオンライン診療の状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 電話やオンラインによる診療につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、本年2月に、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、既に処方されていた治療薬を処方する場合に限って認められておりましたが、その後、段階的に取扱いが緩和され、4月には、初診や歯科診療についても対象とされております。

先月の時点では、県内で歯科を含む135の医療機関が、電話やオンラインによる診療に対応しております。

○凶師博規議員 このオンライン診療に関してなんですけれども、今、135か所の医療機関で体制が取られているということです。このオンライン診療体制の拡大とともに、今どれほどのオンライン診療が利活用されているかを伺いたいところなんです。私の身近には、パソコンやスマホで病院を受診されている方や、電話だけで初診診療ができることを知っている方すら、

まずいません。

コロナ禍でオンライン診療が効果を発揮しているのかをはかる上で、医療機関からの診療報酬請求における入院外、つまり、通院部分の請求がどのように推移しているのかを見ることによって、判断・確認ができると思います。その内容について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国民健康保険と後期高齢者医療における、病院及び診療所の入院外診療分延べ受診日数については、前年との比較では被保険者数の増減がありますことから、直近で比較いたしますと、令和2年3月診療分が約72万日、4月診療分が約69万日となっており、約3万日減少しております。

また、診療報酬額については、令和2年3月診療分が約69億円、4月診療分が約66億円となっておりまして、約3億円減少しております。

○凶師博規議員 今のは、専門的な回答で少し分かりづらいのですが、つまり、今年3月、4月の国保と後期高齢者医療の診療分だけを比較しても、約3万日分減っている。3万日分減っているということは、3万回、外来の患者さんが来るのが減っているということですね。

さらに、その1か月分だけで、診療報酬請求額が3億円以上減っているということ、つまり、オンライン診療で受診することの安全性が維持されているということ、ほぼ知らない、知らないがゆえに、いわゆる受診控え・外来控えの状況になっているということが推察されます。

それに、今のは国保と後期高齢者だけです。社保や共済や組合保険も入れますと、恐らくこの数字は2倍、3倍になっていることが考えられますし、4月と5月を比較すると、さら

にその大きな差が出ている、数が減っているというところが見えてくるものと思われま

す。先ほど、135か所の医療機関でオンライン診療ができる体制があるとのことでしたが、医療機関、つまり受け手の体制整備は拡大していますが、問題は利用者、つまり送り手の機関・体制が整っていません。

高齢者の方々がどれほど、パソコンやスマホ、タブレットを使って受診ができるでしょうか。もちろん使える方々もいらっしゃいますが、コロナ対策の一環として取り組むのであれば、例えば、老人クラブの定例会が開催されるときに合わせて、保健所職員が出向いて、アプリのダウンロードや操作方法を説明するとか、高齢者施設にはオンライン診療専用のパソコンを設置することなどが必要だと考えられますが、今後のオンライン診療の利用者拡大の取組について、福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 電話やオンラインによる診療の取扱いにつきましては、これまでも医療機関等へ周知を図ってまいりましたが、今後は、医療機関の利用者に対しましても、県庁ホームページ等により、幅広く周知を図ってまいりたいと考えております。

また、国の第2次補正予算案において、医療機関等における感染拡大防止等の支援が盛り込まれ、補助対象の取組例として、情報通信機器を用いた診療体制の確保も掲げられております。

こうした国の制度の活用を視野に、オンライン診療の導入に対する支援も検討してまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 オンライン診療の利用者のサービスの拡大には、まず県庁ホームページに

より周知を図っていくということなんですが、それも一つのツールではありますけれども、高齢者や、ITにまだ理解が浅い方々が、県庁ホームページをクリックして、そこにあるオンライン診療の情報を自分から得てということは、なかなか想像ができませんし、やはりもっと県が積極的に、具体的に活動すべきだと思います。それを、国のスキームを待って対応しなすというのでは、やはり私はまだまだ不十分だと思います。

次の質問に移ります。コロナ追跡システムの導入について伺います。

大阪府では、府が管理するサーバーに府民のメールアドレスを登録してもらい、飲食店などの店舗やイベント主催者に対してQRコードを発行して、来店・来場者は、まずそのQRコードを読み込んだ上で入場してもらいます。

万が一、店舗やイベント会場などを利用された方が感染者と判明した場合に、大阪府から注意喚起のメールを送信したり、クラスターが発生した場合、対象者にクラスター発生通知メールを送信するシステムが導入されております。

これは、経済・社会活動を再開しながら、新型コロナウイルス感染のおそれが出た場合、迅速に感染拡大を抑制することに大変効果的で、第2波、第3波の備えにもなります。

本県も同様なシステム導入が必要と考えますが、これは福祉保健部長でよろしいでしょうか、お願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘の大阪府のコロナ追跡システムにつきましては、娯楽施設、飲食店、イベントなどの利用者に感染発生状況をメールで通知するシステムでありまして、感染拡大を防ぐのに有効であると伺っております。

一方、国の有識者検討会におきまして、スマートフォンの近接通信機構を利用し、人と人が接触したことを検知・記録でき、また、陽性者であることが判明した場合に、その本人の同意の下で、陽性者と一定期間内に接触が確認された者に対して通知が行われるという、接触確認アプリの導入に向けた検討が行われているところであります。

本県としましては、感染拡大防止に有効なツールとして、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 これに関しても、やっぱり国の動向を注視するという答弁ですが、大阪の動向を注視していただきたいと思うところです。

続きまして、先日、県立都農高校の閉校式の開催案内が届きました。卒業式ではなく、閉校式の案内です。

昭和27年に開校し、70年近く地域とともに活動し、地域の拠点であり、平成20年代に入ってから、生徒数も回復傾向にあった学び舎が閉校となることは、都農町民、都農高校OBのみならず、大変惜しまれる出来事であります。

県内には、人口減少に伴い生徒数が減少傾向にある小・中・高校が複数あります。

しかし、小規模校でありながら、独自の取組により学力を向上させ、また、今回のコロナ禍においても成果を上げている学校があります。それは、西米良村立西米良小中学校です。

ここは、生徒全員にタブレット端末を配付し、学校が臨時休校となったときでも、オンライン学習により遠隔教育を続け、成果を上げているようです。その内容について、教育長にお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) 西米良村におきましては、村独自にインターネット用の光回線を全

世帯に整備するとともに、平成28年度からは、全ての児童生徒に1人1台のタブレット端末が整備されております。そのため、これまでも授業における活用が積極的に図られてきておりまして、教員、児童生徒双方が、ICTを活用するためのスキルを身につけている状況であります。

こうした環境の下、村内の2つの小中学校で、今回の臨時休業の期間において、学校と家庭をつないだ同時双方向型のオンライン学習に取り組んだところであります。

休業中は、登校日による授業に加え、このオンライン学習の取組により、学習が保障されるとともに、夏季休業を短縮することなく、当初の計画どおりに子供の学習活動を進めることが可能となっております。

○図師博規議員 大変すばらしいと思います。夏休みを短縮することなく過ごせるということは、まさにこのICT教育の成果であります。

同様に佐賀県では、山口知事の強いリーダーシップにより、県立中高、そして特別支援学校の全生徒にタブレットを持たせ、インターネットを使った遠隔教育に取り組まれています。

具体的には、県教育委員会等の職員らでつくる「オンライン教育推進チーム」を立ち上げ、学校を技術的に支援し、遠隔授業用の教材作りをサポートするとともに、インターネットの環境が整っていない家庭について、大胆な補助金で全ての生徒たちに対応できる体制を整えています。

では、本県の高等学校のオンライン教育の展開はどうなっていますか、教育長。

○教育長(日隈俊郎君) 県立学校での先進的な取組事例ではありますが、飯野高校の例でございますけれども、4年前から島根県の隠岐島前

高校と連携しまして、テレビ会議システムを利用した、合同での探求学習や交流活動を行っており、現在は、交流先を都市部を含め全国各地の高校や民間企業等に広げ、取組の充実を図っているところであります。

また、高鍋高校を拠点とした、日南高校と小林高校の3校におきましては、昨年度から国の指定を受けまして、遠隔教育システムを用いて、外国指導助手いわゆるALTとのディスカッション等を合同で行ったり、3校の探求学習の研究発表で、外部の専門家から指導・助言を受けたりするなど、他校のモデルとなる先進的な遠隔教育の取組を進めているところであります。

○図師博規議員 充実した取組が、ぜひこれからも継続的に続くことを期待しております。

このオンライン教育は、コロナ対策としても有効であります。導入の最大のメリットは、小規模校でも、中山間地の学校であっても、都市部の学校と接続することにより、同様な授業を受けることができるようになります。

このことにより、進学のために中山間地から遠方の都市部の学校に行くことなく、住み慣れた地域で家族とともに郷土愛を育むことの一助にもなります。

では、今後どのように遠隔教育を強力に進めていくのか、その内容について、再度教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 先ほどお答えしましたように、一部の県立学校では先駆的に、テレビ会議等を利用した遠隔教育を実施しているところであります。この取組は、特に中山間地域の小規模校におきましては、生徒や教員の数が少なく、多様な学び合いの機会に限りがあることや、都市部に集中する教育施設等と離れてお

りまして、利用に困難があるなどの課題を克服するために有効な学びとなっております。

具体的には、複数の学校や外部の大学・専門家・企業等と結びまして授業や講義を行うことにより、生徒が多様な意見に触れ、高度な学びや様々な体験を積むことができるなどの成果も見られております。

県教育委員会といたしましては、今後も学校ICT環境の整備をさらに進め、遠隔教育の効果的な活用法の研究や実践が、より充実していくよう努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 やはり、今の教育長の答弁が実現するには、さらなる予算の拡充が必要であります。

次に、今後のコロナ対策の指標となる「宮崎モデル」について伺います。

各都道府県において、新しい生活様式の確立と地域経済再始動に向けた方針が打ち出されています。

本県も、今後の方針として「宮崎モデル」が示されていますが、その内容は、口蹄疫からの再生・復興を果たした中で培った、県民全体で共有している防疫意識を生かしながら、感染防止対策を常態化・標準装備化し、全国に先駆けた経済の再始動につなげるといったものです。ただ、この宮崎モデルからは、何をもって県民全体が防疫意識を持っていると判断しているのか、感染防止対策の標準装備とは何なのか、全国に先駆けてというのはどこで判断するのかなど、具体的なものが見えてきません。その具体的な内容を、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） まず、県民の防疫意識についてであります。

これは、議員も申されましたとおり、本県が口蹄疫からの再生・復興を果たしていく中で

培った、県民全体で共有している防疫の意識を指しておりまして、例えば、口蹄疫発生当時における車両消毒とか、現在も続いております、空港等での消毒マットの配置など、県を挙げた協力体制が構築できた経験を、今回のコロナ対策で、県民や事業者が新しい生活様式に対応する際にも生かしていこうというものであります。

また、いち早い経済の再始動につきましては、本県が、全国的に見ても長期にわたり感染が抑えられているということを経験といたしまして、他県と比べて、経済の再始動にいち早く取り組める環境にあることを指したものでございます。

○図師博規議員 やはり、今の御答弁が、県民に伝わりやすい、具体的に浸透するともなかなか思いづらい。

長野県の阿部知事や三重県の鈴木知事は、国の新型コロナ特措法に基づかない、県独自の対策の根拠とするための感染症対策条例制定を目指されており、県と県民の責務を明示し、差別や偏見の根絶、医療供給や検査体制の整備、情報提供の在り方などを盛り込まれています。

特に三重県は、県民提案型予算枠を計上され、県民の声を直接捉える「みえモデル」を示しています。

さらに、和歌山県の仁坂知事は、国のPCR検査ガイドラインを超え、県独自の検査を実施し、クラスターの封じ込めに成功しました。

この「和歌山モデル」が、アメリカのワシントン・ポスト紙など、世界各国のマスメディアから称賛されたことは、よく知られています。

であれば、宮崎モデルにも、第2波、第3波襲来時のアラート発動基準などの数値化された対策や、県民誰もが住む地域に関係なく抗原・

抗体検査を受けられる検査体制の整備などを盛り込み、これぞ宮崎モデルといった内容にしていきたい。

そこで伺いますが、知事、県民に分かりやすい、伝わりやすい、県独自の検査体制整備などを含むモデルにバージョンアップするお考えはないでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今、部長が答弁しましたように、宮崎モデルは、口蹄疫という大変厳しい経験をしてきた宮崎において、見えないウイルスとの闘いという意味で、その防疫意識をこの感染症対策にもしっかり生かしていこうということで、提案をしているところであります。

今、新型コロナウイルス感染症の検査体制について御質問をいただいたところでございます。

諸外国との比較などでも、PCR検査等いろいろ御指摘があるところでございますが、我が国においては、クラスター(集団感染)の対策を重視していくということで、医師を介在することにより、陽性を確定させ、感染者に必要な医療を提供させるためということでの検査体制が構築されてきたところであります。

これまでも答弁申し上げておりますように、PCR検査体制についても、県内で今、体制の拡充を図っているところでございます。

今後、第2波、第3波というような感染拡大の局面があり得ることも十分想定しながら、身近な地域で検査が必要な方に、より迅速でスムーズに行うことができるよう、さらなる検査体制の拡充に努めてまいります。

○図師博規議員 ぜひ、今の知事の答弁が具現化していくような予算措置も、併せて行っていただきたいと思います。

この宮崎モデルであります。今後、変化に対応できる持続可能な宮崎づくりにつなげるといことも、うたわれています。

これは、国から今後配分される2次、3次の補正予算を待って、その枠内、そのスキームで事業展開しているのでは、先ほども申したとおり、全国画一的になりますし、スピード感も、きめ細やかさも不十分だと思います。

ここで、最初の質問に関連しますが、宮城県・村井知事、福島県・内堀知事らのように、予算の組み替えを積極的に行って、全国に例のない、全国に先駆けた宮崎モデル、新型コロナウイルス対策に取り組む気概が知事にあるのか、ないのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） まず、感染症対策、感染拡大防止対策、さらには経済対策、3月の補正予算以降、第一の矢、第二の矢、第三の矢ということで、毎月のように対策を講じてまいりました。

今後とも、事態の推移に応じて機動的に、県民生活を守るための対策を打ってまいりたいと考えております。

その上で、財源の確保についての御質問でございますが、執行できない事業費を財源として活用することは、一般論として非常に重要なことであろうかと考えております。

議会にお認めいただいた予算であっても、執行段階で事情変化等により不要になった予算は、しっかり不用として次のものに充てていくことを基本として、今後とも徹底してまいりたいと考えております。

その上で、この新型コロナウイルス対策は、大変膨大な予算を必要としているところでございます。特に、これまでも議論になっております、休業要請に伴う休業の補償というのが、国

で制度化されていない、財源で用意されていないことにより、各県が独自で協力金等によって対応してきたわけでありまして。

それに対して、国に力強く財政的なバックアップをしてほしいという要望を、全国知事会を通じて、また、議会も含めた本県の6団体としても要望してまいりましたが、その結果、地方創生臨時交付金の大幅な積み増しが実現したところでありまして。1兆円に加えて、さらに2兆円が配分されるということでございます。

この大きな額を有効活用していくことは、非常に重要でありますし、今後とも、様々な対策を進める上で、地方の果たしている役割というものをしっかりと国に評価をしていただきながら、その財源を有効に活用していくという努力もしていきたいと考えております。

○函師博規議員 予算の不用が出ないような取組をしていきたいという前向きな御答弁をいただいたと思います。

来年の2月議会のときに、コロナの影響を受けたがゆえに、不用額が多額に出ましたとか、繰越しが大きくなりましたとか言うのではなく、今必要な予算をしっかりと補填する、組み替えをするような取組も含めて、今後努力をしていただければという願いを込めまして、私の質問を終わります。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、高橋 透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） この4月から、特別職の方を除けば、執行部席の部局長の中に私の先輩はいらっしゃいません。だからといって上から目線ではなく、県民目線でしっかり議論してまいりますので、引き続き御指導よろしくお願い申し上げます。

それでは、コロナ感染防止対策と経済復興対策についてお尋ねしてまいります。

昨日から議論されておりますが、感染防止と経済の両立が今後極めて大事になってきます。その視点に立って質問します。

本県におきましては、4月11日の17例目の新型コロナウイルス感染症患者の発生を最後に、その後は発生を抑えることができています。これもひとえに、県民の理解と協力、そして、県民の命と健康を守るために、行政・医療機関関係者が一丸となった取組の結果だと思えます。

しかしながら、本感染症につきましては、まだ不明な点が多く、また治療薬やワクチンがない状況においては、第2波が起きたときの備えが大変重要になります。

そこで、去る8日、県医師会が知事と議長へ、十分なPCR検査体制と医療提供体制の整備を求める要望書を提出されました。この要望に対し、知事はどう受け止められたのか、見解を求めます。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

県医師会の会員であります医師の皆様には、新型コロナウイルス感染症について、現場での感染等の大きな不安もある中で、地域医療を支えるために大変御尽力をいただいていることに、深く感謝をしているところであります。

この医師会からの要望にありました、PCR検査体制や医療提供体制の整備につきましては、第2波等に備え、緊張感を持って進めていく必要があると考えております。

今回の医師会の要望の内容のみならず、例えば、新型コロナウイルス感染症対策協議会での御意見等も踏まえながら、様々な形で御意見を伺って、対応しているところであります。

医師会の皆様には、県民の命を守る、健康を守る最後のとりでとして、非常に重要な役割を果たしていただいているところでございまして、今後も、現場の声に耳を傾けながら、要望の具体化に向けて取り組んでまいります。以上であります。 [降壇]

○高橋 透議員 PCR検査につきましては、その件数と検査体制に多くの指摘があるところでございますが、厚労省の方針は、濃厚接触者に検査の重点を置きました。その後、感染経路不明の患者が増えたことで、疑似症患者も検査対象に加えましたが、保健所ルートだけでは対応し切れないとの危機感を募らせた自治体が、地元の医療機関などと連携してPCRセンターを設置した経緯があります。

2009年に遡りますけれども、新型インフルエンザの流行時は、PCR検査を感染地域からの帰国・入国者に集中させました。

その後、渡航歴のない感染者が見つかって、翌10年にまとめられた反省点として、保健所の体制強化、PCR検査体制強化を記されておりますが、その教訓が今回生かされていなかったと言えると思えます。

そこで、医師会の要望の一つであります、二次医療圏ごとにPCR検査ができる体制整備について、検査機器の導入とか、保健所などの機能強化が求められますが、どのような課題があるのかお尋ねいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) PCR検査体制につきましては、6月1日から都城市において検査が始まりまして、新たに宮崎市や延岡市においても、市郡医師会が運営する医療機関等で検査を実施する準備が進められており、抗原検査の実施も含めて、県内での検査体制の整備がさらに進むこととなります。

二次医療圏ごとにPCR検査を実施するためには、検査を実施する施設に加え、検査機器の整備、さらに検査を行う検査技師の確保が必要であると考えております。

○高橋 透議員 PCR検査は当然、有資格者が行うんでしょけれど、熟練した検査技師が求められるとお聞きしています。その体制づくりは進んでいるんでしょうか。検査技師の絶対数も増やす必要があるんじゃないでしょうか。福祉保健部長に答弁を求めます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 実際にPCR検査を行うためには、熟練した検査技師も必要でありますので、地元の医師会等と連携するとともに、検査技師に対する研修につきましても、PCR検査を始める医療機関の職員に対して、県の衛生環境研究所において実施しております。

県としましては、より迅速にスムーズに検査が実施できるよう、医師会や市町村とも協議しながら、検査体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 二次医療圏ごとのPCR検査の体制は、非常に人もお金も要るわけで、言い方を変えれば、その検査に集中できる機関というのは限られるわけだから、効率性からいって、いろいろ疑問を言われる方もいらっしゃいますが、まずは今3か所ですよね。それを4か所、5か所というふうな議論をぜひ進めていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で浮き彫りになりました課題の一つに、部品の調達・供給網、いわゆるサプライチェーンの偏りがあります。これまで、あまりにも中国など海外へ依存していたと思います。

海外や国内の一部に集中する工場について、地方への誘致を促せば、新たな歴史的Uターンの始まり、ふるさと回帰となって、過疎化に一定の歯止めも見えてきます。むしろ、積極的な見直しが見られるべきで、一極集中の是正が進まなかった地方創生の練り直しへつなげることができると思われま。

そこで、経済産業省の1次補正予算案にサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金2,200億円が盛り込まれ、本県の今補正予算にも、サプライチェーン対策等県内投資促進補助事業が盛り込まれています。しかし、全国各地で誘致合戦になると思います。しかも、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、企業の投資意欲は非常に低下していると思います。ハードルは高いです。

本県としてどのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 議員御指摘のように、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、世界的な景気後退が予想されておりまして、企業の設備投資につきましては、今後停滞することが懸念されているところでございます。

そのような中、製造業におきましては、部品調達に支障を来し、生産に影響が見られたこと等によりまして、リスク回避あるいはBCP等の観点から、生産・事業体制の見直しが進むことが考えられております。

県といたしましては、このようなサプライチェーンの見直しで、国内回帰のある製造業や、幅広い領域で事業の拡大が見込まれる情報サービス産業など、投資意欲のある企業に対しまして、積極的にアプローチを行ってまいりたいと考えております。

あわせて、既存の立地企業や地場企業に対しても、新たな事業の拡大など、きめ細かなフォローアップを行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ハードルは高いですけども、あらゆる手法で頑張っていたきたいと思っております。

次に、このコロナ禍で地域経済が相当冷え込んでいるさなかに飛び込んできたニュースであります。

株式会社ダーバン宮崎ソーイングの倒産、全従業員136名の解雇であります。昭和49年、旧北郷町時代に誘致した紳士服製造業であります。誘致から40数年が経過して、地元にも非常に密着した、従業員100名を超える企業なんですが、地域に与える影響は相当大きいです。

去る10日には、日南市が生活・再就職相談窓口を設置し、さらに、国・県・地元日南市の行政関係者と地元商工会議所で連絡会議が設置されました。早速、昨日には第1回の会議が開かれましたが、その内容及び今後の対応についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 現在、ダーバン宮崎ソーイングでは、親会社のレナウンとともに、民事再生手続に従いまして、新たなスポンサーを探しておりますけれども、仮にスポンサーが見つかった場合であっても、事業再開までには時間を要することが見込まれ、また、従業員全員が再雇用される見通しについても不透明でございます。

このため日南市では、総合支援相談窓口を設置するとともに、国や私ども県も交えました、ダーバン関連総合対策連絡会議を設置されたところでございます。

昨日開催されました第1回目の連絡会議で

は、現時点での情報を整理・共有するとともに、関係機関が連携して取り組むことを、その際改めて確認したところでございまして、県としても、従業員の皆さんの再就職が早期に実現できるよう、対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 新たなスポンサーが出てこられたときに、北郷工場が生き残れるかは分からないわけで、話を聞いた方によると、非常にハードルが高いというふうに言われておりました。社員には、3月末頃からもう休業要請が来ているんです。だから、社員の中では分かっていたと思うんです。

よくよく聞きますと、新卒者も複数いて、18歳の子は2人いるんですか、半月ぐらいしか働いていないらしいんですよ。本当にこの子たちが路頭に迷うことになっちゃいかんというふうに、非常に心配します。

そして、ダーバンの傘下に縫製事業を請け負う下請会社が3社あります。従業員は合わせて120名ほどと伺っています。この3社については情報はまだ得ていませんので、注視いただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

次のテーマに移ります。

緊急事態宣言解除後、営業自粛に依っていた飲食店等が、3密を避ける感染症対策を行って営業を再開しております。一部補助はあるものの、コロナ前と違って、感染症対策にかかる費用等でコスト高、そして、3密を避ける様式ですから、利益は落ちます。加えて、各種行事やイベント等の自粛で、客足は鈍くなっております。

本県が緊急事態宣言の対象外となった5月14日以降、様々な行事が予定されていたはずで、県の広報戦略室の行事予定表が毎月送られ

てきますけれども、5月、6月、空白が多かったですよね。

私の地元でも、高速道路の総会とか、県道・河川改修促進協議会の総会とか、油津港振興対策会議の総会は、全て書面決議であります。懇親会が当然あったわけなんですよ。

それと、JAも地元でいろんな活動をしてもらっていますが、畜産、耕種部門、それ以外にも品目ごとにいっぱい部会があるんですよ。全て総会をして、懇親会をしますが、それも総会のみで終わっているらしいです。

私は地元の村おこし団体にも加盟していますが、まだ総会は延期したままなんです。消防団活動も、今まだ停止しているというふう聞いております。取り上げれば切りがないんですが、県内の各地域がこんな状態なんです。さらに、先日、新聞にも載りました8月までの主要なイベントは、ほとんど中止ですよ。

こういったことで、営業を再開した飲食店はこの状況に耐えられるのか、非常に心配します。

そこで、県及び市町村が自粛しているイベント等を開催できる機運づくり、もちろん、これは完全防止対策を取った上での機運づくりですが、懇親会等を自粛する、自重する意識を払拭する機運醸成が求められていると思います。知事に見解を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 今、本県では、県民の皆様のお協力をいただきながら、2か月以上新規感染を抑えている状況にあります。感染症対策を徹底しながらも、社会経済活動を段階的に回復していく、そういうプロセスにあるわけですが、御指摘にありましたように、まだまだ自粛の動き、ムードというものが残っている状況があらうかと考えております。

現在、県におきましては、警戒を続けながらも、新しい生活様式を取り入れて、飲食店の利用を含めた日常生活を取り戻すよう促す取組を進めているところであります。

例えば、1つには、情報発信の工夫などもしておりまして、地産地消の応援消費も呼びかけてまいりましたし、新しい生活様式の具体例をテレビCMや新聞広告、ホームページやチラシなどで周知してまいりましたし、感染対策ガイドラインの実施や、その目印となるポスター掲示なども、飲食店に要請してきたところであります。

また、2つ目として、自ら実践という意味におきまして、私と両副知事が県内各地に出向きまして、市町村長との地域経済懇談会を、地域の飲食店で実施しておるところであります。組織のトップが動くことにより、それぞれの職員も動きやすくなる、また、自治体職員が率先することによって、利用の空気感を出していくということを狙って、取り組んでいるところであります。

3つ目は、5月補正予算を活用して、プレミアム付テイクアウト・食事券を発行するなど、県民の背中を後押しして、全県的な消費喚起を図ってまいりたいと考えております。

飲食店の利用、さらにはイベント等につきましても、こうした流れ、機運を醸成することにより、さらに感染拡大の防止の徹底を図りながら取り組んでまいります。

○高橋 透議員 繰り返しますけど、3密を避ける営業なんです。

緊急事態宣言が解除になって、そろそろ1か月。そしてまた、この1～2か月で客足がどうなるか。今後、この1～2か月を乗り切ることができるのか、非常に心配するんです。むしろ

厳しくなる。だから私は、さらなる支援が必要じゃないんですかと申し上げたいんです。

総合政策部長に、その対策をお聞きします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、県内経済は大きな打撃を受けておりますことから、これまで、事業継続給付金や資金繰り支援など、事業者に対する支援を行ってきたところであります。

とりわけ飲食業界への影響は深刻でありますことから、飲食店が取り組む感染防止対策への支援や、本日から販売となりましたけれども、プレミアム付食事券の発行などの対策を講じたところであります。

今後とも、経済活動の段階的な拡大を図りながら、今議会をお願いをしておりますプレミアム付商品券の発行や、「ジモ・ミヤ・ラブ」を合い言葉とした地産地消・応援消費の取組等を通じまして、県民の消費意欲を喚起するなど、地域経済を支える飲食店の支援に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 プレミアム付食事券、そして商品券、全てに行き渡らないわけですね。

それと、申し上げておきますけれども、いわゆる新しい生活様式、ソーシャルディスタンスは、距離を置くわけでしょう、客席は半分ですよ。半分だから料金は2倍くださいねということにはならないでしょう。だから、そこをしっかりと考えないと、飲食店の営業が耐えられるかと。私が言いたいのはそこなんですよ。

国の2次補正がいよいよ通過すると思うんですが、その中に家賃の補助がありますよね。個人事業者の場合は家賃の3分の2で、上限25万円を6か月ということなんですけど、これもスピードが求められていますけど、またいつ手元

に来るか不透明なんですよ。だから、きめ細かな対応を、県、市町村が先にする。そのことが非常に大事になりますから、ぜひいろいろと検討していただきたいと思います。

次に移りますが、コロナ終息後の財政再建についてお尋ねいたします。

先ほど凶師議員の一般質問でも、県のこの間の補正予算への持ち出しで、基金からの取崩しが約1億8,000万円あったわけですが、県債でも4,400万円ほどあるみたいですけども、このことによって、ある程度残った基金で、第2波・第3波が来ても、何とか乗り切れる余力があるんじゃないだろうかと言われていています。しかし、その後の予算編成、基金の枯渇が懸念されます。そして、県税収入も落ち込みますよ。

そしてまた、国があれだけ借金をして、交付税の総額が、今後しっかり担保されるのかというところも、私たちは心配します。

そこで、私は、公共施設等総合管理計画を見てみました。中長期的な経費の見込みが算出しております。建物系施設が今後40年間で必要となるのが、総額約6,725億円、1年当たり約168億円、インフラ施設の維持管理費用で、今後40年間で必要となるのが総額5,950億円、1年当たり149億円という、本当に気の遠くなるような試算が出ています。

新型コロナウイルスの影響が今後も続くと見込まれる中、予定されている大型事業等について、選択と集中の観点から見直すことがあるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 確かに、新型コロナウイルス感染症への必要な財源は、これからも非常に大きなものがあろうかと考えております。

御指摘がありました、現在実施している事業や、将来計画をしている事業につきましては、

県民にとって将来を見据えて必要な事業として、予算措置などをしたものであります。

さらには、この議会で御議論いただいております防災・減災、国土強靱化を含めて、コロナウイルス対策を進めながらも、必要な事業は将来を見据えてしっかりと打っていく、その姿勢も必要であろうかと考えております。

御指摘にありましたように、現在、国会で審議されております地方創生臨時交付金の大幅な増額を含む国の2次補正予算が、今認められようとしているところであります。これを有効活用していくこと、さらには、地方の実情を踏まえて、さらなる必要な財源を国に求めていく、そして、全体として、コロナの影響が長期化することを見据えながら、必要な財源の確保及び健全な財政運営に努めていく、そのバランス、しっかりとかじ取りに努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 防災・減災対策の事業、いわゆる命に関わる事業は、削っちゃいけないと思うんですね。そのことは申し上げておきたい。

令和8年に本県で開催予定の国民スポーツ大会については、施設整備で約400億円、競技力向上と大会運営費などで約200億円、合計600億円を超える費用を準備することになっております。

本県も、天皇杯を目指し、取組を進めていらっしゃると思います。大変な御苦勞もおありだと思いますが、その一つが、未普及競技の育成であります。中学校に部活動がない競技が16あるわけで、そのために中学校に新たに部活動を設置するということ、その指導者も呼び込む必要があるということ。

本県は、しっかり天皇杯を目指して頑張っていられるんだろうと思いますが、コロナ禍での

大変な財政出動があって、繰り返しますが、今後もさらなる財政措置が必要となる場面が出てくると予想されます。

そこで、莫大な財政負担を伴う国民スポーツ大会のありようを、日本全体で見直していくときが来ているんじゃないかと私は思うわけであります。

総合得点を競う天皇杯が、それぞれ各県で得意とする種目、あるいは伝統的な種目、こういったところで1位を目指す。そのような国民スポーツ大会に変わっていてもいいんじゃないかということ、私は申し上げたい。

これまで当たり前、国民スポーツ大会に来てくださいという誘致もやってきた。当たり前に来てきたこの大会を、このコロナ禍で見直すとき。ここは立ち止まって、冷静沈着に判断されるときだと思えます。将来的な在り方・ありようを私は聞きますので、知事の見解を求めます。

○知事（河野俊嗣君） この何十年來かの議論として、国体があまりにも過大・華美になり過ぎたのではないかということでのいろんな見直しが進められている、そういうプロセスにあるという状況ではあります。

そして、本県にとりまして、この国体なし、今後の国民スポーツ大会は、「スポーツランドみやぎ」を掲げて、スポーツというものを地域振興に生かしていくという取組が、全国の中でも進んでいる地域であると考えております。

国民スポーツ大会に向けて施設を整備していくこと、そして競技力を高めていく、スポーツを振興していくことは、必ず本県の将来につながっていくと考えておるところであります。

今、総合得点、天皇杯獲得を目指すことに

いては見直しの御指摘もありましたが、高い目標を掲げて取り組むことによるスポーツ振興、さらには県民に夢や希望、そして元気を与えていくこと、その効果は大変大きいものがあるかと考えております。

もちろん、財源についてはしっかりと見直しといたしますか、運営についてはしっかりとした考慮が必要だというふうを考えておりますが、高い目標を見据えて、この国民スポーツ大会における天皇杯の獲得、さらにはスポーツの振興等に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 くどくは申し上げますが、ほかの、宮崎の後に開催するところまで含めて私は申し上げているわけで、今盛んではない競技を育成しなくてはならない、そこまでして1位を目指さなきゃいけないという総合得点方式は、見直すべきじゃないかということをお願いしておきたいと思っております。

次に移ります。移動手段の確保についてであります。

地域間幹線系統を運行する事業者に対する支援につきましては、令和2年度当初予算において、通常の幹線系統確保維持補助に上乘せ補助がありました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、利用者が著しく減少していると思われまます。その現状について、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 路線バスの状況につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の影響によりまして、4月と5月の利用者数は、前年と比べ、約5割にまで減少しております。

宮崎交通では、現在、大変厳しい状況にありますが、路線バスは、通勤・通学や買物、通院など、地域住民の生活を支える重要な役割を

担っておりますことから、減便につきましては、主に土日・祝日を対象に一部の路線にとどめ、運行を継続しているところであります。

○高橋 透議員 今回の補正予算で、持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業で1億3,223万2,000円を計上していただいております。

そもそも、補助金で地域間バス路線の収支はペイできていないと伺っています。

その上で今回の補正ですが、この地域間路線バスが将来にわたって維持が可能なのか、伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 路線バス事業に対しましては、これまで、当初予算における補助金の早期執行、4月補正予算における利子補給事業による資金繰り支援を行いますとともに、市町村に対しましても、補助金の早期執行等を依頼するなど、運行維持のための経営支援を行ってきているところでございます。

また、今議会におきましては、利用者の減少により収支が悪化している路線を維持するための緊急支援として、補助金の増額をお願いしておりますほか、今後の回復期に向けまして、路線バスの一日乗り放題乗車券の割引に対する支援もお願いしているところであります。

このような段階に応じた経営支援や利用促進策を講じることで、県民の重要な移動手段である路線バスの維持を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 昨日、宮交ホールディングスの決算が発表されましたが、営業利益は17.8%の減収、経営破綻から自主再建されて、9年連続の黒字だったんですね。でも、このコロナ禍によって状況が一変した。

社長がコメントされておりました「雇用を守り

抜く」。この言葉に、私は希望の光を感じたんですが、3,000人を抱える企業ですので、何とか持ち直してほしい。

こういう状況下で、事業者が利益を生まないところをずっと引き受け、補助金があったとしても、路線を維持できるように運行して下さるのか、非常に懸念するところなんです。

したがいまして、県民の移動手段を確保するために、しっかりと状況を見極めて、今後対応をお願いしたいと思います。

次に、農林水産業の振興について伺ってまいります。まず、みやざき農水産就業緊急対策事業についてであります。

この事業は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う雇用悪化によって、農業大学校生や農業高校生が労働力不足に陥っている農家へ援農、または就農するための技術習得のための研修用機械・設備の導入、整備とあります。

そもそも農業大学校にしても、農業高校にしても、今申し上げた研修というのは、通常のカリキュラムの中で行っているんじゃないでしょうか。その点について、農政水産部長と教育長にそれぞれ答弁を求めます。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農業大学校におきましては、農業機械や作業の安全確保に関する基礎的な知識に加えまして、実習等を通じた農業機械の操作方法など、体系的な学習を実施するとともに、農業機械限定の大型特殊免許や牽引免許を取得できる体制を整えております。

また、今年度からは、新たに農薬散布用のドローンの操縦資格につきましても取得できる体制整備を、現在進めているところでございます。

しかしながら、現在の農業大学校におきまし

ては、古い年式で小型の農業機械もあり、大規模経営やスマート農業に対応した研修環境が十分に整っていない状況にあると認識しております。

○教育長（日隈俊郎君） 県立学校の関係でございますけれども、農業の学びのある学校は計8校ありまして、その中の生産系学科において、農業機械に関する学習を行っております。

具体的には、いわゆる座学で機械の仕組みや役割等について学習し、実際の機械操作については、田植機やコンバイン、草刈り機などを使った農場実習で学んでおります。

また、先進的な農業技術につきましては、農家や法人等の協力を得ながら、インターンシップ等の校外研修で体験する機会を設けているところであります。

さらに、今議会において、学習環境の充実を目的として、新たな機械を導入するための補正予算をお願いしているところでありますが、今後も引き続き、農政水産部とも連携しながら、地域農業を支える人材育成の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今回の事業の目的——機械を購入するのは手段であって、目的は、このコロナ禍で労働者不足に陥っている農家への援農ですよね。農業大学校での取組、この援農の開始時期と規模、その作業内容についてお尋ねします。

○農政水産部長（大久津 浩君） みやざき農水産就業緊急対策事業におきましては、国の補正予算を活用いたしまして、農業大学校への、スマート農業に対応できる大型トラクターやロールバレー等導入によりまして、学内の学習環境を整え、農家への援農と就農の促進を図ることとしております。

特に、御質問のありました援農に関しましては、昨年度、農業大学校では、5日間または4週間のインターンシップを3回行い、延べ163名の農大生が、82軒の農家や農業法人等で野菜の収穫や家畜の飼養管理等に従事しており、本年度は、今回導入いたします農業機械の操作技術を習得した上で、10月以降に実施する予定であります。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、今回整備いたします機械等を有効に活用いたしまして、より実践的な学びの場としての援農を通じまして、地域農業をリードする人材の育成に努めていきたいと考えております。

○高橋 透議員 部長、いま一度確認しますけど、作業内容の確認。今回の事業で援農に行く農業大学校生は機械に乗るんですよね。

○農政水産部長（大久津 浩君） 説明が足りませんでしたけれども、今回の大型トラクター等、これはスマート農業等の対応もございしますが、現在でも農家さんでは使われております。圃場内での研修の中では、農業大学校生については、今回導入しました機械等を農大校で操作実習した上で、10月以降それを生かしてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 この事業のベースになっているのは、農業労働力確保緊急支援事業という農水省の補正予算で組み込まれた総額46億4,600万円なんですね。

今おっしゃったように、スマート農業に対応する機械の操作を研修して援農に行く。

私は、現場の農家が求めているのは機械じゃないと思うんですよ。人手、いわゆる収穫だったり、選別だったり、そういった細々とした手が要る援農を求めていると私は思うんですよ。これは農水省からのベースで、本県の場合

には農政水産部は補正予算を組まれたので、これはもうこれで。

私は、農業大学校についても、農業高校にしても、機械の必要性は認めます。ただ、これが火急かどうかということですよ。ほかの使い道はなかったものか。そんなこともいろいろ考えたものであります。しかし、現場のニーズなり意向に、しっかりと応えてもらえる取組にしていきたいと思います。

次に移ります。昨日の質問でも取り上げられましたけれども、原木価格が、昨年頃から下がっておりまして、最近では9,000円を割ったようであります。

この間、皆さん方の努力によって、山林業への新規参入、あるいは林業大学校の開設などで、雇用確保に一定の成果、手応えを得ていたと思います。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、住宅需要の減少があり、価格の下落・低迷が懸念されるところです。

そこで、原木価格下支えや雇用を維持・確保する必要があると思われま。今回提案されています山の暮らしを守る森林整備支援事業の取組内容と事業効果について、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の事業は、県内7地区におきまして、森林組合、素材生産事業者、国、県、市町村等から成る調整協議会を設置し、主伐を抑制し、森林整備への切替えを図るなど、自主的な生産調整に向けた事業者間の連携強化などに取り組むものであります。

また、その森林整備への切替え支援としまして、国庫補助の対象とならない除伐や搬出間伐への補助や、保育間伐における補助率の68%か

ら90%へのかき上げなども行うことといたしております。

事業効果といたしましては、過剰な原木供給が抑制され、原木価格の下支えが図られますとともに、約1,000ヘクタールの森林整備による8,500人日の雇用が創出されるものと考えております。

○高橋 透議員 いわゆる原木価格の採算ラインが8,000円ですか。ここを割り込ませないという対策の事業だから、私はすばらしい事業だと思っているんですよ。

今回の自主的な伐採抑制に伴う雇用の場及び収入の確保ができる事業ですから、今後この事業はずっと続くものじゃないですよ。

したがって、今後、原木価格が採算割れをしない要素の状況判断に至るときが来れば、事業が発令できる制度にできないものか、その財源については、森林環境譲与税を充てることができないものか、ぜひ検討していくべき課題ではないでしょうか。環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 今回の取組は、原木価格が過去最低を記録した平成24年以来、2度目の緊急特別な対策として、本県独自に実施するものでありますが、仮にこれを制度化するということになると、常時多額の財源が必要となり、また、広域での取組が効果的でありますことから、財源等について国への要望を検討しているところであります。

御提案のありました森林環境譲与税の活用につきましては、その使途が、市町村では、手入の行き届かない森林の整備や木材利用の促進などに、また県では、市町村への支援などに限定されておりますことから、今回のような適正に管理されている森林を対象とする事業につい

ては、活用できないものと考えております。

なお、市町村に対しましては、雇用の創出など、本事業と同様の効果が発揮される森林の整備について、譲与税の活用を含めて積極的に御検討いただくよう、要請しているところであります。

○高橋 透議員 課題はあるんでしょうけど、市町村に理解を求めるいろんな協議をやっていって、制度としてもし取り入れられればですけども、本当にすばらしい事業だと思うので、ぜひ検討していただきたいと思っています。

水産業についてお尋ねします。今期のカツオ一本釣り漁業の状況について、まず伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県カツオ一本釣り漁業の今期の状況につきましては、春先のカツオ漁の漁獲が伸び悩み、心配しておりましたけれども、4月からのビンナガマグロの好漁にも支えられ、5月末までに生産量で7,700トン、生産額で30億5,000万円となっております。

また、カツオ一本釣り漁船1隻当たりで見ますと、生産量・生産額とも、不漁だった昨年の1.7倍、そして平年の1.3倍となっております。

その後、6月初めにビンナガマグロの単価が急落するなどの不安材料もありますが、今期は、燃油価格も昨年の6割程度に下がっておりまして、操業コストも低減されていることから、現時点におきましては、経営収支も改善状況にあるものと考えております。

○高橋 透議員 今の答弁では、昨年よりもいいし、平年よりも1.3倍ということで……。

ただ気になるのは、ビンナガマグロ。去年全く取れなくて、今年は大漁らしいですが、通常

だったら、キロ350～360円で始まって、下がっても100円程度、240～250円らしいです。今回、一時100円まで下がったんです。

これは加工用、シーチキン用ですよ、ほとんどが。缶詰めの値段は変わらないですよ。ということは、問屋さん、仲買人さんは笑いが止まらなかった。

中には、来年の分まで仕入れたというようなことをおっしゃって、漁師の方々はもうかんかんですよ。市場にまだ魚が残っていれば、まだ矛も収めますよ。全部買い取ってからそういうことをおっしゃっているものですから。第1次産業を担う方々の宿命なんでしょうけれども、しかし、このことは看過できないなと思って、私も憤っております。

今でこそ燃油価格は低くなっていますが、ここ10数年高止まりで、魚価の低迷などに非常に苦しんでこられました。この間、廃船もされた。その中で頑張っていらっしゃる方々が、あしたに生きる元気、あした頑張ろうという元気をそがれる値段ですよ、100円というのは。この極端な競り値価格や買ったたきをどう捉えていらっしゃいますか、答弁を求めます。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員の御質問にもありましたように、今期のビンナガマグロ漁につきましては、4月下旬から始まり、5月末までに、生産量で6,000トン、生産額で20億円と、例年にない大漁となっております。

また、ビンナガマグロの単価につきましては、5月までは、1キログラム当たり300円台で順調に推移しておりましたけれども、6月に入り、質問にありましたように、一時的に100円まで急落しております。

ビンナガマグロは、加工原料としての需要があり、通常は安定している価格であります、

今回急落したことから、漁業者の皆様方は不安を感じたと伺っております。しかしながら、現在は200円程度まで回復しているという状況でございます。

例年7月以降については、カツオ一本釣り漁は、ビンナガマグロからカツオの漁へと切り替わっていくことになっております。

県といたしましては、近年、やはり不漁が続いておりますカツオの漁模様にもしっかりと注視しながら、今後とも、その状況に応じてしっかり対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今、巣籠もり消費で缶詰めの需要は伸びているんですよ。ぜひ今の状況を打開できるように、あらゆる施策を動員していただきたいと思えます。

次に、種苗法の改正案の問題点についてお尋ねしてまいります。

通常国会、今停止されていますが、恐らくこのまま採決はできないと思えますが、ブドウのシャインマスカットの苗木が持ち出されまして、中国や韓国で栽培されているそうです。そしてまた、イチゴも章姫、レッドパールを基にした新品種が韓国で開発されて、類似品が輸出されている。

2018年に平昌オリンピックで、カーリングの女子選手が、もぐもぐタイムでイチゴを食べていましたけど、あれがそうだろうと言われております。

法改正の内容につきましては、海外への持ち出しの厳罰化と自家増殖の制限が法律の狙いとなっています。しかし、運用次第では、種・苗が、外資を含む民間企業に独占されてしまうおそれがあると言われます。種苗法の改正がなされ、自家増殖が許諾制となった場合の農家への影響についてお尋ねします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 国内の優良な登録品種の海外流出防止措置の一つといたしまして、改正法案に盛り込まれました自家増殖の許諾制につきましても、農家の自家増殖の制限や、許諾料、許諾手続の発生など、生産現場から懸念の声があることも承知しております。

今回の改正法案におきましては、許諾制となる対象は登録品種のみでございまして、品種全体の9割程度を占めます一般品種は、これまで同様に自家増殖が可能でございます。

また、育成者が国や都道府県の場合は、許諾料が高額になることは想定できず、さらに、J A等の団体が一括して行う許諾手続の簡素化につきましても、現在、国で検討が進められていると伺っております。

今国会での審議は見送られておりますけれども、法案改正の動向等を注視しつつ、必要に応じ、効果的な情報提供の在り方等をしっかり検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 公的機関が保有する種苗が多いから農家への負担は増えないということも、農水省は説明しているんですが、この間の一連の流れ、例えば、種子法が廃止されました。このことによって、公共の種子はやめる。種の開発権利者が国・県ではなく企業に移行していくことを強く促す「農業競争力強化支援法」ができました。

そして、今回の種苗法改正で、民間事業者の権利の保護が強化される、種子のビジネス化推進の枠組みが出来上がるという中での懸念なんです。登録品種の自家採取禁止は、買わざるを得ない種を企業が開発するインセンティブを与える、いわゆる誘因することにつながって、企業が開発した種子の権利がさらに強化されることになるとおられます。

結果的には、高額な許諾料が発生して、農家へのしわ寄せになるとおられますが、いま一度、答弁を求めたいと思います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員の御指摘のとおり、民間企業により登録された品種が品目の大部分を占有した場合には、自家増殖に係る許諾料が高額になるとの懸念の声が一部あることは、承知しております。

しかしながら、先ほどの繰り返しになります。登録品種の育成者は、民間企業以外にも国や都道府県、個人と多様であり、また、品種につきましても、登録品種以外にも、全体の9割程度を占める許諾制の対象とならない一般品種があるなど、数多くの選択肢がありますことから、現状においては、国をはじめ、影響は限定的との意見があるところでもございます。

先ほど申し上げましたとおり、今国会での改正法案の審議は見送られるという動きでございますので、引き続き、法案改正の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 F1は、一代限りの種子です。これは物理的に自家増殖はできませんよね。これは常識です。しかし、ゲノム編集種子は、自家増殖が可能だそうです。その研究開発に耐えられるのは、巨大なグローバル企業だと言われているんです。

自家増殖の運用次第では、グローバル企業の種苗が普及して、その高額な許諾料が発生する。そんな構図を心配しているわけです。

幸いにも本県では、種子法廃止に代わる条例をつくっていただきました。公共品種の権利・維持の重要性をしっかりと御理解いただいているものと思っております。

今回の種苗法改正案は、コロナ禍対策で先送りになりましたから、様々な疑問点を議論して

いただきたいと思います。

最後の質問に移ります。みやざき被害者支援センターの役割と課題について、まず質問してまいります。

○警察本部長（阿部文彦君） みやざき被害者支援センターは、地域社会における犯罪被害者支援の中核として、犯罪被害者等に寄り添い、被害等の相談や公判への付添いなど、犯罪被害者等が抱える不安や悩みの解決、ふだんの生活を取り戻すための支援を行う役割を担い、昨年度は約670件の支援を行っていることと承知しております。

一方、本年1月及び2月、県警におきまして、犯罪被害者支援に関するアンケートを実施した結果、約半数の方が支援の窓口を知らないことと回答され、みやざき被害者支援センターの存在を含めた犯罪被害者支援制度の認知度の低さが課題となっております。

県警といたしましては、これまで同様、同センターと連携しながら支援活動を推進するとともに、犯罪被害者支援について広く県民に知っていただけるよう、広報啓発に取り組んでまいります。

○高橋 透議員 性犯罪被害者の支援に非常に御苦労されていると聞きます。

私もこの支援センターのニュースを見て啞然としたこともあるんですが、学生さんがその被害に遭ったときに、制服を着ています。その制服を証拠品として出さないかんわけですよ。それでまたショックを受けちゃう。その制服はまた着なきゃいかんでしょう、通学のために。着られないんですよ。だから、支援センターはそれを支援する。新しい制服を買ってあげる。あるいは、そこに住めない。だから転居の支援をする、そんな苦労があると聞いています。

その支援センターの収入の3分の1が会費収入なんですけれども、ほとんどが——私17～18年議員をしていますから、OBの方の名前も分かるんで——一般の会員を含めて警察OBの方が占めていらっしゃるわけですよ。会費収入の参加者は、ほとんどが警察OB。これをもっと広げる努力、手だてはないものか、警察本部長にお尋ねします。

○警察本部長（阿部文彦君） みやざき被害者支援センターは、市町村の負担金、県警からの業務委託費、そして正会員、賛助会員の方々の会費等によって運営されております。

また、会員の募集につきましては、同センターにおいて、毎年開催される「犯罪被害者支援フォーラム」での呼びかけ、定期的に発行される「みやざき被害者支援センターニュース」への記事掲載などを行っていることと承知しております。

県警といたしましては、会員の募集を含め、犯罪被害者支援活動を広く県民に知っていただけるよう、県とも連携しながら、みやざき被害者支援センターに対し、これまで以上に広報啓発の場を提供してまいります。

○高橋 透議員 まずは認知度を高めていただき、そして、したたかに会員の募集を行っていただきたいと思います。と考えております。

そして次に、条例制定がまだなんですよ。全国で37都道府県がもう制定しまして、残り10県、九州では熊本と鹿児島と本県、3県のみなんですよ。

この被害者等を支援していくためには、県において早期の条例制定が必要だと思っています。市町村においても、条例を制定する必要があると思いますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 私も毎年この犯罪被害

者支援フォーラムに参加しておりまして、犯罪被害者、その御家族等が、直接の犯罪、そしてその後の生活でどれだけ大変な思いをされるか、毎年の体験談等で実際に触れておるところであります。早期に被害から回復し、日常生活を取り戻されることは、大変重要な課題でありますので、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づいて、関係機関等と連携しながら、支援に取り組んでおるところであります。

また、この支援に当たりましては、特に市町村の役割が重要となりますので、全ての市町村に総合的な対応窓口を設置していただいているところでもあります。

こうした犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない支援が行える社会づくりを進めることは、大変重要であると考えておりますので、今御指摘があった条例につきましては、他県の取組状況なども参考にしながら、その制定も含めて検討を行ってまいりますとともに、市町村に対して情報の提供や助言を行うなど、さらに連携を深めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ぜひ早急な条例制定をお願いしたいと思います。隣の大分は、もう市町村まで全てが条例制定が済んでおりますので、よろしく願いいたします。

一連の用意した質問は、最後は早口でしたが終わりましたが、今回のコロナ禍対策で、国が感染防止対策とか経済対策に莫大な予算を投じました。しかし、その事業のスピードが度々問われました。

ある識者が、「役所というところは、号令をかけるのは得意だが、号令をかけた事業が、いつ、どのように国民に行き渡るのかを想像する力に欠けている」との指摘をされていたのを覚えております。

イラストレーターのタナカサダユキさんの短歌を紹介します。「しばらくは 離れて暮らす
コとロとナ つぎ逢ふ時は 君といふ字に」。お分かりでしょうか、「君」という漢字は、片仮名のコとロとナで構成されています。すごい想像力だなと感心しました。

執行部の皆さんも、その卓越した想像力で、的確にスピード感を持って諸課題に取り組んでいただきたいと思います。終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 ここで休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後3時5分開議

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 私のためにこの時間まで残っていただいて、ありがとうございます。公明党の河野哲也でございます。

通告に従い、順次質問してまいります。よろしく申し上げます。

国は、5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、本県を含む39県を対象地域から除外することを決定いたしました。

本県においては、これまでに確認された新型コロナウイルス感染者は17名であり、全ての方が退院されています。

県内では、4月11日に最後の感染者が確認されて以降、本日まで2か月連続で、新たな感染が確認されていません。これはひとえに、感染拡大防止に向けた県民の御理解と御協力をはじめ、医療・感染症対策従事者の皆様方の御尽力によるものと、心より敬意を表します。しか

し、これで安心というわけではありません。公明党県議団は、5月22日に緊急提言を行いました。

県民の皆様一人として取り残さないために、様々な提言があるのですが、6項目に絞り、知事に申入れいたしました。その中から、実現に向けての知事のお考えを幾つかお聞きします。

まずは、提言1、生活困窮者への支援について、「②貸付制度（緊急小口資金、総合支援金等）の周知を図り、貸付けが速やかに行われるように、窓口となる市町村社会福祉協議会との連携強化を図ること」ですが、4月6日に市の福祉事務所に相談者とともに行きました。事務所のロビーに空いた席はありませんでした。もちろん相談室も空いていません。相談者は、離職から日がたち、生活に厳しさが始まったとすることで、詳しいことは述べられませんが、相談をすることになりました。

そこで出会えたのが、自立相談支援員の方です。物腰の柔らかい態度で、相談者側の思いに立って話を聞いてもらいました。何日もしないうちに、緊急小口資金を貸し付けていただけようになりました。

そのとき感じたことですが、まずは、生活困窮者の支援に関する膨大な情報を、支援を必要とする方々に迅速に届けるため、情報発信に工夫が必要だと考えます。県の対応について、知事にお伺いします。

各福祉事務所にある自立相談支援機関が相談窓口になっています。自立相談支援機関とは、生活保護に至る前の段階から、困窮者を救援するため、家計や仕事など生活の困り事に幅広く対応する相談窓口です。公明党の推進で、2015年から始まった生活困窮者自立支援制度で行う事業であります。

収入が減って家計が苦しい、求職活動がうまくいかないなどの相談に支援員が無料で対応、必要な支援を一緒に考え、支援計画を作成して、寄り添いながら課題解決を手伝います。

計画に基づく支援として、就労に関する助言や就労体験、家計改善のほか、住宅確保給付金などがあり、相談者の状況に応じたサービスが提供されます。今回ほど、この機関が必要であるということ、その場に相談者とともにいた私は実感いたしました。

生活困窮者の支援のため、県の自立相談支援機関の体制強化が必要だと考えますが、知事のお考えをお聞きします。

続いて、提言2、観光・レジャー産業への支援強化として、「②県外客やインバウンド事業に代わる、県内ツーリズムの普及定着を早急に図ること」「③宿泊・レジャー施設に使える「旅行クーポン券」の発行など、県民への利用促進の対策を講じること」としています。

例えば、星野リゾートは、ウィズコロナ期における旅の在り方として、マイクロツーリズムを提唱しています。

遠方や海外をイメージすることが多い旅を、地元をターゲットとして楽しむマイクロツーリズムを推進することで、コロナ期の旅行ニーズに合わせたサービスや、地元を深く知るきっかけづくり、そして、感染拡大を防止しながら地域経済を両立する観光等、新たな旅をつくっていく。地元・県内にしっかり光を当てていくことができる。

県民の県内旅行の普及促進を図る必要があると考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

福祉保健部長にお伺いします。子宮頸がんワクチンの定期接種についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、乳幼児の予防接種が激減しています。新型コロナ対応を優先させるため、がん検診の中止も相次ぎました。ましてや、子宮頸がんワクチン接種の件など、マスコミにも取り上げられない。

2月に質問したときの答弁は、「県としても、情報を総合的に伝えることの重要性は十分認識している。国作成のリーフレットを、市町村を通じて対象者へ周知を図っている。なお、国においては、情報をより確実に対象者へ届ける方法等のさらなる工夫について、検討を進めている。その結果を生かして適宜適切に情報提供を行う」というものでした。

結局、例年どおりの動きしかしていないと思われましたので、再度、今回質問します。

今年の接種の区切りが9月30日になっています。国は今年1月31日開催の第45回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の「HPVワクチンの情報提供の目的及び今後の方向性について」において、「接種対象者及びその保護者に対して情報が十分行き届き、接種をするかどうかについて検討・判断ができるよう、自治体からリーフレットの個別送付を行うこととしてはどうか」と、確実な周知のために個別送付が必要であると方向性を示されました。

そのことを受け止めた先進的な県、岡山県や茨城県等々は、市町村への個別送付の協力を促す通知を早速行っています。本県も具体的な取組をお願いいたします。

子宮頸がんワクチン接種対象者へ個別に通知するよう、県から市町村へ依頼する考えはあるか、お伺いします。

壇上からの質問は以上でございます。あとは、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、生活困窮者の支援に関する情報発信についてであります。

新型コロナの影響によりまして生活に困窮する方々に対して、早期に支援を行き届かせるためには、迅速かつ正確な情報発信が重要であると考えております。

このため県では、生活福祉資金をはじめとする支援制度につきまして、市町村、社会福祉協議会等と連携して、リーフレットや広報紙、SNSなど様々な媒体を活用しながら、周知に努めてまいりました。

現在、県のホームページでは、「新型コロナ対策特設サイト」を開設しておりますが、この中で、生活福祉資金や住居確保給付金など、各種支援制度に関する情報を、さらに分かりやすく体系的に整理しているところであります。

今後とも、こうした様々な広報媒体を有効活用するとともに、窓口の対応の充実などを図りながら、生活に困窮する方々に必要な情報がしっかりと届けられるよう、迅速かつ正確な情報発信に取り組んでまいります。

次に、自立相談支援機関の体制強化についてであります。

県の福祉事務所に設置した自立相談支援機関では、支援員を配置して、様々な課題を抱える生活困窮者に対して、関係機関と連携を図りながら、居住、就労、家計等の相談対応や、一人一人の課題に即した制度の活用により、包括的・継続的に自立に向けた支援を行っているところであります。

リーマンショックを上回ると言われる経済の停滞により、暮らしや経済に対する不安が広がる中、生活に困窮する方々への寄り添った支援

というのは急務でありますので、今後、さらなる支援について、しっかりと検討してまいります。

最後に、県民の県内旅行の普及定着についてであります。

県外及び国外からの大規模な観光誘客が当面見込まれない中で、「観光みやぎ」の再始動を図るためには、まずは、県民の県内旅行による応援消費に取り組み、県内での経済循環を促進していくことが重要であると考えております。

私は、知事就任以来、観光や宿泊などを通して、県内の地域の魅力や、ふるさとのすばらしさを、改めて県民の皆様にも再発見していただくとともに、「ディスカバー宮崎」というような表現も使っておりますが、県内経済の活性化にも結びつけていきたいという思いから、「100万泊県民運動」を提唱しているところであります。

このところ市町村との地域経済懇談会を行っているところであり、可能な限り、その地域にも泊まるようにしておりますが、先日参りましたえびの市のホテルでは、今、やはり県外の旅行ができないということで、県内を旅行して回っているという人が徐々に増えてきているという話も伺ったところであります。

こうした県民の旅行したいという気持ちを後押しする取組を展開する、「100万泊県民運動」の思いを県民の皆様にも共有していただきながら、県外や国外への移動がままならない今こそ、そういった後押しをして、県内旅行の普及定着へとつなげていくことが、県内観光の基盤に厚みを増すものと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（渡辺善敬君）〔登壇〕 お答

えいたします。子宮頸がんワクチンについてあります。

ワクチンにつきましては、子宮頸がん予防の効果期待されることから、平成25年4月から、予防接種法に基づく定期接種となりましたが、一方で、接種後に起こり得る症状への懸念もあることから、同年6月、国は積極的な接種勧奨を控えるよう勧告しているところです。

他方で、今年1月に開催された国の検討会においては、「接種対象者及びその保護者に対して情報が十分に行き届き、接種をするかどうかについて検討・判断ができるよう、自治体からリーフレットの個別送付を行うこととしてはどうか」との意見が示されました。

こうしたことを踏まえ、県としては、情報提供の工夫は必要であるという認識に立ちまして、市町村に対し、対象者に、ワクチン接種の意義や効果、接種後に起こり得る症状等を記載したリーフレットの個別送付による情報提供を要請してまいります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 知事のおっしゃった県民の県内旅行普及定着について、商工観光労働部長に具体的な取組をお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県民の県内旅行の普及定着を図りますため、「100万泊県民運動」の取組も踏まえ、4月の補正予算で措置いたしました「宿泊事業者誘客準備支援事業」によりまして、県民が県内宿泊施設にお得に宿泊することができる「県民旅行応援キャンペーン」を今月19日から開始することとしております。

また、本議会で提案しております「旅して応援！旅行商品造成等支援事業」では、県民が食や神話、アクティビティーといった本県の魅力を併せて楽しむことができるような、日帰りバ

スツアーなどの旅行商品開発の取組を支援したいと考えております。

今後とも、これらの取組を市町村や観光事業者と連携しながら行うことで、県民の県内旅行の普及定着につなげてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 知事の提唱する100万泊プロジェクトの具現化ということで、県民の皆様には安心を返せるかなと思います。

福祉保健部長には感謝いたします。子宮頸がんワクチン接種対象者へ個別に通知するよう、県から市町村へ要請していただけるということです。ありがとうございます。

防災・減災対策について、危機管理統括監にお伺いします。

本県も、これから本格的な梅雨、そして台風シーズンを迎えます。全国的に新型コロナウイルスが収束しない中、感染を広げないよう、自然災害にどのように備え、行動していくべきでしょうか。

NPO法人環境防災総合政策研究機構の環境・防災研究所が4月、避難経験のある15都道府県の住民5,261人に聞いた調査結果によると、新型コロナウイルスの感染拡大が避難行動に「影響する」と答えた人は73%、影響を受ける行動として、「車中泊避難をする」が42%で最も多く、「避難所に行くが、様子を見て避難先を変える」「感染防止対策をして避難所に行く」などと続きます。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、県の方針はどうなっているか、お伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 避難所における新型コロナウイルスの感染を防止するためには、避難所に入所する前に避難者の健康

チェック等を行うことや、3密防止対策など、通常時の避難所運営に加えた対応が必要となります。

このため県では、避難所運営を担う市町村に対しまして、対応すべき項目や対応方法などについて取りまとめました「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン」を作成し、配付したところでございます。

現在、市町村におきましては、このガイドラインや国の通知等を参考にしながら、出水期に備えた対策が行われているところであり、県といたしましては、引き続き、市町村の避難所運営をしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 内閣府は、災害時に避難場所での感染を恐れて避難をためらわないように、危険な場所にいる人は避難をすることが原則と強く訴えています。

一方で、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はないとしており、小中学校や公民館だけでなく、安全な親戚や知人宅も避難先として考えることを提案しています。

さらに、避難所ではマスクや消毒液、体温計が不足することが考えられるため、避難時にはこれらをなるべく携帯することを推奨。

また、新型コロナ対策で、市町村が指定する避難所が変更、増設されている可能性があるため、災害時に確認を呼びかけています。

そこで、新型コロナ対策で分散避難やマスク等の備えについて、本県では県民への周知はどうしているのか、お伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 自宅での垂直避難、安全な場所に住む親戚や知人宅などへの避難や車中避難など、避難所以外に避難先を分散させることは、避難所の過密化を防ぎ、新

型コロナウイルス感染症対策として有効であると
考えております。

また、県民の皆様には、避難所へ避難する場
合、マスクや体温計等を持参し、新しい生活様
式に基づいて行動していただくことが重要とな
ります。

このため県では、ホームページやメディアを
活用し、多様な避難の在り方とその注意点、避
難時に持参する物や避難所での過ごし方など
について広報を行うとともに、市町村へも、ガ
イドラインを通して住民への啓発を促している
ところでございます。

今後とも、市町村と連携しながら、県民へ
の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ、自治体にいらっしやる
防災士の方々にもしっかりと協力していただ
いて、行動力はございますので、啓発活動につ
いては、防災士の力というのをぜひ利用して
いただきたいなと思います。

林業政策について、環境森林部長にお伺い
いたします。

新型コロナウイルス感染症による林業への影
響を調査するため、林業全般を業務とする会
社の社長とお話をいたしました。

材木価格の下落に伴う林業・素材生産業の状
況を分かるために、山買いの流れについて聞
かされました。

山を買うには、山主との交渉もしくは入札、
どちらにしても買値を決めます。買値を決
めるには、伐採する山師、運送等の木材を切
り出す労力、作業道を抜く等々、コスト計
算をします。その上で、木材を切り出すとき
に幾らで売
るのか、山に行き、立ち木を見て判断し、
市場の動向を踏まえた上で決めます。

山を買うときには、立ち木を切り出す期限が

ついているのが慣例です。3年以内の期限が
多いと言われています。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響で
国外輸出の木材が減り、また、景気も悪くな
る影響で木材が売れずに、値が下がっていま
す。平成2年3月以降の杉の平均単価は9,788
円で、1万円を割っています。

新型コロナウイルス感染症による林業・木
材産業への影響を踏まえた、県のこれまでの
取組をお伺いいたします。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 林業・木
材産業におきましては、新型コロナウイルス感
染症拡大が、米中貿易摩擦や消費増税等に
追い打ちをかけ、原木価格は下落傾向とな
りまして、本県では、森林組合連合会の原
木市場の平均価格が、4月には1立方当
たり9,000円まで落ち込んだところで
あります。

このため県では、昨年度末から事業者へ
のヒアリングやアンケート調査等を行いま
して、その不安や要望などを把握した上で、
4月の補正予算により、業界と一体とな
った緊急連絡会議を立ち上げ、連携体制
の強化を図ったところであります。

また、ワンストップ窓口を設置し、持
続化給付金や雇用調整助成金をはじめ、
様々な支援メニューの周知徹底や相談
対応を行いますとともに、ニーズに応
じた専門家を派遣するなど、セーフ
ティーネット機能を強化し、円滑な事
業者支援を実施しているところで
あります。

○河野哲也議員 売値を計算して山
を買っているため、木材の値が下がると、
山を買ったはいが、切り出すだけ損を
するという状況が続いているというこ
とですね。切り出さずにと、先ほども
言いましたが、期限が決まっている
ので、そのままにはできない。よう
やく若手

林業従事者が増加傾向にある中、日当月給制で働くため、仕事がないことは若手の離職につながり、損を承知で伐採を続けているという事業者も多い。

原木価格の安定及び林業従事者の雇用の安定に向けた取組をお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県の原木価格がこのまま下落を続けますと、伐採を行う事業者の経営悪化や雇用縮小をはじめ、森林所有者におきましても、伐採収入の減少が懸念される所でありま。

このため、原木価格の下支えと雇用の維持・確保を図ることを目的に、県内7地区において、民有林や国有林の関係者が参加する自主的な生産調整などを話し合う協議会を設置し、国庫補助の対象とならない除伐や搬出間伐への補助、保育間伐における補助率かさ上げなどの支援事業を行うことといたしております。

県といたしましては、関係団体等とも連携し、この事業に迅速に取り組むことにより、伐採事業者等の経営継続や、林業従事者の雇用の安定につなげてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしくお願いたします。

私が話を聞いた会社の社長は、本当に若手を大事にするというか、よくこの社長の言動で若手がついてくるなという社長さんなんですね。だけど、本当に必死についていこうという中で、自分がやりたい仕事というのがだんだんできなくなっているのを実感していました。そういうところで人材育成を支援できたらなと思っています。よろしくお願いたします。

農業・水産業政策における全国の失業者の状況と今後の見通しについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 総務省が

公表いたしました本年4月の労働力調査によりますと、全国の完全失業者は、前年同月比で13万人増加し、189万人となっており、完全失業率は、前年同月比で0.2ポイント上昇し、2.6%となっております。

一方で、厚生労働省によりますと、新型コロナウイルス感染症に関連する解雇や雇い止め、またはその予定があるとされた労働者は、4月末の時点では、全国で約3,700人でありましたが、5月21日には1万人、5月29日には1万6,000人、さらに、6月4日には2万人を超えたとされており、影響の長期化に伴いまして、失業者の増加を懸念している所であります。

○河野哲也議員 本県でのということですが、調査をしていただこうと思ったんですけど、全国の数が確実だということで答弁いただきました。宮崎はゼロじゃないということですが、しっかりとそれを捉らまえて、求職とか、自宅待機を余儀なくされている他業種の従業員さんを、農業・水産業の分野で救済しようと、人材の確保に各地で支援策が打たれています。

報道で、青森県の弘前市では、4月から「休業者等農業マッチング緊急支援事業」をスタートさせたとありました。市内で観光業や飲食業に従事する方などに、市が一時的な就労先として農業経営体を紹介するもので、飲食店などでアルバイトが制限された大学生も対象としていました。

J Aなどと連携しながら、生産現場から求人情報を集めて求職者とマッチングしていく。これらの方々を受け入れた経営体には、市が2分の1を助成する。市は、「コロナの影響で困難な状況にある人たちを、日本一のリンゴ産地として支えたいという思いが出発点だった」と説

明していました。

マッチング緊急支援事業は、コロナの影響で困っている人々への就労機会の提供と、農家の人手不足解消の2つの目的が見えます。今後、地域活性化や地域内の経済循環を進めるきっかけになると考えますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により雇用情勢が悪化する中で、人材を農業・水産業分野に呼び込むための本県の支援策について、お伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 雇用環境が厳しくなると見込まれる中、農水産業に人材を呼び込むことは、働く場の提供と、人材不足にある農水産業での人材確保の両面におきまして、大変有効であると考えております。

このため、本議会に「みやざき農水産就業緊急対策事業」をお願いしております。具体的には、農業分野では、法人等への派遣による「お試し就農」について、受入れ枠を40人から80人に倍増することとしております。

また、水産分野につきましては、1週間程度の就業体験枠を増やしますとともに、1か月程度の実践的な研修を創設することにより、受入れ枠を5名から15名に拡大することとしております。

今回の新型コロナウイルス感染症を契機といたしまして、今後、地方への移住の関心も高まるものと考えておりますことから、引き続き、本県の農水産業を担う人材の受入れ体制の充実と育成強化に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 最後の項目です。教育行政で教育長にお伺いいたします。

新型コロナウイルスの影響による公立小中学校、県立学校の休業状況をお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 新型コロナウイルス

の影響による公立学校の臨時休業につきましては、昨年度は3月2日、または3日から始まりまして、学校の終業日までには終了しており、土日祝日を除いた休業日数は18日程度となっております。

また、本年度につきましては、県立学校では4月21日から5月24日の間の20日間となっております。

新型コロナウイルスの感染者が発生した自治体の中には、早期に臨時休業に入った自治体もあり、早い小中学校では4月7日から、遅くとも終了は5月24日までとなっております。公立小中学校の全体の休業日数は、17日から30日となっております。

○河野哲也議員 私がよく紹介します教育研究団体のT O S S代表代行の大学教授、谷和樹氏と、敬愛大学教授で全国連合小学校長会顧問の向山行雄氏の対談を読みました。

「今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、深刻な自然災害かそれ以上の影響を与えている。非常時に学校の管理職や学年主任クラス以上の人たちが持っていなければならない知識や対応能力は」との問いに向山氏は、「東日本大震災の津波で、児童・職員が犠牲になった石巻市立大川小学校の訴訟で、学校の防災体制に不備があったとする判決が確定。学校にとって非常に厳しい判決で、学校関係者には、自然災害に対する危機管理体制の見直しが求められる。

感染症では、約100年前に起きたスペイン風邪の例があり、その時は、日本国内で約45万人が亡くなったといわれている。医療体制が違えば、比率を現在の人口にあてはめると、日本だけで100万人が亡くなる計算だ。東日本大震災の死者・行方不明者は関連死を含めて約2

万2,000人。重大な自然災害と比べても、感染症の犠牲者は桁違いに多い。学校関係者は、災害と同じように感染症の拡大にも備える必要がある」と語られていました。

「全国一斉休校により、教科書が終わっていない事例は相当あるのではないかと思うが、カリキュラムを補填するため、学校にはどのような対応が求められるか」との問いに、向山氏は、「自治体によっては、eラーニングを使って授業を行った学校や、ホームページで課題を示している学校もあった。一定層の子どもは対応できるが、PISA（国際学習到達度調査）で、習熟度が低い子どもや貧困家庭の子どもが重大なダメージを受けるのではと危惧している。

学校は未履修単元がどのくらいあるのか、実態を掌握し、改めて教育課程を再編成してほしい。学校再開後、学年に応じて、今回の感染症のメカニズムや予防策などを学ぶ機会を設けることも必要だ」と答えています。

対談相手の谷氏は、「オンラインシステムを使えば、ビデオで顔を見ながら先生が出席を取ったり、課題を送信したり、答えを提出させたりすることができる」と言っています。「こういった仕組みは、地域社会に格差が激しく、遅れていると言われるところも相当ある」と分析しました。今後、ICT活用の重要性が改めて議論されると思います。

向山氏は、「未履修の補填といった、教育課程管理も大切だ」とおっしゃっていました。

また、「卒業に関わる一連の行事は、ある意味「通過儀礼」で、その行事を経験することが重要——卒業式は重要だという論の展開なんです。卒業式、謝恩会、送る会などを通して、卒業生は保護者や先生方に感謝し、進学を

意識するようになる。卒業生を見送る在校生には、上級生になる自覚が生まれる。これは、日本の教育の優れた仕組み。一連の行事を行わないことによる負の影響は、目には見えないが後でボディーブローのように効いてくる可能性がある。

かつて、東京大空襲で卒業式をできなかった人たちは、60歳や70歳になってから卒業式をした。50年経ってもやりたいという、それぐらい強い思いがあるということ、私たちは考えておく必要があるのではないかと。

卒業式は、保護者や教師にとっても重要な行事だ。保護者は子どもを12歳まで育てた実感がわき、多くが涙する。

「おめでとう」と言われて、保護者も一段、飛躍する。教師にとっては、命を削って担任してきた子どもたちを送り出す場である。40年間教師をしても、担当学年を卒業させる機会は、何十回もあるわけではない。なのに、子ども、保護者、教師が努力してきたことを、みんなが喜ぶ場がなくなっていました。ですから新年度以降、「どのように子どもをフォローし、進級・進学 of 自覚を持たせるか」という発想が必要だ」という内容でした。

すみません、ちょっと祝詞が長過ぎて……。

学校における休業期間中の学習支援の取組と、学習の遅れに対する対応についてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 各学校における臨時休業期間中の学習支援の取組としましては、教科書に即した課題を子供たちに配付し、電話や家庭訪問等で学習状況を把握するとともに、登校日などにおいて直接指導を行っております。また、一部の学校ではオンライン学習も行われたところでもあります。

各学校におきましては、現在、休業中の学習の遅れに対応するため、遠足や球技大会などの学校行事の見直しを図ったり、夏季休業期間等を短縮し、授業日に充てたりするなど、可能な限り授業時数を確保できるよう、工夫しているところであります。

○河野哲也議員 文科省は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「「学びの保障」総合対策パッケージ」を6月6日に発表いたしました。「あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障」とうたい、「感染症対策を徹底しながら、まずはしっかりと学校での学習を充実、最終学年（小6・中3・高3）は優先的な分散登校等も活用し、学習を取り戻す、他の学年は、2～3年間を見通した教育課程編成も検討し、着実に学習保障」と通知。

国からの学びの保障に関する通知を受けて、本県はどのように対応していくのか、お伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の文部科学省の通知につきましては、感染症対策と児童生徒の学びの保障の両立を図る上での基本的な考え方と、国としての支援策がまとめられたものであります。

本県としましては、「学校における新しい生活様式」を示して、感染症対策を徹底するとともに、学校での学習が充実するよう、学習指導員やスクール・サポート・スタッフの役割の比重を増やすなどの取組を進めてまいります。

また、児童生徒の学びを最大限に保障するために、学校のカリキュラム編成の参考となるよう、来年3月までの教育活動の流れをイメージできる資料を作成し、周知するとともに、日常の授業や家庭学習で活用できるデジタルコンテ

ントの充実を図るなどの支援を行ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今、教育長がおっしゃっていただきました、「学校ならではの感染症対策を徹底しながら」というのがついてはいますが、まずは、しっかり学校での学習を充実させるというのは外さずに、新しい生活の中でしっかり学習保障をしていくということをお願いしたいと思います。

職業系高校の生徒が取得する資格試験の日程変更があるのか伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 職業系高校の生徒が取得を目指す資格検定には様々なものがありますが、4月及び5月に実施予定であった試験については、中止や延期となっているものがあります。

例えば、情報処理推進機構が主催します情報処理技術者試験のように、年に数回実施される資格検定の中には、既に1回目が中止となっているものがあります。また、年に1回だけ実施されます国土交通省が主催する測量士・測量士補試験では、試験日程の延期が発表されております。

なお、6月以降に実施予定の試験につきましては、現在のところ、ほとんどが予定どおり実施されることとなっております。

○河野哲也議員 我々の時代は、学校全体でこの資格を取りにいこうというイメージがあったんですけど、今は個々人が頑張っってしっかり取っていく。それを担任が支えたり、教科担任が支えたりしているという状況を聞きまして、個々人のやる気というか、目指すもの、そういう機会を失わせるというのは、子供にとっては不幸なことだと思うので、しっかりとその支援をお願いしたいなと思います。

令和2年6月12日(金)

国民文化祭・全国障害者文化祭の開催も、国や関係機関と協議中だとお聞きしました。今まで様々な危機を乗り越えてきた宮崎です。できることを一つ一つ積み上げ、ぜひ大会を実行していただきたいなと思いつつ、全ての質問を終わります。(拍手)

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、15日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時52分散会

6月15日（月）

令和 2 年 6 月 15 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 事 務 局 長	横 山 幸 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、武田浩一議員。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。

まずは、今般の新型コロナウイルス感染症により亡くなられた全ての皆様の御冥福をお祈りいたします。そして、現在も療養・入院中の皆様の一日も早い回復を願っております。また、医療従事者をはじめ、全ての関係者の皆様に敬意を表するとともに感謝申し上げます。頑張ろう宮崎、頑張ろう人類。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は毎日串間を出発し、地元大東の山々の木々やカンショ畑を通り、さんさんと輝く太陽と青い空、青い海の日南海岸を通り——本日はあいにく日南・串間は大雨でございました——県庁前の美しい楠並木通りを抜け、昭和7年に建設された県民の誇りであり、趣のある宮崎県庁正面から入ってまいります。宮崎県民でよかったと感じる瞬間でありますし、最近、なぜか宮崎の美しさを再確認いたしております。

河野知事は先日、私の地元串間市にオープンしました「都井岬観光交流館パカラパカ」を視察されたようですが、感想を伺います。

次に、現在、人類は最大のピンチとも言える状況であります。今後、これをどのようにチャンスに変えるかが問われております。今般の新型コロナ発生により、東京・都市部への人口集中がリスクの一つであると認識されてお

ます。また近年、地方で暮らすことや、人や自然との出会いのすばらしさが注目されております。これまで以上に本県の豊かな自然や伝統文化をアピールして、宮崎に人々を呼び込むべきであると考えます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた、地方創生に対する知事の思いを伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、「都井岬観光交流館パカラパカ」についてであります。

都井岬は、自然の魅力にあふれた、本県を代表する観光地の一つであります。

ただ、このところトイレや飲食ができるような休憩施設がなかったということで、待望の施設のオープンでありました。このオープニングセレモニーに私も御招待をいただいていたところでありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で出席がかなわず、ぜひ行ってみたいという思いがございましたが、施設の営業が再開されるということで、早速行ってまいりました。

この建物のネーミングであります。地元の高校生が命名した「パカラパカ」、御崎馬を連想させる、大変コミカルな響き、のんびりしたイメージで覚えやすい、すばらしい名前だなと思いました。また、現地へ行きますと、実際に駐車場に2頭の馬がいて、野生馬を目の前で見ることができる、その感動というものはすばらしいものがありますし、この施設が、雄大な日向灘を見渡すことができる、しかも都井岬灯台も見通すことができる、すばらしい立地環境に

あるということで、日常を忘れ、のんびりとゆっくりくつろぐことができる、すばらしい空間ができたなという印象を受けました。

また、館内には、VR体験——バーチャルリアリティーと言われる仮想現実ではありますが——双眼鏡のような端末を装着すると、360度で様々な映像、幸島ですとか、定置網の様子とか、岬の様子が展開されるものがありましたし、串間市の様々な情報を端末で検索することができるような大型ディスプレイなども置いてありました。串間の魅力が凝縮されたすばらしい施設ができたなと考えておまして、本県を代表する観光地にさらなる誘客が図られるよう、地元串間市と連携をしながら、しっかりと情報発信に努めてまいります。

次に、地方創生の取組についてであります。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、グローバル経済の脆弱性や、密になりやすい都市部のリスクが顕在化し、企業の経済活動はもとより、人々の価値観や社会の在り方に大きな変化が生まれるものと考えております。

このような中、これまで進めてまいりました地方創生の取組に対しまして、改めて違う角度から光が当てられ、経済的な豊かさとお金には代えられない価値が調和した、本県が目指す「新しいゆたかさ」が、さらにその輝きを増していくものと考えております。

大変厳しい状況ではありますが、本県にとってはチャンスも生まれると、前向きに捉えていきたいと考えております。このような考え方のもと、本県の豊かな自然や個性ある伝統文化などを生かしながら、良質な雇用の場の確保や子育て環境の整備、地域における医療の充実を図り、都市部からの移住やU I Jターン、産業の

地方回帰の動きをしっかりと捉えた取組などを展開することで、地方創生をさらに前に進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○武田浩一議員 ありがとうございます。今、串間市は九州最大23基、6万4,000キロワットの風力発電所、都井岬パカラパカ、串間温泉いこいの里の再オープン、そして2021年春オープン予定の道の駅等々、観光・再生エネルギーのまちとして動き出しております。

知事のインフルエンサー力で、美しい日南海岸から続く県最南端にオープンしましたパカラパカの情報発信をお願いいたします。

また、地方創生は日本の未来の形であると私は思いますし、絶対に達成することが、宮崎の未来への希望であると考えます。知事の言われる、経済的な豊かさとお金には代えられない価値が調和した本県の目指す「新しいゆたかさ」を、県民に実感させていただきたいと思っておりますし、中央部だけでなく、県域全体で体现できるように、各地において良質な雇用の場の確保、子育て環境の整備、医療・福祉の充実を図っていただきたいと思っております。

知事より、地方創生のさらなる加速化に全力で取り組むというお言葉をいただきましたので、私も微力ではありますが、共に全力で取り組んでまいります。

次に、SDGsは持続可能な開発目標と訳され、2015年に全ての国連加盟国が合意して採択されました。地球上の「誰一人取り残さない」と誓い、2019年国連で開かれた「SDGsサミット」で、これからの「行動の10年」とする政治宣言が採択されました。

日本の自治体でも、地域が主体となって取り組む「SDGs日本モデル宣言」の賛同自治体

は200を超えています。自治体間の連携だけではなく、企業やNPO、学校など、持続可能な未来に向けたパートナーシップが広がっているようであります。

そこで、本県では、SDGsの目標達成にどのように取り組もうとしているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） SDGsは、2030年に向けて国連が目指す、持続可能な社会づくりの普遍的な目標であり、国の「SDGs実施方針」に定められておりますとおり、地方自治体もその実現にしっかりと役割を果たすことが求められております。

このため、県総合計画におきましては、SDGsを「時代の潮流」の中に位置づけ、施策展開に当たり踏まえるべき理念とするとともに、アクションプランにおける5つの重点施策との関係についても整理をしたところであります。

県といたしましては、この総合計画を推進し、経済、環境、社会が調和した持続可能な宮崎づくりを進めることがSDGsの実現につながるという考え方のもと、アクションプランの目標値の達成に向けた取組を、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 SDGsを推進するに当たり、「課題や障壁としてSDGsは既にやっています」という企業や自治体は少なくないようであります。環境や社会問題に関する取組を挙げ、17の目標の何番に該当すると当てはめてやっていると満足しているとの指摘もあります。

以前から取り組んできた姿勢や実績はすばらしいのですが、世界的に見て取組が足りないから、「行動の10年」なのであります。事業や研究開発の目標を見直したり、社会に問題提起し

たり、次のステップとしてやるべき行動は幾らでもあると考えます。

本県の現状を再確認し、足らざるものは何か、世界の中で何かできることはないかなど考えていくことが重要であると思います。持続可能な宮崎づくりをよろしく願いいたします。

次に、一昨年から症状が見受けられ、昨年、県南地域を中心に蔓延したサツマイモ基腐病についてであります。鹿児島県病害虫防除所のホームページによると、「鹿児島県内の育苗ほ場及び本ぼにおいて、サツマイモ基腐病の発生が認められる。今後は本ぼでの被害の拡大が懸念されるため、早期発見に努め、適切な防除対策を講ずる。」とあります。

カンショ、サツマイモ基腐病の本県内の発生状況と対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本年のサツマイモ基腐病につきましては、1、2月に植え付けました青果用カンショを中心に、一部の圃場におきまして、4月下旬以降、数株程度の発生を確認しております。

本年度は、生産者を含めました関係機関等が一体となって巡回体制を構築し、圃場の観察を強化していることから、発生株の早期発見と迅速な持ち出しにつながっているものと考えております。

県といたしましては、さらに蔓延防止対策を徹底するため、種苗供給施設の消毒設備の導入や、防除効果の高い農薬の早期登録に向けた取組などを進めております。

本年は、5月30日から出荷が始まりまして、作柄も良好と伺っておりますが、昨年は9月以降、集中的な豪雨等により、急速に発生が拡大したという経緯もありますので、引き続き、危

機感を持って関係機関・団体と連携を図りながら、生産者の皆さんが希望を持って経営に専念できるように、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。まずは、昨年度の基腐病に対して、知事をはじめ農政の県職員の皆様に献身的なきめ細かい対応をしていただき、本当にありがとうございました。カンショ農家、関係者の皆様から多くの感謝の言葉をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

本年度も早掘りの時点で一部の圃場で発生が確認されたようですが、生産者を中心に関係機関等の皆様の意識が高く、蔓延防止対策に徹底されているとお聞きし、安堵いたしました。

少しJA串間市大東管内の実績を紹介いたしますと、昨年と比べ、作付面積で76.7%、生産者数で86.7%、青果出荷数量で78.5%、青果販売金額で78.4%と計画されております。出荷数量と販売金額につきましては、一昨年から昨年度も大きく下がっておりますことも考慮していただきたいと思っております。

答弁にもありましたとおり、5月30日から始まった早掘りカンショは、作柄も良好のようではありますが、基腐病の発生は、今後、梅雨明け後が心配されております。昨年からJA大東管内では、種芋の全量を他地域から買い入れ、圃場の残渣処理を徹底してまいりました。基腐病対策として、近未来技術地域実装協議会を設立し、ドローンを追加導入し、一斉防除に取り組んでおられます。

鹿児島県や、本県でも他の地域での発生状況が心配されております。引き続き、鹿児島県や関係機関・団体との連携をお願いいたします。

また、早急な殺菌剤の新規登録・拡大を要望

いたします。

次に、土木行政に移ります。

初日に坂口議員から、鎌原副知事の3年3か月の実績につきましては詳しくありましたので、多くを語りませんが、2017年当時の宮日新聞によりますと、鎌原副知事は、「3月末に人生で初めて降り立った本県は、雲一つない快晴。「ものすごく気持ちが軽くなった」だが、就任後に聞こえるのは人口減少や高齢化、災害など暗雲のように立ちこめる県民の不安。「宮崎を古里のように愛し、尽くす」と誓っておられます。

「特にインフラ整備は「まだ途上。東九州自動車道の県南区間や九州中央道など早期整備への期待が非常に大きい」と話されております。

そこで、東九州自動車道県南区間の整備に対する鎌原副知事の思いを伺います。

○副知事（鎌原宜文君） 私は平成29年4月に副知事に就任しましてから、努めて県内各地を訪問してまいりました。

その中で、県南地域につきましては、都井岬など豊かな観光資源に恵まれており、また、農林水産資源を活用した企業・団体の取組が活発であることなどから、高速道路による産業・観光振興などのストック効果の発現が大いに期待される地域であると認識をしております。

御質問にございました、東九州自動車道の県南区間につきましては、昨年度は油津－南郷間、奈留－夏井間が新規事業化されまして、串間市においては初の高速道路の事業着手となり、全線開通に向けた大きな一歩となりました。

また、昨年12月には、清武南－日南北郷間が令和4年度に開通する見通しであると発表さ

れ、日南市から北九州市までの約340キロが結ばれる日がいよいよ間近に迫ってきたことを、大変うれしく思っております。

私としましては、本県の高速道路が一日も早く全線開通するよう、県議会の皆様をはじめ、沿線自治体、関係団体、地域の皆様の御協力もいただきながら、最後までしっかりと、自らの責務を果たしてまいる所存であります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。御承知のとおり、東九州自動車道県南区間は、地質学的問題により計画変更を伴う難工事であり、予算も時間も大きくかかってきましたが、多くの関係者の皆様の御協力で、全線開通に向け、何とかめどが立ったような気がしております。

鎌原副知事におかれましては、どのような立場になられましても、全線開通まで最大の御支援をいただきますよう、お願いいたします。

また、先ほどの記事の中で、「まずは地域の声をよく聞いて認識を共有し、必要性や効果を国に伝えたい」とありました。坂口議員からもありましたように、本当に県内全域を回られ、膝を突き合わせて地域の声を聞いてこられたことに、敬意を表します。

私の地元串間市でも、串間のみちを考える女性の会、都井御崎牧組合等、副知事のファンが多くいらっしゃいますので、美しい宮崎県を第二のふるさととして愛していただき、これまで以上の御支援をよろしくお願いいたします。

次に、串間市市木、藤、舳地区の方々が心待ちにしておられます、国道448号のトンネル工事の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 串間市藤地区で施工中のトンネル工事につきましては、トンネルの両側から掘削を実施しているところでござ

いまして、地質が当初想定よりも非常にもろいため、掘削面の安定を図ることを目的に、鋼管を打ち込む工事を追加するなど、現場の安全を確保しながら、掘削工事を進めてきたところでございます。

現在の進捗状況につきましては、5月末時点で、延長886メートルのうち、約9割となる789メートルの掘削が完了しているところでございまして、引き続き、残る工事を計画的に進め、一日も早い完成に努めてまいります。

○武田浩一議員 もう少しでありますので、よろしく願いいたします。

次に、同じく国道448号、蔵元橋の歩道整備についてであります。

長年にわたって串間市から要望が上がっていた案件であります。現状と今後の予定について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 国道448号の蔵元橋につきましては、路肩が狭く、歩道が整備されていないことから、歩行者や自転車の安全な通行に支障があるため、これまで、学校関係者や串間市、警察署などと通学路の合同点検を実施し、減速マーキングなど暫定的な安全対策に取り組んできたところでございます。

しかしながら、東九州自動車道の整備等により、交通量の増加が見込まれる中、抜本的な対策が必要なことから、側道橋の整備に向け、今年度、調査・設計に着手することとしております。

今後とも、関係機関と十分連携を図りながら、早期の整備に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 今年度、調査・設計に着手するということでしたので、安心いたしました。こちら一日も早い整備に取り組んでいただき

ますよう、重ねて要望いたします。

次に、県道都城串間線についてであります。

平成30年9月末の台風24号の影響により、大矢取地区から市境の5か所において斜面の崩壊が発生し、全面通行止めの状況が続いておりましたが、本年6月下旬には復旧工事が完成すると聞いております。

しかし、まだまだ未改良区間があります。この未改良区間の整備について、今後どのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 県道都城串間線につきましては、沿線住民の生活を支える重要な路線であり、延長約23キロメートルのうち、約12キロメートルで2車線の整備が完了しております。

残る未改良区間約11キロメートルにつきましては、急峻な山間部を通過することから、抜本的な道路整備には多額の費用と時間が必要となります。

このため、この区間においては、地元の御意見も伺いながら、特に交通に支障のある箇所から部分的な拡幅等を進めることとしており、現在、串間市の大矢取工区の整備に取り組んでいるところであります。

今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、必要な整備を行ってまいります。

○武田浩一議員 今後とも、必要な整備をしっかりとお願いいたします。

次に、地域住民の方から特に要望が多い、河川の掘削であります。

本年度までは、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」がありましたので、今までより精力的に取り組んでいただいたと思います。しかし、まだまだ住民の皆様の要望に応

えられていないと考えます。河川掘削工事の状況と今後の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 近年、頻発化・激甚化する浸水被害を受けまして、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」としまして、県では、交付金事業により、平成30年度から今年度までに県管理の158河川において、約200万立方メートルの掘削工事等を実施し、治水安全度の向上が図られてきているものと考えております。

また、昨年の台風19号による大規模な浸水被害を契機に、地方が単独事業として緊急的に河川等のしゅんせつ、堆積土砂の除去を実施します「緊急浚渫推進事業」が、令和6年度までの事業として、今年度新たに創設されたところがあります。

今後とも、本事業も活用し、安全・安心な暮らしの確保に向け、浸水被害の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 今年度から新たに「緊急浚渫推進事業」が創設され、令和6年度までありますので、住宅地及び田畑等の浸水被害の軽減をよろしくお願いいたします。

次に、近年、想定外の大雨等により、ダム下流の氾濫リスクが増大しております。

先日、「大雨「3日前放流でダム容量2倍」に」という記事が出ておりましたが、ダムの事前放流に向けた取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） ダムの事前放流につきましては、大規模な出水時におきまして、既存ダムの貯水機能を最大限活用するものであり、治水上有効な手段と考えております。

昨年12月に国が定めました基本方針では、全

でのダムを対象に検討を行うこととされておきまして、大淀川など国管理の1級水系において、河川管理者、ダム管理者及び利水者との間で、事前放流の実施方針などを定めた治水協定が、先月合意されたところでございます。

今後、ダム管理者が関係機関と協議を行い、具体的な目標水位や緊急時の連絡体制等を定めた実施要領等を策定し、運用することとなります。

また、一ツ瀬川など県管理の2級水系におきましても、1級水系の状況を踏まえながら、ダムの事前放流に向けて取り組んでまいります。

○武田浩一議員 具体的な目標水位や緊急時の連絡体制の実施要領等々、ダムの水位を下げるほか、緊急放流を避ける目的もあります。ダムの水を頼りにしている農家の方々もいらっしゃいますので、丁寧な協議を重ねながら、しっかりと対応していただきますよう要望いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症関連について質問してまいります。

ダムの事前放流の問いで申し上げたとおり、本県でも近年、想定を超えた大雨等の災害や南海トラフ・日向灘地震も心配されております。全国的にまだまだ新型コロナの終息の見えない、また、感染症の第2、第3の波も心配されております。

このような中、住民の皆様から、コロナ禍における避難所の運営は大丈夫かとの声をお聞きいたします。実際の運営は各市町村が担うわけですが、県はどのような指導を行っているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害時に利用する避難所は3密の状態になりやすいため、新型コロナウイルス感染症が終息していない現

状におきましては、通常時以上の感染症対策が必要であると認識しております。

このため県では、市町村向けに、「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン」を作成したところでございます。

その主な内容でございますけれども、1つ目には、避難所における感染防止対策、2つ目には、発熱等の症状がある者への対応、3つ目には、多様な避難のあり方の啓発、こういった項目などにつきまして、目安や事例を示したものとなっております。

現在、市町村におきましては、このガイドラインや国からの通知等を参考にしながら対策が行われているところであり、県といたしましては、引き続きしっかりと市町村をサポートしてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン」を作成されたことは、理解いたしました。災害はいつ起こるか分かりません。早急に各市町村と連携し、情報の共有をお願いいたします。

次に、市町村においては、このガイドラインや国からの通知等を参考にしながら対策が行われているとのことですが、実際には、現場の声を拾い上げ、常にマニュアル等を見直す必要があると考えます。

先月、串間市役所で全職員を対象に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営訓練が実施されましたが、どのような感想を持たれたか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 串間市では、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営マニュアル」の見直しを行うとともに、先般、全職員を対象に避難所運営訓練が実施され、避難所開設に当たっての手順をはじ

め、健康チェックや3密防止対策などについての確認が行われたと伺っております。

このような実働型の訓練は、災害時の円滑な避難所運営にとって大変重要であり、訓練に参加した職員一人一人のノウハウの習得はもちろんのこと、職員の意思の統一やマニュアルの検証にもつながったものと考えております。

県といたしましては、今後とも、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の検討・実施につきまして、訓練の実施も含め、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 各地域での訓練実施をお願いいたします。これこそ、全国に先駆けてコロナ禍における避難所運営の宮崎モデルをつくり、全国に発信していただきますよう、要望いたします。

次に、4月30日から5月22日まで、一人の感染者も出なかった北九州市で、5月23日から6月5日までの14日連続で、合わせて135人の感染者が出ました。本県でも、いつ第2、第3の波が起こるか分かりません。

そこで、医療機関や高齢者施設に対するマスク、消毒液の供給状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医療機関に対しましては、国から県に、定期的にサージカルマスクが供給されており、これまで約110万枚を感染症指定医療機関や協力医療機関へ優先的に配布するとともに、その他の医療機関にも、医師会等を通じ配布をしております。

また、高齢者施設に対しましては、これまで、合わせて86万枚の使い捨てマスクを県が一括購入し、市町村を通じて高齢者施設に配布したほか、国からは直接、各施設への布製マスクの配布も行われております。

手指消毒用エタノールにつきましては、医療機関や施設等からの供給要請を踏まえ、国が各施設に優先的に供給する仕組みが構築されております。この仕組みを活用することにより、必要量を調達できる状況にあるものと考えております。

○武田浩一議員 必要量を調達できる状況だとお聞きしました。常在危機であります。常に最悪を想定して備えていただきますよう、お願いいたします。

次に、今議会での多くの答弁でも分かりましたように、新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制などで、医療機関の患者数が減っているようです。現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の医療機関の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制などで患者が減っている医療機関があると、県医師会等から直接伺っております。

国におきましては、医療機関の経営悪化に係る資金繰りの支援として、無利子・無担保等の優遇融資制度の拡充や、診療報酬等の概算前払いが実施されておりました。県においては、こうした対策について、医療機関等に対し周知を図ってきております。

また、感染拡大防止の観点から、特例的に電話やオンラインでの診療が可能となっております。引き続きこうした取扱いについても周知を図ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 優遇融資制度やオンライン診療が挙げられましたが、地域によって、また機関によってはあまり有効ではない場合もあります。医療機関の崩壊は地域の崩壊につながりますので、しっかりと現状把握に努め、対応をお

願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症患者入院病床数を見ますと、地域によって大きな差があります。特に、県南圏域での受入れ病床数が少な過ぎます。圏域を超えての入院体制について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 日南串間医療圏域における受入れ病床につきましては、地元医療機関等と協議を行い、10床を確保したところであり、現在、県全体では医療機関の協力を得て、204床を確保しております。

これまで、感染者が発生した際の対応については、専門家から成る県の調整本部会議及び対策協議会で議論を重ね、県の対策本部で決定した、新型コロナウイルス感染症に関する第1次基本的対処方針（保健分野）において、受入れ可能病床数を超えた場合、調整本部が各保健所長と連携し、感染者の重症度や各医療圏の病床数の稼動状況等を勘案しながら、他の圏域の医療機関へ入院調整するという仕組みになっております。

○武田浩一議員 県南医療圏で感染症指定医療機関4床、協力医療機関6床の計10床であります。住民から見ると、やはり少ないと感じております。圏域内での設備や人員、感染リスク等の課題があることは重々承知しておりますが、県内どこに住んでいても安心して暮らせる医療体制の構築を要望いたします。

次に、唾液を使ったPCR検査が保険適用で可能となり、PCR検査の実施拡大が期待されておりますが、今後の検査体制について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナへの感染を確認するPCR検査につきましては、検査を受けられる基準は、風邪等の症状があ

り、医師が総合的に判断し、検査が必要とされる方で、従来と変更はございません。

一方で、検査に用いる検体については、これまで患者の鼻咽頭拭い液と喀たんを用いておりましたが、今回、症状発症から9日以内の患者につきましては、唾液を検体とするPCR検査が可能になったことで、検体を採る際の飛沫感染のリスクが低減することから、医療機関における検体採取が容易になることが考えられます。

そのため、PCR検査の実施体制につきましては、現在、1日に最大182件の検査が可能ですが、保険診療での検査や抗原検査の実施などを含めまして、検査体制の強化に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 PCR検査の実施体制は、現在、1日最大で182件が可能ということですが、今議会での答弁によると、現在1日平均6件程度ということになります。

感染リスクやいろいろと基準もありますが、住民の皆様には、今後検査がどんどん拡大していくのではないかと意識がありますが、住民の皆様との意識の乖離もあるように思います。検査数を増やす方向性も含め、体制強化を望みます。

次に、先日、福祉保健部長は串間市民病院を訪問され、江藤院長と感染防止対策等について意見交換を行ったと聞いておりますが、その感想についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 先日視察した串間市民病院では、当院の江藤院長が、本県の感染症対策の第一人者でいらっしゃることもあり、新型コロナの感染防止対策等について意見交換を行ったところです。

当院では、一般患者向けとして、入り口での

検温器の設置や、診察室のエアコンの目張り等を行うほか、発熱などの症状がある方向けには、専用受付テントの設置や、別動線での専用外来への案内、専用外来のみで使う移動式レントゲンの導入を行うなど、院内での感染防止対策が徹底されており、大変参考になったところ です。

一方で、新型コロナの影響で、受診抑制の動きから来院患者が減っているといった意見も伺ったところであり、県としましては、今後もできる限り、現場の意見等を踏まえた上で、必要な支援について検討をしまいたいと考えております。

○武田浩一議員 院内での感染防止対策が徹底されており、大変参考になったとお聞きし、串間市民としてうれしく思います。

江藤院長は、地元大東小・中を卒業された先輩であり、今春から串間市民病院の院長になりました。串間市民に人気のある先生であります。御承知のとおり、市町村の公立病院は、医師不足をはじめ多くの課題を抱えております。今後とも、さらなる御支援をお願いいたします。

医療関連の次は、産業分野に移ります。

昨年度、宮崎カーフェリー支援について、議会でもかんかんがくがく議論を重ね、オール宮崎での支援が決定されました。

そこで、長距離輸送を支える宮崎カーフェリーについて、新型コロナウイルス感染症の影響を郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事(郡司行敏君) 宮崎カーフェリーにつきましては、まず、旅客数でございますけれども、4月は前年の約7%にまで減少し、特に5月のゴールデンウィーク期間中は約2%にまで落ち込むなど、大きく減少している状況にご

ざいます。

また、貨物につきましては、外食需要や生産活動の低下から、加工野菜、牛乳、自動車関連部品等の減少が見られる一方で、外出自粛による家庭消費の増加等を背景に、ブロイラーやピーマンなど一部品目の増加もあり、4月の利用は、前年の約9割程度となっているところであります。

県といたしましては、収束に伴う観光需要の回復を見据え、旅客の利用促進に対する支援を今議会にお願いしておりますほか、引き続き、モーダルシフトの推進により、貨物の確保を図ってまいります。

○武田浩一議員 これからの本県の農畜産物や観光を支える大きな柱でありますので、利用促進対策を重ねてお願いいたします。

次に、同じく観光宮崎の空の玄関口である宮崎空港ビルについて、新型コロナウイルス感染症の影響を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 宮崎空港を発着する航空便は、通常、1日50往復が運航されておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、最大で1日12往復まで減便され、今年4月から5月までの宮崎空港の利用者数は、前年比約8%にまで激減しております。

そのため、宮崎空港ビル株式会社では、主要な事業であるレストラン及び売店の売上高が前年の1割程度にまで落ち込み、大変厳しい経営状況であると伺っておりまして、店舗の一部閉鎖や営業時間短縮、従業員の一部休業等の対応を取られております。

県といたしましては、現在、同社の資金調達に対する支援を行っているところであり、収束後は、一刻も早い航空便の復便と空港の利用促

進に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 売上高が前年の1割程度とは、本当に大変な経営状況であります。また、従業員の皆さんも大変心配されていることと思っております。本県全体のコロナ後の経済の行方にも大きな影響がありますので、こちらのほうもよろしく願いを申し上げておきます。

次に、今議会でも多くの質問がありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県内の商工観光分野への影響とその対応について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 感染症拡大に伴います外出自粛、あるいはイベントの中止、サプライチェーンの停滞等によりまして、飲食・サービス、小売、観光をはじめとした幅広い分野におきまして、経営に甚大な影響が生じております。

このため、県ではこれまで、資金繰り対策や小規模事業者への給付金など、事業者の事業継続等に対する支援を行ってまいりました。

今後は、段階的な自粛緩和等の状況に合わせて、いかに早く経済活動を回復させるかが課題となってまいります。

このような中、本議会に提案しております、市町村と連携しましたプレミアム付商品券による消費喚起、あるいは中小企業の販路回復・拡大への支援など、商工観光分野における経済活動の再始動に取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 売上げ50%減とか、75%減の企業・商店の方々には本当に大変な状況であります。が、県内の中小零細企業、また仕入れをして物販している小売業等は少ない利益でありますので、売上げが5%から10%下がっただけで

も死活問題のところもあります。

資金繰り対策として、無利子・無担保等の優遇融資制度の拡充などがありますが、今後、業績が150%アップのようにV字回復でもしない限り、新たな借入れにも二の足を踏んでいる状況でもあります。

市町村と連携したプレミアム付商品券には大変期待しております。しかし、その多くが、大型店やドラッグストア、ディスカウントスーパーで消費されることが心配されます。

地域の経済を循環させるためには、多くの県産品を地元資本の地域の商店等で使用していただく必要があると考えます。

本県の本当の意味での経済活動の再始動のためにも、そのあたりを酌んでいただき、きめ細かく市町村と連携していただきますよう、要望いたします。

次に、宿泊事業者誘客準備支援事業の現状と今後の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 宿泊事業者誘客準備支援事業につきましては、観光需要の回復を図りますため、受入れ環境の整備や、県民向け宿泊プランの造成に取り組む宿泊事業者に対し、支援を行うものであります。

まず、受入れ環境の整備につきましては、消毒液や空気清浄機の購入など、安心安全の確保をはじめ、Wi-Fi整備、音声翻訳機の導入などの支援を行っておりまして、現在約250か所と、多くのホテル・旅館に活用いただいております。

また、県民向け宿泊プランの造成につきましては、感染症の状況等を見極めながら、これまで準備を進めてまいりましたが、今月19日から販売を開始する運びとなったところでございま

す。

今後、県民による県内旅行を促進し、応援消費を拡大することにより、「観光みやざき」の再始動へとつなげてまいります。

○武田浩一議員 まず、受入れ環境整備の1億円については、現在、予算額の70～80%活用していただいていると聞いておりますので、安心しております。

また、県民向け宿泊プランについても、今月19日から販売を開始するとのことで、大変期待をしております。

受入れ環境整備については、約250か所で活用されているようです。宿泊プランでは、聞いたところによりますと、現在70社程度ということでありますので、各市町村の多くのホテル・旅館に参加していただくよう、今後とも支援・指導をお願いいたします。

また、今議会で県教委に対して、県内の小中学校の修学旅行を県内へと検討していただくよう要望しようと準備しておりましたが、県教委から、市町村教委と各校長に県内修学旅行を検討するようにと通知がありましたので、割愛いたしました。

宿泊事業者と学校、旅行代理店と協議していただき、場合によっては、修学旅行用の特別割引プランも考えていただきますよう、部長、よろしくをお願いいたします。

実績につきましては、今後期待いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴い、本県の農畜水産物にも影響が出ています。

特に、県外向けの高級食材で大きいようですが、本県の肉用牛や養殖魚への影響と対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 外食需要の

落ち込み等により、肉用牛につきましては、枝肉や子牛価格が低下し、またブリ等の養殖魚につきましても、価格の低下や出荷量が減少するなど、売上げに大きな影響が出ております。

このため、関係団体との意見交換や要望を踏まえまして、まずは、生産者を守る観点から、融資制度の充実をはじめ、肉用牛肥育経営安定交付金や漁業収入安定対策等のセーフティネット制度を活用しますとともに、養殖魚の延長飼育支援などの経営安定対策に取り組んでおります。

さらには、消費・販売の活性化を図る観点から、学校給食への食材提供、そして、ネット販売や直売所等での販売促進活動等によります応援消費など、各種取組につきましても、市町村や関係団体一体となって取り組んでいるところでございます。

○武田浩一議員 次に、消費拡大策に国庫事業を活用した県産農畜水産物応援消費推進事業で、学校給食への支援が行われますが、県産食材の学校給食への提供事業の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本事業は、国庫事業を活用いたしまして、コロナ禍による販売面で大きな影響を受けている農畜水産物を学校給食に提供することで、消費拡大を図りますとともに、児童生徒への食育の実践を通しまして、農畜水産業への理解を深めることとしております。

既に本県では、4月補正予算により、教育委員会などの協力を得まして、全国で一番最初に、和牛肉につきまして提供を開始したところであり、さらに6月補正により、地鶏肉や水産物の品目拡大を進めることとしております。

また、国の事業では品目が限定されますこと

から、県独自に地域特産物を対象とすることで、児童生徒が、より身近に地域の農畜水産物を実感し、将来にわたって、地産地消のよき理解者・応援団となってもらえるものと考えておりました。引き続き、教育委員会や関係団体との連携を図りながら、効果的な学校給食への食材提供を進めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 知事の言われる、県内での経済の循環、地産地消の面からも、一番効果的な事業であると考えます。食育や本県の魅力を小中学生に伝える大変よい機会であります。

凶師議員も言われたとおり、予算をもっと増やすべきであると私も考えます。県議会に来て最初に、給食食材の県内利用率の向上を要望いたしました。今後は、高級食材だけではなく、県内の農畜産物の食材を、設備の都合等の課題を克服し、恒久的に予算化し、県内産の利用率をアップしていただきますよう、要望いたします。

次に、学校における感染症対策はどのように行っているのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、学校再開に当たりまして、国のガイドラインに基づき、「宮崎県立学校における新しい生活様式」を策定しまして、市町村にも周知しているところであります。

各学校では、新しい生活様式に基づきまして、登校前の検温や健康観察の徹底、手洗いの励行、学校内の消毒などの感染症対策に取り組んでおります。

児童生徒のマスクの着用につきましては、基本的には着用するよう指導しておりますが、熱中症等の心配もありますので、場面に応じた着用を指導しているところであります。

なお、県立学校がマスクや消毒液、非接触型

体温計等の保健衛生用品を購入するための費用につきましては、先般の補正の措置によりまして、学校の感染症対策を支援しているところであります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。毎朝、駅前で児童生徒の見守りをしていますと、小学生のほとんどはマスクをしておりますが、中・高生の自転車通学生はしていないので心配をしておりましたが、安心いたしました。

今後とも、児童生徒の学校における新たな予算措置と感染症対策の徹底をお願いいたします。

いろいろな教育関係の方々とお話をすると、学校休業中のこま数が明らかに不足しているとの意見がありました。小学校6年生、中学校3年生、高校3年生と、受験を迎える学年は、特に不安があると思います。

そこで、学校再開後の学習の遅れへの対応や、急激な環境変化に不安を抱える児童生徒への対応について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 各学校では、休業中の学習の遅れに対応するため、遠足や球技大会等の学校行事を見直したり、夏季休業期間等を短縮し、授業日に充てたりするなど、可能な限り授業時数を確保できるよう工夫しているところであります。

また、学校再開後の環境の変化に不安を抱える児童生徒への対応につきましては、各学校で、スクールカウンセラー等を活用した教育相談や、学級担任による丁寧な面談や声かけなど、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、例年以上に、きめ細かな指導に努めているところであります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。学校の行事を削減したり、夏休みを短縮するなど

で、授業時間数を確保するとのことでありますが、やはり、こま数の不足による児童生徒への負担はあると思います。

私には中学生の末娘がおりまして、子供たちの声や保護者の声を聞くことがあります。県教委の職員の方との質疑の中で、休業後の不登校の数字は上がっていないとのことでしたが、子供たちは、大人から見ると、ささいなことでもつまづいたり、悩んだりします。今回、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」が、教員の事務負担の軽減を図るために出されておりますが、スクールカウンセラー等の増員はありません。どうか、学校に行くのが楽しくなるような、そんな学校をつくっていただきたいと思っております。

また、県内修学旅行も重ねてお願いをいたします。

次に、みやざき文庫、北郷泰道氏著の「海にひらく古代日向」の中に、串間市から出土したとされる、日本列島唯一の謎の宝器があります。玉璧、完璧の語源となった宝器であります。

古代中国においては、玉、金、銀、銅の位置づけであり、福岡県志賀島で出土したとされる国宝「漢委奴国王金印」がありますが、玉璧はこれに相当、いやその上位に位置するそうでもあります。中国前漢時代の歴史家である司馬遷によって編さんされた「史記」の古事によると、一国の城と交換するに値するほどであります。

この玉璧は直径33.3センチもあり、世界でも特別な大きさに分類されております。さらに、双身の龍文、粟粒状の穀粒文、双身を絡めた鳥文が描かれ、玉璧の中でも特に手の込んだ部類であり、穀璧とも呼ばれます。

現在は、旧加賀藩の前田家、公益法人前田育

徳会の所蔵となっておりますが、串間市の国指定重要文化財「旧吉松家住宅」と西都原考古博物館にレプリカがあります。

そこで、串間市で出土したと言われる玉璧、穀璧をはじめ、本県の貴重な文化財を後世に伝える責任が私たちにあると思っておりますが、県教育委員会としてどのように取り組んでいかれるのか、教育長に伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 県では、各地に残された有形・無形の文化財の価値を後世に伝えるため、博物館等で様々な展示会や講座等を実施しているほか、県内ゆかりの文化財について、インターネット上で検索、閲覧できるよう、デジタルミュージアムを開設しております。

さらに、県内各地の学校や施設に出向いて、子供から大人まで文化財に親しんでいただけるよう、地域の文化財を題材にした移動展示や体験講座も行っているところであります。

串間市で出土したと伝わる穀璧は、お話にありましたように、直径33.3センチ、重さ1.8キロと、かなり大きいものでございますが、日本では唯一の欠損のない玉璧と聞いております。県としましても、大変貴重な文化財であると認識しております。

これまで県では、穀璧に焦点を当てた展示会を開催するなど、情報発信を行ってきておりますが、地元が進める調査等に対しましても、引き続き協力してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。今回新しく、くしま郷土史研究会(仮称)を発会し、まず、6月18日に「古玉璧とその用途」と題して発表を行います。

今後、年度内に1か月半ごとに1回、会を開く予定であるそうであります。私なりに串間出土の玉璧を調べるに当たり、歴史、有形・無形

文化財が、一部の地域だけではなく県内各地に数多く存在することを知りました。本県の文化財を後世に伝えることは、本県観光の新しい切り口になると予感しております。現在も、西都原古墳群であったり、神楽であったり、観光や交流人口の増加、地方創生に役立っていると思いますが、もっとすばらしい宮崎の未来のため、県民の誇りを醸成するためにも、引き続き調査・研究・情報発信に努めていただきますよう、要望いたします。

最後に、今回、新型コロナウイルス感染症関連で多くの質問がありました。また、知事に対しても、多くの叱咤激励がありました。期待の裏返しだと思います。そして、「薄氷の上を重き荷物を背負って進まなければならない」ともありました。宮崎県知事として、しっかり県民の期待に応えていただきたいと思います。

釈迦に説法ではありますが、御承知のとおり、経済とは、「世の中を治め人民を救うこと」を意味する、経世済民の略語であります。新型コロナウイルス感染症と共生しながら経済を立て直すことは、すなわち、「世の中を治め人民を救うこと」であります。河野知事を先頭に、県民一丸となって力を合わせ、今日、今から「頑張ろう宮崎、頑張ろう人類」、終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。自由民主党の脇田のりこです。本日は足元のお悪い中、また、このような時期にたくさんの傍聴の皆様方、ありがとうございます。

今回の新型コロナウイルス感染拡大、パンデミックという前代未聞の出来事に、県民みんなが恐怖心を抱き、不安に駆られ、悩み、暗いトンネルに入ったようでした。特に宮崎市の中心

市街地は、コロナの前は新しい飲食店の出店が目立ち、夜がにぎやかになっていただけに、3月の閑散とした街、そして、4月、5月とだんだんと人がいなくなってまいりました。

現在、橘通り3丁目を中心とした中心市街地に住んでおられる人は、令和元年度時点の住民基本台帳から拾い上げて9,154人です。3年前からすると218人増えています。住んでおられるので、町なか周辺での買い物や飲食をされることになります。さらに、外から町なかに入ってくる人も数えれば、約1万人弱は毎日の往来人口だと考えられます。その約1万人が、コロナの影響で買い物や飲食店に出ていかなかったのです。

閑散とした飲食店街は、4月16日に全国に緊急事態宣言が発令される前から、県に対して休業要請をしてくれるよう要望されていました。ある飲食店は、周りのお店が閉めても営業していましたが、緊急事態宣言後は全く来店者がいなくなったので、開店休業状態であり、「早く休業要請してくれ」とおっしゃっておいりました。もちろん、休業要請されたら補償もセットですから、飲食店も対象になるだろうと思っておられたはずです。既に隣の3県も休業要請をしていたことで、ようやく緊急事態宣言から1週間後の4月24日に、県が休業要請を出しました。そのとき知事が記者会見でおっしゃったことは、「飲食店さんがテイクアウトなどをされていて頑張っておられるから、休業要請するのは忍びない、緊急事態宣言が解除されたときのリスクを考えて、休業要請をしないで経済を回していくと思っていたが、自分の真意が県民に伝わらなかった。県民とのずれがあった」ということでした。

休業要請が遅かった点については、知事も反

省の言葉を述べておられます。ところが、休業要請されて、自分たちは当然その対象に入っているだろうと思っておられた飲食店や居酒屋は、休業要請の対象施設が、スナックやバーなどの遊興施設と、パチンコやゲームセンターなどの遊技施設となっており、自分たちは対象外であることを聞いて、とても憤慨されていました。「スナックやバーは対象になって、なぜ居酒屋は駄目なのか。その線引きはどこにあるのか」との質問が多く、特措法にのっとっていることをお伝えしましたが、私も納得がいかなかったのも事実です。

27日月曜日の夕方に、休業要請の協力金が10万円という金額が出て、さらに、小規模事業者事業継続給付金という、売上高前年同月比75%減少した事業者には20万円という金額が出たときには、もう飲食店や居酒屋の怒りはさらに大きくなっていました。75%減少というのは倒産寸前の数字だと。

そして、翌28日が臨時会初日で、この2つの議案が出てきました。飲食店や居酒屋などからは、「知事は我々の苦労を知らないのか。休業要請の対象にならないばかりか、75%減少というのはひど過ぎる」と、もっともな御意見に、私も身につまされました。

県議よりもっと身近な市議会議員には、問合せや苦情が多く、県議会への不満も大きかったと思います。それほど多くの県民が不安と怒りの声を上げていたのです。

28日の議案提出から29日の休日を挟み、30日に可決となったのですが、29日の休みの日も気が休まることはなく、何もできない自分に腹を立てつつ、どうにかならないかと焦っていました。県庁職員も連日連夜、仕事で県庁に詰めておられたはずで。

そんな休みの日に知事といえば、トレーニングと状況視察を兼ねて、クロスバイクで綾町のほんものセンターまで行かれているのを、フェイスブックに上げておられました。休みですから何をされてもよいのですが、県民の意識とずれがあったとおっしゃったのに、この状況がわかっておられるのだろうか、啞然としました。飲食店さんの怒りにまた油を注ぐことになりました。フェイスブックなどSNSをされている方は一部でしょうから、知事のコメントや写真を見ていらっしゃらない方も多いとは思いますが、知事は私たちと違って県のリーダーですから、大型連休に入る前の県民の不安な気持ちや、売上げの落ちた事業者がこの先どう生きていけばよいかという失望感など、県民の痛みを感じて、それを言葉にさせていただきたかったという思いです。口幅ったいことを申し上げてすみません。

緊急事態宣言解除後は、事業者の皆様も前向きに頑張っておられますが、まだまだ期待するほどの成果は見られません。

そこで、知事にお伺いします。休業要請をされた日の知事の記者会見でおっしゃった、「緊急事態宣言解除後のリスクを考えて、休業要請をしないで経済を回していく」ということですが、このリスクとは何だったのでしょうか。

そして、宣言解除した後の現在のリスクの状況をどう見ておられるのか、お伺いします。

あとは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、休業要請についての御質問であります。休業要請は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のための措置ということでありまし

て、4月11日、東京都を皮切りに、感染が大いに拡大している都市部を中心に、まずは導入されたものであります。

本県としては、都市部と比べて感染が蔓延している状況にないということで、休業要請はしないという判断をしておったところでありませぬ。

ただ、特に経済界などを中心としまして——この休業要請には法律上、補償がセットで制度化されているものではありませんが、事実上、協力金という形での経済支援が行われてきたところでありまして——休業要請について、経済的な支援であるというような意味合いで受け止められておったと考えております。

本県におきましては、小規模事業者の継続の20万円の給付金によりまして経済対策を行っておるところでございますが、休業要請を出すタイミングとこれが同じになったということで、様々な混乱も生じたということで、指摘については受け止めておるところでございます。

御質問の反動リスクについてでございます。

本県では、感染が蔓延している状況にはないということで、仮に一たび休業要請という強い措置を行うとしますと、解除後の反動リスク、すなわち自粛疲れから開放された反動で、人との接触が急増するリスクが懸念されますことから、早期の経済復興を目指す観点からも、休業要請を行わないこととしておったところでありませぬ。

例えば、他の自治体の例で恐縮であります。が、北海道におきましては、全国の中でも早いタイミングで感染が拡大している状況の中で、大変御苦労されましたが、道独自の緊急事態宣言を2月28日から3月19日まで出されたところでありませぬが、これによりまして、一定の抑制

効果は見られました。ただ、解除後には、4月のはじめ、より大きな第2波として感染者数が急増した例というものがあったところでありませぬ。

こうした反動リスクには十分注意をする必要があるということで、その考え方は、本県独自の言わば出口戦略であります「強い警戒態勢」においても、この考え方に基づいて取り組んだところでありませぬ。

本県におきましては、大型連休を前に、休業要請がなされた近隣県からの県をまたいだ移動を抑制するために、休業要請を導入いたしました。5月11日より、全国の中でも早いタイミングでこれを解除したところでありませぬが、単に解除をすると反動のリスクがあるということで、ガイドラインの作成や即時休業要請の導入という強い警戒態勢で、徐々に解除をしていこうということで行ったところでありませぬ。

「コロナとともに生きる社会」にある中で、様々な県民に対する行動要請、強い行動要請も行わざるを得ない状況はありますが、それに対する反動リスクもしっかり見極めていく必要があるということでありませぬ。

幸いにも本県では、休業要請や緊急事態宣言が解除された後も、新たな感染を生じておりませぬが、感染が再拡大するリスクは、今後も同様に続くものと考えておりますので、引き続き十分に注意をしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○脇谷のりこ議員 今、知事が首都圏とは違うというふうにおっしゃいましたけれども、やはり北海道と宮崎では、気候も風土も、そして人口も違います。ましてや宮崎市は、よく皆さん方は東京の歌舞伎町と同じような感じで思っただけいらいっちゃん方も多いので、やはりそういう首

都圏とは違うということで、宮崎県ならではの風土や文化、県民性を十分考慮して、これからも、経済と感染拡大のバランスを取っていただくよう、お願いいたします。

それでは、休業要請についてお伺いします。

スナックやバーなどは対象になって、居酒屋は対象外だという根拠はどこにあるのかなど、線引きに対する質問は多かったと思います。

九州のほかの県を調べてみたところ、例えば鹿児島県は、飲食店等に対して休業、または夜8時までの営業時間短縮の要請をして、協力金として、個人事業主に10万円、中小企業20万円を出しています。長崎県も同じく、飲食店等に時間短縮の営業を要請して、協力金を1事業者当たり30万円、佐賀県も、飲食店に時間短縮営業を要請して、その協力金が1店舗当たり15万円、熊本県は、飲食店を休業要請の対象にせず、営業時間短縮の要請もしなかったのので、宮崎県と同じですが、国の持続化給付金の対象にならなかった売上高の減少率30%から50%未満の事業者に対して、個人事業主10万円、法人は20万円の事業継続支援金というのを出しています。福岡県も同じく、30%から50%減少した事業者に最大50万円の支援金を給付しています。

このように、休業要請、あるいは時間短縮営業の要請として協力金を出すという考え方、そして、国の持続化給付金がもらえない、30%から50%の売上げ減少の事業者を支援するという考え方、どちらも、スナックやバーなどの遊興施設はもちろんのこと、テークアウトなどを頑張っておられる飲食店にも支援が行き渡るという仕組みをつくっておられます。

宮崎県はどうでしょうか。休業要請したところにだけ協力金を出されましたが、なぜ飲食店

等に時間短縮営業を要請されなかったのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県では、大型連休を前に、九州各県で休業要請がなされたことにより、県外からの来県を誘発しかねないリスクが高まった状況や、県内様々な団体からの提案・要望も踏まえて休業要請を実施したところ です。

そのため、今回の休業要請は、県外からの人の移動の誘因になる施設として特に留意すべき施設や、避けるべき密閉、密集、密接、いわゆる3密がより濃厚な形で重なる施設として、遊技施設と遊興施設を対象とし、居酒屋は休業及び時間短縮営業の要請対象とはしないという取扱いとしたところであります。

これらは、新型インフルエンザ等特措法の感染拡大防止の観点を中心としつつ、当時の感染状況や経済社会、県民生活へ与える影響等を考慮し、総合的に判断させていただきました。

○協谷のりこ議員 ちょっと意味が分からないんですけども。

では宮崎県は、国の持続化給付金の対象にならなかった30%から50%減少の範囲を支援せず、75%というあまりにもハードルの高い減少率に設定されました。なぜ75%だったのでしょうか。他県を参考にされたのであれば、30%から50%を設定することもできたと思いますが、それをしなかったのはなぜでしょうか。

また、75%売上げが減少して給付金を支給された業種はどの業種が一番多かったか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 小規模事業者事業継続給付金は、感染症拡大による売上げの大幅な減少によりまして、休業業も懸念されるような厳しい状況に置かれた事業者が多数

おられたということで、この方々に緊急に資金を手当てしなければならないということがございまして、国の持続化給付金の対象となる事業者の中でも、特に売上げの落ち込みが大きい小規模事業者の方々を対象としたものでございます。

5月末日現在での申請件数が4,946件となっており、内訳といたしましては、飲食業が最も多く、全体の約47%、次いでサービス業が約17%、小売業が10%となっており、この3業種で全体の約74%を占めております。

○脇谷のりこ議員 75%減少に対する理由は聞きましたけど、30%から50%をなぜ対象としなかったのかという理由は言われなかったような気がいたします。

また、75%減少というのは飲食業と言われましたけれども、先日、スナックが一番多いと担当者からお聞きしております。

例えば、スナックを一人でやっておられ、休業要請されて10万円、75%売上げが減少したとして20万円、国の持続化給付金が上限の100万円もらえたとして、合計で130万円は給付されることとなります。あるカウンター席だけの飲食店に行きましたら、休業要請ではないので、もちろん10万円はもらえず、テークアウトなどの努力をされていて、前年同月比47%の売上げ減少、持続化給付金ももらえず、給付金は全くのゼロ、融資を受けなければならなかったとのこと。この不公平感は何なのでしょう。テークアウトをしたり、顧客のためにお店を閉めなかった飲食店や居酒屋が、50%減にならずに給付金がゼロという、頑張ったお店が報われない理不尽さをどう感じられるのでしょうか。それでも、「これからまたこつこつと頑張っていきます」とおっしゃる飲食店や居酒屋さんの前向き

な言葉に救われました。

宮崎市では、ニシタチの店舗を応援するため、プレミアム付飲食券というのを既に出しており、1日で完売したそうです。ほかの市町村も独自でプレミアム付商品券を出しています。県が出すことになっているプレミアム付食事券は先日、予約販売が開始されました。そして、今回の補正予算で、県と市町村が案分して30%上乘せするプレミアム付商品券があります。プレミアム券ばかりになって、訳が分からない県民の方から質問をいただくので、このプレミアム券について整理していただきたいと思えます。

県としてどのような考えで取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 現在、宮崎市のほか、日向市、西都市、国富町、新富町におきまして、飲食店向けのプレミアム付商品券が販売されております。県におきましては、まずは、特に売上げが大きく落ち込んだ飲食業の消費喚起を行う目的としまして、「宮崎県プレミアム付食事券」の販売を開始したところでございます。

その次の段階として、飲食業に限らず、幅広い業種を対象に、県全体の消費を回復させることを目的といたしましたプレミアム付商品券の発行事業を、今議会に提案しているところでございます。これは、発行総額を約50億円とし、県と市町村が一体となって取り組むことに主眼を置いたものであります。

今後とも、落ち込んだ本県経済の活性化に向け、市町村や関係団体と連携を図りながら、必要な施策にスピード感を持って取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 個人事業主でも持続化給付

金だけではこの後の事業が成り立たないと、早々に融資をされていたようですが、県の中小企業融資制度における融資状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、3月に新型コロナウイルス感染症に対応した県独自の貸付けを創設いたしますとともに、5月には、全国統一要件の貸付けを設け、これらを合わせて中小企業の資金繰り支援を行っているところであり、5月末現在での信用保証協会によります保証承諾の実績は、2,982件の約442億円となっております。

また、その推移を見ますと、4月が約110億円、5月が約321億円と、この2か月で急激に伸びておりまして、平成20年にリーマンショックがありました際の6か月間のセーフティーネット関連保証実績と比べましても、約2倍となっております。

企業活動は徐々に再開されておりますけれども、景気の先行きはまだ不透明でありますことから、今後も、資金の需要は一定程度続くものと見込んでおります。

○脇谷のりこ議員 ぜひ御支援のほどよろしくお願ひします。

県のホームページに、「県民の声」というコーナーがあります。電話やメールなどで御意見をお寄せいただき、年度ごとに主な意見とその回答が載せてあります。今年度はまだ途中なのでホームページに掲載されていませんが、このコロナ禍では、たくさんの意見が寄せられたのではないかと思います。どのような意見が来たのでしょうか。一番多かった意見と件数について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 「県民の声」は、はがきや電話、メールなどで県民の皆様か

ら直接、御意見をいただく重要な仕組みであり、受付件数や主な意見、それに対する回答などにつきましては、県のホームページで公表しております。

受付件数につきましては、昨年度1年間で233件でありましたが、今年度は5月までの2か月間で597件となっており、昨年度の件数を既に上回っております。

また、意見のほとんどが新型コロナウイルス感染症に関するものでありまして、最も多かったのは、学校の臨時休業に関する意見で、163件となっております。

○脇谷のりこ議員 学校の臨時休業についての意見が多かったとのことですが、それについてのどのような対応をされたのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今、総合政策部長からありましたとおり、3月の全国一斉臨時休業以降、学校の臨時休業に関し、県民の方々から様々な声が寄せられました。

内容としましては、学校の長期休業による学習の遅れや、学校再開時の感染への不安等が多くを占めておりまして、いただいた御意見につきましては、関係所属間でしっかりと情報共有を行ったところであります。

また、提言者への回答が必要であると判断した場合には、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した内容とともに、国のガイドラインや県内の感染状況を踏まえた、私ども県教育委員会の判断について丁寧に説明させていただき、県民の不安解消にできる限り努めてきたところであります。

○脇谷のりこ議員 このホームページの「県民の声」というのは、大変良い取組だなと思っております。また、その回答についても丁寧に答

えられたということですので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

感染者が確認されたときに、宮崎県知事と宮崎市長が同日会見されていたことがありました。別々に記者会見されたりしていたんですが、どのような役割分担となっているのでしょうか。

また、感染者について、様々な憶測が流れました。今はメールの時代ですから、すぐに拡散され、感染者本人だけでなく、家族の方にまで被害が及んだのではないかと思います。

デマ防止のために、感染者の必要最小限の情報をもっと出すべきではないかという意見もありましたが、それについての見解を福祉保健部長にお願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 感染症法第16条では、患者の発生状況や予防策などの情報の公表は、都道府県または保健所設置市の責務とされております。このため、役割分担としては、患者が宮崎市保健所管内にお住まいの場合には宮崎市が、それ以外の場合は県が公表することとしております。

ただし、県内1例目につきましては、県全体の予防策について全体像をお示しする必要があるということで、知事がまず会見を行い、次に宮崎市長が行ったところであります。

公表に当たっての基本的な考えにつきましては、感染症法の規定に基づき、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするという観点を持ちつつ、感染症の蔓延防止に必要な範囲で公表するというものです。

今後とも、患者とその御家族の人権の尊重をしつつ、必要な情報についてはしっかりと公表を行っていきたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 それでは、今回のコロナ関

連の情報発信についてお伺いします。

県民は、テレビ、ネット、新聞などで情報を得ていると思いますが、高齢者などネットを使わない人は、テレビや新聞などから情報を得ている人が多く、その情報が東京や大阪などの首都圏の状況が多かったために、「それが宮崎県でも起こっているのでは」との恐怖心がとても大きかったと感じました。

宮崎県は17人の感染者でありましたが、首都圏のニュースやワイドショーなどで恐怖が増し、県民の方が自粛警察のように、お店や県外の人たちの行動に対する非難を声高に言われたのも、情報に対して疑心暗鬼になっておられたからではないかと思います。

まずは、県民の不安を取る発信をしていただき、同時に、県民の欲しい情報を逐一発信していただくことが必要かと思えます。今回、情報発信の在り方について課題はなかったのでしょうか。今後県として、県民に正しい情報を分かりやすく丁寧に詳しく伝えるために、どのように情報発信をしようとしているか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症対策におきましては、県民の安全・安心な生活を確保する観点から、迅速かつ正確な情報発信が何より重要であると考えております。

このため県では、新型コロナウイルス感染症対策を最も重要な広報テーマとして位置づけ、県ホームページや県政テレビ・ラジオ番組、新聞広告などを活用した分かりやすい発信や、報道機関への速やかな情報提供に取り組んでまいりました。

また、県ホームページにおきましては、新たに新型コロナ関連の情報を集約した特設サイト

を開設し、感染防止対策や各種支援策など、県民が必要とする情報を、より分かりやすく提供する取組を進めてきているところでもあります。

今後とも、必要な情報がしっかりと届きますよう、県民目線に立った情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 最近、コロナ関連の特設サイトが出来上がりましたが、遅いです。ほかの自治体はもっと早くに立ち上げておりました。県民の方が給付金などの詳細を検索するのに大変手間取っていたというのが分かっておりますので、有事の際には、分かりやすく丁寧に行えるように、ホームページにも特設サイトなどをつくるようお願いいたします。

続いて、医療従事者の現場を見てこられた渡辺福祉保健部長にお伺いします。

私たちが入ることのできなかった医療現場はどうだったのでしょうか。様々な風評被害への不安もあったのではないかと思います。医療従事者の声を聞いてこられ、どのように思われたか。そして、今後どのような対応策を考えておられるのかお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 実際に新型コロナウイルスの患者を受け入れていただいた病院などにつきましては、知事、副知事の訪問と軌を一にしまして、私も訪問をし、医師や看護師の皆様から、治療の状況や患者に対する思いをお聞きしてまいりました。

新型コロナウイルスの感染患者に対応する看護師など医療従事者につきましては、感染を拡大させないよう、自らの感染への不安や家族への感染拡大の不安の中で、強い使命感を持って必死に業務を行っていただいております。心から感謝を申し上げたいと思っております。

このようなことから、国の第2次補正予算に

よって、慰労金の予算が確保されたところでもありますので、こうした制度の活用を検討するとともに、必要な医療資機材の整備等についてもしっかりとサポートしてまいります。

一方で、医療従事者に対する風評被害や偏見、誤解などが全国的な問題となっており、私も大変心を痛めております。多くの県民の皆様も、医療従事者に対する感謝の気持ちを表しているところであり、今後とも、現場の声をお聞きしながら、医療従事者の皆様が安心して医療に従事できるような環境をつくってまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 ありがとうございます。そういう言葉を待っておりました。医療従事者の皆様方も喜んでおられると思います。

それでは最後に、知事にお伺いします。

今後、コロナと共生しながら経済を発展させていくために、宮崎県ではどのような経済対策を展開しようとしているのでしょうか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 「コロナとともに生きていく社会」におきまして、経済を維持・発展させていくためには、感染リスクをゼロにすることは困難との前提に立ちまして、新しい生活様式の確立と、段階的な地域経済の再始動を図りながら、社会の変化に的確に対応していくことが重要であると考えております。

その際に、しっかりと県民の皆様へ情報をお届けすること、そして、現場の実態を踏まえること。先ほど来、一連の御質問の中で御指摘をいただいておりますが、まさにそのとおりの思いで伺っておりました。特にテレビ等のメディアで、圧倒的に、都市部の感染状況なり対策というものの情報が入ってくる県民の皆様へ、県の状況、そして県の施策を的確にお伝え

することに、今後とも意を用いてまいりたいと考えております。また、現場の厳しい実態、そして、県の施策に対する様々な御指摘の声をしっかり受け止めてまいりたいと考えておりますし、私自身も可能な限り、現場の状況を把握したいという思いで、先ほど、綾のほんものセンターを自転車で訪れたという御指摘がありました。あの現場における集客の状況、それから感染防止の状況等も確認しましたし、空いている時間で、先ほど御指摘がありました、串間のパカラパカですとか、川南のP L A T Z、また、様々な施設の訪問をし、現場の実態、そして、首長との意見交換による町なかの飲食店の状況などの把握にも努めているところであります。

本県におきましては、先月末、「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を策定したところであります。まずは経済活動の基盤として、感染拡大防止策の充実・強化を図り、その上で、地域経済の再始動の取組と、持続可能な経済・社会づくりを加速する取組を進めることとしております。

また、さらに目を先に転じまして、収束に向けて希望の光を取り戻すため、産業構造の変化に対応した取組の強化や、観光需要の回復に合わせた施策などにも取り組み、本県経済のさらなる発展を図ってまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 ハンス・ロスリング著の「FACT FULNESS」の本には、10の思い込みを乗り越え、データを基に世界を正しく見る習慣として、様々な本能が取り上げられています。

例えば、ネガティブ本能を刺激する要因は3つあって、1つが、あやふやな過去の記憶、2

つ、ジャーナリストや活動家による偏った報道、3つ、状況がまだ悪いときに「以前に比べたらよくなっている」と言いづらい空気だそうです。そのネガティブ本能を抑える方法は、「悪い」と「よくなっている」という2つの考え方を同時に持つことと言っています。

これから、コロナと共生しながら経済を活性化していくのですが、知事におかれましては、「悪い」と「よくなっている」を同時に持ってもらって、これからの宮崎をリードしてくださることを期待いたします。

続いて、教育行政についてお伺いします。

県議になった最初の一般質問でもトイレの洋式化について質問しましたが、今回の補正で県立高校の女子トイレを洋式化する予算を上げていただきました。ありがとうございます。

それでは、現在の県立高校の男女別の洋式化率と、その改修時期はいつごろになるのか、スケジュールを教えてください。

○教育長(日隈俊郎君) 県立高等学校等38校における生徒用のトイレの洋式化率でございますが、今年4月時点で25.2%となっております。その男女別の内訳でございますが、男子に比べ、女子の場合は大便器の総数が多いため、男子トイレが30.4%、女子トイレが22.5%となっております。

また、今回の補正予算を御承認いただいた場合の改修工事の時期についてでございますが、学校によって、トイレブースの改修が必要となるなど、手間のかかる場合もありますので、最短では9月頃、最長でも12月頃の完了を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、このことにより、全体の洋式化率を約36%まで引き上げることができるものと考えているところであります。

今後とも、生徒がより衛生的な環境で過ごせるよう、県立学校の教育環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 さらに洋式化率を上げていただきますように、よろしく願いたします。

続いて、「GIGAスクール構想」についてお伺いします。

ほかの議員さんも多く質問されていたICT教育やオンライン教育と同じ意味ですが、文科省がコロナ禍での学校休業において、「GIGAスクール構想」を積極的に推し進めておりますので、改めて、本来目指しているものはどのようなものなのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 国が進める「GIGAスクール構想」とは、Society 5.0と言われます新しい時代を担う人材の育成や、多様な児童生徒に対し、一人一人に応じた学びを実現することを狙いとしまして、通信環境や端末といった学校ICT環境の整備を行うものであります。

今後、校内での学習でICTの活用が一層進むことにより、個別に最適化された学習や遠隔での授業等、これまで以上に多様な学びが効率的に行われることが期待されております。

この構想の実現に向け、学校内の通信ネットワークの整備を進めるとともに、端末については、義務教育段階では1人に1台、高等学校段階では3人に1台を目標に、当初の予定を前倒しして整備を進めているところであります。

○脇谷のりこ議員 小中学校に1人1台、義務教育ということで国が一生懸命推し進めているんでしょうけれども、その端末を整備することが目的ではなくて、ネットを使ってどういう教育をしていくのが問題だと思います。義務教育ですから、各市町村の采配になっており、西

米良村のように既に導入しているところもあれば、どうすればよいか分からない市町村もあると思います。

1人1台の端末を整備するということは、コロナのように学校休業が続いたときにでも、家庭でオンライン学習ができなければ意味がないわけで、最初は学校にタブレット端末を置いて、学校でのみ学習ということになっても、行く行くは家庭に持ち帰って、先生と児童が双方向でやりとりができるオンライン学習を目指してほしいと思います。

この学校と家庭をつなぐオンライン学習を進めるために、県としてどのような取組を考えているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今後の非常事態への対応も視野に、学校と家庭をつなぐオンライン学習を可能とするため、本県独自の「学びを支える学習システム構築事業」に係ります補正予算案を本議会にお願いしたところであります。

このシステムでは、ネット上に学級ごとの部屋をつくりまして、その中で、担任教師が作成した動画教材を視聴することや、メッセージをやり取りすること、子供が自分に合った課題を選んで取り組むこと等が、家庭においても可能となる予定であります。

なお、本システムにつきましては、まず県立中学校等において導入いたしまして、その後、高等学校をはじめ、市町村立の小中学校にも広げていきたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 このシステムは結構大きなものになると思うんですけど、学習システムをまずつくって、それを県立中学校の五ヶ瀬中等と宮崎西高附属と都城泉が丘附属の3校にまず導入して、その後、小中学校に広げていくということですね。

それでは、県立高校についてお伺いします。

3人に1台ということは、学校ではタブレット端末を使って、家庭では自分のスマホなどで学校とのやりとりもできますが、スマホなどを持っていない生徒については、家庭でのオンライン学習ができないわけです。

今後の臨時休業等に備えてオンライン学習に対応するため、県としてはどのような取組を考えているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の臨時休業に際しまして、各高校では様々な学習保障の取組をしたところではありますが、お話にありましたとおり、オンライン学習に対応する上で、学校のICT環境や端末を持っていない生徒への対応などの課題も見られました。

このため、早急にICT環境の充実を図ることとしたところであります。具体的には、動画配信やオンライン生徒面談等に対応するため、学校のインターネット回線の強化、カメラ等の通信機器や生徒貸出用タブレット端末の整備、さらにはGIGAスクールサポーターを配置しまして、ICT活用を支援することとしております。

今後は、これらの整備に加え、オンライン学習の実施方法等の研究を深め、生徒の学びの保障に向け、取組の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 オンライン教育については、何と云っても、教職員のICT活用力を高めることやネットリテラシーを身につけることが必要となります。そもそも、タブレット端末を購入した後の運用がしっかりできるのだろうかという心配もあります。

先生への負担も大きくなるかとは思いますが、教育委員会としてしっかり教職員の資質向

上及び学校支援に取り組んでいただくよう、要望いたします。

続いて、花卉生産への影響と今後の振興策についてお伺いします。

私の友人がバラの生産者ということもあり、コロナ禍で結婚式やイベント等がなくなったことで、関東や関西への流通に乗せられず、「出荷ができないから、もうハウスのバラは全て廃棄処分にしてしまう」という話に驚きました。ほかの花生産の方はどうなのだろうと、コチョウラン、菊、デルフィニウム、トルコキキョウ、センニチコウ、ダリア、ユリなどの生産者のところに伺って、いろいろお話をお伺いしましたら、ガーデニング用の苗や鉢物の花はよかったものの、高級花のコチョウランをはじめ、切り花はほとんど売上げがダウンしているとのことでした。

葬儀も簡素化していますし、結婚式や宴会、パーティーもなくなって、切り花の行き場がなくなり、ハウスいっぱい咲いた花を見て、胸が締めつけられました。

コロナ禍による花卉生産への影響と対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 新型コロナウイルス感染症による卒業式や結婚式などの縮小・中止で、スイートピーやコチョウランなどの価格が低下しております。

このため県では、切り花を中心に「みやざき花いっぱいプロジェクト2020」を立ち上げ、関係団体と一体となりまして、応援消費をはじめ、児童クラブでの花育活動や、母の日のフラワーアレンジ販売などを行ってまいりました。

また、影響が継続しておりますコチョウランや菊等につきましては、国の直接採択事業を活用しまして、買上げによる公共施設等への花飾

りなど需要喚起の取組の準備を、ただいま進めております。

さらに今後は、花卉生産農家の経営継続に向け、国の2次補正によりまして、交付単価が引き上げられる来作に向けた作付支援交付金につきまして、関係機関・団体と連携しながら、対策の周知とともに、事業申請に当たりまして、きめ細やかな指導・助言を行い、積極的な活用を進めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 お花は生きていくために必ずしも必要ではありませんが、「花は心のサプリです」と、チラシを作って販売PRをしている花農家の女性グループもおられるので、ぜひ需要喚起をお願いいたします。

さらに、今答弁されましたが、先日可決された国の第2次補正予算で、花卉の次期策に向けての交付金が大幅に引き上げられましたけど、生産者の方がしっかり使えるように、御支援をよろしくをお願いいたします。

宮崎市では、関東や関西の市場へ出荷する際の運賃の一部を10月まで補助する事業を立ち上げています。

県では、今後、流通を含めた花卉振興にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 本県の花卉振興を図るためには、長距離輸送に耐え得る鮮度保持対策や、地球温暖化等による品質の低下など、流通・生産に係ります課題への対応が大変重要であると考えております。

このため県では、切り花の鮮度を保つための輸送試験や、トラックの積載効率向上のための出荷箱の変更などの流通対策に取り組んでおるところでございます。

また、生産対策につきましては、ハウス内で

の高温を軽減するため、ミスト装置の導入支援や高温に強い新品種の育成などに取り組んでいくところでございます。

県といたしましては、アフターコロナを見据えながら、関係機関・団体と一体となりまして、海外市場も含めた新たな販路拡大等を行いながら、生産者の経営安定と花卉産業の発展に向け、攻めの花卉振興に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 近年は輸入花が多く、カーネーションは約7割ほどコロンビアから、スプレー菊はほぼマレーシアから、バラもケニアやインドから、ユリは韓国からと、安価な輸入に押されていることで、だんだん花卉生産者も少なくなっています。

そんな輸入花との違いを際立たせるために、県内の花生産者が、日持ちする花を作るために努力されていることや、別の品種の洋花や草花に挑戦されていることも、今回のお話で分かりました。

そこに県の農業試験場が大きな役割を果たしておられることに感謝し、その功績をこれからも農業生産に生かしていただくよう、要望いたします。

それでは、DV・児童虐待防止策についてお伺いします。

国民1人当たり10万円の特別定額給付金です。家庭内暴力(DV)などで県内に避難してこられた方や、児童養護施設にいる子供たちなど、行き渡るべき人にしっかりと措置できているのか、本人に支給される仕組みになっているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長(吉村久人君) 特別定額給付金は、住民票のある市町村から世帯主に給付することとされておりますが、DVを理由に避難さ

れている方は、避難先の市町村に申し出ること
で、世帯主への支給を停止し、本人が支給を受
けることができます。

また、児童福祉施設等に入所している児童等
につきましても、同様に、措置を行った自治体
からの情報提供により、施設のサポートを受け
ながら、児童本人が支給を受けることができま
す。

なお、住民票のある市町村への情報提供につ
きましても、都道府県を経由することとなっ
ておりますが、その際、避難者等の情報の適正
な管理について、十分に配慮しているところで
ございます。

○脇谷のりこ議員 しっかりと本人に行き渡っ
ているということで、安心しました。

それでは、離婚調停中で、住所は別々になっ
たけれども、住民票はそのまま移していない場
合や、夫がギャンブル依存症で全部使ってしまう
ので、妻の分の給付金は自分のところに振り
込んでほしいという相談もあるとお聞きしたの
ですが、そういう人についてはどうなるので
しょうか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村久人君） 特別定額給付金の
申請・受給権者につきましても、その者の属す
る世帯の世帯主とされておりますことから、先
ほどのDV避難者や児童福祉施設への入所児童
等の場合を除きましても、離婚協議中やギャン
ブル依存などの様々な状況がある場合でも、4
月27日の基準日において同一世帯であれば、世
帯主に支給することとなっております。

○脇谷のりこ議員 マイナンバーカードが、令
和4年までに健康保険証として利用できるよう
になりますが、先日、6月9日の高市総務大臣
の記者会見で、緊急時の給付金の事務につい
て、個人の申出に基づき、振込口座情報をマイ

ナンバー付きで登録しておき、緊急時の給付金
の迅速かつ確実な給付を実現しようとする法案
を国会に提出されたことを発表されました。

また大臣は、「世帯単位ではなく個人単位で
も、景気対策や福祉目的など多様な給付を行う
ため、全ての国民に、行政からの様々な給付を
受けるために利用する一生ものの口座情報を、
1口座のみ、マイナンバーを付番して登録して
いただくための制度に発展することができれば、
プッシュ型の迅速な給付や行政コストの削減
に資すると考えており、政府提出法案として
の準備を進めたい」とおっしゃっております。
さすが女性ならではの御自分の体験を交えたお
考えだと、敬服いたしました。個人単位でした
ら、離婚調停中でもしっかりと妻にも渡ること
になります。ぜひ、国にも頑張ってもらいたい
と思います。

続いて、児童虐待防止策についてお伺いしま
す。

自民党女性局では、毎年11月の児童虐待防止
月間に合わせて、街頭キャンペーンを行って
います。虐待かもと思ったら、お近くの児童相
談所にかかる全国共通ダイヤル189（いちはやく）
の普及キャンペーンです。

昨年末にも児童虐待件数をお伺いしましたが、
宮崎県でも虐待件数は毎年増え続けていま
す。平成30年度は、10年前より約1,000件増加し
て1,379件でした。年齢別では、0歳から3歳未
満までが毎年全体の21%前後で推移していま
す。

私は、児童虐待がニュースで流れるたび、母
親の育児放棄が責められ、父親が虐待で逮捕さ
れても、そのとき母親としてなぜ我が子を守れ
なかったのかと、同時に母親も逮捕されたり、
糾弾されたりするのを見て、強い憤りを感じま

す。なぜ母親ばかりが責任を負わせられるのでしょうか。

数年前、若い独身女性が妊娠に気づいたときには、付き合っていた男性は現状から逃げて、その後、女性は誰にも相談できず、自分で産んで、乳児をあやめてしまったという事件が宮崎県でも起こりましたが、なぜ父親である男性は何もとがめられないのでしょうか。妊娠したときに、一人の命が自分の体の中に宿っていることを信じられず、おなかがかだんだん大きくなっていくこと、子供ができたということがうそであってほしいという不安な気持ちを、女性一人が抱え込まなければならない現実を、社会がもっと真剣に酌み取ってあげるべきだと思います。

思いがけない妊娠をした女性が一人で悩まなくてよいように、いち早く相談や支援機関の窓口につなげることが重要だと考えますが、福祉保健部長に見解をお願いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 予期しない妊娠をした女性が、不安や悩みを抱えたまま孤立しないようにするためには、本人や関係者が、必要なときに、相談窓口などの必要な情報にすぐたどり着けるような情報発信が重要だと考えております。

このため県では、保健所や女性相談センター「スマイル」など、妊娠に関する相談窓口の情報を掲載したパンフレットや、県ホームページ上で相談窓口案内ページへ誘導するQRコードを掲載したポスターやカードといった啓発物を、産科医療機関のほか、高校・大学など、相談が想定される関係先へ重点的に配布を行ったほか、イベントでの啓発活動に活用したところがあります。

今後、特に情報を届ける必要のある10代、20

代に向けての情報発信に当たりましては、若年層への効果が期待できるSNSの活用など、さらに工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 これからは、若年層への周知として、ほぼネットしかないと思っています。ですから、どのようにSNSを活用すればよいかと私も考えているんですが、1つに、スナックやバーなど接待を伴う飲食店や居酒屋などの男女のトイレに、相談窓口のQRコードが掲載されたポスターなどを貼ってもらうというのはいかがでしょうか。ぜひ検討をよろしくお願いたします。

それでは、既に支援を必要とする子供たちへの虐待防止策についてお伺いします。

日頃から民生委員や民生児童委員、地域の保健師や民間団体などが、保育所や学校などと連携して子供の見守りをし、情報などを共有されていると思いますが、年々増え続けている児童虐待数を見ると、その連携はしっかりと取れているのか、不安でもあります。

支援を必要とする子供やその家庭を、地域の支援機関が連携して支える仕組みづくりが、さらに強化されるべきだと考えますが、最後に、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 虐待リスクの高い子供の早期発見や適切な保護を図るため、地域の福祉関係者や学校、警察、児童相談所などの関係機関で構成する、要保護児童対策地域協議会、いわゆる「要対協」を全市町村が設置し、保護や支援を必要とする子供や妊婦の情報を共有しながら、連携した支援に取り組んでいるところであります。

さらに国は、その要対協の構成機関との連絡調整を密にしながら、より専門的な相談対応や

必要な調査、訪問までを行う子ども家庭総合支援拠点を令和4年度までに全市町村に設置するよう、方針を示しております。本県では、都城市、串間市、高鍋町、新富町が設置済みでありまして、他の自治体も設置に向けた検討を進めているところです。

県としましては、この拠点の全市町村への設置促進を図るとともに、児童相談所との適切な連携の下、子供の命を守る両輪として機能させることで、保護が必要な子供やその保護者に切れ目ない支援が提供できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 まだ宮崎市も、大きなところも、この子ども家庭総合支援拠点を設置されていないということですので、ぜひ支援・指導をよろしくお願いします。

アフターコロナでは、ネットの社会ばかりに重点が置かれ、生の人間としての付き合いがなくなるような気がしてなりません。

福祉においては、今まで戸別訪問して、家の中まで入って相談に乗ることができました。これからそんなことができるのでしょうか。ちゃんと面会してコミュニケーションが取れないことで、孤独になっている人が増えていくのではと心配しています。

だからこそ、要保護児童対策地域協議会（要対協）や子ども家庭総合支援拠点を各市町村に早期に設置していただくことを後押ししていただき、形だけでなくしっかりと連携して、児童虐待の予防と今後の対策に努めていただくよう強く要望して、私の一般質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分開議

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手）皆様、こんにちは。延岡市選出、自由民主党、内田理佐です。

延岡には、宮崎県伝統工芸士、故松本節子さんが作られていた郷土玩具「のぼりざる」があります。こののぼりざるは、江戸時代、内藤藩が延岡を治めていた頃、武士の妻たちが手内職として作っていた張り子の猿です。のぼりにぶら下がり、風を受けるとさおを登り下りし、5月の節句には子供たちの立身出世を願い、昔から、のぼりざるが玄関先に飾られるのが延岡の風物詩となっています。

のぼりざるの由来の一説では、「田畑を荒らす猿を退治したところ、子供たちの疫病がはやり、猿のたたりと考えた人々がのぼりざるを庭先に立てて供養したところ、疫病が収まり、人々は豊作と健康を喜び合った」という説です。

私は今年の5月の節句前から、新型コロナウイルス退散のために、のぼりざるを毎日事務所前に立てていますが、不思議と感染がぴたっと止まりました。熊本県では「アマビエ」という疫病の予言をした妖怪伝説がありますが、宮崎県ではのぼりざるを立て、疫病退散を願うのもよいかもしれません。

さて、そののぼりざるは、ニニギノミコトが天孫降臨した際、道案内をした猿田彦がモチーフとなっております。日本書紀に記された天孫降臨の山は二上山とあって、五ヶ瀬と高千穂に

またがる山です。二上山を御神体として二上神社がありますが、その神社にはイザナギとイザナミが祭られています。日本の国土や多くの神々を生んだ2人の神様は、姿を隠してしまう神々に、「この漂える国をつくりかためなせ」と下されました。「つくりかためる」が「修理固成」という言葉です。これは、国を形成していく過程で、神々の導く世界をつくり上げ、皆がその世界で幸せに暮らせるということを唱えています。神話の一番最初の言葉で、この言葉から全てが始まりました。この宮崎から今の日本が形成されたと言っても過言ではありません。修理固成、太古の昔に発せられた言葉ですが、今こそ県民の総力を結集して、新型コロナウイルスの難局を打破し、この宮崎の地から修理固成、つくり固めていきたいです。

そこで、記紀編さん1300年記念事業について質問します。

神話の源流みやざきにとって、とても大切な記念事業ですが、平成24年からスタートし、今年がいよいよ最終年となりました。知事も、あらゆる機会に神話の紹介をしていただき、宮崎が「神話のゆかりの地」であることが定着してきたと感じます。この流れを今年度で止めず、継続していただきたいと願っています。

日本書紀編さん1300年記念事業への取組と今後の展開について、知事にお伺いします。

以下、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本年は、日本書紀編さん1300年の節目の年、記紀編さん1300年記念事業の集大成の年でありまして、記紀に描かれた本県の魅力を発信する、またとない好機であると考えております。

今、新型コロナウイルス感染症の厳しい状況にあります。あの天岩戸開き神話も、こうした疫病、様々な天災に見舞われてきた、この民族の歴史、その中で光を取り戻してきた、そこが神話の中に刻み込まれているものであります。その神話に思いを致すことも非常に意義あるものであらうと考えております。

今年、日本書紀をテーマに、本県の特集記事を旅行雑誌に掲載しますとともに、年度後半に首都圏、関西、本県で記念シンポジウムを開催するなど、積極的に情報発信を行い、観光需要の回復にもつなげていきたいと考えております。

また、今議会に予算をお願いしております事業では、子供たちが日向神話に親しめるような漫画本を制作するほか、地域はもとより、行政、企業、団体等、多様な主体が神楽を支え、次代を担う人材の育成や、持続可能な地域づくりにつなげる取組も進めることとしております。

平成24年から取り組んできた記紀編さん記念事業は、今年、最終年を迎えておりますが、これを将来につなげていくことが大変重要であらうかと思えます。100年後、記紀編さん1400年記念事業が行われているときに、スタートはあの1300年のときだったと言われるような成果をしっかりと残していくことが重要でありまして、神話・伝承ゆかりの地や神楽など本県の宝を磨き上げ、観光誘客や地域の活性化につなげてきたこれまでの成果が将来に継承されていくよう、今後ともしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。〔降壇〕

○内田理佐議員 知事の御答弁の中にありました、今年度後半に開催されるシンポジウム、これが効果的な内容であることを願っております。

す。

神話の質問をしているときに畑違いなことを申しますが、実は、私は先日、江戸時代から続いている延岡市北浦町宮野浦の八十八ヶ所巡礼に、先輩からのお声がけで、新型コロナ終息を念じながら参加させていただきました。12キロ、ひたすら山の中を登ったり下ったり、お大師さん一体一体に「南無大師遍照金剛」と3回唱えます。もうそれは修行の域を超え、最後88体目のお大師さんの前に立つと、達成感で涙が出るほどになりました。新型コロナが終息した際には、先輩方とまた一緒に参加したいと思いました。

そこで、神話に戻らせていただきますが、今後の神話の源流みやざきの展開として、観光誘客につなげるために、宮野浦の八十八ヶ所巡りや四国八十八ヶ所巡礼をヒントに、宮崎県の「神々の聖跡巡礼の旅」を提案します。

四国の巡礼は全国から毎年人々が訪れ、1年を通じてお遍路さんでにぎわい、四国観光の基礎基盤となっています。宮崎県内に多く点在する神話・伝承ゆかりの地、例えば「県北部の高千穂を中心とした巡礼の神旅」「県西の高千穂の峰を中心とした巡礼の神旅」などコースをつくり、御朱印帳を各神社に設けるなど、県内各地に多く点在する神話・伝承ゆかりの地をさらに生かし、観光誘客につなげていくべきではないかと思いますが、総合政策部長に御所見をお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県内に数多く点在する神話・伝承ゆかりの地は、まさに本県の宝であり、それらを生かして観光誘客につなげることは、大変重要であると認識しております。

このため県では、ホームページで、神話の物

語をたどる15の観光コースを提案しておりますほか、地域ごとに神話・伝承を取り上げたパンフレットを、市町村や観光協会等に提供しております。昨年度は延岡編を作成したところでもあります。

また、観光誘客につながった実績といたしましては、県内外の大学との連携講座で講師となっていた専門家の先生と一緒に県内ゆかりの地を巡るツアー商品が造成されたものもございます。

御提案のありました、聖跡として巡回する観光の在り方も参考にさせていただきながら、今後とも、様々な形で神話・伝承ゆかりの地の魅力を発信し、観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 四国の八十八ヶ所巡礼のように分かりやすいシンプルなコースで神々の聖跡めぐりができるように、よろしく願います。

次に、修学旅行についてです。

新型コロナウイルスの影響で、小・中・高校における県外への修学旅行が非常に難しくなっています。それならば、今年度は、郷土愛を育む人材育成の機会として、「宮崎県内を学ぶ修学旅行」にしてはどうでしょうか。

例えば、県北には産業観光の取組があり、旭化成の展示センターや世界に誇れる技術を持つ鉄工団地などにも協力をいただけます。まずは地元の産業を知ることで、県内企業への就職を促す効果も生まれると思います。

また、宮崎はアウトドア天国なので、サーフィン、カヌー、スキー、ダイビングなど、アウトドア体験を行うツアー、そのほか農山漁村民泊での体験型ツアーや、先ほどの質問で申しました神々の聖跡巡礼の旅を、ぜひ修学旅行で

も取り組んでいただけたらと思います。

そこで今回は、県内の宿泊業、観光業、旅客運送業が大打撃を受けていること、郷土愛を育み、県内企業に1人でも多く就職をしていただきたいこと、現在約3割の小学校が、県内も含めた旅行先を検討中で、約7割は、現時点では当初の予定のまま様子を見ている状況で、必ずしも県内にまとまっていないこと、これらを勘案しながら、「県内を学ぶ修学旅行」を推進できないか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今年度の修学旅行につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響も心配されますし、また、そういった不安の声が保護者からも上がっているところでございますので、今回、市町村の首長や教育長、校長会等に、県内での実施を選択肢の一つとして検討いただくよう、依頼したところであり、今後働きかけてまいりたいと考えております。

県内で修学旅行を実施した際には、歴史及び神話などの文化の面や、産業観光を通したキャリア教育など、様々な学びが展開できると思います。

また、豊かな自然や食を育む農業に触れる体験活動、さらには、スキーや、サーフィンなどマリンスポーツ等、多様なアクティビティーが提供できるものと考えております。

このような経験が、児童生徒にとって、宮崎のよさに改めて気づくよい機会になるものと期待しているところであります。

○内田理佐議員 ぜひ、現在の7割の様子を見ている学校に対して、なぜ今県内なのかということについて強調していただいて、足並みそろえて県内の修学旅行が実現できるように、よろしく願いいたします。

次に、企業誘致についてです。

新型コロナウイルスの感染予防のために、首都圏や人口が多い都市部では、通勤時の公共交通機関での混雑による感染リスクを避けるため、また、職場内で感染リスクを減らすために、時差出勤、リモートワーク、シフト体制の変更、長期間の休業などが行われました。これにより、産業活動が低下し、大手企業でも大幅な収益減となり、経営を圧迫しています。特に製造業への影響は大きく、日本の主要な輸出産業である工業製品の生産も大きな打撃を受けています。

一方、地方都市の工場では、満員電車で揺られる都会とは違い、通勤時の感染リスクは非常に低く、また人口も少ないので、密になる環境が生まれにくいのです。事実、全国的にも地方での感染者は非常に少なく、産業への影響は少なかったようです。都市部工場での生産が低下する中、地方の工場での生産によって補うことができ、大変助かったとの話も伺っています。

そこで、今回の新型コロナウイルス感染拡大による地方分散の流れをチャンスと捉え、どのように企業誘致に取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルス感染症の拡大によります、都市部における人の密集リスク、サプライチェーンの脆弱化の顕在化、さらにはテレワークによる働き方の見直しなどは、社会・経済の様々な場面で、人々の意識や価値観、企業活動にも変化をもたらすものと考えております。

こうした変化は、本県の企業誘致を進める上でも追い風となることが期待されますので、今議会において、サプライチェーン対策で国内回帰を強める製造業等の誘致を図るための予算をお願いしているところであります。

県としましては、市町村と連携し、このような優遇策と併せまして、ゆとりある生活環境や事業環境といった本県の強みもしっかりとアピールをしながら、変化に対応した企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 変化に対応した企業誘致とは、どのような取組を行っていくのか、できることからやっていく姿勢は大事だと思います。今現在、ネットを検索しても、都道府県でコロナ禍を受けた企業誘致を積極的にやっているところはありません。

静岡県浜松市では、この機を捉え、アフターコロナを見据えて市長が陣頭に立ち、積極的に首都圏からの企業移転誘致に動いています。宮崎県も、陰性が国内で2番目に長く続いていることをアピールし、攻めの発信をするべきだと思います。

そこで、コロナ禍による変化を踏まえ、企業誘致の情報発信についてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 本県のような密集リスクの少ない地方におきましては、生活の場だけでなく企業活動の場としても、企業の関心が高まってきているところであります。企業誘致をめぐる地域間競争の激化も予想されますので、情報発信がますます重要になってくるというふうに考えております。

今のこの現状で、企業誘致でよくありますような、企業訪問をして様々なアピールをするというのは、なかなかやりにくいわけですが、一定の収束後の様々なそういう働きかけ、そしてネット等による情報発信、様々な工夫を凝らしていきたいと考えております。

コロナ禍を契機に広がりつつある、テレワークなどの働き方や新しい生活様式への変化は、

本県であれば、例えばサーフィンとかクライミングなど、アウトドアスポーツなどを楽しみながら、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることができるといった、ゆとりある環境を有する本県にとっては、チャンスであると考えております。

また、東京などで外出自粛がある状況の中で、本県に立地をしたIT関連企業がいち早くテレワークに取り組み、東京のオフィスのバックアップ機能を果たしたというリスク分散、または、BCP機能での役割を果たすというところもアピールできようかと考えております。

恵まれた環境につきまして、企業立地ホームページ等のPRツールにもしっかりと盛り込んで、私自らも、トップセールスなどあらゆる機会を通じて、強力に発信してまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 知事は、サプライチェーン対策で、国内回帰を強めるために、製造業誘致を図るための予算を国にお願いしているということでしたが、製造業の国内回帰の必要性があるのであれば、お願いではなく、国に対して、国としての在り方に変化を求めるべきだと思います。

日本は、マスク一つとっても自給率が低く、海外に頼り過ぎていました。全国や九州知事会へ、国の法人税の削減をいち早く提案する、また、もし国が難しくても、宮崎県として法人税を引き下げ、企業誘致を図るなど、大胆に取り組んでいただくと、政治家としての知事のリーダーシップがさらに光ってくるんじゃないかと私は思います。

私は今だと思えます。製造業において、アフターコロナを見据えて、工場を地方に移してリスク分散を図ろうとするニーズがあるので、こ

れにいち早く対応し、新たな優遇策を追加して策定する必要があると思います。

知事は、国に対して法人税を減免するなど、ほかでもいいですが、働きかけをされているでしょうか。知事の思いをお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように今、様々な環境変化がある状況の中で、企業としても、今後の企業経営、将来を見据えてどのような選択肢を考えていくべきか、いろんな検討が進められているというふうに考えております。

その中で、今御指摘がありましたような県の独自策も含めて、しっかりとアピールをしていくこと、これは大変重要であろうかと考えております。

これまでも、企業誘致をめぐるまして本県独自の様々な独自策ということ、アピールする中で訴えてきたところではありますが、従来の企業立地促進補助金に加えまして、今議会に提案しております「サプライチェーン対策等県内投資促進補助事業」によりまして、県独自の支援措置の充実をさらに図ってまいりたいと考えております。

また、今御指摘がありましたような、国全体としての環境整備に向けての提言というの、今後ともしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 くだいようですが、他県と同じことをしては駄目だと私は思っています。国が難しくても、県として法人県民税、法人事業税などを減免するなど、強気の姿勢をお願いしたいと思います。

宮崎県にはマスクや消毒液を作る企業が当初ありませんでした。宮崎県から国内自給率を上げる、宮崎モデルをつくる、それこそが修理固成、神話の源流みやざきの地からつくり固める

ということとなるのではないのでしょうか。

災い転じて福となす。生活の拠点を宮崎に、衣食住も含めて宮崎が一番、価値観を変える時代が今来ました。満員電車に乗る時代も終わりました。やれる対策は何でもやる気持ちで、今までとは違った優遇策を考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、水産業支援についてです。

先日、延岡市北浦町の養殖業を、実際に船に乗り調査させていただきました。新型コロナウイルスの影響で、大都市部での飲食業が休業を余儀なくされたことにより、県内——主に延岡市と串間市ですが——養殖業において、出荷待ちの魚の合計が11億円分あるとお聞きしました。

そこで、今回の新型コロナ感染症に伴う、県内養殖業への影響について、午前中、武田議員からの質問もありましたが、いま一度、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、飲食店等での外食需要が大きく減少していることで、特にブリ類やマダイ等の養殖魚の価格が、前年に比べまして3割程度低下いたしますとともに、出荷量も同じく3割程度減少し、売上げに大きな影響が出ておるところでございます。

さらに、出荷時期に達しているにもかかわらず、出荷できずに飼育期間の延長を余儀なくされ、餌代等の掛かり増し経費が発生するなど、養殖業の経営が非常に逼迫している状況にあると認識しております。

○内田理佐議員 経営難であることは把握していただいているようですが、養殖業の経営体について、延岡市内だけでも27軒あります。知事

も先日調査に行っていたので御存じと思いますが、1つの生けすに1回3万円の餌代がかかります。1週間で9万円、1か月で36万円、餌代の一部を支援する養殖経営緊急支援事業の対象期間は5か月ですので、5か月で1つの生けすに180万円の餌代がかかっています。北浦町だけで約400台の生けすがあるので——稚魚の生けすも含まれておりますが——目安として7億2,000万円かかる計算になります。出荷停滞により、人件費や資材代を含んだ資金繰りの悪化が起こっております。養殖経営緊急支援事業は、県が4分の1以内となっておりますが、この事業では8月までのデータを基にするため、執行は9月以降となるようです。そこまでのつなぎ的な支援がないので、養殖業者は、養殖業を諦める仲間が出てくるのではないかと心配するぐらい、苦しい状況が続いております。

そこで、養殖業への支援状況と今後の対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 水産関係団体との意見交換等の結果を踏まえまして、まずは、生産者を守る視点から、養殖魚の滞留を解消するために、国の水産物買取り・保管に係る支援等に加えまして、県の独自の対策といたしまして、新たな融資制度を創設したところでございます。

さらに、九州では、本県の独自の取組といたしまして、養殖魚の飼育期間延長に伴う掛かり増し経費の補助につきましても、関係市町村と一体となって取り組むことで進めているところでございます。

また、販売拡大等の支援にも随時取り組んでおるところでございますけれども、緊急事態宣言が解除された以降につきましても、需要が回復していないことから、今議会におきまして、

養殖魚を学校給食に提供するための予算をお願いしているところでございます。

県といたしましては、引き続き、養殖業者の不安にしっかり向き合いながら、アフターコロナも見据え、関係機関・団体等と連携しながら、スピード感を持って、総合的な対策を今後も講じてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 今回の水産における融資制度は、これまでの制度と何ら変わらない制度だと私は思います。今までどおりでなく、水産県宮崎として他県にない宮崎ならではの制度を、もう一步踏み込んだ支援を、よろしく願います。

また、水産加工業者が少ないのも課題ですので、先ほどの企業誘致のターゲットとして加工業者も誘致いただけるよう、また、県内加工業者のさらなる支援もよろしく願います。

次に、鹿児島県は、「学校におけるおさかな消費緊急対策事業」に8億9,621万4,000円の予算を計上しています。これは、724校に14万7,000食を、今年度12回行うこととなっております。

農林水産省からは、販売促進緊急対策事業の実施要綱として、学校給食にマグロや養殖ブリ、カンパチ等を提供する場合、掛かり増し経費とあって、通常のカットされた給食用のお魚の経費に、地元産を使った場合のオーバー分を全額補助するというので、各学校で年12回、各回1人当たり100グラムを上限とするとなっております。

今回の県の予算措置は4回分となっておりますが、鹿児島県と比較して、水産県宮崎としては少な過ぎると感じています。宮崎県も12回行うべきです。

そこで、学校給食において、養殖魚を積極的

に活用できないか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 先ほど農政水産部長の答弁にありましたように、本事業が採択されましたら、価格等の面からも通常、学校給食に使用する機会が少ない、県内産の養殖魚を提供いただけることとなりますので、私どものほうは大変ありがたいものと考えております。

県内の食材を学校給食で活用することは、児童生徒にとって、地域の産物への理解や、また、食料の生産等に関わる方々へ感謝する心の醸成など、食育の観点からも大変有効であると考えております。

県教育委員会としましては、県立学校及び市町村教育委員会に対しまして、養殖魚を含む県内産の農畜水産物の活用について、積極的に協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 積極的に協力を呼びかけるといった答弁に、安心しました。ぜひ12回分の協力を呼びかけていただきたいと思います。

今回の農林水産省の事業は、年12回分の全額補助を行う内容となっています。宮崎県は、4回分、1回約10万食と聞いていますので、40万食の活用です。しかし、進み具合では、残り8回分の補正予算を組むことも可能だと伺っています。県漁連も、仮に120万食の切り身の加工が必要になった場合の加工場の確保も調整が進んでいると聞いています。また、県漁連会長も、自ら学校給食栄養士会へ要望に行くとお話をされています。学校給食に県内産がたったの3割しか使われていない現状ですが、現場のやる気次第だと感じています。

これまで使っていた、県外、国外の魚を県内産に変えていただき、ぜひ、郷土愛を育む食育に取り組まれてください。よろしく申し上げます。

次に、医療行政についてです。

県の独自に緊急事態宣言を発令する方針についてですが、県内の7つの医療圏ごとに、3段階の警戒レベルをA、B、Cで表し、この3段階に応じて外出自粛の範囲、イベント、公の施設の対応を示しています。しかし、A、B、Cでは県民に分かりにくいのではないかと思います。

市町村は県のアラートを尊重せず、独自の対応をるところもあり、司令塔不在な感じがしました。大阪や東京で行われているように、警戒レベルの度合いに合わせた緑、黄色、赤で表現できるようにしてはいかがでしょうか。

災害現場や事故現場で使うトリアージも、この区分の傷病者なのか識別し、一目で分かるようにしています。この3色による表現を、宮崎アラートとしてビジュアルに訴える方法が、最も効果的に県民に周知徹底できるのではないかと考えます。

また、業種別に事細かいガイドラインが必要とされていますが、宮崎と都市部では、人口、気候、環境も異なるので、全国一律のガイドラインではなく、宮崎県の実情に合わせた、独自の宮崎県版ガイドラインの作成が必要だと思います。

そこで、広く県民に理解されるためにも、業種別の感染防止ガイドラインについて、もっと分かりやすく周知できないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナの感染リスクはゼロにならないことを前提に、感染拡大の防止と社会経済活動の維持・再生の両立を図るため、全ての事業者に対し、県が先行的に独自に示したガイドラインや、業界の全国組織が示した業種別のガイドラインを参考に、感染対策ガイドラインを作成し、実践していた

だくことをお願いしております。

現在、ガイドラインの周知に当たっては、全庁を挙げて、各業界団体を通じて周知しているところであり、それ以外の個別事業者等に対しては、県庁ホームページを通じ、周知に努めております。

緊急事態宣言が解除された後の持続的な警戒態勢の下においても、ガイドラインの実践を徹底していただくため、引き続き、各事業者に対する周知に努めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 ぜひ、宮崎アラートについても今後検討していただくことを要望します。

次に、今回、業種別の宮崎県版ガイドラインがなかったため、建設業や製造業において、現場への県外業者の受入れについて、分かりにくかったという御意見を幾つか伺いました。それぞれの市町村の首長で警戒レベルに違いがあり、同じ企業の工場でも、市が違えば、工事ができた市とできなかった市があり、業界のガイドラインでは理由がつかなかったように感じます。

大型施設工事では、県外業者がどんどん入ってくる中、市町村で対応が違うことに矛盾を感じました。

そこで、県内で大規模事業を受け入れる際、県外からの多くの往来が考えられますが、新型コロナ対策としてのお考えを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県をまたぐ移動につきましては、段階的に緩和しているところですが、県外から多くの人一度に來られる場合は、感染のリスクを考えて、事業者と協力して対策を行っていただくことが重要です。

そのため、事業所におきましては、業種別の

ガイドラインを参考に、健康管理や感染対策などを確実に実践していただくように助言をしてまいります。

その上で、万が一感染が発生した場合に備えて、必要な入院病床204床、宿泊療養施設200床を確保しているところであり、広域的な入院調整も行いながら、県民の健康と命を守る取組を進めてまいります。

○内田理佐議員 宮崎県のような地方都市なら、入り口での封じ込めが肝心だと思いますので、部長の御答弁は、対策として正しいと思います。感染が判明したときの対策が大事です。事業所への助言と併せて、市町村への的確な助言もお願いします。この感染が小康状態の今のうちに、第2波の発生のおそれが高いと言われている冬に向け、ネックとなる医療体制の整備をお願いします。

そこで、感染が拡大した場合、県北地域における重症患者の受入れ体制について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 入院受入れ体制としましては、二次医療圏ごとに指定している感染症指定医療機関を中心に、入院協力医療機関と合わせて、現在、県全体では204床を確保しており、そのうち、人工呼吸器を使用するなど重症の患者を受け入れる病床については、21床確保しているところです。

重症患者の受入れにつきましては、県内を県央及び県南エリア、県西エリア、県北エリアの3つのエリアに分けまして、感染症指定医療機関で対応することとしており、県北エリアは県立延岡病院となっております。

また、超重症の患者の受入れについては、県全域を対象に、宮崎大学医学部附属病院と県立宮崎病院において対応することとしております

が、体外式膜型人工肺（ECMO）による治療等が必要なケースは、機能分担の観点から、宮崎大学病院を中心に実施することになろうかと考えております。

○内田理佐議員 次に、超重症患者の受入れが、宮崎大学医学部や県立宮崎病院のみとなっていますが、県央部に比べて医療資源が十分ではない県北部において、地理的に、県北部から宮崎市まで感染症の患者を搬送する困難さがあり、医療における安定感がないので、先ほどの大規模事業受入れが延期される要因ともなったのだと思います。

今後、地域の中核的な医療機関である県立延岡病院の体制の充実を図っていく必要があると思いますが、お考えを病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 今回の新型コロナウイルス感染症への対応では、県立延岡病院は、感染管理が専門の医師や認定看護師などが中心となりまして、実際に患者を受け入れるなど、感染症指定医療機関としての役割を果たしているところであります。

現場では、未知のウイルスにどう対処すべきか手探りの状況の中で、専門性を生かしながら、院内感染を起こすことなく対応してまいっております。

また、4月末には、入院中の患者が重篤化して宮崎大学医学部附属病院などに搬送できない場合に備えまして、専用のECMOを1台配備したところでございます。

今回の感染症対応で、改めて、高い専門性を有する医療スタッフの確保・育成を図りながら、地域の皆さんが、いざというときに安心して医療を受けられる体制の整備が必要であると認識したところであります。

今後とも、県北地域における高度医療や救急医療を担う中核病院として、さらなる体制充実に向け、しっかり取り組んでまいります。

○内田理佐議員 今回質問するまで分かりませんでしたでしたが、宮崎大学病院と県立宮崎病院に人材とともにECMOの整備がされているということで、超重症者の受入れがその2つだけなんだというような理解をしておりましたが、県立延岡病院にも超重症患者を受け入れる環境整備が進んでいるということで、安心いたしました。

ECMOを扱う技師やドクターとの連携プレーを、ぜひ経験をどんどんつけさせていただいて、県北でも延岡病院で超重症患者を受け入れられるような、さらなる御支援、御協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス患者に対応している医療従事者、医師、看護師のみならず、PCR検査をする際の検体を扱う臨床検査技師やレントゲン技師などへの手当の支給に対し、県は支援する考えはないのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナの感染患者に対応する医師や看護職員など医療従事者の方々は、感染リスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した環境の中で、平時には想定できない過酷な業務に当たっていただいていると認識しております。

また、今後の感染拡大に備え、医療機関が患者を受け入れるためには、医療従事者を十分に確保できることが不可欠となっております。

このような中、国は第2次補正予算において、患者対応をする医師や看護師ら医療機関の職員に、最大20万円の慰労金を支給するとしたところであります。

県としましては、この慰労金の趣旨を踏まえ、医療従事者の方々の苦労に対する何らかの支援ができないか、現在検討を進めているところ です。

○内田理佐議員 ありがとうございます。PCR検査については、看護師が防護服を着て、鼻腔から綿棒にて採取する際——これは私も現役のときに経験をしているんですが——患者さんがくしゃみをする事が多いです。周囲に飛沫がたくさん飛び散ります。検体採取も検体検査も、ワクチンのない中、医療従事者はとても危険を感じております。ぜひ、何らかの支援に期待をしますので、お願いします。

また、できたら、厚労省が認めた、鼻腔じゃなくて唾液での検体採取が急がれますので、よろしくをお願いします。

次に、子ども政策についてです。

今回、医療従事者の皆様への感謝の気持ちが伝えられる中ですが、5月、門川町にある放課後デイサービスを調査させていただいた際、「その医療関係者の子供たちを預かっているのは私たちなんです」という意見を伺ったときに、はっと気づかされました。そこは、3密を避けるために施設を増設し、児童の送迎を増やしていました。御両親が新型コロナウイルス対策で忙しい中、また、学校の休業要請も実行される中、その子供さんを預かる各種施設等への様々な支援がなかなか届きづらいのも事実です。

しかし、こうした災害時に現場を調査に来ていただける方、声を拾って行政へ早急に届けてくださる方もなかなかいないのが現実です。

そこで、沖縄県が行っている貧困対策支援員を市町村に配置する事業を参考にし、各市町村に、子育て施設と学校、行政をつなぐソーシャ

ルワーカー、またはコーディネーターの配置を提案いたします。

子供の預かり等現場の困り事を行政につなぐ仕組みについて、県内の現状を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 地域には、子供たちが安心して暮らせるように、児童委員や主任児童委員がおりまして、子育ての不安などの相談・支援等を行い、必要に応じて市町村等の関係機関につなぐ役割を担っております。

加えて、県では、日頃から市町村や子育てに関わる各種団体等と様々な形で意見交換等を行い、現場が抱える課題の把握に努めております。

また、今回の新型コロナの対応に当たっては、現場も行政も経験のない事態でありましたことから、児童福祉や障がい福祉など、それぞれの所管課から、関係機関・団体等に現場の状況などの聞き取りを行いました。

例えば、学校臨時休業中の子供たちの預け先となった放課後児童クラブについては、担当課から複数のクラブ運営者に直接連絡を取り、マスクや消毒液の確保、3密を避け難い状況の中での預かりなど、御苦労を伺い、市町村を通じて、可能な限り必要な物資の供給等に努めたところでもあります。

○内田理佐議員 その聞き取りの後、例えば門川町の施設においては、増設した際の家賃——金額を出して申し訳ないのですが——30万円の補助や、送迎にかかるガソリン代の補助など、対策に反映されているかが大切だと思います。そのためにも、現場での困り事を行政につなげる、「行政とのつながり役」を育てていくべきだと思いますが、県の考え方について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現場の声を迅速に行政が把握し、支援策を講じるため、議員御提案の「つながり役」のような存在を確保するという視点も重要であると認識をしています。

県内には、民生委員・児童委員のほか、子育て支援センターなどの相談窓口が各地域に設置されているところですが、その相談内容は、子供の育ちや経済的なものまで様々な分野にわたることも多く、いかに関係機関との連携が図れるかも課題となっております。

このため県としましては、いずれも市町村が設置する機関で、ワンストップで相談に対応する職員を配置し、医療、保健、福祉、教育等の各分野の機関との調整も行う「子育て世代包括支援センター」を今年度中に、そして、「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに全市町村へ設置することを目指しております。

センターと拠点の設置促進と機能向上を図るために、今年度から、子育て相談窓口ステップアップ事業に取り組んでいるところですが、この事業の中で、市町村職員の資質向上等を図るための支援なども行うこととしております。

○内田理佐議員 災害はいつ起こるか分かりません。コロナ感染も同様だと思います。子ども家庭総合支援拠点ができるだけ早く市町村へ設置されることに期待しますし、その中で、ソーシャルワーカー、またはコーディネーターの配置にも期待いたしますので、よろしく願います。

次に、人工妊娠中絶についてです。

今回、新型コロナウイルスの影響で、自殺者が増えるのではと懸念されていますが、人工妊娠中絶についても同様です。

県は、平成30年度人工妊娠中絶が1,000人

に9.2人で、全国でワーストワン、平成30年人工死産が出産1,000人に15.0人でワースト2となっています。

しかし、この事実はあまり知られておらず、また、社会的、経済的、地域的、教育的要因などが複雑に絡み、難しい問題ではありますが、宮崎県は中絶が多いのが事実です。

そこで、本県における非常に重要な社会問題であります、人工妊娠中絶率の現状と改善に向けた取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 衛生行政報告例によりますと、本県における人工妊娠中絶率について、平成30年度は全国ワーストの9.2となったほか、それ以前についても低位が続くなど、本県において大きな課題と考えております。

このため県では、中学生や高校生の若年層に対しては、正しい知識普及のために、助産師による講話や年齢の近い大学生によるピアカウンセリングを実施しているほか、産婦人科医会の協力により、人工妊娠中絶を受けた方に家族計画の指導等を行っていただくことにしておりますが、その際、使用するパンフレットの提供を行っております。

また、思いがけない妊娠などに悩む女性の相談窓口として設けている女性専用相談センター「スマイル」につきまして、案内カードを高校、大学や関係機関などに配布し、その周知を図っているところであります。

県としましては、各部局や市町村、関係機関とも連携しながら、人工妊娠中絶率の改善をいかに図っていくか、しっかりと検討を進めてまいります。

○内田理佐議員 ぜひ粘り強い取組で、人工妊

娠中絶の改善に期待をいたします。

次に、学生スポーツ大会についてです。

今回、高校野球では選抜、夏の甲子園までもが中止になり、高校野球始まって以来の事態と聞いています。夏がメインの野球だけでなく、ウィンタースポーツと言われるサッカー、バレー、ラグビー、バスケットボールなどの今後の大会についても、中止や延期となる可能性もあります。

現在、全国大会の開催が難しい状況の中、九州管内、または県内での大会として、スポーツ種目別にしっかりとしたガイドラインを策定し、万全な態勢の中、有終の美を飾るステージを用意してあげるのは大人の責任でもあると思います。

大会等の実施の際、観客動員を行う場合はどこまで可能なのか、ユーチューブなどによる動画配信や、ネットやテレビ中継を通じて、学校でのリモート応援ができないか、推薦や特待、プロスポーツ選手を目指す選手に影響しないのか、ウィンタースポーツの大会開催が予定どおり可能なのかなど、様々なことが懸念されますが、先ほど発表されたということで、高校総体及び甲子園予選の代替大会の内容について御説明いただき、部員やその保護者の観戦や様々な課題等についてのお考えを、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 高校総体等の代替大会につきましては、先ほど休憩時間のお昼の時間でございますけれども、高体連や高野連とともに、知事より開催について発表したところがあります。

大会名は、「宮崎県高等学校特別スポーツ大会2020」としまして、不足する授業時数の確保を図る観点から、土日や祝日を中心に、6月下

旬から9月にかけて、少し期間が長くなりますが、この期間で高校野球を含めて24競技で実施することとしております。

なお、ラグビーフットボール及び駅伝については、この大会の秋季大会として別の日程で実施することといたします。

県としましては、多くの3年生にとって最後となる大会でありますので、共に活動してきた部員や保護者の皆様には、応援できる方向で考えてまいりたいと考えております。

そのためには、新しい生活様式に基づいた十分な防疫対策等が必要となりますことから、今後、観戦の在り方等を含めて、関係団体と早急に協議の上、整理してまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 できれば、種目全てに大会を用意していただきたかったなというのが本音なんです。例えば、ハンドボールができて、バレーボール、バスケットボールができないと。どこに違いがあるのか。また、相撲ができてボクシングができない、この違いは何なのかなということも考えます。サッカー、ウエイトリフティング、少林寺拳法を含め、練習の成果を発揮できる場がないということなのではないでしょうか。バレーボールにおいては、春高、ウィンターカップなどが残っているから、今回種目として入らなかったのかというようなところについてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありました、バスケットボール、バレーボール、サッカー競技等、ウィンタースポーツと言われる、いわゆる3年生も参加できるスポーツについては、競技団体のほうが、この期間ではなくて秋の大会に集中したいということで、今回の2020大会の参加は見送ったところです。

また、ボクシングについて申し上げますと、練習時間が十分確保できない、あるいは対戦相手の関係もありますので、今回の大会は見送ったというような状況、また、少林寺拳法については、最後の披露を行う場を確保して、演舞を行いたいというような意向を聞いております。

それぞれスポーツ競技団体ごとにいろんな検討を行った上で、今回の参加を決定したというような検討結果がありまして、先ほど申し上げましたとおり、24競技、そして秋季大会が2競技ということでまとまったところがございます。以上です。

○内田理佐議員 競技団体が協議を重ね、納得をされて24競技ということになったということで、冬季、秋季の大会も用意されている部分は今回入っていないとか、そういうことになったという経緯は分かりました。

ただ、最後を飾れない種目もあるということで、納得がいかないというような声もあるんじゃないかなと思いますけど、もう一度念を押させてもらいますが、全競技とも納得をした上で、今回こういう内容になっているということですのでよろしいでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 参加競技の中でも、必ずしも3年生が出場できない学校もあると聞いております。いわゆる受験であったり、就職であったり、それぞれの状況で、必ずしも3年生として出場ができないという競技もありますが、先ほど申し上げたとおり、各競技団体ごとに、それぞれの学校から意見を集約して、こういう形で開催ということになったところがございます。

学校においては、最後の試合ということで、学校内で、あるいは他校との練習試合を最後の試合として終えられるという学校もあると聞いて

ているところです。

○内田理佐議員 特に県立の普通科高校などは、秋冬の大会に3年生が臨めないというようなこともあると思いますので、例えば甲子園みたいに、甲子園の土をキーホルダーにして渡すとか、何か思い出づくり、例えば宮崎県の番組の中の特集で、大会ができなかった生徒たちを出してあげるとか、何か用意していただけないかなという気持ちもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、学校環境衛生基準についてです。

現在、県内の小中学校でエアコン設置が進んでいます。新型コロナウイルスによるクラスター発生リスクを下げるために、換気を励行しないといけません。窓の開閉やエアコンは、先生たちの判断ということです。

そこで、学校における換気の現状について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 各学校においては、国のガイドラインや、県教育委員会が策定しました「宮崎県立学校における新しい生活様式」に基づき、感染症対策を行っております。

中でも、学校における教室等の換気につきましては、可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて行うことを基本としているところであります。また、気象条件や学習内容により、窓を開けることができない場合にも、換気扇等の機器を使用するなど、十分に配慮することとしております。

さらに、今後、エアコンを使用する機会が多くなりますことから、その際にも、教室等では小まめな換気に留意するよう指導しているところであります。

○内田理佐議員 県教育委員会は、教室の対角の窓や扉を常に開放し、夏は全開、冬はやや開

けるという話をされてきました。

小林市では、市の教育委員会が作成した空調マニュアルに沿い、室温30度で28度にエアコンを設定し、常に窓を開放し、換気を促しています。

また、延岡市では、エアコンの故障リスクを考え、1時間に2回の換気を行っています。

日向市にある小学校では、学校全体でエアコンの集中管理をしているため、教室で調整できず、昨年、体調不良を訴える子が続出したということです。先生方がおっしゃっていましたが、一律に28度と決めず、ある程度幅を持たせ、科学的根拠に基づく県のガイドラインがあると心強いということですので、御検討をよろしくをお願いします。

最後に、九州中央自動車道整備についてです。

本日の午前中、武田議員が東九州自動車道の整備について質問されましたが、私は、九州中央自動車道の整備について、鎌原副知事に質問したいと思います。

ようやく九州中央自動車道について、九州の横断道の一つとしての道筋が見えてきました。

しかし、新型コロナウイルスの対策のために、今年度、国による240兆円もの財政出動が行われ、国土強靱化予算も今年度3か年の最終年度を迎え、来年度以降の建設予算の獲得が非常に難しくなるのではと、不安に感じていますが、今後の進捗を停滞させるわけにはいきません。

九州中央自動車道は、西臼杵の方々にとって救急搬送路となり、また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、緊急輸送道路、または自衛隊の災害派遣ルートとなり、まさに命の道です。

先日お亡くなりになられた延岡商工会議所の

清本英男前会頭は、8期務められた中でも、最も高速道路の建設に御尽力されました。道づくりを考える女性の会初代会長であった故梶井恵子さんとともに、「命の道を」と、命がけで活動された姿を思い出されます。御冥福をお祈りいたします。

鎌原副知事も、清本前会頭とはたくさんの思い出もあることと思われませんが、何とぞ、前会頭の悲願であった九州中央自動車道の早期建設に、国土交通省へ戻られた際も御尽力いただけますようお願いいたします。

鎌原副知事就任時、宮日新聞のインタビューの中で、「宮崎を古里のように愛し、尽くす」とお話しされています。その言葉どおり、就任後、九州中央自動車道は全線開通に向け、大きく前進しました。

そこで、鎌原副知事の退任に当たり、九州中央自動車道の事業進捗に対する熱い思いを、最後に述べていただきたいと思います。

○副知事（鎌原宜文君） まず初めに、議員からも御発言がありました、延岡商工会議所前会頭の清本英男様におかれましては、本県の高速道路整備に多大な御尽力を長年にわたり賜りました。心から感謝を申し上げますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。

御質問のありました九州中央自動車道につきましては、平成30年4月に、五ヶ瀬東一高千穂間が、県北地域としては実に10年ぶりに新規事業化され、続きまして、11月には西臼杵郡で初めての高速道路となる、雲海橋一日之影深角間が開通をいたしました。さらに今年度は、県境区間の蘇陽一五ヶ瀬東間が新規事業化されるなど、着実に整備が進んできております。

これらは、長年にわたりまして、全ての関係者が一丸となって取り組んできた成果であり、

私もその一端に携わらせていただけたことを、大変うれしく、そして感慨深く思っております。改めて、関係の皆様へ感謝を申し上げたいと思っております。

九州中央自動車道が開通しますれば、沿線の産業や観光振興、救急搬送等への寄与はもちろん、九州の人流・物流が大きく変わることになります。私としましては、本県の高速道路が一日も早く全線開通し、それぞれの地域や本県全体の発展が図られますよう、県議会の皆様をはじめ、沿線自治体や関係団体の皆様とともに、最後までしっかりと自らの責務を果たしてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 鎌原副知事は、宮崎に来られて10キロ近く大きくなられたということですが、私も県議になって10キロ大きくなりました。副知事は「宮崎を愛し、尽くす」と言いますが、私は宮崎を食べ尽くしたいと思います。あと、その体形を維持されて、国のほうに戻られましても活躍を祈念いたしておりますので、今後も末永く宮崎のためにどうぞよろしく願います。ありがとうございました。終わります。(拍手)

○徳重忠夫副議長 次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の坂本康郎です。通告に従いまして質問をいたします。

5月1日付の宮崎日日新聞に、「どうやって生きていこうか」という見出しのついた記事が掲載されました。スナックで働く女性40歳、「4月から店が休業し、収入が途絶えた。母子家庭なので追い詰められている」。同居する長女19歳は精神障がいを抱えているが、感染を恐れて通院していない。次女15歳は高校進学を諦めて職を探そうとしたが、緊急事態宣言下では

身動きが取れない。長男には発達障がいがある。一家4人、ただでさえ不安定な家庭に追い打ちをかける新型コロナウイルス。ひとり親世帯に隔月約5万円が支給される児童扶養手当を取り崩して生活をつなぐ。「特売の1袋14円のもやしを大量に買い込んだり、野菜を知人にもらったりしている」と切り詰めても不安は尽きない。「感染防止と生活支援のための国と県の動きが遅過ぎた。報道を通して私たちの声を伝えてほしい」と願う女性。記事になったこの女性は、宮崎市花山手の市の総合福祉保健センターへ失業者向けの緊急貸付けを申請に行かれたと書かれていることから、宮崎市にお住まいの方と思われます。

去る5月22日に、私ども公明党県議団より河野知事へ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急提言」を提出し、その冒頭で、生活困窮者等への支援を提言いたしました。生活困窮者への県独自の支援、そのための財源・予算の優先的な確保や貸付制度の周知と併せて10万円の特別定額給付金が全ての県民へ速やかに行き届くよう、市町村に対して的確なサポートをすることを求めましたが、今月4日現在で、給付が進んでいる都城市で対象世帯の92.8%、申請世帯の98.3%と大半の世帯に給付が行き届いた一方で、延岡市では19%、宮崎市で4%と、県内の自治体間で取組に大きな差が出る結果となりました。

私は、宮崎市に住んでいますが、特別定額給付金の給付の遅れをめぐっては、市民の方から、不満や手厳しい批判が私にも寄せられました。自粛や休業による収入減、今日、明日の生活への心配から、1日でも早くという切実な心情を伺うと、「それは市の仕事です」では決して済ますことはできません。私どもは、そうし

た点を踏まえて提言をさせていただいた次第です。

先行きが不透明な状況が続き、不安を抱えながら、多くの県民が知事のリーダーシップに期待をされていたと感じています。

新型コロナウイルス対策において、知事御自身のリーダーシップと、県と市町村の果たす役割をどのようにお考えだったか、知事の御見解をお伺いします。

次に、経済対策について。10万円の給付金を地元の応援消費につなげようと、「＃10万つかエール百貨」の取組が5月に日南市から発表され、その後4町が賛同し、連絡協議会が設立されるなど、にわかに広がりを見せています。

私は、本来このような取組は、いち早く県が主導して行うべきではなかったかと思います。市町村間の対策のばらつきや競争化にならないよう、県から統一した方向性が示されることを、町村議会の議長会からも要望されていましたが、県はこの要望に応えられているのか。また、市町村との間で、経済対策について協議はどのようになされているのか、知事にお伺いします。

壇上での質問は以上とし、以降は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

初めに、県と市町村の役割についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきまして、まず、感染防止対策につきましては、関係法令に基づき、主として県が担うこととなっております。外出自粛の要請などの蔓延防止に向けた措置や、必要な医療検査体制の整備を行うとともに、保健所を中心とした感染拡大防止のための

対応を行っているところであります。

一方、経済対策につきましては、法令上の特段の定めはないことから、それぞれが自主的に判断をして必要な施策を進めることとなるわけではありますが、今御指摘がありましたように、国の経済対策が、それぞれ県民の皆様の手元に届くまでになかなか時間がかかるということで、県と市町村、小回りが利く機動的な対応をそれぞれ進めているところであります。県全体や広域にわたる対応を県が担い、地域の実情に応じたきめ細かい対応を市町村が担っているものであります。この感染防止対策、また経済対策につきましては、県の対策本部会議で様々な方針決定を行い、それぞれ迅速に市町村に対して情報提供し、情報共有をしながら取組を進めているところであります。

県民の命と健康を守り、暮らしや経済の維持、活性化に向けた対策を適時的確に進めていくことができますよう、県と市町村がしっかりと連携を図っていくことが大変重要であると考えております。

次に、県による市町村間の調整についてであります。

新型コロナウイルス感染症の経済対策では、年度当初におきまして、県からの情報提供が十分に行き届かなかったという反省も踏まえまして、4月下旬には、市町村や経済団体等と情報を共有し、一層の連携を図ることを目的に、経済雇用対策会議を設置するとともに、市町村長との意見交換などを行ってきたところであります。

こうした意見交換を経て、先月末に、当面の県の施策展開の方向性をまとめた「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を策定し、今後、市町村等と連携して、取組を進めることと

したところであります。

今回の補正予算案の編成に当たりましては、事前に必要な調整等を行い、プレミアム付商品券など、市町村と共同して実施する事業の構築も行ったところであります。

今後とも、感染の状況に留意しながら、さらなる経済対策を進めてまいります。引き続き市町村と協議・調整を行いながら、この危機を乗り越えてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 これは単純計算ではありますが、1人10万円の特別定額給付金の総額は、県内で1,000億円を超え、その一部でも地元への応援消費に使われれば、経済効果は大変大きいものと考えております。

引き続き、各市町村と連携の上で対策を進めていただきますよう、お願いいたします。

次に移ります。

新型コロナウイルスによる県政への影響は、今後も当分の間は予断を許さない状態が続くものと予想されます。

ここで一旦、新型コロナウイルス第1波への対応を検証し総括することは、第2波への危機対応の備えという意味でも、また、これからの自然災害など、対策に緊急を要する危機対応においても有益なものと考えますので、その観点から質問をいたします。

今回の一連の県の対応を福祉保健部で時系列にまとめていただいた、「新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について」の資料を基に振り返りますと、クルーズ船が横浜港に入港した2月3日には、第1回の対策本部会議が開催され、以降17例目の県内感染者が発生するまでの間に取られた本県の感染症対策は、迅速で適切なものであり、もっと評価され

てよいと思います。

しかし、国の緊急事態宣言が全国に拡大された4月16日を境にして、県内の世論が一変したように私には感じられました。休業要請をはじめ、県の経済対策が何も示されないとして、SNS上では、県民からの不満、批判が数多く見受けられるようになり、新聞やテレビでも、日増しに県と知事に対して大変厳しい論調の報道が続きました。

一方、県は、17日に県外との往来や外出の自粛、県立学校の臨時休業などを趣旨とする知事のメッセージが出されたのを最後に、その後6日間にわたって目立った対応や情報発信がなされなかったことが、先ほどの資料からもうかがえます。

リーダーへの不満や批判が蔓延する事態は、とりわけ感染症対策のような人の生命や生活に関わる危機対応の局面において、危機回避の安全行動の統率性にも影響する大変重要な問題と考えております。

知事に一定の権限が委ねられた緊急事態宣言下であり、東京都知事、大阪府知事らがメディアに頻出し、全国的に知事の言動に注目が集まったこの期間においては、河野知事にも、定例会見の回数を増やすなど積極的な情報発信が必要ではなかったか。判断に時間を要するのであれば、そのことを県民に見える形で説明をし、知事のお考えと県内の世論の差を埋める手だてをすべきではなかったかと私は思います。

緊急対応における知事の情報発信の在り方について、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 一連のこれまでの取組に対する御指摘、しっかり受け止めてまいりたいと考えております。

午前中も答弁を申し上げたところであります

が、特に、都市部における感染が拡大し、毎日のように何十人と感染が確認をされる、しかも、感染経路が不明な事例もたくさん出ているという状況の中で、本県においては、県民の皆様の御理解と御協力をいただき、比較的抑制を図っている状況がある。その中で必要な手を打ってきたところではありますが、メディアで接する都市部等の感染状況の中で、本県においては、例えば休業要請も含めて、もっと手を打つべきではないかという県民の皆様の意識が高まったのであらうと考えております。あくまで県内の状況を踏まえた様々な手を講じてまいりましたが、その辺の説明、また情報発信の在り方について、しっかりと反省をしながら、的確に今後説明をしていく必要があると考えております。

もう一点は、経済対策につきましては、先ほども答弁申し上げましたとおり、国の持続化給付金が手元に届く前に、大変厳しい状況にある方に、本県としての経済対策というものをゴールデンウィーク明けにはすぐに届けられることができるようにということで、準備を進めてまいったところではありますが、休業要請をかけるタイミングと、たまたまその発表が重なったというようなところで、なかなか県民の皆様の理解を得ることが難しかった状況もあったと考えておるところであります。その辺の反省を踏まえて、しっかりと県の取り組む姿勢というものを、適時適切に県民の皆様にお伝えしていく、そして、市町村等とも情報を共有し、方向性を共有し、連携しながら取組を進めていく、ここは重要であらうかと考えております。

今後とも、この新型コロナウイルス、コロナと共に生きていく社会を築く上で、新しい生活様式を徹底しながら、社会経済活動を段階的に

戻していく、さらには鹿児島で事例が発生したように、今後とも感染の発生というおそれもあるわけでありますので、それもしっかりと対応していく、それに当たりましては、御指摘がありましたような、適時適切な情報発信の在り方、今後ともさらに注意をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 今、知事がおっしゃいましたが、先週、鹿児島市で新たな感染者が確認されました。幸い、今のところは最少で収まっているようではありますが、6月補正予算案の「観光みやざき」の再始動を図るための支援」には、対象地域に隣県も含まれており、今後の動向次第では本県の経済対策に影響が及ぶため、質問をさせていただきます。

6月1日以降の県外との往来に関する県の方針は、「解除」を基本に「感染流行地域への往来は慎重に」としてはありますが、今回のような隣県での発生に対して、今後の往来への注意喚起など、県民へのアナウンスはどのように判断されるのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 今回、鹿児島では53日ぶりの感染確認ということで、大変私も衝撃を持って受け止めたところでもありますし、鹿児島市の記者会見も、ネットのライブ中継で私もずっと注目をして見ておったところでもあります。今のところ、濃厚接触者を含めて感染の拡大にまでは至っていない状況ではありますが、今後の分析を待つとともに、御指摘がありましたように、隣県での発生ということに対して、強い警戒感を持って今後の動向を見据えていく必要があるかと考えております。

その上で、県外との往来等につきましては、今、県民の皆様には、国の緊急事態宣言におきまして、最後まで特定警戒都道府県とされた5

つの都道府県、それから、感染流行地域への往来について、慎重な対応をお願いしているところでもあります。

この感染が流行している地域に関しましては、実態を把握する中で、今現在では北九州市が該当するということを指摘しているところではありますが、当該自治体における外出自粛要請などの対応が取られているかどうかというようなところを、流行の実態を見据えながら、本県として判断をし、県民の皆様へ情報提供しております。

鹿児島市においては、今申し上げましたような感染流行地域とまでは、今の時点で取り扱うものではありませんが、今後の動向にさらに注視をするとともに、こうした感染が、今後、国内におけるどの地域でもあり得るということを十分に注意しながら、その動向に、県としても警戒のアンテナを張っておく必要があるかと思えますし、その際、必要な情報というものを、先ほど御指摘もいただきましたように、適時適切に県民の皆様にお伝えしてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

次に、今回の新型コロナウイルス関連の情報、つまり、感染防止のために県民に注意を呼びかける情報や、各種の支援策に関する情報がどのように県民に伝えられたのか、メディアごとの発信状況を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信につきましては、県民の皆さんが必要とする情報を分かりやすく、かつ迅速に届けることが大変重要でありますので、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞など、県の様々な広報媒体を活用しながら、効果的な情報発信ができますよう努めて

いるところであります。

次に、各メディアを活用した発信状況でありますけれども、6月10日現在、県ホームページでの情報提供のほか、県広報ツイッターなどのソーシャルメディアで55回、県政テレビ・ラジオ番組で26回、新聞で13回、さらに4月及び6月の県の広報紙で関連記事を掲載するなど、各種メディアを活用した広報に取り組んでいるところであります。

○坂本康郎議員 最近新設されました、県の新型コロナウイルス感染症対策特設サイトを拝見しますと、関連情報が整理され、以前よりずっと分かりやすくなって、インターネットを使って関連情報を閲覧するには大変便利な印象を持ちました。

そこで、県から県民へ情報を提供する方法について、基本的な考え方をお伺いします。

情報提供の手段として、特設サイトを含む県のホームページをどの程度重視されているのか、言わば情報ツールとしてのホームページへの依存度について、アクセス数など利用状況と併せて、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県のホームページは、県が発信したい情報をイラストや動画などを活用しながら、分かりやすくかつ迅速に県民に伝えることができますため、広報媒体として非常に重要なツールであると考えております。

このため県では、新たに「新型コロナウイルス感染症対策特設サイト」を開設しまして、感染予防対策や地域経済対策などの多岐にわたる情報を分野ごとに整理しまして、県民の皆様が、知りたい情報に速やかにアクセスできますよう、取り組んでいるところであります。

この特設サイトのアクセス数でございますけ

れども、5月29日の開設から6月9日までの12日間で約24万件、1日当たりには約2万件となっております。

○坂本康郎議員 初めに申しあげました、私のところへ特別定額給付金に関するお問合せをいただいた方たちにお話を伺うと、10万円の給付金については、皆さんよく御存じでしたが、それ以外の、例えば緊急小口資金や総合支援資金の貸付制度など、その他の支援策については、余り情報が行き渡っていなかったように感じました。

また、特に高齢者の間には、ふだんインターネットを使うことがない方たちの割合が少なくないように見受けられ、ウェブ主体の情報発信だけでは、まだ情報伝達に偏りを生んでしまう可能性が高いと感じています。

都城市では、5月に市の広報の号外を発行して、市民に緊急対策の周知を図りました。全国的にも、広報紙の配布の前倒しやチラシの全世帯配布など、紙媒体を使った情報周知を見直す動きが見られました。

今後の緊急対応に関する情報提供の手段として、喫緊の対策を講じる上では、紙媒体の活用割合をもっと増やすことが必要ではないかと考えますが、総合政策部長に御見解をお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、紙媒体による県民への情報提供といたしまして、県からのお知らせや暮らしに役立つ情報を新聞に掲載します「県政けいじばん」をはじめとして、各種啓発、注意喚起に関する情報を随時新聞に掲載する「県政広告」、また、県政の重要施策などについて詳しく説明・紹介を行います「県広報みやざき」の発行などに取り組んでおります。

これらの紙媒体による情報提供は、インターネットを活用していらっしゃる県民が県政情報を得る上で、非常に重要な役割を果たしておりますことから、今後とも、テレビやラジオによる情報提供と併せまして、必要な情報がしっかり届きますよう、丁寧できめ細かな広報に努めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 これは提案になりますけれども、5月に埼玉県教育委員会では、地元のテレビ埼玉と提携し、また福岡市の教育委員会でも、地元のテレビ西日本、福岡放送の2局と提携をして、テレビのサブチャンネルを使って学習動画を放送し、生徒、児童の学習支援を行う取組を始めました。

2人以上の世帯ではほぼ10割と言われるテレビの所有率を考えますと、広範囲に情報が伝えられる可能性が高く、利便性にも優れているように思います。非常時の情報提供のプラットフォームとしての使い方を想定して、地元放送局のサブチャンネルの活用を一度早々に検討していただきたいと思いますが、総合政策部長の御見解をお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 災害時や緊急時におきましては、県民の皆様に必要な情報を速やかに届けることが極めて重要であると考えております。

このため、県といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策の情報発信におきまして、インターネットやソーシャルメディアだけでなく、テレビ・ラジオ等の様々な媒体を併せて活用することにより、幅広い県民の方々に情報が届きますよう、努めてまいったところであります。

御提案のありましたサブチャンネルの活用につきましては、他の自治体による事例なども参

考にしながら、今後研究をしてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

次に、学校教育について質問をいたします。

新型コロナウイルス対策による学校の休業措置は、およそ80日間に及ぶ長期にわたりました。仕事にお勤めの保護者の休業補償の問題や、給食用に予定されていた食材の廃棄の問題など、社会的にも大きな影響が生じたわけですが、この間、県内では感染が落ち着きを見せたこともあり、子供の学習の遅れを心配する保護者などから、学校の早期再開や、感染状況に応じた地域ごとの判断を求める声が多く聞かれました。

今後、第2波の発生の際の対応方針について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今後の臨時休業措置の判断基準につきましては、感染症対策と子供たちの学びを両立していくという方針の下、県立学校に対し2つの基準を示しております。

1点目は、当該校において児童生徒等や教職員に感染が確認された場合の対応であります。その場合、濃厚接触者が保健所より特定されるまでの間、まずは当該校の全部または一部の臨時休業を実施します。その上で、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が拡大している可能性が高いと判断した場合には、当該校の全部または一部の臨時休業を当分の間継続します。

2点目は、県内の感染者の急激な増加や、感染経路が不明な感染者が増加した場合の対応であります。

その場合は、感染地域の周辺の学校については、臨時休業の必要性について検討することとしております。

○坂本康郎議員 次に、学校の休業が長期化する中、インターネットを使ったオンライン授業に注目が集まりましたが、県内の公立学校における休業期間中のオンライン授業の実施状況とその評価を、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の臨時休業中に、県内の公立学校におきましては、これまでも話がありましたが、西米良村の小中学校や五ヶ瀬中等教育学校で、同時双方向のオンライン学習が実施されました。

また、県教育委員会や各学校が学習動画を作成しまして、配信を行いました。この取組により、家庭学習の支援に一定の成果があったと考えておりますが、通信環境の整備が十分でないため、県全体を見ますと、限定的な利活用となったところであります。

このため、児童生徒の端末等の環境整備を進めるとともに、まずは県立中学校等を対象に、県独自のオンライン学習システムを構築した上で、高等学校をはじめ、市町村の小中学校の利活用にもつなげていきたいと考えております。

○坂本康郎議員 この休業期間中に学ぶ機会をどう確保するか、学習指導の在り方が論じられたことで、学校教育のICT化がより具体的にイメージされ、教育現場の先生方や保護者にも、オンライン授業の必要性が認識される機会になったのではないかと思います。

2月の一般質問で触れましたが、国のGIGAスクール構想が立ち上がり、さあ、これから学校の端末やネット環境の整備に乗り出そうとした矢先の臨時休業であったため、自治体ごとのこれまでの取組具合によっては、格差がそのまま露呈する結果になってしまいましたが、これは想定内のやむを得ないものと私は考えています。

むしろ今回の休業期間中に、全国各地で多種多様なオンライン授業の取組がなされており、その実施事例、成功した事例、そうでない事例など、よく検証をしていただき、今後の整備計画に反映させていただきますよう、お願いいたします。

次に、県立高校の入学試験について。

例年、本県では、7月に次の年度の県立高校の入学選抜実施要項が示されていますが、来春、令和3年度の入学試験一般入試については実施しないとしてはいかがでしょうか。

先日、文科省より、中学校の臨時休業を踏まえて、次の年度の高校入試について、入学志願者一人一人が安心して受験に臨めるよう配慮を促す旨の通知が出されていることは、私も承知していますが、本県では、今年度の一般入試の志願状況において、全日制の県立高校で、平均倍率0.90倍、全34校中20校で定員割れ、昨年度も平均0.97倍、34校中21校で定員割れと、志願者数の減少傾向が続いているという問題が側面にあります。

加えて、今回の長期の休業措置による学習への影響と、年度内に第2波、第3波の不測の事態を想定しなければならない状況下では、入学志願者が安心して受験に臨むことは難しいと、県独自の判断をしてもよいのではないかと考えます。

過去に例を見ない新型コロナウイルスの影響下で、様々な制約を受けながら学校生活を送らざるを得ない最終学年の3年生に配慮をして、高校入試については、事前に志願状況の調査を行うなどして、選抜が必要な学校、学科についてのみ推薦選抜を実施する等の特例措置が必要ではないかと考えますが、教育長の御見解をお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 来春の県立高校入試に関する御質問でございますが、来春の受検生においては、休業が長期化したため、高校入試に対する不安を抱えているものと推察しております。また、そういったものを含めての御質問だと思います。

このような不安を考慮し、また、公平性が担保できるよう、来春の県立高校入試では、各中学校での授業の進み具合を把握した上で、出題範囲等を検討したり、きめ細かな入試情報の提供をしたりするなど、適切な配慮を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○坂本康郎議員 次に、奨学給付金についてお伺いします。

県では、全ての高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するために、低所得世帯に対して奨学給付金の制度を設けていますが、制度の対象となる非課税世帯について、通常は前年度の収入に対する所得課税を根拠に取り扱われます。

一連の新型コロナウイルス経済対策のその他の支援策と同様に、影響を受けた世帯の直近の収入減も考慮すべきと考えますが、高校の奨学給付金においてはどのような措置が取られているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 高校生等奨学給付金につきましては、従来は前年の所得のみが給付決定の判断基準となっておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、今回、家計急変世帯への支援を行うよう、国の制度改正が行われたところであります。

これを受け、本県といたしましても、収入が非課税相当まで減少した世帯を高校生等奨学給付金の対象に加えるよう、要綱を改正しまして、対応することとしたところであります。

今後、県のホームページや在学する学校を通じて保護者に周知を行い、学ぶ意志のある全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 同様に、県内の市町村が実施している小中学校の就学援助について、新型コロナウイルスの影響で保護者の収入が減少した世帯に対してどのような支援措置がなされているのか、また、県から市町村への対応、対策も含めて教育長にお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) 市町村が実施している就学援助制度につきましては、従来から、災害等により年度の中途において認定が必要となった場合は対応できる制度となっており、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯についても、各市町村で相談を受け入れる体制を整えていると伺っております。

県教育委員会といたしましても、国からの通知を受けて、改めて柔軟な対応について、市町村教育委員会へ周知したところであります。今後とも、市町村への速やかな情報提供や助言等に努めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

次に、雇用の問題について質問をいたします。

新型コロナウイルスの経済への影響について、2008年のリーマンショック並み、または、それ以上とする見方もあり、リーマンショックのときのような就職氷河期の再来を心配する声が聞かれますが、県内の来春卒業予定の新規学卒者の就職活動への影響と県の対策について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 民間の調査によりますと、これは全国ベースでございますけれども、本年6月1日現在で、大学生の就

職内定率というのが56.9%で、前年同月比で13.4ポイント減となっております。

また、一部企業の中には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、採用活動を中断する動きも出てきており、学生や保護者から、今後の就職活動に対する不安の声も届いております。

このため県では、ヤングJOBサポートみやぎでの相談対応に加え、新たにインターネットを活用した就職説明会を開催するなど、大学生等の就職活動を支援いたしますとともに、県内企業に対しましては、採用予定枠の確保や、これから就職活動が始まる高校生採用求人の早期提出等について、経済団体を通じて働きかけてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 来年度の新卒採用を行う企業を対象に民間調査会社が行った、「新型コロナウイルスによる新卒採用への影響調査」——これは256社から回答を得ているものですが——によりますと、「ウェブ説明会やウェブ面接などオンラインの対応を行ったか」との問いに対して、64%が「対応を行った」、8%が「行う予定」としており、さらに、オンライン対応を行った企業のうちの9割近くが、「双方向のライブ配信型のウェブ説明会を実施した」と回答しています。また、全体の7割近くが、「次年度の令和4年度も説明会をウェブ化する予定」と回答しており、若干サンプル数は少ないものの、新型コロナウイルスをきっかけにして採用の形が変わり始めていることがうかがえます。

このような採用形態の変化に対して、県内企業は対応できているのか、県としてはどのように対策をされるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) インター

ネットを活用いたしました就職説明会は、時間やコストの面から学生、企業双方にとってメリットがあり、採用手法の一つとして、今後導入が進んでいくものと考えております。

一方で、知名度が低い企業にとりましては、単独での開催は参加者の確保が難しく、また、初めて導入する企業にとりましては、効果的な説明のノウハウがないなどの課題もあると考えております。

県では、来月25日と26日の両日、県内企業50社が参加するウェブ企業説明会を開催いたしますけれども、より効果を高めますために、参加企業を対象に、自社の魅力を最大限にPRする方法を学ぶ事前セミナーを実施することとしております。

今後とも、県内企業が多様な採用手法で人材確保が図られるよう、支援してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけにして普及した、在宅勤務やリモートワークなどテレワークの働き方が、緊急事態宣言が解除された後も継続、定着する動きを見せています。

一部大手企業の話ではありますが、日立製作所が、来年4月から在宅勤務を標準的な働き方にするということを表明しました。また、「ジョブ型」と呼ばれる、成果を重視した雇用制度を導入して出勤日数を減らす動きは、ほかの企業にも見られます。

この動きは、いずれ中小企業や地方へも波及してくるものと予想していますが、県内企業のテレワークの導入状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナウイルス感染症の影響に関しまして、民間の

調査会社が定期的にアンケートを行っており、4月下旬から5月中旬の調査結果によりますと、本県企業において、「在宅勤務やリモートワークを実施した」との回答は22.5%でありました。

これは、その前の3月下旬から4月上旬に行われました同じアンケート結果の10.6%と比較いたしまして、約12ポイント高くなっており、テレワーク等への意識が高くなっているものと認識しております。

○坂本康郎議員 続きまして、今後のテレワークの導入、普及について、県の考え方を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、いわゆる3密の回避など慎重な行動が求められます中で、企業におきまして、テレワークなどの対策が進められてきております。

また、テレワークの導入は、県内に在住しながら県外の仕事に従事したり、取引先とのオンライン商談が可能となるなど、新たな事業展開にも有効であると考えております。

このようなことから、本議会におきまして、テレワーク導入に関して専門家を派遣し、導入手法に関する助言等を行う事業を提案しております。こうした取組を通じ、県内企業のテレワーク導入を進めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 これも調査結果になりますけれども、民間調査会社が5月に行った転職支援サービスを利用する4,636人を対象にした調査では、新型コロナウイルスの影響で自身のキャリアや転職に関する意識が変わったという人が7割以上に上り、その半数がテレワーク中心の働き方を望んでいるという回答結果が出ていま

す。新型コロナウイルスの感染拡大前と後では、企業で働く人たちの意識も変化していることがうかがえます。

県の取組にもこの働き方の変化への対応が必要と考えますが、戦略の見直しなど今後の対応について、商工観光労働部長に御見解をお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機といたしまして導入が進んでいるテレワークにつきましても、場所と時間にとらわれない働き方が可能なことから、ゆとりある住環境やアウトドアスポーツなどを楽しみながら働くことができる、新しいライフスタイルにもつながるものと考えております。

県といたしましては、このような新たな流れをしっかりとつかむことができますよう、市町村とも連携し、テレワークの拠点となるサテライトオフィス等を県内に呼び込むなど、働き方の変化に対応した企業誘致等の取組について、今後検討してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

テレワークという新しい働き方は、住んでいる場所に縛られずに就業を可能にします。先日の知事の御答弁にもありましたように、都市部から地方への人の流れが創生され、人口減少が課題の地方にとっては、大きなチャンスと考えることができます。

昨年の6月議会の一般質問で、私は、宮崎の県民所得の向上を訴えました。今回の新型コロナウイルスの影響による雇用環境の変化や新しい働き方が定着していくと、例えば、宮崎に住みながら東京の会社と雇用契約を結んで仕事をするという働き方も現実的になります。

働く人にとっては、自分の希望に見合う条件

の仕事や企業の選択肢が広がることになり、長期的に見ると、凶らずも、新型コロナウイルスの影響が県民の所得の改善につながるのではないかと期待をしております。

一方で、私が危惧しますのは、採用活動においては、地元企業がこれまで以上に県外企業との競争にさらされることが予想される点です。慢性的な人手不足の中で、ますます人材の確保が厳しくなるのではないかと、不安視をしている企業の採用担当者の方もいらっしゃいますが、第二の就職氷河期を生まないための施策と同時に、今から本当に対策が必要なのは、地元企業の「採用氷河期」ではないかと考えています。

新型コロナウイルスの雇用環境に与える影響をよく検証していただき、長期戦略の見直しも含めて地元企業に対して積極的なサポートをしていただきますよう、お願いいたします。

次に、福祉施設への影響と支援について質問いたします。

全国介護事業者連盟の調査では、通所介護を行う事業所の9割以上が、「新型コロナウイルスの感染拡大によって、経営面で打撃を受けている」と回答していることが分かりました。

県内でも、介護人材の確保のための人件費の上昇や、介護報酬の改定により発生したマイナス分が経営を圧迫していることを訴える事業者の方は多く、加えて今回の感染拡大の影響が、追い打ちをかけるような状態になっているのではないかと思います。

県内の介護事業所への新型コロナウイルスの影響と、県からの支援の内容について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） まず、介護事業所への影響についてですが、本県で新型コロ

ナが発生した3月以降、感染予防等のため、一部の事業所で休業したほか、デイサービス利用者の中には利用を控える方がおられ、介護報酬請求件数からも、利用者の若干の減少傾向が見てとれます。

こうした中、介護事業所においては、必要なサービスの確保に向け、代替サービスの提供に努めているほか、休業中の事業所も現在、順次再開している状況です。

次に、県の支援内容ですが、これまでに合わせて86万枚の使い捨てマスクを県が一括購入し、市町村を通じて介護事業所等に配布しております。

また、消毒液についても、県が緊急的に購入し、配布したほか、国が構築した優先供給の仕組みの活用を呼びかけるなど、各事業所が衛生用品を確保できるよう、支援しているところであります。

○坂本康郎議員 障がい者の就労継続支援事業所も、新型コロナウイルスの影響を受けています。

一般企業などの営業自粛や営業活動の縮小により、請け負っていた作業自体が少なくなっている中で、利用者である障がい者の方たちに支払う工賃を何とか維持しようと毎日大変な御苦勞をされていることを、宮崎市内の事業運営者の方から伺いました。

県内の障害者就労継続支援事業所が新型コロナウイルスによって受けている影響と、県からの支援、対策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 5月に行った就労継続支援事業所へのアンケート調査では、回答のあった163事業所のうち、昨年と同時期と比べて91の事業所で生産活動収入が減少してお

りまして、商品の袋詰め等の軽作業、清掃、レストラン・カフェなどの分野が大きな影響を受けておりました。

事業所への支援としては、マスクの配布や消毒液の優先供給に加え、事業所の運営や利用者への影響を抑えるため、事業所への給付費を利用者の工賃等の支払いに充てる運用を認めるとともに、雇用調整助成金制度の活用について周知をしたところであります。

県としましては、事業所への影響を注視しながら、生産活動の維持・回復が図れるよう、今後も、経営コンサルタント等の派遣や物品の共同販売等の支援事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 国の第2次補正予算が成立し、緊急包括支援交付金の中で、高齢者施設や障がい者施設に勤務する職員の方に対しても、慰労金が支給される見通しになりました。地域によっては、福祉の現場で働かれる方たちの負担が、体力的にも心理的にも限界に達しているという御指摘があります。引き続き、現場で必要とされている支援についてよく聞き取っていただき、適切な対応をお願いいたします。

最後に、防災・減災対策に関する質問をいたします。

一昨年9月の台風24号の接近・通過に伴う大雨の影響で、宮崎市の高岡町や瓜生野をはじめ、多数の浸水被害が発生しました。

昨年の6月議会の一般質問で、浸水被害の状況と対応について取り上げましたが、御答弁いただきました、国土強靱化のための3か年緊急対策による、清武川をはじめ宮崎市内を流れる河川工事の進捗状況をお伺いします。

あわせまして、これから台風シーズンを控え、河川流域の住民の安心につながる情報提供

などソフト対策の取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 国土強靱化のための3か年緊急対策としまして、宮崎市内では、清武川など40の河川におきまして、河道掘削や樹木伐採を行っており、これまでに24河川の工事が完了したところです。

また、ソフト対策としましては、住民自らが、迅速かつ確実な避難行動を開始できるよう、新たに水位計12基と河川監視カメラ6基を増設し、インターネットを通じて、よりきめ細やかな防災情報の提供に努めているところであります。

今後とも、安全・安心な暮らしの確保に向け、ハード・ソフトが一体となった浸水被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 以上で、用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただき、ありがとうございました。（拍手）

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

6月16日（火）

令和 2 年 6 月 16 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太
議 事 課 主 任 主 事	三 倉 潤 也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 皆様おはようございます。

郷中の会の有岡です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢について質問をさせていただきます。明快なる答弁を求めます。

現在の最大の課題である新型コロナウイルス感染症について、今議会でも様々な角度から多くの質問が出されている中、特に懸念されていたアフリカでも感染が広がっています。このことで、コロナ対策の長期化と共存社会への対応が必要となります。

そこで、新型コロナウイルス感染症の第2波対策をどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

次に、今後の財政見通しについてお伺いいたします。

現在、財政課において令和10年度までの財政見通しを試算されています。歳入においては、令和2年度と同水準とし、歳出の社会保障関係費はおおむね1.6%増で試算されています。

しかし、現在の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、県税の減収や社会保障費の増大等、環境が大きく変化しています。

そこで、本県における今後の財政見通しについての知事の見解をお伺いいたします。

次に、エコクリーンプラザみやざき問題につ

いてお伺いいたします。

まず、平成20年4月に副理事長に就任していた元宮崎市長の新聞記事を紹介します。「エコクリーンプラザ理事会の告訴に反対」とあり、平成21年「きちんとした会社による内部調査もせずに、告訴される5人の職員に理事会での弁明の機会すら与えず、理事会として犯罪についての確証もないのに、刑法247条の背任罪で告訴が決議された」とあり、「平成17年度の職員たちは、14市町村からのごみ受入れを目前にして、施設を稼働させなければ街中にごみがあふれかえる大変な事態になると危惧し、公社職員としての強い責任感から、緊急的な対応に必死に取り組んだ」とあります。

「調整池の破損は、複合的な要因による地盤沈下が根本的な原因である。県公社は県の管理監督下にある。「なぜ、こんなことになったのか」を総合的に検証し、県民に説明すべき立場に県はあるのではないかと書かれています。

そこで、エコクリーンプラザみやざき問題について、再発防止のためにも総括を行うべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

壇上からの質問は終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症の第2波対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月25日に全都道府県の緊急事態宣言が解除されておりますし、今週中にもさらなる、県をまたぐ移動というものの緩和も見込まれているところでありまして、今後、来県者が増加することが予想されます。

このため、感染の第2波に備え、PCR検査をはじめとした検査体制や入院病床の確保など、医療提供体制の充実に取り組んでいるところでもあります。

また、ウイルスを持ち込ませないという水際対策につきましては、現在、宮崎空港におきまして、セルフ検温計での検温や、チラシの配布などを行っておるところであります。来県者への啓発を行うとともに、全ての事業者に対して、県が先行的に独自に示したガイドラインや、業界の全国組織が示した業種別のガイドラインを参考に、適切な感染予防対策などを実践していただくよう要請を進めているところでもあります。

今後とも、何らかの形で感染が県内に持ち込まれないとも限りませんが、これまで同様、県内で感染の連鎖を起こさせない、感染集団（クラスター）を発生させない、そこは大変重要であると考えております。

引き続き、しっかりとした対応で感染への備えに万全を期してまいります。

次に、今後の財政見通しについてであります。

一連のコロナ対策につきましては、国の補正予算で措置された地方創生臨時交付金や国庫補助金などを財源として、最大限活用することとしております。

4月補正におきまして、財政調整積立金を取り崩しましたが、今回の補正予算案におきまして、地方創生臨時交付金などを歳入として受け入れ、ほぼ、当初予算編成後の水準まで積み戻すこととしております。

一方、コロナの影響が長期化する中、県税収入の減少などが懸念されますことから、国に対しまして、引き続き十分な地方財源の確保を強

く要望してまいりますとともに、引き続き、財政関係2基金の残高確保など、健全な財政運営に努めてまいります。

最後にエコクリーンプラザみやざきについてであります。

県は、産業廃棄物処理計画に基づき、県内の産業廃棄物の処理能力の確保と、適正処理のモデルとなることを目的に、平成7年、宮崎県環境整備公社を設立し、公共の信用力の下、公共関与事業を推進してまいりました。

そうした中で起こったエコクリーンプラザみやざき問題は、地域、また県民の皆様の信頼を損なう大変残念な出来事でありました。

この問題につきましては、県が設置した外部調査委員会において、様々な問題点が複合的に絡んだことによるものとされ、組織体制がうまく機能せず、意思疎通が十分に行われていなかったことも、その一つとして挙げられたところでもあります。

県としましては、産業廃棄物処理計画に位置づけられてきた公共関与事業が今年度で終了すること、来年度からの新たな廃棄物処理計画を策定しなければならないことから、これまでの公共関与事業について評価し、取りまとめることとしておりますので、その中で整理をしたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。

再度、関連して各部長に質問してまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症の第2波対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

先月、日機装株式会社が、宮崎大学医学部との共同研究において、深紫外線LEDについ

て、新型コロナウイルスの不活化試験で有効性を確認したと報告されております。

今後、コロナ対策の長期化と共存社会への対応として、新型コロナ対策として、医療機関や福祉施設などに広くPRし、宮崎モデルとして推進される考えはないか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 立地企業の親会社が開発したLEDの特殊な紫外線が、新型コロナウイルスの感染抑止効果があることが確認できたという記事が、新聞に掲載されておりました。

開発企業のプレスリリースなどによれば、プラスチックのシャーレに新型コロナウイルスを滴下し、同社が開発した深紫外線LEDを30秒照射したところ、ウイルスの99.9%以上の感染力がなくなったとの結果が得られたということです。

県としましては、この企業が持つこの技術は有望なものと感じておまして、どのような形で対策に実用化できるか、注目をしているところです。

○有岡浩一議員 ぜひともよろしくお伺いいたします。

宮崎に関連するこのような取組は、県民にとっても心強いことだと思っております。

次に、財政的なお話になりますけれども、平成28年9月の「宮崎県公共施設等総合管理計画」において、建物系施設の中長期的な経費の見込みとして、40年間で6,725億円、1年間で約168億円となり、インフラ施設の維持管理費として、40年間で5,950億円、1年当たり約149億円となり、今後、個別施設計画の策定を通して、将来経費の見込額をより正確に算出する必要があるとし、現在の試算においても、毎年、収支不足が200億円を超えています。

また、令和元年6月の「みやざき行財政改革

プラン（第三期）」においては、厳しい財政状況とあり、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に伴う経費等に多額の財政負担が見込まれるとあります。

そこで、国民スポーツ大会の開催に向けた、施設の整備に要する経費について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会の競技施設の整備に要する経費につきましては、県有施設のうち、現在整備を進めております主要3施設で約385億円、それ以外の施設の改修等に必要な経費として約15億円を見込んでおります。

また、市町村施設につきましては、大会運営上必要となる施設改修等に対し、県が一定の支援を行う経費として、先催県の実績を踏まえ約20億円を見込んでおり、これらの競技施設の整備に要する経費は約420億円と試算しております。

今後、競技施設の整備費用につきましては、実施設計の状況や関係市町村の動きを踏まえながら、競技団体との十分な連携の下、より具体的に把握することとしております。

○有岡浩一議員 ただいま、施設の整備等の全体的な予算が示されましたが、施設を造れば維持管理ということが今後の課題となってまいります。

そこで、新たに整備する主要3施設を含め、県有スポーツ施設の維持管理にかかる費用についての見解を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県有スポーツ施設の維持管理費につきましては、県総合運動公園内の施設や体育館等について、平成30年度の実績で、年間約4億3,000万円となっております。

す。

また、新たに整備する主要3施設につきましては、今後、実施設計や地元市との調整等において精査してまいります。施設の機能も高度化しておりますため、相応の負担が見込まれるところであります。

このため、主要3施設につきましては、施設のライフサイクルコストの削減を図るための手法であります。いわゆるコンストラクション・マネジメントを活用するなど、設計段階から十分に配慮するとともに、既存の施設につきましても、将来的な施設の在り方を検討するなど、維持管理費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 30年度の実績で4億3,000万円という維持管理費に、新しい施設の維持管理費がすごくかかってくるということは理解できますが、いずれにしても、各市町村との協力も含めて、今後の維持管理費というものが大きな負担になってくることは確かですので、計画的な取組をお願いしたいと思います。

次に、環境森林部長にエコクリーンプラザみやざき問題についてお伺いいたします。

5問ほどお願いしたいと思っておりますが、「『エコクリーン問題に関する県の総括』について」という文書は、令和2年5月28日付で公社・県関係者や議会・報道各社に送付されておりますので、簡潔にお伺いしてまいります。

まず最初に、平成13年度、公社が、浸出水調整池工事の基礎の設計に当たり、くいを打たない工法を採用した、また、平成15年度、施工業者から公社に対し、「くいを打つべきである」と進言したということは事実かどうか、お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） エコクリーン

プラザみやざきの整備に当たり、公社は、業務委託したコンサルタントの意見を聞きながら進めてまいりました。

御質問のうち、まず浸出水調整池の基礎につきましては、平成20年5月に県が設置した「エコクリーンプラザみやざき問題外部調査委員会」の調査報告書に、平成13年5月、公社が発注した「管理型最終処分場実施設計業務委託」の設計報告書の中に、くいを打たない工法「直接基礎補強案」を選定した旨の記載があるとされており、事実と考えております。

次に、浸出水調整池施工業者からの進言につきましては、同じく外部調査委員会調査報告書に、「沈下が予想されたので支持杭又は地盤改良等の検討をお願いした」と記載されておりますので、そのような検討依頼はあったものと考えております。

○有岡浩一議員 さらに質問を進めてまいります。

浸出水調整池工事完了時、一部に漏水があることを公社に確認したため、平成17年2月、県に公社が報告したというのは事実でしょうか、お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の件につきましては、外部調査委員会の調査報告書の中に、平成17年2月に公社から、浸出水調整池の水張試験において漏水が確認されたこと、また、その対策として、防食材を防水・防食材に変更し止水することについての報告が県にあったことが記載されておりますので、事実であると考えております。

○有岡浩一議員 続きまして3問目ですが、平成17年2月の県に報告した際、県が公社に対し、「あまり沈下、沈下とは言わないほうがよい」と言動を注意したということを知っており

ますが、そういった事実があったのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の件につきましては、外部調査委員会の調査報告書には記載されておりましたが、調査委員会の調査の中で、「完成後の漏水ではなく、工事中の漏水であるから、補修して止水するとのことではないか。沈下とか漏水とかの言葉は使わないほうがよい。」と記載された書類があります。

ただ、その発言者や意図については、詳細な記述がないため、県が公社に言動を注意したかどうかは不明であります。

○有岡浩一議員 さらに質問を続けます。

平成17年5月末に公社の副理事長から県の課長に、浸出水調整池緊急工事として補強工事の報告をしたということが書かれておりますが、これは事実かどうかお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の件につきましては、外部調査委員会の調査報告書、また、調査委員会における調査の際、公社の役員や施工業者など関係者から、当時の状況を申し立てていただいた文書を確認いたしました。そのような記載はなく、事実かどうかについては不明であります。

○有岡浩一議員 平成21年、公社が、平成17年当時の公社役職員5人について刑事告訴を行ったが、その結果はどうだったのかお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 公社が行った刑事告訴につきましては、平成22年1月、宮崎地方検察庁が嫌疑不十分で不起訴処分としております。

また、同年9月、公社は検察審査会へ審査を申し立てましたが、同年10月に、不起訴処分は

相当である旨の議決がなされております。

○有岡浩一議員 今、幾つかの答弁の中で、「不明」という表現がありました。また、現場にいる、出先や派遣される職員の皆さんに不安が残ることがあってはなりません。

まず、職員の派遣に関する協定書についても、検証が必要です。

また、平成21年4月6日の、公社に対する弁護士3名の意見書では、「公社の勝訴の見込みは著しく低いものと言わざるを得ません。弁護士費用を除いたとしても、印紙代だけでも数百万円の支出が必要であり、その他の費用を含めると相当な支出になることが容易に予想されます。その費用が、公金から支出されることを考えますと、安易に訴訟を提起しその費用を支出すること自体、公金を無駄に支出したのではないかと後に非難される可能性さえあると言わざるを得ません」とあります。

いずれにせよ、宮崎県として、再発防止のために、エコクリーンプラザみやざき問題の総括が必要だということを申し上げまして、次にまいります。

「みやざき地域見守り応援隊」についてお伺いいたします。

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを支える「みやざき地域見守り応援隊」は、県民の皆さんの日常生活に密着した事業を行っている民間事業者の御協力を得て、見守りの形で異変のサインを発見し、緊急性がある場合は、警察署や消防署、または市町村窓口に通報し、多くの目で地域を見守っていただいています。平成26年2月以降の報告された事例を拝見すると、様々な事例とともに、命に関わる事案も多く、事業者お一人お一人に感謝の気持ちをお伝えすべきです。見守っていただきありがとうございます

ございます。感謝あるのみです。

そこで、「みやざき地域見守り応援隊」の今後の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を目指しまして、22の民間事業者が、訪問先の様子があふだんと違うなど、日頃の業務の中で地域住民の異変を察知した場合に、市町村や消防等に通報する「みやざき地域見守り応援隊」の取組を推進しております。

この取組の充実に向けて、事業者が、関係する支援機関に必要な情報を適切につなげられるよう、特殊詐欺やひきこもり等、時事に沿ったテーマについて勉強の場を設けております。

今後とも、協力いただける事業者を増やしながら、地域におけるセーフティーネット機能のさらなる強化を図ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 住み慣れた地域で安心して過ごせるためにも、多くの皆さん方の見守りをこれからも続けていただき、宮崎らしい取組として推進していただければありがたいと思っております。

次に、農福連携の推進について、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

宮崎県の環境において「農業」と「福祉」が繋がって、宮崎を元気にする一つとして、農福連携が挙げられます。

県内でも、農福JASを取得するなど可能性が広がる中、今後どのように取り組んでいかれるのか、期待を込めてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 農福連携につきましても、障がい者の就労機会の拡大と工賃等の向上、さらには農業の担い手不足の解消に

もつながる大変重要なものであると考えております。

このため県では、これまでの取組に加え、昨年11月に農福連携推進センターを設置しまして、2名のコーディネーターが福祉事業所を訪問して、ニーズの把握や掘り起こしを行うとともに、農作業の体験会等を提案することで、福祉事業所と農業者とのマッチングを進めておまして、これまで3件の請負契約に結びついております。

今後も、農政水産部等と連携し、福祉事業所や農業者等を対象とした研修会や、先進的な取組を紹介するセミナーの開催等により、農福連携をさらに推進してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、障がいを持った子供さんたち、成人の方もそうですが、その方たちに合った仕事のパターンと言うんでしょうか、そういったものをしっかりと継続していただく。そのためにはアドバイザーも必要でしょうし、特別支援学校を経験された先生方のようなスキルも必要だと思っております。そういった意味では、いろいろな方たちの力を借りて、農福連携というものが宮崎県の中で根づいていくことを期待しております。

次に、鳥獣被害についてお尋ねしてまいります。宮崎県中山間地域振興計画における農作物の鳥獣被害額の達成状況と、令和3年度の目標値2億4,781万3,000円の見通しについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 報告のあった直近の農作物の被害額は、平成30年度が2億8,300万円で、平成29年度より約3,900万円、12%の減少となっております。

また、中山間地域振興計画で定めておりま

す、人工林及び特用林産物を加えました、農林作物等の被害額は3億4,500万円で、前年度より約5,300万円、13%の減少となっております。

御質問のありました当計画の令和3年度の目標を達成するためには、毎年度、農林作物等の被害額を前年度から約10%以上減少させることが必要であり、平成30年度実績といたしましては、おおむね達成しているものと考えておりました。引き続き、被害額の低減に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。毎年、被害額は減少しているということを報告いただきましたが、被害を抑えるために、現場では電柵を張ったり、いろいろ努力しています。そういった意味では、現場も、そして皆様方の御指導もいただきながら、全員で鳥獣被害を抑えていくことの大切さを強く感じております。

またその中で、政府は、今後10年間のカロリーベース食料自給率45%を目指すと言われておりますが、平地での規模拡大やスマート農業とともに、私は中山間地の農業を守ることが大切だと考えております。

平成30年の鳥獣被害額のうち、中山間地域が92%を占めております。中山間地域の農業を守るためにも、鳥獣被害を防ぐことは急務です。

そこで、中山間地域における鳥獣被害対策の今後の取組について、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県におきましては、鳥獣被害対策特命チームや、総合農業試験場に設置しております鳥獣被害対策支援センターを中心に、地域が一体となった総合的な被害防止対策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、地域住民同士で被害の実態や侵入経路などを把握しまして、被害防止対策を検討する、いわゆる「集落点検」をサポートいたしますとともに、侵入防止柵の設置や、その維持・管理を行う人材の育成、さらには、わな等の見回り作業の省力化等を目的としたIoT技術の実証など、地域ぐるみの被害防止活動を支援しているところでございます。

県といたしましては、今後とも、関係機関・団体と連携いたしまして、「地域住民の話し合い活動等による総合的な対策」を推進することによりまして、鳥獣被害の低減に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 地域ぐるみで取り組むということが大きな課題だと思いますし、中山間地域の被害を抑えることによって、平地、または宮崎県全体での農作物の取組が進められると思っておりますので、まずは宮崎の農業を守っていくという大きな使命の中の一つとして、今後とも努力いただければありがたいと思っております。

次に、全国障害者スポーツ大会につきまして、競技力向上というテーマで質問をさせていただきます。

2026年開催予定の全国障害者スポーツ大会において、14競技の正式競技があります。しかし、本県では選手が確保できず、チームの編成ができない団体競技があるようです。今後、選手の発掘や指導者の育成について、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、本県では、全国障害者スポーツ大会の実施競技の中で、4競技について選手が確保できず、チーム編成ができていない状況にあります。

このため今年度から、これら4競技についても体験会を開催し、県内の小中学校及び特別支援学校に広く参加を呼びかけながら、選手の発掘に取り組んでいるところです。

また、併せて県外講師を招いた実技講習会を開催するなど、指導者の発掘・育成にも取り組むこととしております。

さらに、宮崎県障がい者スポーツ協会に専任の職員を配置し、チーム編成や競技力向上に向けた体制を強化したところであります。

今後、関係機関や各競技団体の意見をしっかりと伺いながら、開催に向けた準備を着実に進めてまいります。

○有岡浩一議員 4つの競技がまだチームが編成されていないということですが、強制してやるものではありません。しかし、興味を持っていただくような仕掛けをしながら参加してもらい、そういう土壌をしっかりとつくっていくことが大切だと思っております。そういった意味で、土壌をつくって、全国障害者スポーツ大会が終わった後、その後をどうするかというのが大きな課題だということで、毎回この質問をしておりますが、全国大会後のレガシーとして、競技を継続できる環境づくりが重要であります。県の取組について再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 全国障害者スポーツ大会に出場した選手の皆さんが、大会後も競技を継続できる環境づくりに向けて、一部の競技について、学校関係者、一般の競技団体に加え、医療機関・福祉施設等の職員をチームスタッフに迎え、地域社会全体でチームを支える体制づくりを進めているところであります。

障がい者スポーツは、障がいのある方の社会参加促進に重要な役割を果たしております。

今後、障がいのあるなしにかかわらず、多

くの人に関わることで、障がい者スポーツが地域社会に定着し、障がいのある方々がスポーツに親しみ、競技活動を継続していける環境づくりに取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 子供たちのニーズというものが、スポーツだけに限るわけではありませぬので、文化活動もそうでしょうし、地域活動も含めていろいろなニーズがあると思っております。

そういう中で、平成28年度のスポーツ・観光対策特別委員会の委員でありましたが、今後、知事の提唱されている「文化・スポーツ振興局」の設置の具体的な取組が必要ではないかという要望をした経緯があります。

これは、文化とスポーツ、幅広い分野でありますけれども、似たニーズが大変高いということで、これは一つの例であります。eスポーツという競技があります。国体で昨年から導入されたわけですが、これはアメリカを起点に今、全国的に広がっているスポーツであります。

このスポーツは、障がい者が参加できる部分もあれば、一般の方、そしてスポーツという名がつく以上、国体でもそういった競技として取り入れられています。ただ、このことを以前から質問しているわけですが、県庁の中で、総合政策なのか、福祉なのか、教育委員会なのか、全く部署が決まっていません。そういった意味では、こういったニーズに応えていくためにも、組織替えというものを考えていかないと、自分たちの範囲だけで全てやろうとすると、なかなかこういう交われない部分が出てくるということが考えられます。そういった意味では、時代のニーズに合った組織編成も必要だということを、一言付け加えさせていただきます。

それでは次に、警察署の整備計画について、警察本部長にお伺いいたします。

前回も日高利夫議員が、高岡警察署の整備計画について詳しく質問されました。毎年のように水害への対応に追われる警察署の状態を拝見し、周辺で最も低い位置にある警察署の在り方について、早急に整備計画をつくる必要があります。警察本部長に、現在の取組についてお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 警察署の整備につきましては、厳しい財政状況ではありますが、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能を十分に発揮できる施設を整備するという観点から、著しく老朽化が進んでいる警察署や、機能に支障がある警察署を最優先に整備していく方針であります。

ただいまお話のございました高岡警察署を含め、警察施設の整備計画につきましては、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき、今年度中に個別施設計画を策定することとしておりますので、その中で、施設整備の方向性を示してまいります。

○有岡浩一議員 今、高岡警察署という定義でお話ししましたが、県内には都城警察署、日南警察署もございます。そういった意味では、この個別計画というものをつくっていただきながら、財政との調整をしながら計画的に実行していただきたいと思っております。

その中で、実は、平成25年5月30日、約7年前になりますが、宮崎県における警察署の在り方検討委員会の提言の中に、「宮崎西警察署構想」があります。高岡警察署の移転新築が検討されたとき、宮崎北警察署、宮崎南警察署の管轄区域の一部を加えて、宮崎西警察署を新設するという構想についても検討されたようです。

大規模災害を想定した後方支援施設としても、必要な施設となります。ぜひ、警察本部におかれましても、前向きな検討をされ、大規模災害時の体制づくりというものを検討いただければありがたいと思っております。

次に、NPO法人の活動について、総合政策部長にお伺いいたします。

現在、県内では400を超えるNPO法人が活動されているそうです。その中で、高千穂町の「一滴の会」の活動を御紹介いたします。

特別委員会で視察をさせていただきました「高千穂町移住情報バンク」において、移住・定住対策を行っており、移住者の不安を解消し、移住後の丁寧なフォローに取り組むメンバーです。ふるさと高千穂を大切に豊かにしたいという地元の有志で構成され、移住者に伴走できる体制ができています。地域の宝であります。

そこで、県内のNPO法人に対して、県はどのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） NPO法人は、地域における社会貢献活動や、多様な住民ニーズに応える公益活動の担い手としての重要な役割が期待されております。

こうしたNPOの活動を支援するため、県では、みやざきNPO・協働支援センターを設置し、法人運営に関する相談や、専門知識を有するアドバイザーの派遣等を行うとともに、人材の育成を図るため、企画力向上などスキルアップのための研修等を実施しております。

また、市町村と協働しまして、出前相談を実施しておりますほか、専用のホームページを開設し、NPOに関する各種情報を積極的に発信しているところであります。

今後とも、こうした取組を通じまして、NPO法人の活動支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 本県の大きな課題であります人口減少というものがこれから毎年進むわけですが、そういう中で、今後の地域活動において、地域の課題解決のために、地域住民がNPOや企業などと活動する「地域運営組織」の設立、こういったものも今後必要になってくると考えております。そういった意味でも、NPO等の育成は、今後の地域活動に必要な取組となりますので、ぜひともしっかり目を向けていただきながら、出張での指導も含めて、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、関連しまして、中山間地域の生活環境の状況についてアンケートを行った結果、日常生活における問題として、「買物が深刻」という集落が、前回の63集落から81集落へと増加しています。

そこで、中山間地域における買物弱者の現状と対策について、再度、総合政策部長にお伺ひいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 議員御指摘のとおり、中山間地域におきましては、買物で深刻な問題が生じている集落がございます。その数も増加しているところであります。

現在、県内の取組といたしましては、市町村社会福祉協議会等による買物支援や、商工会等による宅配サービスなどの事例がありますほか、県外からの移住者が移動スーパーを起業するといった取組も出てきております。

県といたしましても、中山間地域の買物や交通等、暮らしの機能を維持することが大変重要であると考えておまして、重点施策として、拠点集落と周辺集落とのネットワークにより日

常生活を支える「宮崎ひなた生活圏づくり」に取り組んでいるところであります。

今後とも関係部局や市町村等とも連携しながら、地域の方が安全・安心に暮らすことのできる中山間地域の実現を図ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 一つの参考ですが、国のほうの新型コロナウイルス対策として、住民生活支援の一つとして、移動スーパー等による地域の生活支援事業があります。今後の参考になればと、期待しております。

次に県土整備部長に、空き家対策についてお伺ひいたします。

空き家の総数は、平成30年度住宅・土地統計調査によると、県内で8万4,200戸、住宅総数の15.4%となっています。その中でも、危険な空き家が各地に撤去されずに残っております。このような空き家に対する対策について、県と市町村の具体的な取組をお伺ひいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 空き家対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、住民に最も身近な行政主体であります市町村が実施し、県は、市町村に対する助言やその他必要な支援を行うこととされております。

このうち、危険な空き家の除却につきましては、所有者の負担軽減のために、費用の補助を行っている市町村もございます。なお、その財源として国の補助金を活用する場合には、法に基づく空家等対策計画を策定することが必要となるため、県では、計画策定に関する助言等を行っているところでありまして、現在、宮崎市をはじめ、13の市町村が策定を終えております。

今後とも、除却を含む市町村の空き家対策が

円滑に進むよう、必要な支援を行ってまいります。

○有岡浩一議員 御紹介いたしますが、空き家等の対策計画というものを宮崎市でも策定しておりまして、解体補助額は除却、廃材処分、運搬経費の2分の1の上限額50万円、または、解体作業困難などの場合は、補助対象経費の5分の4以内、上限額80万円があり、広く周知し、毎年継続的に取り組むことが必要であります。

昨年度は3件の実績があるようですが、やはり、毎年毎年こういう取組をし、危険な空き家を除去しながら環境美化に取り組むという、これは県の指導の中で、県内全ての市町村に空き家等の対策計画が出来上がることを期待しております。

最後の質問に入っていきますが、人材育成ということで、総務部長にお伺いいたします。

人材育成につきましては、毎回いろいろな角度で質問をしております。特に現在の新型コロナウイルス関係で精神的にも大変きつい状態が続く中で、職員の皆様方にどのようなアドバイスができればいいのかなと考えてみました。

その中で、「レジリエンス」という言葉があったので御紹介させていただきます。心理学におけるレジリエンスについて、意味は、「逆境から早く立ち直り、成長する能力」とあり、定義として、ストレスの多い社会生活、日常生活の中で前向きに、しなやかに立ち回る能力を言います。

職場において、現在の職員のレジリエンスを高めるなど、心理的にサポートすることが重要と考えます。

そこで、職員が持っている能力を最大限に発揮できる職場環境づくりにどのように取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 県では、人材育成基本方針の中で、「職員の成長を支える魅力ある職場づくり」を人材育成の柱の一つに掲げまして、職員間のコミュニケーションの活性化や、不正や不祥事から職員を守るためのコンプライアンスの推進、心と体の健康増進などに取り組んでいるところでございます。

御指摘のレジリエンスを高める取組につきましては、OJTや人事評価における上司と部下職員との面談等を通じて、自由闊達な雰囲気醸成するとともに、職員を対象としたメンタルヘルス研修の中で、ストレスマネジメントの具体的方法などを習得する機会を設けております。

現在、県庁では、働き方改革に重点的に取り組んでいるところでありまして、今後とも、職員一人一人が持てる力を十分に発揮できる、魅力ある職場づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、大切な職員、人材の「材」を財産の「財」という表現も使ってもらっしゃるように、宮崎県にとって職員の皆さん方は大切な力であり、宮崎をよくするための貴重な財産であるというふうに考えております。そういった意味では、職員の皆さんの不祥事だけがクローズアップされて、ふだん地道に頑張っている姿が見えないということがないように、職員の皆さん方を大切にすることが、宮崎県がこれから難局に向かってしっかりと闘っていける環境だということを強くお願い申し上げて、今後とも、職員の皆さん方の人材育成にしっかり取り組んでいただくことをお願いしたいと思っております。

最後になりますが、教育長にお尋ねいたします。高校生の挨拶の習慣化についてお尋ねした

と思います。

私自身は学生時代、スポーツ系の取組をしていましたので、大きな声で挨拶することは当たり前で、みんなが大きな声で挨拶する、そういう環境におりました。

しかし、最近の若者は挨拶をしないとよく言われますが、社会人の基本は挨拶からだと思っております。そこで、社会人の手前にいる高校生を見てみると、自転車に乗りながらスマホに集中していたり、こちらから挨拶しても返事が返ってこないことが多くあります。

いつの間にか、挨拶はしなくてもいい、煩わしいという勘違いをしているのではないかと心配する次第です。

そこで、高校生の基本的生活習慣の確立として、まず、挨拶する習慣や挨拶の大切さについてどのように進めるべきか、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 基本的生活習慣は、望ましい社会生活を送る上で大変重要な意味を持っておりまして、子供たちの心身の発達に欠くことのできないものであります。

その中でも、お話にありましたように、特に挨拶につきましては、社会性を育むための重要な基盤であると認識しております。

挨拶の習慣化につきましては、幼少期から発達段階に応じて一貫して身につけさせるべきものと考えておりまして、特に高等学校におきましては、授業や礼法指導、面接指導等を通して、挨拶が社会で生きていくために重要であるという観点からも指導しているところであります。

県教育委員会といたしましては、自分で考えて判断できる自立した人材の育成を目指しまして、学校における日々の教育活動や様々な体験

を通しまして、挨拶などの基本的生活習慣の確立が図られるよう、学校への指導を行ってまいります。

○有岡浩一議員 今、答弁をいただきました、学校で指導したときにはできると、しかし一方、学校から出て社会に出るとできなくなるという、こういったことがあってはもったいないと思っています。習慣化して、いつでも声がかけられる、声がかけられれば返事ができる、そういう宮崎県の素直な子供たちをしっかりとこれからは育てていただきながら、小・中・高生のこれからの成長を期待しております。よろしくお願いたします。

質問の項目は23問全て終わりましたが、今日ここに、第54代松形知事の書かれました「たゆたえども沈まず」という本の中から、知事の就任のときの決意と期待という話を少しさせていただきながら、皆さん方に伝えたいと思います。

第54代知事に就任した瞬間、（中略）「充電と放電は知事のみならず、県政全体にとっても必要不可欠であり、充電だけして放電がなければ、質の良い能力も宝の持ち腐れになる。また、放電だけで充電がなければ、行政の前進も発展もない」。「充電しながら放電し、放電しながら充電する、言うなれば自動車のバッテリーのような作用がある。県政は一瞬の安逸も許されない。厳しい坂道はそれがいかに峻険といえども、乗り越えなければならない」。「そこで提案がある。県政のために何をなすべきか、原点に返って激しい議論をしようではないか。三人寄れば文殊の知恵という。遠慮せず、知事室に来て議論して頂きたい」。「奉仕者としての責任を果たすためには、全職員が燃えねばならぬ。議論に

燃え、仕事に燃えることを県民の皆さんは期待している」。私の基本姿勢は、豊かで活力に満ちた明日の宮崎をつくることにある。具体的には、県民重視の県政、県民のための県政、地方の時代を先取りする創造性に富む県政、心を大切にする県政、21世紀を目指す先見性のある県政である」。という文章がございます。

これは、松形知事が就任のときに、職員の皆さん方にメッセージとして伝えられた言葉だと聞いておりますが、この号令によって、職員の皆さん方にも思いが通じたということも書かれております。

ぜひ、河野知事におかれましても、初心に戻って、職員の皆さん方に思いを伝え、知事の思いが県政の発展につながるという、そういう県民総力戦で取り組めるような宮崎県を今後とも期待し、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の横田照夫です。これまで、13名の議員が新型コロナウイルス感染症関係の質問をされましたので、重なったり、似通ったりしている質問もありますが、お許しをいただきまして、一般質問に入らせていただきます。

安倍首相が小・中・高校・特別支援学校における全国一斉の臨時休校の要請を出されました。この要請に対し、事前の根回しがなかったとか、あまりにも唐突過ぎる、過剰な反応などの批判がありましたが、安倍首相は、「先手先手でやるべきだと判断した。最後は政治が全責任を持って判断すべきものと考えた」と、政治判断を強調されました。

4月7日政府は、7都府県に対し、5月6日

までの間で「緊急事態宣言」を発令しました。さらに、4月16日にはそれが全都道府県に拡大され、5月4日には5月31日までの延長が決定され、そして、5月14日、8都道府県を除き、緊急事態宣言は解除されました。

これらの一連の動きに対して、海外で先行する強権的で強制的な「国家緊急事態」や「都市封鎖」と比較して、日本の対応は生ぬるい、危機意識が足りないなどの声が多数上がりました。「国民の権利の制限を含む緊急事態宣言は危ない」と言っていた人が、1か月後には「早く宣言を出すべきだ」と、手のひらを返すように言っておりました。

これまで、緊急事態における危機管理については、長年議論がなされてきました。2003年には、当時の民主党が「緊急事態基本法案」を公開いたしましたし、2012年には、自民党が出した改憲草案に組み込まれた「緊急事態条項」をめぐる、「国家権力が国民の権利を制限する危険性がある」との批判が数多く出されました。このような緊急事態が発生した場合の考え方は、本当に難しいと思います。

本県では、緊急事態宣言の対象地域となった後も、県内の感染状況や社会経済に与える影響等を考慮して休業要請は行わないとしていたが、県外からの来県を誘発しかねない状況に直面していることや、県内の様々な団体から休業要請について提案・要望が寄せられたこと等を踏まえ、大型連休を前に、県をまたいだ大移動を抑制し、県外からの感染を阻止する観点から、遊興施設や遊技施設など対象となる施設に対して、4月24日に休業要請を行うこととしました。

河野知事は、この休業要請があまりにも遅いとの批判を受け、「私の考えと県民が求めるこ

とにずれがあったことを大いに反省する。具体的な方向を示せなかった反省もある」と、陳謝されました。そこで知事に、備えや対策を出すタイミング等も含め、今回のコロナウイルスでどのようなことを感じられたかをお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、あとは質問者席での質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

新型コロナウイルス感染症は、その影響が県民生活の様々な分野に及ぶだけではなく、何より県民の命と健康を脅かす未曾有の事態であります。状況が刻々と変化する中での対応は、感染拡大防止と社会経済活動の維持の兼ね合いという問題もあります。この議会でも、アクセルとブレーキというような表現で議論もなされたところでありまして、全国的な状況、また統一的な対応が求められるものもありますし、感染拡大の状況を踏まえながら、地域の実情に応じて取り組むべき内容もあります。そのような意味におきまして、大変かじ取りの難しい事案だと感じております。

備えや対策につきましては、県の対応方針につきまして、本県で初めての感染者が確認される前に策定・公表したほか、人の移動が多い4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけての対策の徹底を図ってまいりました。さらには、県民への外出自粛や、遊興施設・遊技施設への休業の要請など、市町村や医療機関、その他の関係機関と連携して取り組んできたところであります。

御指摘の休業要請の問題など、判断が難しい課題も多々あったわけではありますが、県民の皆

様や関係機関の協力の下、感染拡大を何とか抑えることができていると、現時点では、これまでの県としての対応に一定の手応えを感じているところであります。

引き続き、第2波、第3波への対応につきましても、これまでの経験等を生かし、適切に対応してまいります。以上であります。[降壇]

○横田照夫議員 今の答弁に対してのコメントは、一番最後のほうで述べさせていただきます。

10年前に本県で口蹄疫が発生した際、その防疫体制が十分に機能しなかったとの反省から、家畜伝染病予防法が改正されました。

具体的には、畜産農家に対する飼養衛生管理の強化や国の財政支援の拡充などです。

従来の家畜伝染病予防法では、補償金の額は、患畜については家畜評価額の3分の1、疑似患畜については、同じく5分の4が支払われることとされておりました。しかし、防疫措置の円滑な実施を図るという観点から、特別手当が付加されて、通常の手当と合わせて、当該家畜の評価額の全額の交付を行うこととされました。あわせて、予防的に殺処分される家畜に対しても、評価額の全額を補償することとなりました。これは、家畜の殺処分を行った畜産農家の経営継続を支援するための支援金としての性格を有しています。

この法改正により、もし口蹄疫等の法定伝染病が発生した場合、農家も地方自治体も国も、迷わずに殺処分等の防疫措置を行うことができ、早期の終息を図ることにつながるのではないのでしょうか。

今回のコロナウイルスでは、不要不急の外出などは自粛するよう要請されました。途中、特定の遊興施設とか遊技施設等には休業要請が行

われましたが、その他の商店や飲食店には行われず、人足が途切れたために、やむなく自主休業する店もたくさんありました。まさに、真綿で首を絞められるような気持ちだったのではないのでしょうか。

その後、給付金とか助成金等が次々と出されましたが、給付に時間がかかったりと、不備も次々と指摘をされました。外出自粛等で人の足が止められたら、飲食・サービス業、小売業、観光業など、多くの産業に影響が出るのは当然のことなので、それらの業界を担う人たちの生活の糧を補償する必要があるのではないのでしょうか。

家畜伝染病予防法で畜産農家の経営継続を支援するための補償制度を決めたように、コロナウイルスのような感染症に対しても、補償等の法整備をするべきではないかと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言の対象地域におきまして、知事の権限で休業要請を行うことができるわけではありますが、御指摘のとおり、休業した事業者に対する補償が法的に整備されておりません。このことが、東京都をはじめ、感染が急拡大した都市部において、当初、大変苦慮する課題でありましたし、その後、対応のばらつき、公平・不公平の問題も生じさせたのではないかと考えております。

このような中、本県では、休業要請の対象事業者に対し、協力金を支給したところではありますが、補償ないしは財政的な手当てにつきましては、本来、国の責任において行うことが必要であると考えております。

そのため、現在、休業要請に係る補償、また支援の在り方につきまして、特措法への位置づ

け、さらには国の財源措置などを、全国知事会を通じて、国に働きかけをしているところであります。

○横田照夫議員 アメリカやイタリアでは、患者が待合室や廊下にあふれ、遺体を安置する場所もないという悲惨な状況になりました。日本ではそこまでには至りませんでした。現場からは、病床や医療機器、医療従事者が足りなくなって医療が崩壊しそうだという悲鳴が上がりました。

医療従事者への感染を防止するために、手術機能を一旦停止したり、コロナウイルス以外の普通の外来患者や入院患者をストップしているところもあります。本来回っていた医療が回っていないというふうに捉えれば、既に医療崩壊が始まっていると言えるかもしれません。

私の家の近くに小児科の診療所があります。土曜日等も含めて毎日多くの患者を診察していましたが、コロナウイルスがはやりだしてからは、患者が激減し、収益悪化を加速しています。少々の発熱くらいは我慢したということなのかもしれませんが、院長は自嘲気味に、「小児科は不要不急の診療科だとよく分かった」と言っていました。

医療崩壊は、コロナウイルスに対応した病院でのことのように理解をしていましたけど、診療所も含めた医療界全体でのことではないのでしょうか。近所の診療所がしっかりと機能してこそ2次医療、3次医療だと思います。

医療崩壊を防止する観点から手術や外来患者の診療を止めている病院や、コロナウイルス流行で患者数が激減した診療所にも、何らかの支援策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。前屋敷議員も同じような質問をされましたが、改めて福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医療機関の経営悪化に係る資金繰りの支援につきましては、国において、無利子・無担保等の優遇融資制度の拡充や、診療報酬等の概算前払いが実施されておりまして、県では、医療機関等に対し、こうした対策の周知を図ってきております。

また、感染拡大防止の観点から、特例的に電話やオンラインでの診療が可能となっておりますので、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

さらに、国の第2次補正予算では、全ての医療機関・薬局等を対象に、患者が混在しない動線確保などの感染拡大防止対策等への支援が盛り込まれておりますので、こうした国の制度の活用を視野に、医療機関への支援も検討するとともに、県内の医療機関の厳しい状況については、国に対してもしっかりと訴えてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、感染者の公表の在り方に関してお尋ねします。

県の公表は、宮崎市在住の何歳代の男性とあったもので、特定個人の公表ではありません。でも、そのために、真偽不明のデマ情報が飛び交い、いわゆる「犯人捜し」が始まりました。佐土原でも、あるスナックが標的となり、幾ら否定しても、なくなるどころか形を変えて増殖していき、スタッフは精神的に追い詰められたと聞いています。

感染症法第3条には、「国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない」とうたっており、それに基づき、厚労省から「感染症が発生した場合における情報の公表における基本方針」が出されています。この中で、「公表に当たっては、感染者等に対する不当な差別及び偏見が生じないよう

に、個人情報に留意しなければならない」とうたっております。でも、全く感染していない人が、デマ情報で不当な差別や偏見を浴びていることを考えると、この基本方針には大きな不備があるんじゃないかと思います。

感染症患者等の人権の保護に配慮しなければならないのと同様に、感染していないのに、デマ情報によって、精神的にも経営的にも追い詰められる人の人権にも、同じように配慮する必要があるのではないのでしょうか。

先述のスナックは、新聞に取り上げられて、デマだったことが周知されましたけど、それと同じように、デマ情報によって大変な状況に追い詰められている人からの連絡を受けて、その情報が真実とは違う旨の周知を何らかの方法でする必要があるのでないかと考えますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 情報の公表につきましては、御指摘のありました国の基本方針に基づきまして、患者とその御家族などの人権を尊重しつつ、感染症の蔓延防止に必要な範囲で行っているものであります。

例えば、感染者が利用した施設名に関しては、濃厚接触者等が不特定多数の場合は、蔓延防止の観点から公表を検討しますが、特定できる場合は、個人情報保護の観点から公表しないというようなことを基本としております。

こうした公表情報の取扱い以外にも、誤った憶測やデマによる風評被害を防ぐことが重要でありますので、新型コロナウイルスの特性や対策などについて、県民の皆様の正しい理解と冷静な行動が重要だと考えております。

このため県といたしましては、今後とも、会見や広報紙、県ホームページ、テレビCMや新聞広告など様々な媒体による情報発信を通じま

して、県民の皆様の新型コロナに対する理解を深めるとともに、人権意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひ、今後も工夫を重ねていってほしいと思います。

次に、国文祭・芸文祭に関連して質問します。

私は、議員になったばかりの頃から、神社の神主が神事の際、一番最初に奏上する「掛けまくも畏き 伊邪那岐大神 筑紫の日向の橘の小戸の阿波岐原に」と続く祓詞を壇上で何回も紹介、全国で宮崎県だけにしかないもの、それは「日向神話」なので、それを内外に発信すべきではないかと訴えました。その後「記紀編さん1300年記念事業」が始まり、大変うれしく思いました。そして、その記紀編さん事業の集大成として、今年開催予定の国文祭を位置づけるということでしたので、非常に楽しみにしてきました。しかし今、その開催が危ぶまれています。

国文祭・芸文祭について、知事は、国と開催方針を協議している最中だと伺いました。今後、どのような判断が出されるか分かりませんが、コロナ禍で社会全体が沈んでいく中で、スポーツや文化がいかに私たちの心に勇気や安らぎを与えてくれるものなのか、改めて今感じています。こういうときだからこそ、私たちは文化を守らなければならないと考えております。

これまでの知事の答弁にもあったとおり、ぜひ、国文祭・芸文祭は可能な限り実施してほしいと思います。

コロナウイルスの影響で、県内で活動している文化芸術団体の活躍の場も失われていますが、本県の文化芸術の灯を消さないためにも、県内の文化芸術団体が活動できる場を設けるな

どして支援すべきではないかと考えますが、総合政策部長いかがでしょうか。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 御質問にございましたように、文化芸術は、人の心に潤いを与えると同時に、地域の連帯感や魅力の向上につながるなど、社会に大きな活力を与えるものであります。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、県内の文化芸術活動は、中止や延期など自粛を余儀なくされてきておりましたけれども、ここに来まして、ようやく再開の兆しが見えてきたところであります。

このため県といたしましては、活動時のコロナウイルス感染防止対策や、中止された事業の実施、ネット配信などの新たな取組を支援するべく、現在、募集を行っているところであります。

さらには、国が新たに打ち出されました、文化芸術活動に対する各種支援事業などの動きも視野に入れながら、今後とも、県内の文化芸術団体の活動支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今、車のドライバーは、運転席に座ると無意識的にシートベルトに手がいくようになりました。口蹄疫後、畜産農家は、畜舎に入るときに無意識的に消毒槽に足を踏み入れるようになりました。このように、今までしていなかったことを当たり前のように行動することが、「新しい生活様式」の確立ということかなと思います。そして、新しい生活様式を常態化していくことと併せて、いち早く経済の再始動に向けての取組もしていかなければいけません。

そこで知事は、経済再始動をいち早く進めていくためにどのように対応をしていこうと考え

ておられるのかを、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 経済の再始動に当たりましては、感染拡大防止の徹底と社会経済活動との両立が何よりも重要であると考えております。

本県では、県民の皆様の御協力により、昨日までで65日、新規感染が確認されていないということで、全く感染が発生していない岩手県を除けば、全国でも最も長い期間、感染の発症が抑えられている状況であります。これを基盤として、再始動に向けていち早く取り組める環境にあるものと考えております。

このため、早くから地産地消による応援消費を呼びかけてまいったところではありますが、議員御指摘のように、県民や事業者の皆様新しい生活様式への対応を促す、これを言わば日常の標準装備としていきながら、例えば、町なかの飲食店の利用を促すプレミアム付食事券でありますとか、今議会にお願いをしております、プレミアム付商品券の発行支援、さらには県内旅行の後押し、県民のスポーツ合宿促進などによりまして、まずは、地産地消・応援消費のさらなる推進に取り組むことで、県内での人やお金の動きを活発化させ、地域経済をしっかりと底支えをしてまいりたいと考えております。

その上で、感染の収束状況に応じまして、大都市圏での県産品販路開拓の推進などにより、段階的に経済交流を広げていきまして、「コロナとともに生きていく社会」における、持続可能な経済社会づくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 感染拡大を防止するために、自粛の要請は大事だと考えます。でも、それをいつまでも持続させては、社会や経済を窒息させてしまいます。県が示しているように、どこ

かの段階で、冷え切った県民の消費マインドを温める必要があります。口蹄疫のときに、佐土原町では、飲食業組合の皆さんがJR佐土原駅前の広場を利用して、「さどわら えきんまえまつり」を始められ、今でも商工会が中心となって続けられています。これは、みんなで口蹄疫からのダメージを乗り越えようという、町民に対するメッセージです。一緒に頑張りましょうという連帯感づくりでもあると思います。

県は、感染収束の先を見据えた施策の展開ということをおっしゃりますが、ウイルスの完全撲滅は考えられません。先日は一番街で、「街市」が3か月ぶりに開催されました。どの時点を収束と考えるかは難しいので、もうそろそろ、コロナウイルスで落ち込んだ消費マインドを喚起する取組を進めていくべきと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県経済の再始動を図る上で、落ち込んだ消費マインドを盛り上げていくことは、大変重要であると考えております。

現在の状況を踏まえながら、街市の状況、さらには楠並木朝市なども再開をされたところがあります。県内での経済循環につながる、広い意味での地産地消の取組が重要ということで、「ジモ・ミヤ・ラブ」のキャッチフレーズによります応援消費というものを促して、例えばCMやポスターの作成などを通じて積極的に展開しておるところでありますし、県民の皆様による県産品の購入、県内宿泊施設の利用、地域における様々なイベントの実施、このような動きをどんどん広げていくことが大事であろうかと思っております。

また、その動きを自ら、隗より始めよということで率先して展開するというところで、例え

ば、私と両副知事が県内に出向いて実施をしております「地域経済懇談会」では、各市町村長との意見交換を地域の飲食店で行うことによりまして、県民の皆様が過度に自粛することなく、新しい生活様式を実践する飲食店を利用しただけでなく、機運づくりについても目指しているところでもあります。

今後とも、様々なそういう動きを展開しながら、県民一人一人に、今回の危機を乗り越えるための地産地消の意義、そして、それが必ず将来につながっていくということを理解いただき、行動していただけますよう、一層の啓発に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 知事や副知事が、市町村長と一緒に食事を取りながら経済対策等の意見交換をされたことは、県民に対するアピールという観点からも、時宜を得た取組だったなと思います。

先ほど「街市」のことを言いましたけど、これと同じような考え方で、例えば宮崎市だったら、ニシタチや一番街、若草通りを使ったイベントは、もう既にノウハウは持っておられますので、すぐにでも開催できるのではないかと思います。

また、宮崎県軟式野球連盟とかサッカー協会、ゴルフ協会など、県内を網羅したスポーツ団体がいろいろありますが、そういった団体の協力ももらって、「コロナに負けるな地産地消・応援消費大会」を冠に掲げた一般県民向けのスポーツ大会を開催することも、コロナ対策の啓蒙につながるんじゃないでしょうか。

県民100万泊運動のさらなる充実も大事だと思います。当然、参加者が自費を使って参加する。ホテル・旅館、ゴルフ場、酒蔵、飲食業、JRやバス、行政有施設など、いろんな業界団

体や行政がコラボして行う催しを、費用の一部助成などで県がリードする。背中を押す。こういった対策もあっていいのではないかと思います。

給付金や商品券などの取組も大事ですが、県民の連帯感を刺激して、みんなで宮崎県を盛り上げていこうという機運の醸成にも力を入れていただきたいと思います。

次に、浄化槽政策について、環境森林部長にお伺いします。

第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画は、今年度が最終年度になっています。第2次計画での今年度末までの生活排水処理率の目標と現状はどうなっているのか。また、第3次計画の策定予定についてお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 平成27年3月に改定しました、第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画では、令和2年度における生活排水処理率の目標を83%と定めておりますが、直近の平成30年度末の生活排水処理率は、80.6%となっております。

また、第3次計画につきましては、令和3年度からの10年間の計画として、今年度策定することといたしております。

○横田照夫議員 昨年6月に「改正浄化槽法」が公布され、今年の4月1日から施行されました。今回の法改正の趣旨についてお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 改正浄化槽法の趣旨につきましては、大きく2つありまして、1つは、現在、全国に約381万基あります環境負荷の高い単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換の促進であります。

もう1つは、浄化槽管理者に義務づけられております、水質に関する定期検査、いわゆる11

条検査の受検率が、全国平均で43.1%と低い水準にありますことから、受検率の水準を引き上げるなどの維持管理の強化を図ることです。

○横田照夫議員 今回の改正法で改正された内容について、幾つか質問をします。

浄化槽は、し尿のみを処理し、台所や洗濯、風呂などの生活雑排水は処理しない「単独処理浄化槽」と、し尿・生活雑排水の両方を処理し、下水道と同等の処理性能を有する「合併処理浄化槽」に分けられます。このうち、単独処理浄化槽の汚濁負荷は、合併処理浄化槽と比べて約8倍あり、河川汚濁の原因になることから、現在はその新設は禁止されていますが、既存の単独処理浄化槽が数多く残存している状況にあります。

そのうち、特に今回、既存の単独処理浄化槽で、水質に関わる検査の結果やその他の情報から判断して、そのまま放置すれば、生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれがあると認められるものを「特定既存単独処理浄化槽」と定義づけられ、都道府県知事が、除却その他必要な措置を取るよう助言または指導することができるようになりました。

まず、特定既存単独処理浄化槽は、現在県内にどれくらい存在するのか。また、都道府県知事が、除却その他必要な措置を取るよう助言または指導することができるようになったし、相当の期限を定めて勧告・命令等を行うことも可能になりましたが、県としてどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 特定既存単独処理浄化槽につきましては、その措置に関する指針が、この3月に国から示されたところであり

現時点では、この指針に示された基準に該当するものはございませんが、今後、市町村や関係団体からの情報収集などに努めてまいりたいと考えております。

また、特定既存単独処理浄化槽に対する指導、勧告等につきましては、措置に関する指針を踏まえまして、まずは、浄化槽管理者自らの意思による改善を促すことから始め、助言・指導を繰り返し行い、それでもなお改善されない場合には、勧告・命令の措置を取ることになります。

○横田照夫議員 次に、浄化槽台帳について伺います。

今回の改正法では、浄化槽設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の転換も含めた浄化槽整備、定期検査の受検の指導等を行うことができるようになるなどの理由で、都道府県知事・保健所設置市長に対し、浄化槽に関する台帳の作成及び保管を義務化しました。本県の浄化槽台帳の整備状況並びに利用状況について教えてください。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、全国に先駆けまして、平成28年度に、インターネット上で関係機関が情報を共有できる台帳を整備しておりますが、今回の法改正において、保守点検の実施日や、11条検査の不適合事項などの記載事項が追加されましたので、できるだけ早く改修を行ってまいりたいと考えております。

整備した台帳につきましては、県では、11条検査未受検者への受検啓発や、清掃の実施などの維持管理状況の確認等に、そしてまた、インターネット上で台帳の共有をさせていただいております9つの市町村では、設置経費を補助した浄化槽に関する11条検査の受検指導などに利用

しております。

○横田照夫議員 今回の法改正で、地方公共団体が、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための「協議会」を組織することができるようになりました。浄化槽設置から保守、清掃、法定検査、全ての関係者で構成する「協議会」で、浄化槽における汚水の適正な処理促進が図られると思いますが、協議会設置の必要性を県はどのように考えているのか、また設置する場合、その規模は保健所単位か市町村単位かをお聞きします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の協議会につきましては、県として、必要なものであると考えておりますが、既に本県には、浄化槽の普及促進や、浄化槽の維持管理等の適正化を図ることなどを目的として、県、市町村、関係団体で構成された「宮崎県浄化槽普及促進協議会」が組織されております。

この普及促進協議会は、御質問の協議会の目的や構成に沿ったものでありますことから、まずは、普及促進協議会の事務局である宮崎市と、その規模も含めまして協議してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 県は毎年、9,000万円余の予算を確保しているにもかかわらず、市町村の補助の執行残という理由で、令和元年度2月補正で2,900万円余、平成30年度で1,800万円余のマイナス補正をしています。県としては、より一層の生活排水対策の推進を図るためにも、市町村が浄化槽の設置転換等にもっと積極的に取り組めるよう、補助の在り方を見直すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県ではこれまでも、環境負荷の低い環境配慮型の浄化槽設置に関する補助や、設置転換に伴い単独処理浄化

槽の撤去を行う場合の補助を行うなど、制度の充実を図ってきておりますが、今年度からは、市町村などからの要望を受けまして、宅内配管工事費に係る補助を追加したことで、昨年度よりも補助金の要望額が増えたところであります。

今後とも、市町村等の意見も十分に伺いながら、より取り組みやすい補助制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 7条検査の結果、不適正となった事案が毎年一定数報告されており、この中には、浄化槽設備士による実地での適正な監督や工事の技術上の基準を遵守していないと思われる事例などもあったとして、平成30年3月に、国交省、環境省から各都道府県宛てに、「浄化槽設置工事に関する指導等の強化について」という通知がなされました。

そこで、浄化槽法7条に定める検査の結果、浄化槽工事の技術上の基準により不適正と判断された浄化槽の基数と改善結果について教えてください。

また、隣県等では「浄化槽設置工事マニュアル」が作成され、工事業者はそのマニュアルに沿って工事を行っているそうです。そこで、本県における浄化槽設置工事マニュアルの必要性についてお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 令和元年度におきまして、浄化槽設置後の最初の検査であります7条検査を受けました県監督の2,371基の浄化槽のうち、工事の技術上の基準により不適正と判定された基数は28基となっており、そのうち7基については改善が図られております。

また、御質問の浄化槽設置工事マニュアルにつきましては、浄化槽工事を適正に行う上で有効であると考えておりますので、マニュアル作

成に向けて、今後、関係部局、市町村、関係団体と協議してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 浄化槽政策についての一連の質問をさせていただきました。昔、「かぐや姫」というフォークグループが歌った「神田川」という歌が流行しましたが、その当時の神田川は、どぶ川の代名詞のような川でした。でも、その後、排水の浄化が進み、今ではアユなども生息する川によみがえりました。生活排水をしっかりと処理することが周辺の水環境を守ることに繋がりますので、今後の取組に期待をさせていただきます。

次に、根井三郎氏の顕彰について知事にお伺いします。

昨年6月議会で、宮崎市出身で第2次世界大戦中にウラジオストクの総領事代理をしていた外交官、根井三郎氏の顕彰について質問をしました。

根井三郎氏は、大戦中にナチス・ドイツの迫害を受けた多くのユダヤ人を、映画にもなった杉原千畝氏とともに「命のバトンリレー」をして救済した人です。

宮崎県民の誇りでもある根井三郎氏を何らかの形で顕彰できないかという私の質問に対して、知事は、「今後、県民の間で広く語り継いでいくためにも、資料や情報の収集・調査がさらに進み、根井三郎氏の功績や生涯など、その人物像が史実に基づいて明らかになっていくことを期待したい。今後、それらを踏まえて、根井三郎氏に関する講演会の開催など、顕彰について検討していきたい」と答弁をされました。

実は、先日、根井三郎氏が発給したビザがアメリカで発見されました。そのビザには、手書きで「敦賀 横浜経由 アメリカ行」と書いて

あり、根井氏の直筆署名と、当時彼が就いていたウラジオストク総領事代理の公印も押されています。フリーライターの北出さんという方が、難民名簿を調査している中で存在を発見し、アメリカ在住の家族からその画像データを送ってもらい、確認したということです。

このビザには「21号」と書いてあるので、ほかにも残っているかもしれません。それを探すとともに、発見されたビザを何とか入手して、大事に保管・展示できないものかと考えます。

教育委員会文化財課が、道路や施設を造る際に発掘調査をして、重要なものが発見されたら復元、保管、展示等をしますが、これは地元の歴史を県民に知らしめて誇りとしてもらうことにあると思います。今回のビザの発見も、根井氏の功績と史実を証明するもので、郷土史上非常に大事なもので、県民の誇りとなるものであり、まさに本県の文化財と言えるのではないのでしょうか。私としては、発見されたビザを入手して、県の重要文化財として指定し、大事に保管・展示することが、根井三郎氏の顕彰になると思っています。そこで、根井氏の顕彰について、知事の考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 根井三郎氏につきましては、私も4年前、佐土原総合文化センターでの講演会で初めてその業績を伺い、本県において、すばらしい仕事をされた先人がいらっしゃる、改めて感動したところであります。近年、その功績が徐々に明らかになっておりますが、業績を顕彰するに当たって、なかなか資料が残っていない。そこが大きな課題でありました。今回の発見は、ビザのないユダヤ系避難民に単独でビザを発給し、救済したという記録を裏づける非常に貴重なものでありまして、知事として大変誇らしく、また、うれしく思ってい

るところであります。

この発見は、広く県民の皆様が根井氏について知っていただく機会となったわけですが、これがきっかけとなって調査研究が多方面に広がり、新たな資料の発見につながるなど、その業績に一層光が当たっていくことを期待しているところでもあります。

現在、宮崎市や地元顕彰会、大学等におきまして、根井氏の功績や人物像の調査研究などの取組が進められているところでありまして、県といたしましても、根井氏の顕彰、また御提言のありましたビザの入手などにつきまして、宮崎市等と十分に連携を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ビザを大事に持っておられたアメリカの御家族にとって、今の自分たちがいるのはこのビザのおかげという思いを持っておられ、手放したくないという気持ちでおられるかもしれません。でも、「歴史を証明する貴重な資料として「公としての宮崎県」が未来永劫大事に守っていくので、何とか譲っていただけないでしょうか」と、強い思いでお願いをしてみてもはどうでしょうか。

地元顕彰会は、現在外務省におられる野口元警察本部長にお願いをされて、外務省の資料を見せてもらい、「命のバトンリレー」の存在が分かり、それを東京新聞が取り上げてくれて、中央に発信できたそうです。動かないと、前には進みません。

宮崎市と地元顕彰会は、宮崎市民プラザ・オルブライトホールで、来年2月にアメリカの御家族に来県していただいて講演をお願いし、併せて、ビザをお借りして展示をしたいとの考えで、今その交渉に入る準備をされているそうです。

実はうれしいことに、今日の宮日新聞の窓の欄に、福井県の人根井三郎氏に関する投稿が載っていて、(前略)「確固とした信念を貫き、全ての人を尊重する彼の姿勢に感動しています。根井三郎の資料展が、ぜひとも福井県でも開かれたらうれしい限りです」とありました。県には、そういうことも含めて、宮崎市や地元顕彰会と一緒に、根井三郎氏の功績や人物像の調査研究を積極的に進めていただきますよう、お願い申し上げます。

交通安全施設についての質問もお願いしておりましたが、時間の都合で、次の機会に回させていただきます。お許してください。

先日、「復活の日」という小説を読みました。「日本沈没」で有名な小松左京さんが、1964年、東京オリンピックが開催された年に発表されたものです。

東西冷戦下、イギリス陸軍細菌戦研究所で開発された猛毒の新型ウイルスがスパイによって持ち出され、小型飛行機で輸送中にアルプスで墜落し、そのウイルスが世界中に広まり、35億人の人類が全滅するというストーリーです。半世紀も前に書かれたものですが、パンデミックに陥っていく様子が実にリアルに描かれており、今回の新型コロナウイルス感染症を予言していたかのように思ってしまう。

この小説の中に、総理大臣が緊急事態宣言を出すかどうか判断するとき、「政治家として、時には手続を無視してでも緊急措置を取らなければならない時もある。それが妥当であったかどうか、そんなことは結果を見てからしか判断できない。その時の最良と思われる行為を選ぶより仕方がないんだ」という一文があります。

今回のコロナウイルスで、安倍首相が、全国

一斉の臨時休校を要請したことに対する批判に対して、「先手先手でやるべきだと判断した。最後は、政治が全責任を持って判断すべきものと考えた」と言われましたが、まさにそういうものだろうと思います。

河野知事も、どうすべきか判断を迷われることもあるだろうと思いますし、判断したことに対して批判されることもあるだろうと思いますが、知事の考えで最良と思われる方向を選んでいただき、決断されることを期待して、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後1時0分開議

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 財務省が6月1日に発表した、今年1月から3月期の法人企業統計(速報値)は、金融・保険業を除く全産業の経常利益が、前年同期比32%減の15兆1,360億円で、4四半期連続のマイナス。今期の下落率は、リーマンショック以来10年半ぶりの大きさと言われています。

4月から6月期の数字は、こんなものでは済まないと思います。GDPの落ち込みも、戦後最悪を更新することは確かでしょう。日本だけでなく世界中で同様のことが起きていますが、日本は、先進国の中でも唯一、デフレ状態から脱却できていない。その上、昨年秋の消費税増税とのダブルパンチ。第1波は収束の兆しが見

えてきたものの、この先、第2波、第3波の懸念もある。これまでのような、外資やインバウンドビジネスに頼り切った観光戦略では、じり貧は確実です。

いま一度、日本は内需国であるという原点に立ち返り、国内需要を活性化する政策に切り替えるしかないと思います。大規模な減税、大規模な公共インフラ投資等で個人消費を活発化させ、内需を掘り起こす。これまでの政策と真反対な政策を実行する以外に解決策があるとは思えません。

今回のコロナ対策では、県の経済対策や休業要請の遅れなど、河野知事のリーダーシップが見えないとの声を耳にします。東京や大阪など、自主財源にある程度余裕のある知事からは、勇ましい発言、自治体独自の充実した支援事業の展開が発表されています。しかし、本県は支援策を実行しようにも、国の財源に頼るところが大なわけです。第2波、第3波が来るともかもしれない。国の支援策を見極めなくてはならない。本県の財政を預かる知事としては、この危機をどう乗り越えるか、慎重にならざるを得ない。河野知事の判断は当然だろう、間違っていないと思います。

国の進めるこれまでの感染症対策が間違っていたことが、今回の混乱で露呈しています。

「伝染病予防法」から「感染症予防法」に改正された理由は、個人の人権に配慮し、原則隔離しないという理由だったと認識しています。2012年(平成24年)5月に制定された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」では、国、都道府県に対し、新型感染症の発生時の対応を事細かに定めておくよう規定していますが、PCR検査体制や、資機材備蓄の不足など、後手後手の状況です。特措法では、感染者

は一般病床での医療提供を前提としており、感染者の隔離は想定されていないと私は理解しています。しかし、今回、想定外の感染者全員の隔離です。

私は、感染症予防法、新型インフルエンザ等対策特措法の見直しが必要だと思います。

さらに、特措法に基づく緊急事態宣言は、強制力を伴わない自粛の「要請」という形で、不要不急の外出や施設の使用、店舗の営業を規制しましたが、あくまでも「要請」であり、国は補償の責務を負わず、国民は自己責任での対応を余儀なくされています。

特措法をめぐっては、休業要請に従わない事業所に対し罰則規定を設けるなどの規制強化も検討されているが、まずは自粛要請の実効性を上げるための補償措置の基準の明確化が急がれていると思います。

もう一つ、国と自治体の役割分担も整理する必要がありますと考えます。緊急事態宣言の下で、実際の運用・措置は知事が担っていますが、休業要請の対象などをめぐって、国と自治体との混乱も見られます。休業要請権限は、特措法に基づき知事に与えられているが、東京都が行おうとした休業要請の一部業種に国が待ったをかけ、小池知事が、「社長だと思っていたら、天の声がいろいろ聞こえてきて、中間管理職になったようだった」と、名言を残しています。

今回の国の対応の遅さから、全国知事会では権限の強化と財源の手当てを求める声が上がっていると報道されています。知事の所見を伺います。

以下、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

今回の新型コロナウイルス対策については、

新型インフルエンザ特措法が、平成25年の制定以来、初めて実際に運用されるということもありますし、同じ感染症と言っても、想定しておりました新型インフルエンザと、今回の新型コロナウイルス、また様々であろうかと考えております。こうしたことから、幾つかの課題があると考えております。

例えば、「必要な協力の要請」に関する知事の裁量権を拡大することのほか、休業要請に係る補償・支援について、その充実や特措法への位置づけ、さらには、国の財源措置に関することなどであります。

今後、第2波、第3波に備えて、早急に権限・財源を措置することが重要でありますので、引き続き、全国知事会等を通じて、国に対して要望してまいります。以上であります。[降壇]

○満行潤一議員 新聞報道や、西村議員への答弁によれば、本県独自の緊急事態基準、宣言を発令する基準を設定するとなっています。感染症の流行は、地域で大きく実情が違います。本来、その対策は、全国一律ではなく、地域の実情に応じてきめ細かく、また臨機応変に対応すべきで、都道府県知事が実行すべき事案です。本県独自の緊急事態基準・宣言とはどのようなものか、お伺いします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 新型コロナへの対応につきましては、感染拡大防止と社会経済活動の維持・再生の両立を図りつつも、さらなる感染拡大時には、社会経済活動を最大限抑制し、県民の命と健康を守る取組を徹底することが重要だと考えております。

このため、先日開催した新型コロナウイルス感染症対策協議会において、県独自の緊急事態宣言の仕組みを設ける方向性が示されました。

宣言を行うに当たっては、対策協議会の専門

家等の意見などをお伺いした上で、「直近1週間の新規感染者、または感染経路不明の例の急増」「入院病床稼働率の逼迫」「クラスターの続発」などを踏まえ、知事が本部長である県対策本部において、総合的に判断することを想定しております。

○満行潤一議員 知事給与削減が相次いでいます。しかし、静岡県の川勝知事は、「消費マインドを冷やすことをしてはならない」と、削減するよりも消費に回すべきだと発言されています。私は同感ですが、知事はどうお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 各県知事における給与削減につきましては、財源の確保ですとか、傷みを分かち合うという様々な理由によって行われておりまして、一定のお考えということですが、敬意を持って受け止めているところであり、一切、否定や批判をするところではありませんが、私としましては、一定のルールで定められた報酬を頂く中で、精いっぱい自らの職責を果たしていくことが本筋であろうと考えているところでもあります。

その上で、消費について御指摘いただいたところではありますが、現在の疲弊した本県経済を直視したときに、給与削減といった消費マインドを引き下げかねない選択をするよりは、地産地消を盛り上げていく応援消費を進めていくこと、これが大変重要であるというふうに考えております。

現在、「ジモ・ミヤ・ラブ」をキャッチフレーズとしまして、県民の皆様に応援消費を呼びかけ、私自らも、様々な県産品を買って、親戚一同に送るなどしておりますし、市町村長と地元飲食店で会食を行いながら意見交換を行う、地域経済懇談会などを実施してきたところ

であります。

また今議会には、プレミアム付商品券の発行や県民等を対象とした旅行商品の開発などの支援もお願いしているところでありまして、引き続き、県議会をはじめ、県民の皆様にも御協力いただきながら、積極的にこの応援消費というものを広く展開してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、医療の疲弊対策について伺います。

新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい、日本でも盛んに「医療崩壊」という言葉が使われています。今回の医療崩壊は、長年続いってきた国の医療費抑制策にも大きな要因があります。この政策のため、欧米と比べ一般病床が多過ぎることが医療費の増大の原因であるとされ、国は、自治体病院の統廃合や医療機関一般病床を減らすよう強く求めています。

しかし、不幸中の幸い、一般病床の削減は、どの地域でも国の思惑どおりには進んでいません。新型コロナの患者の多くは、一般病床に入院して治療を受けていますが、国の求めるような削減が進んでいたら、欧米のような感染者数、死亡者数になっていた可能性大です。今回の医療崩壊はさらにひどいものになっていたはずです。

日本の病床数は1,000人当たり13床。世界最大の感染者を出しているアメリカは3床。病床数を、ただ医療費がかさむからといって削減するのではなく、こうした非常事態が起こった場合の安全策として、余裕を持って保有しておかないといけないということが明白になりました。経済効率だけをうたい、危機管理をおろそかにした国策の誤りです。

伝染病予防法が感染症予防法に改正される前

までは、伝染病隔離病舎は全国で9,700床余りだったものが、法改正により、感染症患者も一般病床で対応するように改正がなされ、直近の統計では、感染症病床数が1,758床、18%にまで激減しています。結核病床も11%まで激減。全国の一般病床数は、この25年間で30万床も削減されています。地域の中核病院であり、公衆衛生の拠点である自治体病院も、国の強い指導によって統廃合が進んでおり、施設数も病床数も年々減少しています。

1998年の法改正当時の本県の伝染病隔離病舎の二次医療圏、病床数などはどうだったのか、福祉保健部長をお願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 1998年10月1日現在の伝染病病床数につきましては、延岡西臼杵が40床、日向入郷が0床、宮崎東諸県が20床、西都児湯が16床、日南串間が40床、都城北諸県が20床、西諸が23床であり、合計159床となっております。

○満行潤一議員 各地域にそれぞれあって、合計159床あったわけで、これに廃止された結核病床も入れたら、相当な数になるはずですよ。

現在、指定医療機関の感染症病室は、宮崎病院以外は4床、4室ですね。一般病棟の一角にあります。当時の伝染病隔離病舎・病棟は、別棟に設置してありました。人権に配慮し、隔離しない政策に変更したはずなのに、今回の新型コロナは突然、指定感染症に指定され、原則隔離されることになりました。

県内の感染症指定医療機関の合計31床に協力医療機関を加えて、5月末時点で204床を確保、目標は231床。軽症者用宿泊施設200室を確保されていますが、病床確保には相当な苦勞と時間がかかります。

県医師会が知事、議長に要請に来られ、感染

症専門病院の設置を要望されたようです。「ポストコロナ」感染症専門病棟の確保は、重要な視点だと思います。次の流行に備え、今、医療機関への患者受入れ態勢を再構築するときです。しっかりとしたトリアージを国、自治体で実施しなければ、医療現場の混乱は収まりません。

県内でも各地の119番、救急車要請があるものの、発熱がある急患を受け入れる医療機関がなく、救急車が立ち往生している状況にあります。受入れ側の医療機関には、院内感染、風評被害、防護服等の資材不足、一般診療の停止リスクなど、病院経営圧迫の心配があります。

感染症流行時、行政の強いリーダーシップによる患者振り分け、医療機関受入れ後の財政支援などの確な支援がなければ、救急医療、地域医療は崩壊することが、今回実証されました。特に、流行時の重症患者受入れ態勢をどう維持していくのかが大きな課題となっています。部長の見解をお聞きます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 人工呼吸器を使用する重症の患者を受け入れる体制につきましては、県内を県央及び県南エリア、県西エリア、県北エリアの3つのエリアに分けて、感染症指定医療機関で21床確保しております。

県央及び県南エリアは、県立宮崎病院と宮崎大学医学部附属病院、県立日南病院、県西エリアは、都城市郡医師会病院、県北エリアは、県立延岡病院で受け入れることとしております。

また、超重症者の患者の受入れについては、県全域を対象に、宮崎大学医学部附属病院を中心として対応することとしております。

○満行潤一議員 「新しい生活様式」という言葉が出てきていますが、私には違和感があります。本来、感染症予防にはどれも配慮しなきゃ

ならない必要な対応です。今期の季節性インフルエンザの流行も、あまり聞きませんでした。そういう意味では、「新しい生活様式」ではなく「正しい生活様式」が順当な呼称だと私は思います。

「手を洗おう」県民運動を提案したい。これを県として頑張ってもらいたいという思いで質問させていただきます。

私が小学生の頃は、昼休み時間は「手を洗おう」の啓発音楽が校内に流れていました。公衆衛生の基本の基である手洗いの啓発が、ふだんから学校、事業所を巻き込んでの展開が望まれます。

本県の感染症予防啓発でも、手洗い、マスク着用の啓発パンフなど、作成いただいているのですが、マスク着用だけが目立っています。隣の熊本県では、「くまモン」が啓発に一役買っているようです。県が主導して、県民に広く「手を洗おう」運動を提唱してほしいと考えますが、部長いかがでしょうか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のとおり、手洗いは感染症対策の基本であります。

手洗いの大切さや正しい方法につきましては、県庁ホームページに掲載するとともに、新聞やテレビCMの放映などで普及啓発を行っているところであります。

今後とも、県民一人一人が正しい手洗いについての理解を深め、感染症予防策に取り組んでいただけるよう、市町村や関係団体と連携し、様々な機会を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 確かに「手を洗おう」とか啓発はありましたが、立ち上がりでも相当時間がかかって、大分流行してからの啓発だったと思

います。年中というか、ふだんから手を洗おう、正しい生活様式の普及を、ぜひふだんから行っていただきたい。それが公衆衛生の原点だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、5月補正予算で措置した、飲食店等「新しい生活様式」対応支援事業について伺います。

補助額上限5万円、総額2億円の事業ですが、消毒液やキャッシュレス機器、換気設備などの導入支援の事業です。しかし、社交飲食業生活衛生同業組合の役員をしている経営者が、この制度を知らなかったわけで、驚きました。周知方法と申請状況等についてお伺ひいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） この事業では、県民が安心して県内の飲食店を利用できますよう、飲食事業者がガイドラインを実践するために必要な換気設備の導入や消毒液の購入など、感染対策への取組を支援することとしております。

事業の実施に当たりましては、商工会議所や商工会に対する説明会を開催いたしましたほか、市町村や飲食業生活衛生同業組合等に対し情報を提供するなど、周知に努めたところでありまして、6月15日現在の申請件数は約400件となっております。

地域経済を活性化していくためには、飲食店の感染防止対策を促進し、消費の喚起を図っていくことが重要となりますことから、引き続き、事業者の意識向上や実践を促す取組と一体となって、さらなる事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 総合政策部が担当というのも違和感があるんですけど、400件という数字にも

非常に残念な……。予算でいくと4,000件ぐらいのはずですから、1割ぐらいの申請実績ということですので、もっと啓発が必要じゃないかと思っておりますので、引き続き頑張っていたきたいと思っております。

次に行きます。国は5月29日に、防災基本計画の修正を行っています。避難所の過密を抑えるなどの「感染症の観点」を追加しています。本来、感染症拡大のリスクの高い避難所の対応は、運営する上で重要な視点です。避難所の備蓄物資にマスク、消毒液などを追加しています。本県の地域防災計画修正など、対応状況についてお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 国の防災基本計画の修正を受けまして、まず、県の地域防災計画への反映が必要になると考えております。

しかしながら、出水期を迎え、風水害の発生が懸念される中、避難所における新型コロナウイルス感染症対策は喫緊の課題でありますことから、県では、地域防災計画の修正に先行しまして、先般、避難所運営のためのガイドラインを作成したところでございます。

現在、市町村に対して、このガイドライン等を参考に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営を促すとともに、県民の皆様には、避難所における感染症対策や多様な避難の在り方などの周知に努めているところでございます。なお、県地域防災計画につきましては、本年度末までに県防災会議を開催し、修正を行いたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、テレワークについて伺います。

新型コロナウイルスで急速に広まったテレワークですが、今後、多くの企業で定着してい

くものと思われま。ネットワーク環境が整備された日本では、技術的には特段難しいわけはありません。民間企業で広がるテレワークですが、役所はちょっと状況が違うと思えます。個人情報保護の観点も重要です。テレビ会議システムを活用した遠隔地との会議、本庁と出先機関、県庁と市町村などの利用が考えられます。県庁の現状はどうか、現状と今後について、部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、業務の効率化を図りますため、平成23年度に、本庁と県内7か所の総合庁舎等を結ぶテレビ会議システムを導入しております。その後、平成30年度に、各所属のパソコンでテレビ会議ができるよう、システムの改善を図ったところであります。

このような中、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクに対応しながら、各市町村とのより緊密な連携を図りますため、県と市町村の間でもこのシステムが利用できますよう、7月からの稼働に向けて準備を進めているところであります。

県といたしましては、今後、このシステムを積極的に活用することによって、危機管理体制の強化や働き方改革の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 公共交通機関についてお尋ねします。

入国制限や航空路線の休止などから外国人旅行者が激減しているほか、外出の自粛等により、国内観光客についても、キャンセルや新規予約が入らない状況にあります。売上げのめどが立たない状況で、資金繰りも急激に悪化している企業も多いと思えます。

6月補正に「公共交通利用促進事業」1,665万

円が計上されています。事業の目的はよく分かりますが、事業予算が少な過ぎるのではないかと感じます。路線バスや高速バス、鉄道、航空機などにおいて、県内外における人の移動が抑制されたことで、大幅な利用者の減や減便・運休が発生しています。乗客の回復の見通しが不透明な中で、経営に大きな影響が出ています。この事業予算で、コロナで減少した利用者の回復につながるのか疑問です。

JR九州の赤字路線も公表され、厳しい現実を見詰めつつ、沿線自治体は「利用促進を図る」。そう思わざるを得ません。路線バスもカーフェリーも、通常でも厳しい経営を迫られているのに、このコロナ騒動で、惨たんたる実績です。交通機関の利用者が大きく減少する中、利用客回復に向け、予算額も大幅に増額した抜本的な事業展開を希望しております。部長、いかがでしょうか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症の拡大によって減少した交通需要を回復させるためには、安心して利用していただける措置を適切に講じた上で、感染状況の変化に応じた移動自粛の緩和に合わせ、需要回復対策に取り組んでいく必要があると考えております。

このため、まずは今議会におきまして、県内での移動を中心とした路線バスや、通常運航を継続している長距離フェリーの利用促進に資する事業をお願いしておりますほか、各交通事業者が取り組む感染症拡大防止対策に対する支援につきましても、取組を進めてまいりたいと考えております。

今後、県をまたぐ移動の本格化や航空路線の回復といった状況を踏まえ、交通需要の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 飛行機をお尋ねします。

宮崎空港の航空機利用者数は、前年同期の91.7%減と伺っています。壊滅的状况にあると思います。現在、宮崎空港に開設されている国内外の航空路線が守れるのか、非常に心配です。どのような対策を行うのか、再度、部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 航空業界では、新型コロナウイルス感染症の影響による航空会社の経営悪化が問題となっておりまして、国において、資金調達等の支援が行われると伺っております。

本県の航空路線も、甚大な影響を受けておりますが、大都市から遠距離にある本県にとって、航空路線は欠くことのできない交通基盤であり、しっかりと守っていく必要があります。

このため県では、空港にセルフ体温計を設置することにより水際対策を強化するとともに、先月末から、航空各社に収束の段階に応じた復便を求める要望活動を開始したところであります。

また今後は、関係機関との連携の下、Go Toキャンペーン等と連動した利用促進にも積極的に取り組むことで、早期の航空路線の回復に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、感染症の影響、対策について、それぞれお尋ねします。

今回のコロナ禍でも流行がなかった本県、やはり陸の孤島だということが実証されたようなものです。

「観光立県宮崎」、九州最下位からの脱却を訴えてきましたが、昨年実績に回復するまでは、長い道のりを覚悟しなければいけません。宮崎を売り出すための戦略は、宮崎の強みでもあり弱みでもある、よくも悪くも、年中気候の

よい陸の孤島を生かす差別化の視点が肝要ではないでしょうか。

宮崎国際音楽祭中止、全日本ホルスタイン共進会開催中止決定、各種大会や地域の夏祭りなどの中止が続きます。補正予算の事業説明にある、「ひなたのチカラ」プロモーションや神楽を活用した部分が目に留まりました。宮崎オリジナルの魅力発信は重要です。

宮崎の神楽は、9系統200を超える地域で1000年の歴史を持ちます。地域の大切な宝物と考えます。この時期だからこそ、県庁の強いメッセージを発することが、疲弊した観光業界に希望を与えます。

秘境（高千穂）神楽、神社仏閣、武道具、大弓、木刀、温泉、武道ツーリズムなど、県内各地に存在する多くの宝を活用した観光振興策をどのように展開していくのか、お伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 国内外から選ばれる「観光みやざき」の核となりますのは、宮崎らしい、宮崎でしか味わうことができない感動や体験であると考えております。そして、議員からただいま例示もありましたように、神楽や神話、そして大弓、木刀など、まさにこういったものは地域の宝であると考えております。

現在、県観光振興計画におきましては、「みやざきの強みを生かした誘客の促進」を掲げ、おいしく新鮮な食や豊かな自然などとともに、こうした地域の宝を生かしながら、市町村等と連携し、本県ならではの魅力ある観光地づくりを進めているところでございます。

新型コロナウイルスによりまして、当面、国内外からの大規模な誘客が見込めない状況でありますけれども、県民が地域の魅力を再発見できる県内旅行の商品開発、応援消費を積極的に

促進し、観光みやざきの再始動につなげてまいります。

○満行潤一議員 県産材を使った「新しい生活様式」推進事業、事業費7,500万円が計上されています。林業の分野でも、4月の原木価格が9,000円まで下落するなどの影響が出ています。木材需要の落ち込みが、価格下落の一因と推測されます。新型コロナウイルス感染症の影響を克服するためには、木材利用を促進する需要対策が必要と考えます。県の取組について、部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員御指摘のとおり、木材につきましては、住宅着工戸数の減少などによりまして、需要の落ち込み、そしてまた、その長期化が大変懸念されております。

このため県では、今議会におきまして、県民の消費マインドを喚起するためのテレビ番組の放映や、県民参加の木づかいコンテストなどのキャンペーンを集中的に実施する事業と、飲食店などの民間施設を対象に、3密の回避に配慮した店舗の木質化や、飛沫を防止する木製パーティションの設置など、木材を活用した新しい生活様式への移行を支援する事業につきまして、関連予算をお願いしているところであります。

県としましては、既存事業等に加えまして、このような取組を実施することにより、県産材需要の早期回復を図りますとともに、感染拡大の防止にもつなげてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、特別定額給付金の給付状況について伺います。

都城市は申請世帯の97%ぐらいに給付したと報道されています。都城市は別格なのでしょう

が、特別定額給付金の県内給付の進捗状況はどのような状況か、お伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 特別定額給付金の給付は、県内の早いところでは5月1日から、5月下旬には全ての市町村において開始されております。

国の調査によりますと、全国の給付状況は、大都市を中心に給付の遅れが見られる傾向にあり、6月12日時点の給付済世帯の割合は43.7%となっております。

本県におきましては、約8割の市町村で90%を超えているところであり、県全体で、全国状況を上回る55.4%となっております。おおむね順調に給付が進んでいるものと考えております。

○満行潤一議員 国の重要統計の中止や調査方法の変更が続いています。国民生活基礎調査が中止されました。統計調査は、国や自治体の政策上の大事な基礎データになります。2020年は、10年に一度の国勢調査、大規模調査の年です。例年、厳しい調査員確保が、今回はコロナ感染で特に厳しい状況とも聞きます。現時点での取組状況について、御答弁をお願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国勢調査は、国の最も基本的で重要な統計調査として、地方交付税の算定や様々な行政施策の基礎資料に活用されるなど、社会の発展を支える情報基盤としての役割を担っております。

このため国では、令和2年国勢調査につきまして、延期等を行わず、地域の実情に応じて、国勢調査員と世帯の方ができる限り直接対面しない形での調査票の配布や、インターネット回答と郵送での調査票回収を一層推進するなど、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら実施することとしております。

県といたしましては、今後とも国や市町村と連携し、安全・安心を確保しながら、国勢調査の確実な実施に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、職員の特殊勤務手当の支給について伺います。

感染症患者に対応される医療従事者やウイルス検査に当たる技術職等、大変な御苦勞だと思っております。新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の支給状況について、お伺いします。

○総務部長（吉村久人君） 感染症に係る本県の特殊勤務手当としましては、「感染症予防等手当」がありますが、その対象となる感染症は、国と同様、結核やSARS、鳥インフルエンザなどとなっております。現時点では、新型コロナウイルスは対象外となっております。

国におきましては、先般、新型コロナウイルスの感染が発生した船舶等における業務について、新たに特殊勤務手当の特例措置が設けられたところであります。なお、国の第2次補正予算において、新型コロナウイルスの感染患者に対応する医療従事者等に、慰労金の支給がなされることが決定したところであります。

県としましては、このような状況を踏まえ、新型コロナウイルスに係る業務の特殊性に応じた職員の処遇について、現在検討しているところであります。

○満行潤一議員 支給されていないというのを聞いてびっくりしましたが、慰労金の支給等もあるので、そこでまたお考えになると思っておりますが、ぜひ、頑張っている職員の皆さんに、それなりの配慮をいただきたいと思っております。

子供の虐待についてお伺いします。

外出自粛で子供と自宅にいる時間が長くなり、いらいらが募り子供に手を上げるとの報道

もあります。自粛要請により児童虐待が増えて
いるのか、児童相談所の実態はどのような状況
か、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 学校休業が開始された、今年3月から4月までの児童相談所における児童虐待相談対応件数につきましては、速報値ではありますが、285件となっており、前年同期間の258件と比べ、27件、10.5%増加しております。近年の対応件数の高い伸び率を勘案すると、新型コロナの直接の影響によるものかは、現時点では判断がつかい兼ねますが、休校が続き子供と長時間過ごすことで、子育てに不安やストレスを抱える保護者からの相談が寄せられたところでもあります。

県としましては、引き続き市町村や学校、警察などの関係機関と連携を図り、地域における子供の見守りや子育て家庭への相談・支援体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、学校現場の対応について、教育長に何問もお伺いします。

まず、大学受験についてです。大学入学共通テストの試験方法でも、国語、数学の記述式導入や英語の民間試験活用など、今年の受験生は大変混乱しています。コロナ禍によって、自宅での課題学習やオンライン学習を実施している地域があったりと、学習格差が生じていると懸念の声が上がっています。全国の高等学校校長で組織する団体からも、1か月繰り下げよう要望もあるようです。入試日程の繰り下げもあるのか、国の動きについて教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 全国的な臨時休業の影響で、地域や高校によって学習の進捗状況に差が生じておりまして、大学入試における公平

性の確保が懸念されております。

このため文部科学省は、大学入試の日程や出題範囲等について、高校・大学関係者と協議を進めておられまして、6月中に公表される予定とお聞きしておりますが、入試日程の大枠については、早ければ明日にでも公表されるのではないかと報道されているところでもあります。

また、部活動の大会や資格検定試験等が中止や延期となっていることを踏まえまして、秋から出願が始まります大学の推薦入試等において、受験する生徒のこれまでの取組や志望大学への意欲等について、多面的・総合的に評価することを各大学に求めているところでもあります。

○満行潤一議員 次に、教員の働き方改革、給特法の改正について伺います。

給特法によって教員の超過勤務手当は支給しなくてよいことになっています。臨時、または緊急にやむを得ない必要があるとき、「超勤4項目」だけが、正規の勤務時間を超える命令が可能となっていますが、実際はあらゆる理由での時間外勤務が常態化し、過剰労働となっている実態があります。

学校における業務の役割分担については、「学校以外が担うべき業務」「必ずしも教師が担う必要がない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つの仕分が文科省から示されていますが、この仕分がなおざりになってはいないのか。真に必要な時間外勤務とそれ以外の仕分をしっかりとやらないと、時間外勤務の削減にはつながらないと考えます。教員が担っている業務の役割分担について、現状と今後の取組についてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 本県の現状につきましては、平成30年度に実施しました教職員勤務

実態調査から、本来、家庭や地域で行うべき教育内容が学校に求められており、それぞれの役割が曖昧になっているという課題が明らかになりました。

県教育委員会としましては、このような状況を踏まえまして、学校、保護者及び地域に向けて、家庭・地域との連携と役割分担の明確化等に重点的に取り組むよう具体例を示しながら、昨年度、メッセージとして周知したところがあります。

今後、学校の業務の役割分担について、市町村やPTAなどの関係機関と意見交換を行いながら、今年度、中間見直しを行う予定であります。「学校における働き方改革推進プラン」に反映させてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 しっかりとした対応をお願いします。

慢性的な業務過重改善には、専科教員の増員など、教職員増が欠かせないと思います。引き続き、県教委には増員を図っていただくよう要望しておきます。

また、小学校専科の授業を地域で行う遠隔学習（ネット授業）の導入が教員の負担軽減に有効だと思います。教育長の見解をお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 小学校教員の負担軽減を図るためには、お話にありました、専科教員の配置をすることは大変有効でありまして、本年度から国の加配を活用しまして、県内小学校の高学年を対象に、一部教科担任制をモデル的に実施し、効果検証を行っているところであります。

また、専科教員による遠隔学習につきましては、専門的で質の高い授業を受けることができるといったメリットもございます。一方、小学

校低学年児童の学習の進め方や、その理解度の確認など、課題もありますので、今後研究を進めていきたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、専科教員を含む教員定数の改善について、引き続き国に強く要望を行っていくとともに、教員の負担軽減のための指導体制の工夫、改善に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、学校教育のICT環境整備についてであります。

デジタルディバイド（情報格差）が、地域間、集団間、個人間、都市部との格差がどんどん広がっています。せめて学校教育では格差を生んでほしくありません。IoT（モノのインターネット）、もうじきIPv6に全面移行する。それに対応するための「GIGAスクール構想」でもあると思います。県立高校では、インターネット環境整備により、情報端末を当面3人に1台整備との目標です。

国は、義務教育の児童生徒には1人1台の学習用情報端末と高速ネットワーク環境の整備を、5年間という計画でしたが、前倒しして進めようとしています。

しかしながら、機器を整備しても、3年から4年後には更新の時期が来ます。財政力の豊かな都市部の学校では、既に整備済みのところもあると聞きます。本県も他県に遅れることなく、整備を急いでいただきたいと思っております。

今後の公立小中学校のICT環境整備について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましてとおり、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国は、義務教育段階で1人1台の端末整備に向けた補助について、当初は令和5年度で完了する予定であったものを、前倒しし

て実施するなど、学校のICT環境整備を加速化しております。

その結果、本県の公立小中学校におきましては、本年度中に全児童生徒数の約85%の端末が整備予定となっております。残りの端末につきましても、令和4年度までに整備される見込みであります。

また、校内通信ネットワークの整備につきましては、本年度中に県内23の自治体が整備を完了し、残りの3自治体につきましても、校舎新築などの実情に応じて整備を進めていく予定となっております。

○満行潤一議員 「宮崎情報ハイウェイ21」というのがあります。行政の情報化により県民サービスの向上を図るとともに、都市と地方の情報格差の是正や学術・教育等の公共社会サービスの推進を図ることを目的にされた高速ネットワークですが、直営で光回線を県内に引いたり、公共事業の様相もありました。平成14年度（2002年度）にスタートし、平成24年度にリニューアルし、今回、行政基盤に特化するという計画変更で、今年9月でこのMJH21が運用終了とのことでした。

しかし、いまだ山間部の小中学校には高速通信回線（光ファイバー）が確保できていないところもあります。地域格差のない教育環境の整備は重要です。学校からインターネット環境に接続する外部回線の整備について、市町村へ働きかけてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 学校における校内ネットワークや端末の整備が進んだ場合、ICTを快適に活用するためには、インターネットに接続する外部回線の容量が、使用するデータ量や、通信速度に対応していることが必要とな

ります。

そのため、県教育委員会といたしましては、県内市町村教育委員会に対し、各市町村の状況に応じた通信環境の整備・改善を情報部局と連携して行うよう、積極的に働きかけているところであります。

さらに、外部回線を含めたICT環境の整備を円滑に推進できるよう、専門家の派遣や情報提供等を行うこととしております。

○満行潤一議員 土木や工業、商業など、職業系高校の生徒が受験する国家資格試験などが、新型コロナウイルスの影響によって中止や延期になっていると聞きます。現状はどうなのでしょう。また、今後の対応についてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 職業系高校の生徒が受験します国家資格試験には様々なものがありますが、例えば情報処理技術者試験のように、年に複数回実施される試験の中には、既に1回目が中止となっているものもあります。また、年に1回だけ実施されます測量士・測量士補試験のように、試験が延期となっているものもあります。

資格は、生徒の将来にとって重要でありますので、今後の国家資格試験に向けましては、各学校で生徒の状況を見極めながら、放課後等を活用した補習を行ったり、生徒それぞれに応じた適切な課題を与えたりするなどして、これまで以上に丁寧な指導を行いまして、生徒が資格を確実に取得できるよう支援してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 学校の先生は一生懸命御指導いただいているわけですが、補習時間も、夏休みが短くなったりいろいろと制約があるんでしょうが、一生の資格だと。就職にも進

学にも非常に有効な資格がたくさんあると思いますから、今後とも御支援よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、来春新卒者の求人状況はどうなんでしょうか。企業の新規採用意欲は減退していると思わなければなりません。県内の有効求人倍率が4月は1.20倍と、前月比0.08ポイント減。過去2番目の下げ幅と発表されています。

また、6月1日から求人票受付が始まりましたが、十分な就職準備期間が確保できないことなどから、企業による採用選考の開始も延期されています。例年、県内企業の求人票提出が遅いとの指摘もあります。特に県内企業とのマッチングなどの対策を強化すべきだと思います。

今期の就職説明会の開催状況について、お伺ひいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 本年3月に東京と福岡で開催を予定しておりました県主催のふるさと就職説明会や、宮崎労働局との共催により3月と6月に宮崎市内で開催を予定しておりました説明会につきましては、いずれも中止としたところであります。このほか、県内大学等が主催いたします企業説明会も、中止が相次いでおひまして、県内企業の採用活動に大きな影響が出ておひます。

このため県では、ふるさと就職説明会に参加予定でありました企業の情報を、ホームページで紹介いたしますとともに、7月下旬には、主に県内外の大学生等を対象に、インターネットを活用した就職説明会を行うこととしておひます。また、8月から9月にかけては、県内4地区におきまして、感染防止対策を講じた上で、対面式の就職説明会を開催することとしておひます。

○満行潤一議員 このコロナ禍で、今年の就職

をする人、進学する人というのはいろんな影響が出ておひますので、精いっぱい行政の支援をお願ひ申し上げたいと思ひます。

最後の質問になります。

感染症、予防接種、いろいろと気になっておひるんですけども、コロナ禍で見過ごされておひるのではないかと心配です。小さな子供を医療機関に連れていくことをちゅうちょしておひる保護者もおひるのではないかと。風疹、麻疹、流行性耳下腺炎、ロタウイルス、季節性インフルエンザ、定期予防接種の接種率も低下しておひるわけ、ぜひそのことに対応いただきたいと思ひます。

今日はマダニの対策について伺ひます。

春から秋にかけて活動が活発になるマダニです。マダニが媒介する感染症、SFTSの被害、本県の被害は全国で最多です。本県の発生状況と対策の現状をお伺ひします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県における重症熱性血小板減少症候群、いわゆるSFTSの発生状況につきましては、平成25年3月の届出開始からの累積報告数が72件で、全国で最も多くなつておひます。

SFTS対策は、マダニにかまれないことが重要でありますので、県としましては、マダニの活動が活発になる春から秋の時期に合わせて、保健所や市町村、県医師会、県獣医師会などの関係機関と連携し、周知・啓発を行つておひるところです。

今後とも関係機関と連携しながら、あらゆる機会を捉えて、県民への情報発信、注意喚起を行つてまいりたいと考えておひます。

○満行潤一議員 国の2次補正予算にある、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の事業概要が明らかになりました。医療や

介護、障害福祉サービスに従事する職員等に対して、最大20万円の慰労金を支給する内容です。ここでは県立病院にお願いしたいと思いますが、県立病院の清掃、リネン、給食、事務、クレーンなど、業務委託の労働者にも確実に支給されることが必要です。強く要望しておきたいと思います。

以上をもちまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○徳重忠夫副議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 県民の声、井上紀代子です。通告に従い一般質問を行います。

人類は、これまでも、これからも、感染症との闘いであると言われていています。国は5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、本県を含む39県を対象地域から除外し、5月25日には全都道府県での宣言解除を決定しました。本県では、県民の皆様とともに徹底した感染症拡大防止に取り組み、県内感染拡大が抑えられ、緊急事態宣言解除という大きな節目を迎えることができました。ひとえに、感染拡大防止に向けた県民、事業者の御努力、医療最前線で日夜献身的に業務に当たられた医療従事者や感染症対策従事者のお力と、心から感謝と敬意をささげたいと思います。

我が家は、要介護度4の夫を在宅介護していますが、デイサービスの停止をいつ告げられても容認せざるを得ない状況下であり、ぴりぴりとした毎日を過ごしていました。介護される本人はもちろんのことですが、家族が感染者になって介護事業者が閉鎖になれば、介護されている多くの家族の方々へ想像できないほどの負担を強いることになり、1日1日が緊張の日々

でした。ショートステイについてはすぐに停止となりましたが、デイサービスはおかげさまでずっと実施され、緊急事態解除を迎えることができました。介護事業所で働く方々の献身的な介護に本当に救われた毎日で、感謝でいっぱいです。

県民の方々も、お一人お一人が事情に合わせて、解除まで、長期の学校休業、テレワーク、感染防止のための行動の自粛、卒業式・入学式のように人生の大きな節目のイベントの中止等々、これまで経験したことのない時間の過ごし方であったと推察します。

治療法が確立されておらず、7割の抗体がないと社会が落ち着かないと言われるコロナウイルス。ワクチンの開発等にはまだまだ時間がかかり、世界で毎日の感染者が13万人との現状の中で、私たちは社会を営んでいかざるを得ません。新型コロナウイルスとともに生きていく社会を心に刻みつけ、認識し、行動しなくてはなりません。

世の中が大きく変わる節目とは、新型コロナウイルスとともに生きていく社会、今、このときなのかもしれません。これから築き上げる社会は、過去の概念にとらわれることなく、地域社会のありようを、デジタルシフトの中でつくり上げることが大切だと考えます。

本県のコロナ対策に取り組む中で、知事ほどのような所感を持たれたのか、お伺いいたします。

壇上の質問は以上とし、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受けて、私はこれまで、県民の命と健康を守るた

め、必要な対策を順次進めてまいったところがあります。この間、本県で感染の拡大が抑えられてきたことは、県民の皆様の御理解と御協力をはじめ、医療従事者、感染症対策従事者等の皆様の御尽力によるものと、改めて心から感謝申し上げます。

これからは、第2波、第3波に備えて、引き続き感染防止対策を徹底しながら、同時に社会経済活動を回復させる取組も着実に進めていくことが、私の使命であると考えております。

そうした中、10年前の口蹄疫の経験が、今なお県民全体に共有されていること、すなわち、目に見えないウイルスとの闘い、防疫の徹底の必要性というものが、県民の間で強く意識されているということ、さらには、大きな影響を受けた社会経済の復旧・復興を図ってきたその経験値があるということは、大変心強く思っているところであります。

一方で、20年前の口蹄疫の経験と10年前の口蹄疫の経験を鑑みますと、第2波、第3波に対する備えというものを、一層気を引き締めて取り組んでいくことが必要であるということも感じているところでございます。

今後は、新しい生活様式による感染防止対策を、日常生活における言わば標準装備としまして、いち早く経済の再始動につなげることで、新たな変化や不測の事態にも対応できる持続可能な経済・社会づくりに向けて、県民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 コロナウイルス感染が表面化し、当初、コロナに関する情報はテレビ、新聞、ネット等々でどれが正確な情報か分からぬまま、大量に私たちの周りにありました。県民は、情報に埋もれながら、「自分は感染者にな

りたくない」との思いを強くし、どれが正しい情報なのか、もし感染しているとしたらどうしたらいいのか、不安を抱えていました。その期間は長く感じられ、私は「ワンストップで相談に応じるところがほしい」という声を多く頂きました。

これからの季節、豪雨災害、台風被害に遭ったら、3密となる避難所に行くべきなのか、避難訓練はどうなるのか、分散避難・縁故避難・車中泊、自分はどうか考えたらいいのか、県民の皆さんが、はっきりと自分の行動を決めていくことができる正確な情報が必要だと思っています。

そこで、相談窓口や新しい生活様式と併せて、避難所の情報を盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症ハンドブック」を作成できないものか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナウイルスの基本的感染対策である、手洗いやせきエチケット、3密を避けるなどを含めた「新しい生活様式」、あるいは相談窓口が一目で分かりやすく県民の皆様に伝わることは、感染拡大を防止する上で大切なことだと考えております。

そのため、発生時から県ホームページ特設サイトを設けておりましたが、5月には、より分かりやすくリニューアルいたしまして、さらにテレビCM、新聞広告、県広報紙6月号などで周知を図っているところであります。

御提案のありました感染症ハンドブックにつきましては、内容や配布方法など、どのような工夫ができるか検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 78-5670（コロナゼロ）、この番号をお聞きして、本当にこの番号が一つ大きな力になると思います。正確な情報が、県

民の皆さんの手元で、正確に使われること、その認識が一致できること、行動できること、そのことを願って、このハンドブックの作成を、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、コロナ禍において、国内外で人や物の動きが停滞し、本県のみならず、全国において社会や経済に影響が見られ、経済については、飲食や小売り、観光関連産業等の幅広い業種にわたって深刻な状況にあります。

まず、小規模事業者事業継続給付金と、県内における国の持続化給付金の支給状況について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 小規模事業者事業継続給付金は、5月末日時点で4,489件、金額で8億9,780万円を既にお支払いしております。

国の持続化給付金の支給状況につきましては、本県の状況を九州経済産業局に問い合わせしておりますけれども、現時点ではまだ確認できていないということでございます。

○井上紀代子議員 国は、地方経済への見通しが非常に甘いと、私は思っています。実態をつかみ、苦しんでいる事業者に近い地方へ、最初から2～3兆円財源を落としていれば、県も75%で線引きをせずとも、多くの事業者へ即、スピード感を持って現金を渡すことができたのではないかと、とても残念に思っています。地方経済あつての国であるとともに、遺憾に感じるところです。

次に、様々な産業において、雇用情勢にも影響が及んでいる状況にあります。国の雇用調整助成金の本県における支給決定状況について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 宮崎労働局によりますと、5月29日現在、本県における

雇用調整助成金の支給申請件数は371件、うち支給決定件数は242件であり、申請件数に占める決定件数の割合は、全国平均と比較して高い状況にあります。

さらに、労働局では、申請書の作成から提出までを行うことができるワンストップ型の説明会を開催するなど、当助成金のさらなる利用促進を図っていただいているところでございます。

○井上紀代子議員 国は、この申請書の書き方が大変だということもあって、そこを変えたいということも言っておられるようですので、この利用が進むことを期待しています。

次に、コロナウイルスの感染が深刻な都市部では、世界で2万人の従業員を削減し、国内の生産拠点の再編成を行う日産自動車のように、様々な産業において大規模なリストラが検討されており、既に県内の農業法人等への転職の打診が増加し始めているとも聞いています。

このような都市部のUターンの動きは、本来歓迎すべきものではありませんが、その一方で、来春、高校や大学を卒業する学生に影響が出るのではとの懸念もあります。

そこで、県内職業系高校、産業技術専門校、農業大学校等への企業からの求人状況と、それぞれの学校での今後の就職活動の見通しを、教育長、商工観光労働部長、農政水産部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県立産業技術専門校におきます来年修了予定の訓練生は64人ですが、それに対する求人は、5月末現在でその7倍強の467人となっております。前年の同時期に比べて約18%増加しております。

同校では、本県産業を担う中核的技能者を育

成するため、専門的な知識・技能の習得や数多くの資格取得に取り組んでおりました、このような即戦力を備えた人材に対する期待の高さが、新型コロナウイルスの影響下においても、数多くの求人につながっているものと考えております。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農業大学校におきましては、近年、求人のニーズも高く、毎年90社程度の農業法人や食品関連企業から求人がありますが、今年度は、2年生53名に対しまして、6月12日時点で56社と少なく、また、6月下旬予定の就職相談会におきましても、約60社が参加予定でございます。

現時点では、就職活動が始まって間もないことから不透明な部分はあるものの、コロナ禍の影響等も懸念されますことから、学生の内定の動向を見守りながら、学生による企業訪問のみならず、過去に求人をいただいた企業や卒業生の就職先等にも声をかけるなど、学生の就職をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○教育長（日隈俊郎君） 昨年度の就職状況を少し申し上げますと、令和2年3月卒業の県立高校生の就職内定率は99.7%でありました。内定に至らなかった生徒については、それぞれの状況を把握して、関係機関等と連携を図りながら就職支援に努めているところであります。

そして、今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、本県の経済や雇用に与える影響の長期化が懸念される中、求人票が解禁される7月1日以降に本格化します、高校3年生の就職活動にも影響が及ぶことを心配しているところであります。

県教育委員会といたしましては、まず私自身、先般、県内経済関係団体を訪問いたしまし

て、加えて先週、知事、教育長、労働局長の3者の通知文を発出しまして、当該団体に就職や採用への特段の配慮を依頼したところであります。

今後も、関係する団体や機関等と連携しまして、高校生の積極的な採用などについて、県内企業等を中心に要請を行ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ、丁寧な対応をよろしくお願いしたいと思います。

今般の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、ほとんど全ての産業の採用活動に深刻な影響を及ぼしており、しかも、その影響は長期化すると言われております。この「コロナ不況」の影響は、若者の雇用にも深刻な影を落としており、就職氷河期が再来するという有識者もいらっしゃいます。

今年の企業の採用活動は、本番を迎える直前の2月下旬から、対面での説明会などがほぼ全て延期されており、ウェブ面接で採用を進めた企業が多く、学生側も、対面での企業側へのアプローチができないまま内定に至ったケースも多いと聞いております。

新型コロナウイルス感染症が本県の雇用情勢に与える影響について、どう認識されており、雇用を守るためにどのように取り組まれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 4月の県内の有効求人倍率は、1.20倍と1倍を超えてはおりますが、新規求人数は減少してきております。今後、長い影響というものを考えますと、本県の雇用情勢は厳しさを増しているものと認識しております。

このため、今月3日には国、県、市町村や経済労働団体が共同で宣言を行いまして、連携し

て雇用の維持や新規採用枠の確保に取り組むこととしたところであります。

県としましては、地域経済活動を回復させていくことが、雇用の維持にとりましても重要であると考えておりますことから、今議会に提案しております、プレミアム付商品券の発行や県民、隣県の方を対象とした旅行商品の開発等によりまして、消費を喚起し、地域経済の循環を図ってまいりたいと考えております。

また、先日、国の第2次補正予算により増額が決定されました地方創生臨時交付金等も活用し、今後の経済や雇用情勢の変化にも的確に対応してまいります。

○井上紀代子議員 それでは、次にお伺いいたします。

これまで、「定年帰農」や「田園回帰」など、様々な言葉で都市から地方への流れが提唱されてきました移住の問題なんですけれども、今回のコロナウイルスによる、都市生活のリスクとかテレワークの本格的な浸透は、今後、地方への人の流れの大きなムーブメントを起こす可能性があるかと、私は思っています。

テレビ等で報道されていましたが、昨年台風で大きな被害が発生した千葉県館山市は、人口流出に歯止めがかからない状況が続いているようですが、いち早く、コロナウイルスの感染を避けることができる町として移住説明会を開始しているとのことでした。

この流れを、都市部から遠い本県まで呼び込むためには、移住を希望する家族が暮らしていくことができる仕事があることを、強くPRする必要があります。本県の強みである1次産業を生かした移住促進を、今後どのように進めていけるのか、県の決意を郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事(郡司行敏君) 今年1月に内閣府が実施いたしましたアンケート調査によりますと、東京圏在住者の49.8%、約半数が地方暮らしに関心があると答えております。また、4月に実施されました民間のアンケート調査では、地方への転職を希望すると答えた若者が36%と、2月時点に比べ14ポイント上昇するなど、この新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、感染リスクが少ない地方への関心は確実に高まっているものと感じております。

このような中、密集リスクが少ない生活環境や、自然の中でゆったりと子育てができる環境、さらには、お話にありました農林水産業などの本県の魅力や価値を、今こそ地方志向の方々に積極的にアピールしていくことが重要と言えます。

このため、本年度から農林漁業従事者向けに制度を拡充いたしました移住支援金を活用するとともに、引き続き、新規就農者向けの支援策等にしっかり取り組みながら、農林水産業を生かした移住施策にも力を入れてまいりたいと考えております。

今後の都市から地方への流れをしっかり捉えるとともに、選ばれる地域となるよう、本県ならではの「新しいゆたかさ」の磨き上げ、そしてその魅力のPRを積極的に展開し、本県へのさらなる移住促進に努めてまいります。

○井上紀代子議員 私は東京に行くたびに移住センターを訪れて、いつもお話を聞かせていただいているんですけど、先ほど言われたとおり、今までは、定年過ぎの方とか高齢者の方の移住というのが多かったんですけど、今は本当に若者が地方に行きたいと。そして、子供たちはそこで育てたいという人が増えていきます。

いつの時代もピンチの中にこそチャンスがあります。この未曾有の危機を、疲弊し、身を削りながら乗り越えていくのではなくて、県民にしっかりとしたビジョンを示して的確な施策を講じていくことで、若者が住みたくなる「みやぎづくり」に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げたいと思います。

北九州市や首都圏での第2波の感染拡大は、予想されたとはいえ、コロナウイルス対策の難しさを物語っています。このような中で、国や県は「新しい生活様式」の定着を推進しています。

本県の感染者は、幸いなことに17名にとどまっていますが、この大きな要因として、本県の生活空間が、おおむね新しい生活様式を満たしているのではないかと考えています。つまり、本県の暮らしでは、意識せず2メートル以上の間隔を取れる生活様式であること、屋内より、常に屋外での活動が中心の生活様式であること、公共交通機関への依存度が小さく、移動手段は基本的に自家用車であること、流行している地域に行かなくても自立した生活を営んでいるなど、都市部では難しい生活様式が、既にスタンダードな生活となっていると推察できます。これは、とてもすごい本県のアドバンテージではないでしょうか。

もちろん、私たちは感染予防対策をきちんと頭に置いておく必要はありますが、ふだんと変わらない生活が、かなりのコロナウイルス対策になっているとも言えます。この視点を国内外に上手にPRすることで、本県1次産業の担い手不足、雇用労働力不足を補っていくことができるのではないのでしょうか。

コロナ禍の中で、本県の農業をはじめ、第1次産業の魅力が注目されているあかしであり、

農水産業に人を呼び込む好機ではないかとも考えております。

まず、本県の農水産業においては、構造的な課題の一つとして、労働力の確保に取り組んでいるところですが、外国人技能実習生は重要な人材と考えます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により出入国が制限される中、実習生の入国が困難な状況にあり、今後の人材確保に大きな影響が出るのではと危惧しています。

本県の農水産業における外国人技能実習生の受入れ状況と、新型コロナウイルスの影響下における県の対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県の外国人技能実習生につきましては、農林漁業の3分野を合わせまして、昨年10月末時点で975人と報告されております。

今般のコロナ禍での出入国制限によりまして入国困難となった実習生がいる一方で、帰国困難となった実習生は、在留資格変更による就業継続が可能となりまして、受入れ先の多くで、そのまま実習を続けていると伺っております。

しかしながら、カツオ一本釣り漁業などで外国人材が不足している経営体もあることから、県といたしましては、まずは国の事業等を活用いたしまして、国内での代替人材の確保に努めるとともに、今後の情勢等を注視しながら、技能実習生の確保支援につきましても、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 県の今年度の新規事業では、県立農業大学校を「みやぎアグリビジネス創生塾」と位置づけ、農業の先進技術を学ぶ場を整備するとされています。本格的な人口減少社会の中で、深刻化する労働力不足を補うロ

ボットや各種センサーと連動した自動装置、ドローン等の本県農業への実装は、まさに待ったなしの状況となっています。

この創生塾で学ぶことができる先進技術とはどのようなものか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） みやざきアグリビジネス創生塾は、農業大学校におきまして、スマート農業に関する知識や技術、そして経営に活用できる能力を体系的に学ぶ場として、今年度から開始しております。

具体的には、キュウリやピーマンの光合成を促進しまして、収量・品質を向上するためのハウスの温度や湿度を最適に制御する理論、さらには、家畜のストレス等を低減いたしまして、発育等を促進するために畜舎環境を制御する理論などにつきまして、全国トップクラスの外部講師等をお招きして講義をスタートしているところでございます。

また、複合環境制御を備えた施設園芸ハウスや畜舎におきましては、これらの学んだ先進技術を実践するとともに、農業用ドローンにつきましても、九州の農業大学校においては初めてとなりますが、学内で操作資格を取得できる体制の構築に向け、現在準備を進めているところでございます。

○井上紀代子議員 スマート農業は「賢い農業」という意味だそうです。であれば、それぞれの地域で異なる農業の環境、課題に応じたスマート農業が求められることとなります。みやざきアグリビジネス創生塾が、そういう地域からのアイデアを広く拾い上げることができる場となるよう、また、創生塾の授業に参加できなくとも、例えば、遠隔授業やオンデマンドでの情報発信などを講じることで、幅広い県民の方

の参加を得ることができるのではないかと考えています。

みやざきアグリビジネス創生塾の授業の展開方向について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） この創生塾では、スマート農業の普及を加速するため、学生に加えまして、一般の農業者等に対しましても、広く学習の機会を提供することとしております。

具体的には、農業法人や農機メーカー等と連携いたしまして、高度な栽培技術やスマート農業に関する講義・実習等を行うとともに、直接参加できない農業者等に対しましては、農業改良普及センターやJA等の就農トレーニング施設等における研修等によりまして、講義等を動画配信するなどといった仕組みも導入する予定でございます。

県といたしましては、意欲ある学生や農業者等が、新しい農業経営を目指すための知識と技術を学ぶ場の充実を図りますとともに、自らの経営に最も適した機械や技術等を選択いたしまして、時代の変化に対応したスマート農業を展開できる人材育成に努めていきたいと思っております。

○井上紀代子議員 とかくスマート農業は、大規模農業を対象としたロボットトラクターが走るというイメージがあります。しかしながら、現実には、農作業の条件が悪く、雇用人材が少ない山間地域でこそ、いち早くスマート農業の導入を求める声が強いはずだと考えています。

例えば、山間地域での耕作放棄地対策として普及した繁殖和牛の放牧とスマート農業とは、とても相性がよいのではないかと考えています。

そこで、山間地域など労働力が不足している地域のために、県はどのようなスマート農業に着目し、その技術開発・普及に取り組んでいこうとしているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員御指摘のとおり、条件不利な山間地域農業の振興を図るためには、スマート農業技術の活用が必要不可欠であると認識しております。

現在、県の事業を活用した取組といたしましては、小規模な水田の病害虫防除用ドローンや、傾斜地におきます果樹園でのリモコン草刈り機の導入等がなされておりまして、関係者等からも高い評価を受けており、新たな地域での取組要望も増えているところでございます。

さらに今年度は、高千穂町におきまして、国の事業を活用し、水田の水管理の自動化や、有害鳥獣のくくりわなにおける捕獲通報システム等の技術実証を行うこととしております。

今後とも、これらの取組事例を広く周知しながら、条件不利な中山間地域におけるスマート農業技術の普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 人口減少によって集落の存続が危険水準にある山間地域や漁村地域などへの移住を希望する家族が直面する課題は、大きく3つあると考えています。

1つ目は、家族を食べさせていける仕事があるか、2つ目は、家族が安心して暮らせるライフラインがあるか、3つ目、子供が夢をかなえることができる教育が受けられるか。ライフラインは、改正水道法による水道事業の民営化等、今後の動きを注視しなければなりません。東九州自動車道や九州中央自動車道などが開通していくことで、大きく改善していくと考

えます。

1つ目の、仕事はあるのか。山々の傾斜地に小さく不整形な農地が広がる山間地域では、農作業の機械化にも限界があり、雇用人材にも事欠く集落環境では、新規に農業に参入するにしても、安定した経営を立ち上げるには、平地と比較して、かなりハードルが高いと言わざるを得ません。

このような状況を打開していくために、県では、農政企画課に中山間農業振興室を設置し、各種施策を展開されてきました。中山間農業振興室がこれまで取り組んだ事業の成果と、今年度の新規事業「山間地域で稼げる集落モデル構築支援事業」の今年度の目標について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 中山間農業振興室は、県内の販売農家数の約7割を占めます中山間地域の振興や、地域農業を支える営農体制の構築等に取り組んでおります。

これまで、中山間地域におきます農作業受託組織の立上げや育成・充実等を図りまして、農業者の所得確保や農村地域の活性化につながっているものと考えております。

また、質問のありました、「山間地域で稼げる集落モデル構築支援事業」を現在実施しておりまして、これらは、集落等が多様な人材と連携しながら、例えばジビエ、6次産業化、農泊などの地域の魅力ある資源を生かして、新たなビジネスを始める取組を支援することとしております。

今後とも、地域を支え守っていただいている方々を支援いたしまして、次の世代にしっかり引き継げるよう、中山間地域の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 今まで、農政水産関係のこ

とをお尋ねいたしました。私たちは人口減少対策を忘れてはいけないと思っています。その意味からいっても、今、質問の中でも実感させていただきましたが、農林水産業は本当によくやっていると思います。ですから、これをもっともっと広く、新人で宮崎に算入してきてくださっても、うまくこの地域の中に溶け込み、仕事として活躍することができるんだということ、ぜひ大きく大きくアピールしていただくことをお願いしておきたいと思っています。

次に移らせていただきます。

新型コロナウイルス対策として、国民1人10万円を配る特別定額給付金で一躍注目されたマイナンバーカードですが、制度への理解が低く、本県でも、普及には市町村ごとにばらつきがあるのが現状です。また、政府は、災害時などの迅速な現金給付につなげようと、マイナンバーと1人1口座の預貯金口座のひもづけを義務化する検討を始めました。

今のところ国民は、マイナンバー制度のメリットを実感するに至っていませんが、本県の認識と今後の取組について、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） マイナンバーカードは、現在、行政手続を行う際の本人確認や税の電子申告等に利用されており、今後は健康保険証としても利用可能となるなど、行政の効率化と、国民の利便性を高める重要な社会基盤であると認識しております。

しかしながら、現行法上、マイナンバーの利用範囲が限定的であり、カードを利用する機会が少ないことや、個人情報の漏えい等に対する不安などから、十分に普及が進んでいない状況にあります。

このため県では、全国知事会等を通じて、マ

イナンバーの利用範囲の拡大や個人情報保護対策の強化について国に要請するとともに、市町村と連携し、行政手続のオンライン化や県民への啓発を行うなど、マイナンバーカードの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 マイナンバーカードのメリットについて、もっと県民に理解していただけることが大切なのではないかと思います。マイナンバーカードの普及というのは、地方自治体とか国への信頼のバロメーターだとも思いますので、ぜひしっかりと普及という認識を県民の方と一致してくださるよう、よろしくお願いしておきたいと思っています。

今回の新型コロナウイルス対策の中、長期の学校休業で、子供たちを取り巻く生活は激変しました。教育の問題を一連お伺いいたしますが、学校の臨時休業期間が長かったことに伴って明らかになった課題について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 社会全体が長期間にわたって、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況にありますが、そのような中にありましても、学校教育においては、児童生徒の安全・安心を確保しつつ、学びの保障を確実に実践していくことが必要であります。

今回、学校が臨時休業となる事態となりましたが、その中で、家庭学習に対する学校の支援や学習の遅れへの対応などが大きな課題になったと認識しております。

○井上紀代子議員 子供たちにとって学校とはどういうものなのだろうかと思います。学校でしかできない学びは集団で学ぶこと、生徒みんなで協力して一つのものを作ること。学校の在り方をより本質的に変えるチャンス、休校で

学校へ行かずに学ぶ方法を考える、知識の詰め込み教育から本来の学びを追求する教育、そこに向かっていけばいいと私は思っています。子供たちの心身の安定と学習機会の確保に、一段と知恵を絞る必要があるのではないかと考えております。

次に、学校の臨時休業による学習の遅れをどう取り戻していくのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 各学校では、休業中の学習の遅れに対応するため、遠足や講演会等様々な学校行事の見直しや、夏季休業期間等の短縮により授業日を設けるなど、可能な限り授業時数を確保できるよう工夫を行っているところであります。

その際、県教育委員会といたしましては、学校再開後、これまでの学習の遅れを取り戻すために、児童生徒や教職員の負担が過剰とならないよう、非常勤講師やスクール・サポート・スタッフの役割の比重を増やすとともに、授業と家庭学習の効果的、効率的な組合せによる学びの確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 スクール・サポート・スタッフ配置事業、この事業は本当に重要な事業だと思っています。ただ残念なことに、この人数で本当に学校全体の状況を考えたときに足りるのだろうか、あまりにも事業規模が小さ過ぎるのではないかと考えています。ぜひ、この問題については、もう一度、人的な配置について考えていただくと、先生方も随分助かるし、何よりも子供たちが助かっていくと思います。長期に学校が休業だったことは事実ですし、それを埋め合わせするには、やっぱり人の手が必要なのではないかと思っていますので、ぜひス

クール・サポート・スタッフの配置事業をもう一段階上に上げていただくことをお願いしたいと思っておりますが、教育長、何かあれば。

○教育長（日隈俊郎君） 私も、このスクール・サポート・スタッフの配置については、大変重要であると考えているところでございます。

今年度も、配置については約2倍近く増やしたところでございます。ただ、配置についての財政負担が、国より3分の1補助を頂けるんですけれども、残り3分の2は全て県の負担ということで行っておりますので、この分についての対応というのが今後、課題ということになります。しかしながら、これからの学校運営を考えますと必要なものでありますので、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 教育長に期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、学校の臨時休業期間中におけるオンライン学習が話題となっておりますが、学校のICT環境を充実させるために今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 特別支援学校を含む、公立学校におけるコンピューター端末につきましては、義務教育段階の児童生徒分は1人に1台、高等教育段階の生徒分は3人に1台を目標に、当初の予定を前倒しして令和4年度末までに整備することとしております。

また、学校のネットワーク環境につきましては、全ての県立学校と23の自治体において、本年度中に整備が完了する予定となっております。残りの3つの自治体につきましても、新しい校舎の建設時期に合わせるなど、自治体の実情に応じて整備を進める予定となっております。

○井上紀代子議員 全国でもオンラインで授業をしている学校というのは限られています。つまり、地域差があるということです。休校が長引けば、学習格差はさらに広がりますし、子供の学ぶ権利を守るためにも、オンライン教育学習の整備は早急に必要だと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

次に、ICT機器を使うには、教員のICT活用力の向上が必要であると考えますが、今後の取組について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 学校のICT整備に伴いまして、県教育委員会では、児童生徒の習熟度に応じた学習や、児童生徒同士で進める協働的な学びが、これまで以上に効率的で多様なものとなりますよう、全ての小中学校を対象に、ICTに関する基礎知識及び授業活用の在り方等に関する研修を行いまして、教職員の指導力向上に努めてまいります。

また、県立学校や市町村に対しましては、授業支援や機器の操作支援を行うICTの専門家を派遣しまして、教職員が授業に専念できる環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先生方が全てを習熟するという事は、非常にストレスもたまり大変だと思うんです。子供たちは小さいときからスマホもいじっていますし、そういう意味でいうと、子供たちのほうが優れていて、そこについては詳しい可能性はあると私は思います。ですから、児童生徒同士で進めるという、この協働的にやっていくことが、非常に効果があるのではないかと思います。先生も、ある意味では生徒から学ぶということも必要なのではないかと、逆に思ったりもいたします。ですから、考えていくこと、つくり上げていくこと、学校で互い

が学び合っていくということには、オンライン学習というのは、ある意味、非常に大きな力を発揮するのではないかと思います。

それと同時に、プロと言われる方がいらっしゃると思うんです。学校以外の人材をいかに活用してオンライン化していくか。ICTの機器を使いこなせるようにする。自分たちが使われるんじゃないかと、使いこなせるようにするという事を、ぜひやっていただきたいと思います。多額の事業費を使うわけですから、その事業効果が出るように、民間企業も、学校側に渡すということをやっていたら困ると思いますので、そこをしっかりと見届けていただきたいと思っています。

そしてもう一つ、小学校の子供たちの発達段階に応じたオンライン学習をどう進めていくのか。ここは非常にポイントだと思いますので、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 家庭と学校をつなぐ同時双方向による小学校でのオンライン学習につきましても、西米良村で行われたところでありましたが、多くの成果が見られたものと認識しております。そのような中、小学校低学年においては、画面を通して行われている授業に集中できないことや、端末操作にうまく対応できないなどの課題もあったと聞いております。

このような課題を踏まえ、小学校では、まずは端末の操作に慣れること、次に、集中力を保つために、画像や映像等の視聴時間に配慮すること、さらに、学年に応じて、動画視聴と同時双方向による学習の割合を変えていくことなど、発達の段階に応じて、学習を工夫していくことが必要ではないかと考えております。

今後、先進的な取組を参考にするなどして、オンライン学習の在り方について研究を進めて

まいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は、日本は教育改革が非常に遅れていると考えています。今の日本の教育制度が抱えている問題の本質は、日本人が答えのない時代に生きているのに対応できていないということにあると思っています。

これまでの教師は、正解を力として教えることを求められてきました。ところが、子供たちは、正解が1つでないことを漠然と感じています。

私は、高校までを義務教育とし、義務教育の目的は、社会的責任を果たせる成人を育てることであり、したがって、義務教育の期間に成人を育てるための教育が必要だと思えます。

それは、英語教育、科学テクノロジー、リーダーシップ教育、考える教育等々が課題です。義務教育を終えて18歳の選挙権は、まさに成人の証明書です。

子供のいる家庭では、親が子供の教育にお金ではなく時間をかけられる、社会的支援が必要だと思っています。

我が国は、世の中が変わる節目と言われる今こそ、21世紀に活躍する人材を育成するために、教育システムの改革にすぐ取り組むべきだと考えています。

まず、詰め込み教育をやめる、偏差値教育をやめる改革をすぐすべきでしょう。

今回のコロナ対策で、学校の在り方が問われています。先生は学習、感染対策、安全対策と忙しさに拍車をかけ、子供に向き合うことは不可能です。まず少人数学級から始めたらと、私は考えています。

そこで、知事にお尋ねいたしますが、教員数を増やしていくことは、本当に必要なことだと考えますが、知事のお考えをお伺いいたしま

す。

○知事（河野俊嗣君） 現在、県内の各学校におきましては、新型コロナウイルス感染症の対応としまして、県の教育委員会が示した、「県立学校における新しい生活様式」に沿って、マスクの着用や教室の換気などの徹底に努めていただいているところであります。

今後、いわゆるコロナ後、ポストコロナにおきましても、子供たちが安心・安全な教育環境の中で教育の充実を図っていくためには、教員数を増やし、少人数学級を拡充するなど、きめ細かな対応が必要であると考えております。

したがって、今後、私自ら文部科学省を訪問して、感染症拡大防止と児童生徒の学びを保障するとともに、教育の指導体制の改善を図るための教員の増につきましても、強く要望してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 今年の2月の定例県議会の中で教育長は、教職員の確保をするということに非常に力を注いでいるということをおっしゃられました。私はそれをお聞きしたときに、いかに優秀というか、我が地域に合った先生方を確保するかということについて、教育長は熱心に向かっているという点については、敬意を表したいと思います。ぜひ、今、宮崎の中で先生になろうとして頑張っている人々をしっかりと受け止めて、その先生たちを非常にいい意味で鍛えていただけたらと思っています。

あのときの議論内容をもう一度読ませていただきましたが、大変力強い内容でしたので、これからもその方向で進めていただけたらと思っています。よろしく願いしておきたいと思えます。

そこともう一つ、私が教育長をお願いしてお

きたいのは、休校を減らす、教育の機会を守ることが一つと、親の仕事を守ることが一つ。感染拡大を減らす、これは全員検査しなければいけないと思うんですけども、これから地方にもっと権限が持ってこられるように努力をお願いしたいと思います。よろしくお願いしておきたいと思います。

次に、今議会初日、知事から議案提案説明を受けました。そこで、感染収束後の社会、いわゆるポストコロナについて言及をされています。読みますと、「脱グローバル化の胎動や、社会に必要なゆとりが肯定される時代の到来、大都市集中型から分散型の社会構造への転換、デジタル化やリモート化のさらなる加速などに加え、人々の意識や価値観・生き方までもが大きく変容する」と示されています。私も壇上から申し上げましたように、今、世の中が大きく変わる節目であると指摘させていただき、知事の考え方に大いに共感をしています。

ポストコロナが明確に構想されていれば、おのずと本県の今後の政策のありようも決まります。ポストコロナにおける本県の姿について、知事の考え方をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 感染収束後の、いわゆるポストコロナの社会におきましては、効率性を追い求めてきたこれまでの反省に立ちまして、今、御紹介がありました、大都市集中型から分散型への社会構造の転換や、生産拠点を国内に戻す動き、また、社会に必要なゆとりが肯定される時代の到来など、大きな社会の変化が想定されているところでありまして、人々の意識や価値観、生き方にも様々な影響が生じるものと考えております。

こうした潮流は、経済指標だけでは表せない「新しいゆたかさ」を有する本県にとりまし

て、その魅力を生かす絶好の機会につながるものと考えております。

感染症リスクへの対応という光で照らすことによりまして、本県の魅力が一層輝きを増す、そのような状況にあるのではないかと考えておりまして、私たちは今、新しい社会経済をつくり上げていく歴史的な転換点に立っていると考えております。産業の地方回帰による企業誘致の推進、移住U I Jターンや二地域居住の促進、さらに、スポーツや健康などを生かした本県の魅力のさらなる磨き上げなど、しっかりと将来を見据えて、新たな時代における本県のさらなる発展に向けて、オール宮崎で取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 宮崎県がアピールされている「新しいゆたかさ」とはというところで、私の考え方なんですけれども、まず、「空気がきれい」「時間がスローに流れる」「空、風、水、土、太陽の5エレメント」プラス「木がいっぱいある」「緑がいっぱいある」、まさに人間を豊かにするエレメントがそろっています。今までにない自然のクリニックです。

食べた物で体はつくられる。これはいつも多くの人から言われていることです。農林水産業は県の基幹産業で、まさに我が県は日本の台所です。食事が整っていないと、心が整わず病んでいくと言われてます。つまり、キッチン・イズ・ファーマシー。また精神面でいえば、スピリチュアルの元祖である神社が多数ございます。記紀編さん1300年記念事業は、まさにその元祖と言ってもいいと思います。

大御神社はお医者さんよりもさきで、まさに始まりの始まりです。私は友人とともに、日南市の波切神社から、北は熊本県で県境のところの草部吉見神社と、県内各地をお参りさせてい

ただいています。どこもが由緒があり、体に染み込むほどのパワーがあります。

人口密集地域との差はデジタルシフトで解消できます。これほど日本の中で整っているところは、ほかにありません。私のキャッチフレーズである、まさに「みやざきが一番」です。地方経済の活性化は、地元を知り、地元を歩き、地元を食べ尽くし、地元をしゃべる、県民の支えが原動力だと言えます。地方が疲弊すれば、国は成り立ちません。地方にもっと権限と財源を。大都市集中型から分散型への社会の構造へ変えていかないといけないと思います。この実現を願いつつ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

6月17日（水）

令和 2 年 6 月 17 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 議案第12号及び第13号追加上程

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び人事案件の採決、議案の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第12号及び第13号の送付を受けましたので、両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第12号及び第13号を一括上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

まず、補正予算案についてであります。

今回、追加提案いたしました補正予算案は、緊急に必要とする新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計193億9,338万7,000円であります。これに要します歳入財源は、国庫支出金133億9,338万7,000円、諸収入60億円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は、6,530億9,478万6,000円となります。

今回の追加補正予算案は、6月12日に成立しました国の補正予算（第2号）や、県内における現下の状況を踏まえ、特に緊急的に実施すべき必要な事業を計上したものであり、財源とし

て緊急包括支援交付金をはじめ、国の補正予算で措置された国庫支出金等を活用しております。

今回の追加補正予算案により、一連の県のコロナ対策として、総額341億円規模の事業を構築することになります。

以下、主な事業の概要について御説明いたします。

今回の追加補正予算案につきましては、さきに提案いたしました補正予算案の基本的な考え方の枠組みに基づき、1、感染拡大防止策と医療体制のさらなる強化、2、暮らしのセーフティーネットと事業継続のための支援、3、子供たちの学びを支える取組の3つの観点から、必要な事業を構築しております。

これらに沿って御説明申し上げます。

1点目が、感染拡大防止策と医療体制のさらなる強化であります。

今回、国の補正予算において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む医療や介護・障害福祉サービス等に従事している方々に対し、最大20万円の慰労金を支給する事業が措置されましたので、県といたしましても、医療機関や介護施設等の最前線で御尽力いただいております県内の医療従事者や感染症対策従事者の皆様に感謝と敬意を表し、その労に報いるため、速やかに慰労金を支給することといたします。

また、感染疑い患者の診察を行う救急・周産期・小児医療を担う医療機関をはじめ、一般の医療機関や薬局などにおける動線確保など、院内感染予防対策を支援するとともに、県内におけるPCR検査体制を強化するため、行政検査等を担う「地域外来・検査センター」を県内7か所に設置いたします。

さらに、県民生活と経済活動を支える交通事業のうち、国庫補助事業の対象とならない高速バスやタクシー、長距離フェリーなどの事業者における感染拡大防止対策の取組を支援いたします。

2点目は、暮らしのセーフティネットと事業継続のための支援であります。

第1に、低所得の独り親世帯の方々へ給付金を支給するとともに、生活困窮に陥っている方々の自立支援に係る相談体制を拡充することにより、コロナの影響が長期化する中、一層厳しい状況に置かれている方々に緊急的な支援を実施いたします。

第2に、厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者の方々の資金繰りや事業継続を強力に支援するため、340億円を確保しておりますコロナ対策の制度融資枠を1,000億円まで大幅に拡充するとともに、既に措置しております「小規模事業者事業継続給付金」の事業費を増額いたします。

3点目が、子供たちの学びを支える取組であります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、例年どおりの開催が困難となった高校総体や高校野球、中体連の代替大会の開催を支援し、最終学年である3年生をはじめとする運動部活動に取り組む生徒が、これまでの成果を発揮する集大成となる機会を確保いたします。

主な事業の説明は以上であります。今後とも、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立を図るため、県内の実情を見極めながら、迅速かつ的確に、必要な対策を講じてまいります。

次に、議案第13号について御説明申し上げます。

このたび、副知事、鎌原宜文氏より、令和2年7月11日付で辞職したい旨の申し出がありましたので、その後任として永山寛理氏を令和2年7月12日付で副知事に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、県議会の同意を求めます。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。一般質問最終日となりました。

この議会では、当然、新型コロナウイルス感染症に関する質問を予定しておりました。しかし、既にこれまで16人の議員がコロナ関連の質問を多数しており、重複はできるだけ避けませんが、地元の要望として出ているものもありますので、重複することはお許しください。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

さて、20世紀の後半頃、「21世紀はウイルスとの戦いである」と言われていました。私は漠然とそうなのかと思いつつも、当時はそれを深く考えることはありませんでした。

しかし、21世紀に入ると、SARS、MARS、エボラ出血熱等々、数多くのウイルスが人類を襲い、そして本県を襲った口蹄疫、鳥インフルエンザ等々の家畜関連のウイルス、まさに「21世紀はウイルスとの戦いである」を実感さ

せられます。

もちろん、21世紀以前にも多くのウイルスに襲われているのですが、現在は、高速交通網の発展で地球のサイズがだんだん小さくなったように思えるほど、経済が最優先され、短時間で多くの人や物資が国境を越え、簡単に地球の裏側まで行けるようになり、その感染のスピードは驚くほどです。

昨年暮れ、中国の武漢市で始まった新型コロナウイルス感染症は、実に短期間に先進国に広がり、多くの死者を出しました。

現在は、医療体制が脆弱な中南米やアフリカ諸国に爆発的に拡大しています。

先進国の感染症は少しずつ落ち着きを見せてきましたが、スペイン風邪のときは第2波のほうに被害が大きかったと報告されており、これからも気を緩めることはできません。

ただ、今回の感染症で、これまで進めてきた日本の政策を大きく見直すときが来たのではないかと思います。これまで一極集中の是正を地方は一貫して訴えてきました。人や企業の地方への分散がまさに喫緊の課題です。都会に流出した人材を地方に取り戻す大きな機会を頂いたとも言えます。高校生の都市部への就職の抑制、また、都市部に進学した本県出身の大学生や就職しているものを地元にいざなう、まさにチャンスです。

在宅勤務で場所を選ばずに仕事ができることも分かりました。都市部に不安を募らせ、地方へ、ふるさとに転職したいとの意識が広がりつつあると思います。

今回の新型コロナウイルス感染症の発生により、中央一極集中の弊害が大きく浮き彫りになる中で、再認識された地方のメリットをどう生かしていくのか、知事に思いを伺います。

次に、今回の新型コロナウイルス感染症の発症者を受け入れ、治療に当たり、自分自身の感染リスクがあったにもかかわらず、粉骨砕身の献身的な治療をしてくれたのは、その多くは公立病院でした。

しかし、昨年9月、唐突に厚生労働省が、再編・統合の議論が必要として、全国の424の公立病院リストが公表され、大きな波紋、地方の大きな反発を呼びました。本県では、7つの病院が再編・統合の対象になっています。中山間地を多く抱える本県においては、まさに死活問題です。

今回の事態を受けまして、新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省が進めてきた公立・公的病院再編について、国にどのような対応を求めていくのか、知事に伺います。

次に、2025年までの子育て支援政策などの指針となる政府の新たな少子化社会対策大綱が、閣議決定されました。

昨年、国内の出生数は前年比で5.8%減、初めて90万人を割る約86万5,000人と、予測を大きく上回るペースで少子化が進んでいます。

最多の団塊の世代当時で約270万人の出生数でしたので、3分の1以下になっております。39年連続で子供が減少しており、若い世代や子育て世代の予算が非常に手薄な現実が招いた結果ではないかと思われまます。

新たな大綱は、希望出生率1.8の実現に向け、若い世代が将来に展望を描ける環境を目指していますが、ここ数年の合計特殊出生率が1.4ほどですので、かなり高いハードルになります。過去最少となった令和元年の出生数を公表しましたが、その結果をどう捉えているのか、知事に伺います。

次に、JR九州が、先日、在来線の利用の少

ない12路線の17区間の2018年度の収支を初めて公表しました。そして、人口減少が顕著な地域のローカル線が、構造的な赤字になっていることが明らかになりました。

青柳社長は、収支を公表した目的を、あくまでも「路線維持のため」と繰り返したようですが、私の地元の延岡と佐伯間がワーストの6億7,400万円の赤字と公表されると、面白くありません。

高速化の声には全く耳を貸さず、年々ダイヤ改正ごとに減便されたり、利便性を悪くしておいて、しかも日豊本線全体で言うなら分かりませんが、一部分だけを取り出して赤字を突きつけられても、納得いきません。

不採算路線が多いJR九州は、民営化したときに、経営安定化基金3,877億円を国民の税金から頂いておきながら、株式が上場されたときに心配したとおり、利用者よりも株主に顔が向いてしまいました。経営安定化基金は一体何に使われているのか、幾ら残っているのか、ベールに包まれたままです。

それに、本業の旅客部門に投資をせず、本業以外の不動産業や、ホテル・飲食店等々の売上げが過半数を超えています。地元自治体も、JRの利用者の自転車置き場の設置やバリアフリー化への協力は惜しんでおりません。もちろん、利用促進に我々も力を注がなければなりません。JR九州が先日公表した線区収支状況について、知事の所見を伺います。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、一極集中に対する地方のメリットについてであります。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、グローバル経済の脆弱性や、効率性を高めた都市部の抱えるリスクなどが顕在化したことで、産業の地方回帰の動きが強まるとともに、ゆとりある暮らしや豊かな自然など、地方の有するメリットに光が当たり、人々の関心が高まるものと考えております。

また、デジタル化・リモート化が進み、働く場所や時間を選ばないテレワークの浸透などにより、都市部から地方に人や産業を呼び込む大きなチャンスが訪れるものと捉えております。

今後、本県でもこの流れを生かし、感染拡大防止にしっかりと取り組みながら、恵まれた食や自然、子供の産み育てやすさやスポーツ環境といった、経済指標だけでは表せない「新しいゆたかさ」など、本県ならではの価値や魅力をPRすることで、都市部からの移住や企業誘致の促進などにつなげてまいりたいと考えております。

次に、公立病院に関する国への対応についてであります。

国は、昨年、将来方針の再検証が必要であるとする公立・公的病院名を公表し、本年9月末までに再検証を行うよう求めておりました。

この再検証の期限や進め方について、厚生労働大臣は、今月の記者会見で、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えながら、改めて整理する意向を示すとともに、これからの地域医療構想について、感染症への対応も取り込みながら議論する必要性があると言及しております。

本県といたしましても、地域全体の医療の将来像については、新型コロナウイルス感染症対策で明らかになったリスクへの対応も含め、関係者間で丁寧に議論を行うことが重要であるとと考えております。

県としましては、国に対して、今回の新型コロナウイルス感染症のような事象が発生した場合にも、県民が安心して暮らせる医療体制が維持されるよう、全国知事会とも連携をしながら、引き続き働きかけてまいります。

次に、出生数についてであります。

我が国の令和元年の出生数は、推計より2年早く90万人を切り、合計特殊出生率も1.42から1.36に低下するといった厳しい結果となっております。これまで国を挙げて少子化対策に取り組んでまいりましたが、まだまだ厳しい状況にある。我が国の将来に暗い影が投げかけられていると、大変憂慮しているところであります。

本県につきましては、合計特殊出生率は1.73と、平成30年より僅かながら増加し、全国でも数少ない増加県の一つとなりましたが、出生数は8,043人と、前年より391人少なくなっております。

これまでの取組に一定の手応えを感じつつも、将来を見通し、持続可能な宮崎県の土台づくりを進めることが私の使命でありますので、今回の結果にさらなる危機感を持って、人口減少対策に取り組まなければならないと、決意を新たにしているところであります。

最後に、JR九州における線区別収支についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、鉄道需要が大きく落ち込んでいる中、JR九州は、輸送密度の低い線区のみ収支を公表しており、これを契機に、今後、路線の在り方にまで議論が及ぶのではないかと危惧しているところであります。

今回の公表について、JR九州は、地方ローカル線の厳しい状況を地域と共有し、路線維持

の取組を一緒に考えていきたいとしておりますが、県としましては、JR九州に対して、輸送密度の低い線区のみではなく、新幹線を含む全路線の収支を公表し、鉄道ネットワーク全体の維持・活性化を図る考えの下で、地域の公共交通機関としての責務を着実に果たしていくよう、これまで以上に強く求めてまいります。

また、国に対しましても、国鉄改革の際に設けられた経営安定基金の趣旨や、取り崩された経緯を踏まえ、路線の維持・存続が図られるよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 中山間地を抱える本県においては、公立病院はまさに命のとりでです。地域のために守っていかなければなりません。

また、JRの佐伯と延岡間は東九州自動車道が無料区間で、利用増はかなり厳しいんですが、知恵を絞っていかなければならないと思っております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症について質問いたします。

まず、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」について伺います。

今後の地域や産業の担い手を確保し、本県の経済の活性化による真の地方創生の実現を図るため、県内企業に就職した大学生等の奨学金の返還を産業界とともに支援する事業です。

大学等の在学中に貸与を受けた奨学金の返還額の2分の1を上限に、県が4分の3を、就職した企業からは4分の1を負担していただきます。

奨学金に関しては、学費の高騰や長引く不況で、学生の2人に1人が借りておりますが、卒業後も非正規雇用の増加等により、返済ができなくなる事例が多く発生し、社会問題化してお

り、学生にとって非常にありがたい制度です。

また、県内企業においても、深刻な人材・人手不足の状況を打開するために、また、本県の人口減少対策にも大きく貢献してくれていると思います。

支援3年目になる「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」について、認定企業や支援対象者の状況を、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本事業により奨学金の返還支援を行うものとして認定した企業は、平成29年度は35社でありましたが、今年度は92社と大きく増加している状況にあります。

また、これらの企業に就職された奨学金の返還支援対象者につきましても、平成30年度の12社19名から、今年度は25社の50名にまで増加しております。

なお、就職された方の約8割は県内出身者であるとともに、就職後1年経過時点の離職率も1割を下回るなど、Uターン者の確保や定着率の向上にも寄与しているものと考えております。

今後、本事業の周知はもとより、宮崎の暮らしやすさや県内企業で働く魅力も効果的に伝え、若者の県内定着につなげてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 40名程度をめどにスタートした事業ですが、今年度は50名となり、認定企業も92社まで増加しており、返還支援対象者にも認定企業にも大きな期待が寄せられているのがよく分かります。離職率も非常に低く抑えられています。来年度はコロナウイルス感染症のこともあり、さらに希望者が増えるのではないかと思います。貴重な人材が本県にたくさん帰ってこられるように、よろしく願いいたします

す。

次に、本年の10月に鹿児島県で開催が予定されている国民体育大会について、三反園鹿児島県知事が県議会で、コロナウイルス感染症の影響で、「本年秋の開催は困難」と述べ、予定された日程での開催を事実上断念し、報道によると、1年程度の延期を関係機関に要望しているようです。

国体はこれまで延期や中止されたことがないそうで、仮に延期になれば初めての事態です。

「各地の予選会が実施できず、選手や観客ら約80万人と見込まれる大人数が参加することを想定して、第2波、第3波の発生も懸念される中、選手や県民の安全を一番に考えなければならない」として、秋の開催が難しいと判断したようです。

国体は、鹿児島県で開催後、三重県、栃木県等々を経て、2026年（令和8年）に、国民スポーツ大会と名称も変更後、本県で開催される予定です。鹿児島県の今後の開催の時期によっては、次年度以降の開催県に大きな影響を及ぼします。

スポーツ施設に関しては、時期がいつになろうと、施設の国体基準がありますので、変わりはないと思いますが、仮に本県の国民スポーツ大会の開催が1年延期された場合、県有主要3施設の整備計画に影響は出ないのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県有の主要3施設につきましても、国民スポーツ大会に向けた基幹となる施設であり、スポーツランドみやぎの全県展開に向けた新たな拠点としても、整備を行うものであります。

仮に国民スポーツ大会の開催が1年延期されましたら、本県選手の競技力向上に向けた練習

拠点として、これらの施設を活用することを考慮しますと、計画どおりに施設整備を進める必要があるものと考えております。

特に、陸上競技場と体育館につきましては、施設を使用できない期間を可能な限り短縮することが肝要と考えておりますので、予定どおり令和7年度の供用開始に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 本県の国民スポーツ大会の開催時期がいつになっても、令和7年度の供用開始と聞いて安心いたしました。

先日の6月14日の毎日新聞の地域総合のページに、人口10万人当たりの体育館数のデータが公表されており、本県は18あり、全国で5位、九州ではトップでした。

体育館は床面積が132平方メートル以上ある施設で、屋内のスポーツやイベントや避難所として使われております。これらが、これまでのスポーツ合宿やイベントの誘致に大きな力を発揮してきました。国民スポーツ大会の施設整備も、さらにその推進に期待がかかります。県有主要3施設の完成を楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症において、PCR検査が県北部では実施できるところがなく、また、地域住民からの問合せ等が多く寄せられて、地域や住民のために健康を支える保健所の職員は、大きな負担がかかったことと思いません。

PCR検査のために、検体を宮崎市木花の衛生環境研究所まで持参しなければならず、自分自身への感染の不安と闘いながら、オーバーワークになった職員もいるのではないかと想像されます。

今回の新型コロナウイルス感染症に係る対応につ

いて、保健所職員の負担が大きいと思いますが、今後の保健所の機能強化について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保健所におきましては、新型コロナに関して、県民からの相談への対応や、医療機関の医師がPCR検査が必要と診断した場合の行政検査の判断、さらには、衛生環境研究所までの検体搬送や、患者の行動履歴や濃厚接触者の調査など、多大な業務を担っております。

これらの増加した業務につきましては、これまで全庁的に対応してきたところであり、具体的には、検体搬送を農林振興局等他の出先機関の職員で実施するとともに、情報連絡員として本庁各課から職員を派遣しております。

そのほか、相談対応の外部委託による業務負担の軽減や、業務支援のための会計年度任用職員の任用も行っております。

今後の保健所の在り方、体制につきましては、その機能が十分果たされるよう、適宜、見直しを検討してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 保健所の本来の機能が十分果たせるよう、また地域や住民のために健康を支える面からも、体制機能強化の御検討をよろしく願いいたします。

次に、小規模事業者事業継続給付金について質問します。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、売上げが75%以上ダウンした小規模事業者に20万円が給付されるものです。

予想される県内の対象者は3,500を想定して、7億円の事業でスタートしましたが、すぐに3,500をクリアし、追加補正され、また今回の追加補正を合わせると、合計で約15億6,000万円の事業となりました。

大変困っている皆さんに救いの手が差し伸べられたと喜んでいました。私は地元で食堂や知人の自営業者に会ったとき、この給付金の申請をしたかと聞いております。その結果、居酒屋の店主からの「すぐに20万円が出て助かった」という声は1件のみで、あとは申請どころか、給付金のことさえ知らない人ばかりでした。

御夫婦だけや少数のパートを入れて経営している、本当に零細で小規模の事業者は、この制度のあることさえも知らない方ばかりです。

私はすぐに、延岡商工会議所のホームページから制度の概要や申請書を印刷し、持参しながら昼食等に行っている状態です。

この申請の期限は6月30日ですので、既に2週間を切ってしまいました。給付金以外にも多くの制度が用意されておりますが、PRがうまくなされているのかが心配になります。

小規模事業者事業継続給付金について、事業者に対してどのような周知を行ったのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 小規模事業者事業継続給付金につきましては、対象となる事業者が給付金を受け取り、事業を継続していただくことが何より重要であります。

このため、事業者の皆様がしっかりと伝わるよう、新聞広告のほか、県ホームページや「県政けいじばん」、テレビやラジオの広報番組を活用するなど、様々な機会を捉えて、積極的に情報発信を行っているところでございます。

また、各市町村や商工団体におきましても、それぞれのホームページや広報紙への掲載、事業者への直接的な呼びかけなどにより、周知を図っていただいているところであります。

申請の締切りは6月30日までとなっております

ので、必要とされる方に情報が確実に届きますよう、引き続き事業者への周知に努めてまいります。

○田口雄二議員 小規模事業者はネットを使つての情報収集が苦手な方が多く、また、各新聞等に「県政けいじばん」が出ていますが、多くの情報が小さな文字でびっしりと書き込まれており、なかなか目を通さないのではないかと。もう少し必要な情報が届くような工夫をよろしくお願ひいたします。

さて、この給付金は6月いっぱい締切ります。制度を知らないまま締切りを迎える方が大勢出るのではないかと危惧しますが、締切りを延長できないか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 小規模事業者事業継続給付金は、国の持続化給付金が給付される前に、休業業が懸念されますような厳しい状況にある事業者に対しまして、緊急に資金を手当てするために措置したものでござい

ます。現在は、国の申請サポート会場なども設置が進んでおりまして、県の給付金の締切りにつきましては、当初予定どおり6月30日としたいと考えております。

なお、今後は、感染症対策を行いながら、いかに経済活動を回復させるかが大きな課題でありますので、プレミアム付商品券や県民向け宿泊プラン等による応援消費の促進、商店街や企業活動の再始動に当たつての支援等の取組を、市町村や経済団体と連携して進めていくこととしております。

○田口雄二議員 延長できないのは残念ですが、残された期間、小規模な経営者にも分かりやすい周知を、どうぞよろしくお願ひいたしま

す。

次に、これまで何度も質問してまいりました、企業の休廃業・解散について伺います。

本県は、倒産に至らなくても、事業継続を断念して休廃業や解散をする企業が実に多く、毎年300件を超えております。

帝国データバンクによりますと、2019年で315件、25件の倒産の12倍を超えています。後継者問題や代表の高齢化が深刻化しており、315件のうち、建設業が91件、次に小売業の64件、そしてサービス業が61件と続きます。特に、ネット通販に代表される個人消費の多様化や節約志向などを背景に、事業継続を断念する動きが続いているようです。

今回のコロナ感染症は、人と人が接触をしないことを求められるようになり、ネット通販等が拡大していき、地方の小売業はさらに窮地に追い込まれることとなります。地域の商店街でプレミアム付商品券等も活用し、地元消費を広げていかなければなりません。

事業承継を支援する県事業引継ぎ支援センターの昨年度の取引実績について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 事業引継ぎ支援センターでは、後継者のいない県内の中小企業につきまして、第三者承継を中心に、個々の企業の状況に即したマッチング支援を行っているところでございますが、昨年度の実績は、新規相談件数が299件、成約件数が35件であり、平成27年8月に同センターが開設されて以降、相談、成約ともに過去最多となっております。

これは、金融機関や商工団体等の関係機関で構成する事業承継のためのネットワークを生かした相談体制の強化によりまして、支援対象者

の把握が進んだこと、また、弁護士、公認会計士などの専門家の協力をいただきながら、丁寧な引継ぎ支援を行っていることなどが、成果につながっているものと考えております。

○田口雄二議員 ネット通販がかなり拡大してきており、地域の商店街等がかなり疲弊してきております。

フランスではネット販売世界最大手のアマゾンの書籍の販売に規制を加えておりますが、日本にはまだそのようなものはありません。意欲を失い、後継者不在の経営者が休廃業・解散を考えることが懸念されます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業引継ぎ支援センターに相談が増えているのではないかと思います。現状について、再度、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 事業引継ぎ支援センターでは、感染症拡大の影響によりまして、企業訪問等の活動が十分にできない状況に現在ありますけれども、そうした中にありましても、4月は13件、5月は11件の新規の相談がなされております。

同センターによりますと、現在のところ、感染症を直接の理由として廃業を検討しているような相談はないものの、今後増えるのではないかとのございました。

県では、融資制度や給付金の支給など、事業継続のための支援策を講じているところでありますが、後継者のいない事業者に、第三者等への事業承継を事業継続の有効な選択肢としていただくためには、同センターの認知度を高める必要があると考えておりますので、関係機関とも連携しながら、同センターあるいは制度の周知に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 雇用や納税など、企業は地域

の大事な宝です。事業承継の取組、よろしくお願いたします。

次に、県立3病院の新型コロナウイルス感染症による経営の影響を伺います。

質問に入る前に、今年度予算で県立延岡病院に、動く診察室とも言えるドクターカーの導入が予定されています。県北地区の救命救急体制が大きく前進いたします。英断いただいたことに、心からお礼を申し上げます。

さて、私は近くのクリニックに、定期的に薬を頂きに行っておりますが、先日、診察に行ったときには、まさに驚きでした。いつもは待合室は満室のことが多いのですが、当日はがらがらで、名前を呼ばれ、すぐに診察となりました。いつもはわずかな時間しか会話できないのですが、このときは先生としばらく話をすることができました。ちなみにこの先生の息子さんは、この3月まで、県立延岡病院の研修医をしていただいております。

その後、隣の調剤薬局でも、あっという間に薬を頂くことができました。感染を恐れ、病院を敬遠する人が多いと聞いていましたが、ここまでさま変わりしている様子に、まさに実感させられる1日でした。

そんな中、感染症指定医療機関として、今回実際に患者を受け入れられた県立3病院の状況が心配になります。かなりの影響が出ているのではないかと思います。感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた県立3病院の経営の影響について、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 各県立病院では、今年の2月以降、県内での患者発生に備えて、必要な病床と看護スタッフを確保するため、入院患者の受入れを制限してまいりました。

また、実際に患者を受け入れた3月以降は、宮崎、日南では1つの病棟を専用の病棟として、延岡では病棟の一部を専用の病床として対応してきたほか、院内感染防止の観点から、外来患者の受入れについても制限を行うなど、本来の診療機能の一部を抑制してきたところでございます。

その結果、患者が発生した3月から5月までの患者数は、前年の同時期と比較しまして、入院が約16%、外来は約14%減少しております。

また、現在取りまとめを行っております令和元年度の決算見込みでも、2月と3月の患者数を基にした試算によりますと、約2億5,000万円の収入減となっております。今回の感染症により、相当な影響を受けているものと思っております。

○田口雄二議員 4月と5月の収入は相当な落ち込みが予想されます。国に手厚い支援をお願いしていかなければなりません。

さて、本県においては、17例の感染症患者が出ましたが、死亡に至らなかったことは幸いでした。今回の感染症は、ワクチンや治療薬がまだない中、疲弊している肺の負担を軽減する医療機器が注目されました。

県立3病院において新型コロナウイルス感染症対策に使用される人工呼吸器とECMOの配備状況について、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） まず、人工呼吸器につきましては、宮崎病院に26台、日南病院に8台、延岡病院に23台を配備しております。台数の少ない日南病院では、今後、新たに2台を追加配備する予定にしております。

次に、今回の感染症対応のためのECMOにつきましては、延岡病院におきまして、入院患者が重篤化し、宮崎大学医学部附属病院などに

搬送できない場合に備えまして、呼吸補助に用いる専用のECMOを1台、4月末に配備したところであります。また、広い意味でのECMOと言われます心臓と肺の循環補助に用いる装置を、宮崎病院にも2台配備しておりまして、超重症患者の治療に用いることにしております。

○田口雄二議員 延岡・日南の両県立病院の医療機器の充実を図っていただいておりますことに、感謝いたします。

次に、臨床工学技士について伺います。

2007年に、延岡の九州保健福祉大学の生命工科学部に臨床工学技士コースが開設されました。どんな技士を育成するのかと思っておりましたが、最初の卒業生が出たときに、20名の卒業予定者に対し240名近い求人があったことが、地元でも話題になりました。

指導する竹澤教授は、臨床工学の日本の第一人者で、東九州メディカルバレー構想においても大きな存在となっております。

臨床工学技士とは、1987年に制度が制定された日本独自の国家資格です。現在の医療に不可欠な医療機器の専門医療職で、医師や看護師、各種の医療技術者とチームを組んで、生命維持装置の操作などを担当します。

また、医療機器がいつでも安心して使用できるように保守点検も行っており、安全性の確保と有効性の維持に貢献しています。

今回話題のECMOや人工呼吸器、また人工透析装置の医療機器を操作する臨床工学技士の県立3病院における配置状況について、病院局長にお伺いします。

○病院局長(桑山秀彦君) 現在、県立病院では、宮崎病院に9名、日南病院に4名、延岡病院に9名、合計で22名を配置しております。

臨床工学技士につきましては、医療機器の高度化等に伴い、御質問にもありましたように、その役割が大変大きくなってきておりますことから、この10年間で10名の増員を行っているところでございます。

○田口雄二議員 現在、医療は、医師をはじめとしてチーム医療で専門分野を分担しながら、患者に当たります。この10年間で10名増員されており、技師としての必要性と、いかに医療機器が増加しているかということだと思います。

ただ、ECMOはかなりの熟練の技量を求められるようです。研修等で技術の向上、よろしく願いいたします。

次に、文部科学省が打ち出した、「学びの保障」総合対策パッケージについて伺います。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」について、基本的な考え方をまとめるとともに、子供たちの学びを支えるために、文科省としての支援策をまとめたものです。

「あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障する。感染症対策を徹底しながら、まずはしっかりと学校での学習を充実させる。最終学年(小6・中3・高3)は優先的な分散登校等も活用し、学習を取り戻す。他の学年は、2～3年間を見通した教育課程編成も検討し、着実に学習を保障する」としています。

いかに総合対策を出しても、実施するには、マンパワーが現状のままでは厳しい状況です。人的・物的体制の緊急整備として、教員加配、学習指導員、スクール・サポート・スタッフの追加配置が求められています。

そこで、文科省が示した「学びの保障」総合対策パッケージの人的体制整備に向けて、県教

育委員会の準備状況を、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 先日、文部科学省が示しました「学びの保障」総合対策パッケージでは、学習指導員や、お話にありましたスクール・サポート・スタッフなどを、さらに追加して配置できることとなっております。

スクール・サポート・スタッフの増員に係る予算につきましては、今回の補正予算案でお願いしているところでありますが、「学びの保障」総合対策パッケージにおける追加の増員につきましても、学校及び市町村教育委員会のニーズや、人材の確保について調査を行うなど、検討を進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 文科省案には、退職教員や大学生等に協力をいただくための学校・子供応援サポーター人材バンク開設等が挙げられております。どちらにしても、最終学年は残りの期間が少なくなっております。人的体制の整備、迅速によりしくお願いいたします。

次に、高校生の県内就職率が全国ワーストとなって、人口減少・人材人手不足の対策として、県内定着のアップに取り組んできました。県内企業との接触の機会を増やすため、インターンシップや、親も一緒に企業見学のバスツアー、県内3か所での企業ガイダンス等々を実施し、県内就職率が向上してまいりました。

ただ、本年は長期間にわたり休校となり、これからの予定や授業が通常どおりに行われるのが心配です。

県立高校生の県内就職に向けたインターンシップや企業見学の実施の状況について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県立高校生のインターンシップや企業見学につきましては、例

年、それぞれの学校が適切な実施時期を決めまして、実施しているところであります。

しかしながら、本年度、各学校では、新型コロナウイルス感染症による臨時休業の影響もありまして、授業時数の確保や学校行事等の見直しを迫られているところであります。

このため、それぞれの学校におきましては、実施時期、あるいは内容などについて、現在、検討や調整を行っている状況でございます。

○田口雄二議員 うまいことそのままコロナウイルスが収まれば、支障なく実施できそうではないかということ伺いました。体育祭や文化祭等の行事も無事に行われることを祈ります。

次に、医療福祉行政について伺います。

私が延岡市議会議員になったころは、県立延岡病院の麻酔科医の大量退職で、医療崩壊が心配された大変な時期でした。その頃から、研修医の確保、宮崎大学の本県出身者の比率を上げることが大きな課題でした。

そこで、今年度、本県で臨床研修及び専門研修を開始した医師数について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 令和2年度に県内で臨床研修を開始した臨床研修医は、昨年度と比較しまして、1名減の56名となっております。県内で専門研修を開始した専攻医は、同じく7名減の45名となっております。

引き続き、宮崎大学医学部や県医師会、各研修病院など、関係機関と緊密に連携を図りながら、臨床研修医及び専攻医の養成・確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 臨床研修医は1名減の56名ですが、ここ4年ほどは50名台の後半です。少し安定してきたのかなと思っているところであります。

本年は1名とはいえ、3年連続で県立延岡病院に研修医が来てくれています。ありがとうございます。

次に、鹿児島大学や琉球大学と比較すると、地元の大学の医学部に進学する率が、宮崎県は特に低い時期がありました。16%しかいなかった時期もあり、地域枠、地域特別枠を設けて、本県出身者の増加を図ってまいりました。

そこで、宮崎大学医学部の今年度入学者における本県出身者数及び地域枠等の入学者数について、福祉保健部長に再度伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 令和2年度に宮崎大学医学部に入学した111名のうち、本県出身者は44名で、昨年度と比較し3名増となっております。そのうち地域枠が9名、本年度より定員が5名増となった地域特別枠が15名となっております。

なお、長崎大学医学部宮崎県枠の入学者は2名となっております。

○田口雄二議員 昨年より3名増加しましたが、まだ40%には届かないところです。

先ほどもありました鹿児島大学や琉球大学ははるかに50を超えておりますので、引き続き御尽力、よろしく願いいたします。

次に、自殺に関する相談体制について伺います。

警察庁の統計によりますと、2019年の自殺者は、全国の確定値で2万196人と、もう少しで2万人を切りそうでした。2003年の最多のときは3万4,427人でしたので、大幅に減ってきております。10年連続の減少となりました。

本県においても、最多のときは40名近くおりましたが、昨年は201名まで減少しております。

自殺は健康問題、経済的な問題、家庭的な問題が三大要因になります。

今回のコロナウイルス感染症の件で、経済的に厳しくなった方がかなり増えてきています。パートやアルバイトを切られて困惑している人もいます。これから追い詰められていく人が増加すると思います。

そこで、自殺に関する電話相談体制について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県においては、様々な心の悩みや自殺予防のための電話相談窓口がございます。

県精神保健福祉センターの「こころの電話」に加えまして、精神保健福祉士を中心とした専門職の団体とNPO法人2団体の計3団体による電話相談で、役割分担をしながら対応しております。

基本的には平日午前9時から午前4時まで、休日は午後7時から午前4時まで、相談を受け付けております。

○田口雄二議員 計3団体でフォローしているようですが、まだ24時間体制にはなっていないようです。

そこで、自殺予防のための電話相談員の確保状況と県の支援について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県におきましては、日中の電話相談に加え、団体による夜間の電話相談が平成19年に開始されて以降、段階的に相談日や時間帯の充実を図ってきております。昨年9月には、NPO法人により、新たに毎日深夜帯の午後11時から午前4時までの相談ができるようになったところです。

現在、3団体で約130人の相談員が活動しておりますが、さらなる相談員の確保に関しては、深夜の活動であることや、長期の研修及び研修料の負担があることなどが課題となっております。

す。

このため県では、相談員養成のための研修経費や、相談に従事する際の旅費等の補助を行っていることに加え、募集についても、新聞各紙や情報誌への掲載、ポスターの配布などを通じて広報するなど、様々な支援を行っているところ です。

今後とも、各団体と協力しながら、相談員の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 伺いましたら、相談員はボランティアで、研修もかなり受けなければならないようです。相談の中身も深刻な内容ですので、頭の下がる思いがいたします。貴重な命を守るための相談員への県の様々な支援、さらなる充実をよろしく願いいたします。

次に、県土整備行政について伺います。

コロナの陰に隠れて、余り話題になっていませんが、道路に関してニュースがありました。

3月30日、長年の課題でした延岡南道路が値下がりしました。特に特大車や大型車のETC通行料金が大きく下がりました。まだ、国道10号の渋滞緩和や特大車の住宅街への流入が減少したかは、今後の調査を待たなければなりません。

もう一点は、これまで東九州自動車道の休憩施設の充実と増設を要望してきましたが、今回、川南町が、川南パーキングエリアに連結施設として「かわみなみP L A T Z」を、4月19日にオープンしてくれました。

地元の食材を使った加工品や野菜など地場産品が並んでいます。また、レストランと軽食コーナーも併設されており、快適な時間が過ごせる空間になっております。ちょっと高いのですが、家族に大好評のケーキがあり、ここに寄

るたびに購入しております。

延岡南道路、そして、かわみなみP L A T Zともに、実現に御尽力いただいた皆様に感謝いたします。

さて、質問に戻りますが、延岡南駅前の県道16号は、朝夕の渋滞が蔓延しており、渋滞解消が強く望まれていましたが、県は4車線化を計画しました。

ここ最近、対象となる事業所や住宅の立ち退きが進み、市民の期待が高まっております。安賀多通線構口工区の進捗状況と、その南側の国道10号までの区間の見通しについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 安賀多通線構口工区につきましては、渋滞対策や通学路の安全確保のため、延岡警察署交差点から南延岡駅前交差点までの区間を、都市計画事業により整備を行っているところであります。

進捗状況につきましては、取得が必要な用地のうち、約6割の契約をいただいております。今年度は、引き続き用地買収を進めるとともに、一部、工事に着手する予定としてしております。

また、国道10号までの区間につきましては、構口工区の進捗状況を踏まえながら、事業化に向けて、関係機関との協議を行ってまいります。

県としましては、安賀多通線全体の進捗を図るためには、現在整備中の区間の早期完成が極めて重要と考えておりますので、今後とも、必要な予算確保に努めるとともに、地元の皆様の御協力をいただきながら、事業を進めてまいります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。完成までにはもう少し時間が必要ですが、一部の工事に着手する上に、電線の地中化も予定されて

いると伺っております。用地買収、大変でしょうが、よろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、3年前に私は、NHKの「歴史秘話ヒストリア」という番組を見て、群馬県の榛名山で1,500年前に発生した火砕流の下から古代人の骨が発見され、DNAの分析から、現在の長野県南部の出身と分かったと放映されたのを見ました。今ではそんなことまで分かるのかと驚いたことを紹介し、同様の研究を警察本部が行うと、2017年度予算に上げていたことには、さらに驚きました。全国に先駆けての研究で、ちょっとしたニュースになったものです。それから3年経過いたしました、出身地推定のためのDNA研究の進捗状況と今後の予定について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（阿部文彦君） お尋ねの研究は、県警刑事部に置かれた科学捜査研究所におきまして、平成29年度から実施している本県独自の研究であります。

その概要につきましては、県警職員と県内居住1,705名から任意で提供を受けたDNA検体を解析したところ、有意な地域差が確認されたことから、これを基に出身地推定システムを構築し、DNA情報からある程度の出身地を推定することが可能となったものであります。

この成果につきましては、昨年日本法科学技術学会で発表しましたところ、奨励賞を受賞するなど、全国的にも高い評価を受けており、また、本研究を論文にまとめた科学捜査研究所の職員は、博士号を取得しております。

現時点ではサンプル数が十分でないことから直ちに実用化はできないものの、将来的には、同システムの精度を向上させることで、現場に残された資料からの犯人の絞り込みや、身元不明の御遺体の身元確認などの警察活動に活用で

きるものと期待しております。

○田口雄二議員 学会で発表し、受賞した奨励賞は、大変名誉のある賞だと伺っております。

ただ、この今分かっているデータは男性だけだそうございまして、今後はまた女性のデータの蓄積も考えているようです。

一応質問準備したものは全て終了いたしました。ちょっと時間が残っております。

いよいよプロ野球が、あさって19日から始まります。いろんなスポーツやイベントが少しずつ開催され始めます。もう二度と緊急事態に陥ることのないよう、気を許すことなく予防にしっかり努めてまいらなければならないと思っております。

ただ心配なのが、先月、埼玉県の熊谷市では10分間で50ミリというとんでもない雨が降っております。最近、本当に雨の降り方が尋常じゃなくなってきておりますので、防災対策もしっかりやっていかなければならないと思っておりますし、自分の命は自分で守る、これはやはり県民として基本じゃなければならぬと思っております。今年は大きな災害がないことを心から祈りまして、以上で質問を終了いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。自由民主党、安田厚生でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私の質問で18番目であります。新型コロナウイルス感染症関連の質問もしづらいところありますが、質問させていただきます。

まず、様々な感染症の恐怖、プレッシャーと隣り合わせになりながら、新型コロナウイルスと最前線で戦っている医療関係者をはじめ、関係各位の皆様、心から感謝申し上げます。

目に見えないコロナという驚異との戦い、終りの見えない不安な日々が続きますが、ソーシャルディスタンスが世界全体に浸透し、新たな価値観が生まれつつあります。

新しい生活様式に応じて新しい生活、新型コロナウイルス感染第2波拡大を防ぎながら経営をどう正常化させていくか、そのバランスを探るステージに入ったと思います。コロナ危機の長期化を前提に、経済の耐性を高めていく「ウィズコロナ」の戦略が問われています。コロナと共存していくという覚悟が、今後は求められているのではないのでしょうか。

私も延岡市北浦町宮野浦の八十八ヶ所大師を、新型コロナウイルス感染症収束を願いながら巡拝してきました。大変苦しい88か所に、一体ずつコロナ収束をお願いしたところでありす。おかげで、翌日から全身が筋肉痛に苦しめられました。特に足は、筋肉痛なのか痛風なのか、よく分からない状態でありました。これで県内の感染は収束すると思いますが、質問させていただきます。

感染症の情報を住民が納得する情報発信が求められています。住民間のうわさやSNSでの情報交換、様々な情報が飛び交う中で、信頼できる情報はどれか判断できないケースもあります。住民が知りたい情報は、感染症の特徴、感染情報など正しい情報であります。

また本来、住民が最も知りたい情報は、全国の情報よりも地域の情報であります。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信の在り方について、見解をお伺いいたします。

また、国内利用者数の多いLINEを新たな広報の媒体として活用していく考えはないか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

新型コロナウイルス感染症対策におきましては、子供から大人まで誰もが分かりやすい情報の発信によりまして、県民一体となった感染防止の取組につなげていくことが、大変重要であると考えております。

このため、私自身が、県政テレビ番組やテレビのCM、県ホームページでメッセージを発信するとともに——これは動画も併せてであります——記者会見やテレビの報道番組への出演を通じて県の取組を丁寧に説明するなど、様々な媒体を活用して、県民の皆様にしっかりと伝わる情報発信を心がけ、取り組んできたところでもあります。

議員から御提案のありましたLINEにつきましては、現在、国内利用者数が8,400万人を超え、幅広い年代に利用されているソーシャルメディアであり、非常に効果的な広報媒体であると考えております。

このようなことから、今後、導入に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○安田厚生議員 ありがとうございます。

LINEは、新型コロナウイルス感染症の情報を的確に発信することができ、信頼度の高い情報を得ることだけでなく、使い勝手のよいものであります。

また、第2波に備え、QRコードを活用して、イベントや店舗の利用者が感染した場合、その場所にいた人たちにLINEで速やかに知らせる、QRコード追跡システムを導入する県もあります。今後、情報発信に役立てていただ

きたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大で心配されるのは、通学・通勤にJRを利用される方です。不特定多数の人が触れたつり革や手すりにウイルスが付着し、それを握った手で口や鼻を触ると、口や鼻からウイルスが入って感染する可能性も高まります。その上、ソーシャルディスタンスが取れない超濃厚接触というべき空間でもあります。

列車での接触感染に対する予防策は確実に進めるべきだと思いますが、通学・通勤時におけるJR九州の新型コロナウイルス感染症対策について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 列車での通学・通勤時におきましては、多くの乗客が利用され、密閉、密集、密接の「3密」が発生しやすい状況となりますことから、列車内における感染予防対策の取組は、大変重要であると考えております。

このため、県といたしましては、JR九州に対して、先日公表されました感染症対策に関するガイドラインに沿った感染拡大防止対策の徹底について、要請を行ったところであります。

JR九州はこのガイドラインに従い、列車内の換気や手すり、肘かけの消毒等を行っており、また、利用者に対しましても、マスクの着用や列車内での会話についての配慮、時差出勤等の取組への協力などを呼びかけているところであります。

○安田厚生議員 ガイドラインに従い、消毒の徹底はもちろんでありますが、感染を防ぐ対策もお願いいたします。

また、朝夕の通勤・通学時には各路線とも乗車率が高く、利用される方々から、列車の車両を増やしてほしいという要望も多く上げられて

いるところであります。

先日、JR九州は、路線別の収支状況を公表され、本県の5区間で赤字ということが分かりました。通勤・通学時の普通列車の車両を増やしてほしいという利用者からの要望も出されておりますので、前向きに検討をしていただきたいと思います。

国の持続化給付金の支給対象は、売上げが50%以上減少の方であり、その支給を待つのが厳しい方への給付金として、県の小規模事業者事業継続給付金があります。その対象は、売上げが75%減少の方とあり、小規模事業者にとっては、とてもハードルが高いように思われました。売上げが減少しているのに給付金が受けられない事業者もたくさんいるようです。

緊急事態宣言の解除をされても、いまだなお先が見えず、苦しい日々が続いている方も多く、そのような中、給付金を待ち望んでいる方もいるようです。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、国、県の給付金を受けられない方々への今後の支援について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 感染症の拡大防止に優先的に取り組む必要がありました。これまでの段階では、事業者の事業継続を中心に給付事業等を実施してまいりましたけれども、今後は、感染症対策を行いながら、いかに経済活動を回復させるかが大きな課題であると考えております。

また、そのような取組の中で、厳しい環境に置かれております事業者を支援していく必要があると考えております。

このため、まず、幅広い業種を対象にした約50億円のプレミアム付商品券の発行や、県民

向け宿泊プラン等による応援消費の促進、また、商店街や企業活動の再始動に当たっての支援等の取組を、市町村や経済団体とも連携して進めながら、県内経済の回復に努めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 各市町村では、売上げ30%減からなど、手厚い支援を行う自治体も出てきております。県におかれましても、今回補正で給付金の増額をしておりますが、心温かい政策を求められておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、アンケート調査によりますと、「既に影響が出ている」、また、「今後、影響が出る可能性がある」と回答した企業が97%となっており、県内経済に甚大な影響が出ています。

地域の消費喚起に向けた循環型経済は、いかに地域でお金を回すかが地域再生の鍵であります。県民の消費行動を促し、地域経済の活性化を図るため、市町村と連携したプレミアム付商品券、総額50億円を発行しますが、プレミアム付商品券の販売方法は、発行主体である各市町村で異なっており、密を防ぐ対策が必要と思われませんが、販売方法について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） プレミアム付商品券の販売は、事業の実施主体となります市町村や、その委託先である商工会等が行うこととなりますけれども、これまでの例を見ましても、購入に訪れた方の行列ができるなど、3密につながるおそれがあると考えております。

このようなことから、販売枚数が多い自治体では、混雑を避けるため、郵送やウェブ申込みによる抽せん販売などの方法を検討しているところもございます。

県といたしましても、3密や熱中症対策に配慮した販売方法について検討していただくよう、市町村にお願いしてまいります。

○安田厚生議員 プレミアム付商品券の発売に当たっては、商工会議所、商工会等が販売することとなっているようであります。3密で感染症の心配や熱中症などで気分が悪くなった人が発生した場合、誰が責任を取るのかと心配しているところでもあります。

また、プレミアム付商品券、小規模事業者事業継続給付金、プレミアム付食事券、国の持続化給付金などの対応や一般業務に加え、中小企業の相談など、職員の負担も増えてきている状況であります。

職員には、商工事業者のために頑張るんだぞと伝えておりますが、その反面で、職員の負担などを心配しているところでもあります。

販売する際に行列ができることで、苦情等が大変多く、販売担当の商工会・商工会議所の職員も苦勞しているところでもあります。一連の事業に対して、現場の声をしっかり聞いていただきたいと思えます。

コロナ禍で、外出自粛や学校休業が続き、児童を取り巻く環境が複雑・多様化しています。児童虐待相談の対応件数は年々増加傾向にあり、平成30年度の本県の児童相談所における対応件数は、1,379件と過去最多となり、令和元年度も増えている状況であります。

また、生活不安や様々なストレスから、DV被害の増加や児童虐待等が深刻化することが懸念されています。

本県の学校休業等における児童虐待やDVの相談件数の状況と対応について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の児童相

談所における、学校休業が開始された今年3月から4月までの児童虐待相談対応件数の速報値につきましては285件で、前年同期間の258件と比べ、27件、10.5%増加しております。

また、女性相談所におけるDVの相談受付件数は、同じく3月から4月の期間で81件となっており、前年同期間の79件に比べ、2件、2.5%増加しております。

いずれも、新型コロナの直接の影響によるものは、現時点では判断がつかねますが、県としましても、引き続き、新型コロナによる社会環境の変化に留意しながら、家庭に身近な市町村や学校、警察などの関係機関と連携を図り、地域における子供の見守りや、DVに関する相談・支援体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 離婚した方々から話を聞きますと、「実は夫からのDVがあり、悩んでいた」と話してくれた方もいらっしゃいました。表に出てこない児童虐待やDVもあるようです。地域の見守りが大切でありますので、支援の強化をお願いいたします。

日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響や昨年の消費税増税の影響もあり、相当厳しい状況となっております。

その結果、廃業や失業が増え、自殺者の急増も懸念されているところであります。

昨年度の全国自殺者数は1万9,415人となり、10年連続で減少しているようです。本県の人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率は、全国平均を上回る状況にあり、全国でも自殺死亡率の高い県となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響による経営破綻や解雇、収入減少により自殺者が増えることが懸念されますが、県の自殺対策の取組につ

いて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 県では、相談対応をはじめ、普及啓発や人材育成などの総合的な自殺対策に取り組んでおりますが、5月には、精神保健福祉センターの心のケア支援員を増員したところであります。

また、従来から、自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」を開設して、「死にたい」などの検索ワードに反応するように設定し、相談機関へつながりやすい環境を整備するとともに、うつ病などリスクが高い方をおかけつけ医から精神科医へつなげるための、連携の強化などに取り組んでおります。

今後とも、関係機関・団体とより一層連携し、相談体制の強化などを図ってまいります。

○安田厚生議員 今後、新型コロナの影響で、経済的・精神的に追い込まれる自殺者も増加するのではないかと考えているところであります。私の周りでも、去年、今年と、50代の方々が亡くなりました。なぜ気づいてやれなかったのかとの思いであります。周りの方々の気づきが大切になると思いますので、相談しやすい環境も整えるようお願いいたします。

また、子供の貧困にも大きな影響があると心配しているところであります。子供の貧困対策を進めるには、生活困窮者の支援が重要だと考えますが、各地域における生活困窮者の支援の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 県及び各市におきましては、生活困窮者自立支援法に基づき、各福祉事務所等に相談窓口である自立相談支援機関を設置し、支援員が、生活に困窮する方々に対して、自立に向けた包括的・継続的な支援を行っております。

具体的には、就労の問題や住居の問題、経済的な問題など、一人一人の実情に即した自立支援計画を作成しまして、就労支援や住居確保給付金の支給などを行うとともに、地域の実情に応じて、家計管理に関する相談・指導や生活困窮世帯の子供の学習支援などを行っております。

県としましては、市町村や関係機関と緊密に連携を図り、地域において生活に困窮する方々の早期把握と、寄り添った支援に取り組んでいるところであります。

○安田厚生議員 コロナ危機で追い詰められた人の事情に寄り添った支援をお願いいたします。

感染拡大の影響による失業や収入減によって、生活保護に頼ってくる県民も多いのではないかと思います。本県の生活保護受給者は、平成20年9月のリーマンショックからの経済悪化により、急増してきたと言われております。先行きが見えず、不安を募らせています。景気回復を図り、生活困窮者の下支えをすることが、何よりも重要であると考えます。

コロナ禍において、生活保護申請も増えると懸念されておりますが、生活困窮者の対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） コロナ禍におきまして、休業や失業等により収入が減少するなど、生活に困窮する方々からの相談が増加しております。

県としては、コロナ対策として拡充された、生活福祉資金や住居確保給付金の活用、県営住宅の家賃等の減免、県税に係る徴収猶予の特例措置などの支援を行うとともに、県の「新型コロナ対策特設サイト」やSNSなど様々な媒体を活用して、これらの取組の周知に努めており

ます。

さらに、新たに今議会の追加補正でお願いしました「生活困窮者自立相談支援体制強化事業」によりまして、県の福祉事務所において支援員を5名増員し、支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 コロナによる影響が長引けば、生活保護の申請も今後ますます増えてくる可能性もあります。生活困窮者への支援などの周知にも努めていただきたいと思います。

次に、県立学校の休業についてお伺いいたします。

長期の休業による子供の学習の遅れと格差の拡大、不安とストレスは大変深刻です。感染から子供と教育者の健康をいかに守っていくかは、重要な課題であります。

学年の締めくくりと新たな学年のスタート時期の3か月の休業は、子供に計り知れない影響を与えています。何よりも、長期に授業がなかったことで、子供の学習に相当な遅れと格差が生じると思います。

学校は、課題プリント等を配布し、家庭学習などを行いました。しかし、小学1年生の保護者からは、「まだ習っていない基本的な知識を、いろんなやり取りのある授業なしで理解させるのは無理がある」といった相談もありました。

臨時休業に伴う児童生徒の学習の遅れに対して、どのように対応していくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 各学校では、休業中の学習の遅れに対応するため、遠足や講演会等、いろいろな学校行事の見直しや、夏季休業期間等の短縮を行い授業日を設けるなど、可能な限り授業時数を確保できるよう工夫を行って

いるところであります。

その際、県教育委員会といたしましては、学校再開後、これまでの学習の遅れを取り戻すために、児童生徒や教職員の負担が過重とならないよう、非常勤講師やスクール・サポート・スタッフの役割の比重を増やすとともに、授業と家庭学習の効果的、効率的な組み合わせによる学びの確保といった取組を進めてまいります。

○安田厚生議員 学習の遅れを取り戻そうと、児童生徒の負担にならないよう、柔軟な教育が必要だと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

休業中の学習の遅れを補うことで、教職員の負担が増えると思っておりますが、政府も第2次補正予算で、教職員や学習指導員などを増員する方針であります。

教職員の負担軽減と教職員の働き方改革は、教員の問題だけでなく、教員が向き合っている子供たちにとっても重要な課題であります。

教員の業務の一部を補うスクール・サポート・スタッフ事業は、教職員の負担軽減を図る上で意義のあるものと考えております。

スクール・サポート・スタッフ配置事業の取組状況と今後の事業拡大について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） スクール・サポート・スタッフにつきましては、現在、県内全ての市町村の小中学校64校に、52人を配置しております。

また、学校の再開に伴いまして、補充学習等による教員の事務負担の増加が見込まれますことから、既に配置されているスクール・サポート・スタッフの勤務時間増と、暫定的な人員増相当の補正予算を、本議会にお願いしているところであります。

○安田厚生議員 財政負担が大変厳しい状況ではありますけれども、県内全ての小中学校にスクール・サポート・スタッフを配置し、教員が子供たちと向き合う時間を確保してほしいと思います。

次に、部活動指導員についてお伺いいたします。

部活動指導員を配置し、部活動を担当する教職員を支援することで、業務負担の軽減が図られます。部活動指導体制が充実することや、部活動の質の向上につながると思います。土日の大会の引率や練習、部活動の管理や運営についても、教職員の負担軽減につながるため、部活動指導員の配置の拡充について、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、県内公立中学校の教職員の負担軽減を目的に、専門的な知識や技能を有する地域の人材を部活動指導員として配置しております。

昨年度は、10市町に34人の配置でありましたが、今年度は、学校における働き方改革をさらに推進するため、当初予算に計上しておりますが、大幅に増員を図りまして、12市町に60名を配置することにしております。

今後は、教職員の負担軽減に加えて、競技力向上の視点からも、課題や効果を検証しながら、市町村教育委員会と連携し、部活動指導員の配置の在り方を検討してまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 今年度は60名の配置ということで、大変ありがとうございます。国民スポーツ大会に向け、部活動指導員の配置で、技術力の向上に努めていただきたいと思います。

次に、各小中学校、県立学校のネットワーク環境の整備についてであります。休業中の小

中学校の学習支援のためのICT環境の整備がより重要となり、子供たちの学びの機会の保障に効果的であると思われまます。

国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒に1人1台のコンピューター整備を推進されているようですが、県内市町村の小中学校及び県立学校において必要な高速通信ネットワーク整備について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けた、校内通信ネットワークの整備についてであります。まず、小中学校におきましては、23の自治体が今年度中に整備を完成する予定となっております。残りの3つの自治体につきましては、校舎新設等の時期に合わせるなど、自治体の実情に応じて整備を進めていく予定となっております。

また、県立学校につきましては、本年度、全ての校舎で高速・大容量化の整備を終えることとしております。

○安田厚生議員 いよいよICT教育のスタートという思いであります。教育の分野で、ICTへの取組は遅れていると感じておりましたが、子供たちが好奇心を持って学力を伸ばしていける時代への第一歩だと思っております。

学校休業中の児童は、家庭で過ごす時間が長く、学習面でどのようなことに取り組むといいのか困ることも聞いております。今回の学校休業で、オンライン学習が重要であると再確認されました。県立学校におけるオンデマンドによる学習や、プロジェクター等のICT機器を使った授業の取組状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 生徒個人のペースに合わせて、何度も視聴できるオンデマンド型の学習につきましては、今回の臨時休業に際し

て、一部の県立学校で独自に作成した学習動画の配信や、民間のオンライン学習教材の活用などの取組を行っております。

また、プロジェクター等のICT機器の活用につきましては、多くの学校で様々な実践が行われておりまして、授業の効率化や生徒の多様な学びにつながっております。

具体的には、数学のグラフや理科の実験動画を映しての授業や、生徒が作成したプレゼン資料を発表させて、協働学習を行う授業などの事例がございます。

○安田厚生議員 新しい教育のスタイルへの対応や、教育環境へ向けた取組が求められております。教職員の負担を軽減し、教育の質の向上に専念できる環境の構築が欠かせないと思えます。

学校でも働き方改革が進められています。教職員は忙しく、残業の多さは特に問題とされています。学習指導以外でも、さきに質問いたしました部活動や学校行事など、多忙化しているところでもあります。

また、教育のICT化により、機器の活用や指導方法の改善等で労働時間が増えるなど、教職員の負担が予想されますが、負担軽減に向けた県としての取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 教育のICT化は、授業や業務が効率化され、教職員の負担軽減につながるものと考えておりますが、議員の御指摘のとおり、当初は、機器の操作方法に戸惑いや不安等を持つ教職員が出てくることも予想しているところでもあります。

そのため、県立学校や市町村に対しまして、ICTの専門家を派遣し、ICTを活用した授業の在り方や機器の操作方法等に関する校内で

の研修などの業務支援を行うこととしております。

また、ICTに関する基礎知識の習得及び教職員の疑問や悩みの解決に向けた研修会を開催するとともに、問題の解決方法に関するマニュアルの作成・配付を行うことによりまして、教職員のICTに対する不安を解消し、負担感を軽減することに努めてまいります。

○安田厚生議員 ICT化の専門家を派遣するということがありますので、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

佐賀県武雄市は、数年前からICT教育を取り入れております。導入の際は、教職員が自ら学び、授業に取り入れるなど、大変だったと聞いております。ICT化で新たな負担が増えないようにお願いいたします。

休業中、子供たちが自宅にいる時間が長く、ゲーム利用時間が大幅に伸び、依存状態がかなり危険な状態となっております。ICT機器を導入する児童におけるゲーム等の対応はどうか、まず家庭での教育が必要であります。

児童生徒のゲーム障害を予防するための学校における指導はどのように行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましたように、ゲーム等の過剰な使用については、心身の健康や学習及び日常生活に悪影響を及ぼし、ゲーム障害に陥ることが懸念されております。

そのため学校では、特別活動や保健などの時間に、規則正しい生活の重要性や、ゲーム等に対する依存の影響及びその予防などについて、発達段階に応じて指導しているところであります。

また、外部講師による保護者を交えた講話

や、生徒会が中心となりましてルールづくり等を行う取組事例もあります。

今後、情報化の進展とともに、ますます子供たちがゲーム等に集中していくことが危惧されますことから、このような指導の充実・強化を図りまして、ゲーム障害の予防に努めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 休業中にゲームに熱中する子供が増えているようであります。ゲームに対する歯止めが利かず、日常生活よりもゲームを優先し、夜中までプレーするといったこともあるようです。

予防につきましては、学校での指導と家庭でのルールづくりが必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、SNSやネットでの言葉の暴力・誹謗中傷が問題となっております。ネット上での誹謗中傷によってストレスを抱えたり、心のバランスを崩している人は多いようです。

ICT教育を進める上で、学校・家庭でのネット教育が必要だと思いますが、SNS上での誹謗中傷に対する教育長の見解と、学校における指導についてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） SNS上の誹謗中傷は、重大な人権侵害でありまして、決して許される行為ではありません。

子供たちには、規範意識や自他を大切にすることを、インターネットなどを利用する上でのルールやマナーを合わせた、情報モラルを身につけさせることが重要であると考えます。

現在、各学校では、道徳教育や「技術・家庭」及び「情報」の授業を中心に、全教育活動を通して、情報モラルの指導に取り組んでいるところであります。

県教育委員会といたしましても、情報モラル

に関するリーフレットを作成し、公立学校の全生徒に配付したり、ネットトラブル等に関する専門家を講師として学校に派遣し、保護者を含めた講演会を実施したりするなど、学校における情報モラル教育の推進を支援しているところでもあります。

○安田厚生議員 県では、2018年度のいじめ件数を発表しました。ネット上でのいじめについては、県内公立高校の33.4%が、「インターネットで嫌な思いをしたことがある」と回答しております。このうち、「悪口や嫌なことを書かれた」が16.7%、「無断で写真を載せられた」が15.5%となっております。学校や家庭での教育が大事でありますので、情報モラル教育の強化をお願いしたいと思います。

次に、水産業について質問いたします。まず、学校給食について質問いたします。

学校給食は、安全でおいしく、必要な栄養のバランスが取れ、また、食の教育になり得る給食の提供が求められています。食育の観点から、旬の食材や地産地消を意識し、多少価格が高くても、地元の魚や旬の水産物を使うよう支援していくことが大事だと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響を勘案して、学校給食において、積極的に地元の水産物を活用することはできないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 学校給食に地場産物を活用することは、地域の産物への理解や、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心の醸成など、食育の観点からも大変重要であると考えております。

本県では、毎月16日を「ひむか地産地消の日」と設定するなど、学校給食においても、地場産物を積極的に取り入れる取組を行っている

ところであります。

現在、農政水産部において、関連予算を今議会に上程され、今般の新型コロナウイルスにより影響を受けている地元の水産物を、学校給食に活用する事業が予定されていると伺っているところであります。

県教育委員会といたしましては、農政水産部や市町村教育委員会と連携しながら、学校給食における、水産物を含む地場産物のさらなる活用に努めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 地元の食材を使用することは、鮮度がよいことや産地がはっきりしている点など、地場の水産物に対する保護者のニーズは高まっていると思います。

また、県内ブランド品に推奨されているにもかかわらず、食したことがない方々もたくさんいるようです。地場の水産物の消費を推進する上で、学校給食は重要な役割を果たしていると思います。学校給食における地産地消率は30%前後と聞いておりますが、本県においては少ない状況に思えます。県のほうでも、給食にさらに活用するようお願いいたします。

新型コロナの影響で、延岡市北浦町の養殖業では、国内外に出荷できず、餌代もかさむなど、悪循環に陥っています。養殖カンパチやタイの照り焼きなどを学校給食に提供できれば、水産物の消費も推進できるなど、学校給食は重要な役割を果たしていると思います。養殖カンパチ、タイなどを県内の公立学校の給食に提供できないか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 養殖業は、消費減退による出荷の滞留などで、特に大きな影響を受けていると認識しており、今議会におきまして、県北地区で多く養殖されております

カンパチやマダイなども学校給食へ提供いたしまして、地産地消による消費を喚起する補正予算をお願いしているところでございます。

これまで、県産水産物は、価格面等の制約で、学校給食での利用が少なかったことから、本事業の活用によりまして、学校給食向けの消費ニーズに対応できるよう、県漁連、水産加工業者、生産者等が一体となりまして、加工供給体制の強化に取り組んでいただいているところでございます。

県におきましては、多くの児童生徒の皆さんに、地元のおいしい魚をたくさん食べていただきますよう、今後、国庫補助金の追加要望も視野に入れ、県教育委員会等とも連携をしながら、学校給食における県産水産物の利用拡大を図ってまいります。

○安田厚生議員 学校給食での提供は、新たな需要先の確保に加え、水産物のおいしさを給食で実感してもらえれば、地産地消の食育や家庭での消費喚起につながると、期待しているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、魚価の低迷が問題視されているところであります。観光や飲食業など、需要が大幅に低下したことにより、魚の消費も低下し、魚価が値崩れをしています。そのため、収入が大幅に減少し、赤字になることから、漁に出られない漁業者もいます。

高級魚とされるインダイやアラ、イサキなどが安値で、例年の相場の半値で取引されています。また、ハモの値段は、この時期、京都の祇園祭を前に、キロ700円前後で取引されるのですが、今年はキロ200円という状況で、収入が激減している漁業者もいます。

魚価の低迷で経営に不安を抱える沿岸漁業者

に対し、どのように支援するのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 沿岸漁業におきましても、需要減退によりまして、高級魚を中心に、魚価が前年同期に比べ約3割から5割下落し、厳しい状況が続いております。

このため、県におきましては、運転資金の緊急融資を支援しますとともに、消費喚起のための水産物お届けキャンペーンとして、産地直送の送料助成を行っているところでございます。

また、持続化給付金の周知や手続のサポートに加えまして、休業中の漁業者による環境保全活動への参加等に対して日当等が助成される国の直接採択事業——今回、第2次補正予算で措置されますが——資源・漁場保全緊急支援事業の活用も推進してまいりたいと考えております。

県といたしましては、今後とも、関係団体と連携いたしまして、沿岸漁業の皆様が安心して経営が持続できますよう、しっかり支援してまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 消費喚起に向けて、水産物のお届けキャンペーンや国の資源・漁場保全緊急支援事業などの周知も、しっかりとしていただきたいと思えます。

ブリ大尽で有名な延岡市赤水沖の大型定置網漁が7年ぶりに再開したというニュースがありました。県漁連など地元漁協の協力で、今年から試験的に操業が開始しています。

県内の大型定置網漁の数が減っているようですが、最近再開した県内の大型定置網漁の現状と取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 御質問のありました大型定置網漁につきましては、県漁連

が設立した宮崎県漁業販売株式会社が、宮崎市内海地区に続きまして、本年1月末に、2か所目となる延岡市赤水地区で操業を開始したところでございます。

現在、この2つの定置網では、4人の新規就業者を含む19名を雇用いたしまして、本年1月から5月までに約1億円の水揚げがあり、地域の活性化に大きく貢献していただいております。

県といたしましては、新規就業者が経験を積み将来独立することによって、沿岸漁業の持続的な発展につながるといった大きな期待を寄せており、引き続き、新規就業者の確保などの取組を通じまして、大型定置網漁への支援を行ってまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 県内における持続可能な水産業の振興に期待しておりますので、今後とも支援をお願いいたします。

今、漁業者の高齢化や若者の担い手不足が懸念されています。漁業全体として十分な生産量を確保していけるよう、漁業の新規就業者の確保を図りながら、同時に生産性を向上させていくことが重要であります。

漁業の新規就業者に対する県の支援策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県における新規就業者の確保・育成につきましては、県立高等水産研修所での育成や、宮崎県漁村活性化推進機構における研修及び就職先とのマッチングなどの取組支援を行っており、さらに、漁業者による直接雇用などを含めると、毎年50人程度が新規就業しております。

そして、最近では新型コロナウイルスの影響による雇い止め者等からの就業相談もあることから、今議会におきまして、1週間程度の就業体験枠を拡

大するとともに、1か月程度の実践的な研修を創設するための受入れ体制強化に向けた補正予算をお願いしているところでございます。

県といたしましては、今後とも、関係機関等と連携を図りながら、地域漁業をリードする将来の担い手の確保・育成に努めてまいります。

○安田厚生議員 本県の漁業就業者の年齢構成につきましては、10代、20代が非常に少なく、60代以上が約60%を占めており、年々高齢化が進むと心配しているところであります。若い新規就業者の確保と育成に努めていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、魚価の低迷など、漁業への影響が出ております。県内の漁業にICTを導入し効率的な操業ができれば、燃料費の節約にもなり、漁業の収益にもつながると思っております。

今後の漁業におけるICT活用の可能性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県では、漁業者の操業効率化のために、水温や風向等の情報を提供する従来の「海の天気図」に加えまして、国内で初めて漁業への活用を目的とした海洋レーダーの整備によりまして、昨年度から、日向灘における広域的な潮の流れや波の高さなどの情報を、スマートフォン上で提供しているところでございます。

これによりまして、漁業者は、的確な出漁判断ができるとともに、燃油等のコストや労働時間の削減が可能であり、また、漁場予測の精度が上がり、水揚げや収益性の向上に役立っているとの評価を頂いているところでございます。

県といたしましては、ICTを活用した漁業の見える化をさらに推進いたしまして、もうかる漁業の振興を図ってまいりたいと考えており

ます。

○安田厚生議員 ICTを導入することにより、効果的な漁業ができるようになることが期待されておりますので、本県の漁業の振興を図っていただきますようお願いいたします。

次に、道路交通についてお伺いいたします。

昨年1年間に運転免許証を自主返納したドライバーは、全国で前年比42.7%増の60万人に上りました。制度が始まって以降、最多であったことが分かりました。

高齢者による事故などにより、運転免許証の自主返納が増えてきています。しかし、車を使って生活している人は、免許返納後の生活に不安を覚える方も少なくありません。

各自治体により格差があるものの、多くの自治体で、免許返納後に、タクシーやバスなど公共交通機関の利用が割り引かれる制度が導入されております。

免許返納者を増やして事故減少につなげるという取組もなされておりますが、本県の運転免許返納者数の推移と返納者に対する支援について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 今年の運転免許返納者数は、過去最高の5,110人となっており、5年前の平成26年と比べますと、3倍近くに増加しております。

警察では、運転免許を返納された方の支援に関しまして、自治体と連携した取組として、平成30年2月から「情報連絡同意書制度」を運用しております。

この制度は、返納者やその御家族の同意を得た上で、そのお名前、住所等の情報を市町村に提供し、返納者への支援に役立てていただくものであり、昨年は、全返納者の約53%に当たる2,707人について情報提供をしております。

今後とも、免許を返納された方々に対する支援の充実に向けて、自治体等と連携を進めてまいります。

○安田厚生議員 様々な理由で免許を返納される方がいます。80代で免許返納する方が50%を占めているようであります。

返納後も生活に支障を生じないように、各自治体と連携を深めながら、支援をお願いしたいと思います。

車の運転ができなくなると不便なことも多く、返納するか迷っているという人も多くいるようです。各地域では、コミュニティバスが巡回し、住民の足となっております。市町村を往来する際、移動の手段はバスであります。特に中山間地域におきましては、1日に数本ほど運行されているだけで、生活を送るには運転免許が必要不可欠であります。

免許証返納後の移動手段の確保については、バスやタクシー等がありますが、中山間地域においては移動手段が少なく、大きな課題となっております。免許返納者の移動手段確保のため、公共交通機関へどのような支援を行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 免許返納者の増加に伴い、その移動手段の確保は、ますます重要になってくるものと考えております。

このため県では、地域内移動の効率化や利便性の向上を図るため、市町村に対しまして、コミュニティバス等におけるオンデマンド交通の導入支援等を実施しております。さらに今年度からは、広域的な移動手段を確保するため、宮崎交通に対しまして、高齢者用定期券の購入費用の割引に対する補助を行うこととしております。

今後とも市町村と連携しながら、免許返納者

等が、地域内外におきまして円滑な移動手段が確保できますよう、必要な交通対策について総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 中山間地域におきましては、移動手段が限られてきます。宮崎交通に対し、購入費用の割引も大切であります。路線の存続もお願いしたいと思っております。

次に、県道西都南郷線の整備状況についてお伺いいたします。

5月の連休中に、入郷地区、国道5路線をはじめ、県道現場を視察させていただきました。

この県道西都南郷線は道幅も狭く、峠辺りは路面もよくない状況であります。実際に通行することで、道路改良は喫緊の課題だと感じたところであります。

県道西都南郷線の改良率と整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県道西都南郷線につきましては、西都市八重から銀鏡を經由し美郷町南郷に至る、沿線住民の生活を支える重要な路線であります。

このため、これまでに、西都市の銀鏡工区や美郷町の渡川工区などにおいて整備を進めてきたところですが、地形条件が厳しいことから、未改良区間が多く残っている状況であり、本路線の改良率は、平成31年4月時点で約16%となっております。

現在、未改良区間のうち、美郷町南郷の延長約1キロメートルを、上渡川工区として整備を進めており、昨年度までに約760メートルを供用したところであります。

引き続き、事業区間の早期完成に努めるとともに、残る未改良区間につきましても、事業の進捗を踏まえながら、必要な整備に取り組んで

まいります。

○安田厚生議員 本路線の改良率は16%と、ほかの地方道に比べて低い状況であり、余り進んでいない状況であると考えております。期成同盟会等の設立をしようという動きもありますので、早期整備に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

次に、国道327号の整備状況についてお伺いいたします。

国道327号は、日向市から美郷町、諸塚村、椎葉村を經由して熊本に至る一般国道であります。住友財閥が建設費として100万円を寄附したことから、「百万円道路」ということでも有名であります。開通と同時にバスも開通し、生活に欠かせない基幹道路になってはいますが、急カーブの連続に加え、道幅も狭く離合もできない道路であります。

安全・安心な道路環境を求める地域住民もたくさんいます。耳川流域の豊富な森林資源をつなぐ重要な路線ではありますが、この国道327号の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 国道327号につきましては、地域住民の生活や産業を支え、緊急輸送道路にも指定されている重要な幹線道路であり、県内区間約67キロメートルのうち約60キロメートルで、2車線の整備が完了しております。

残る未改良区間につきましては、その全区間において既に事業に着手しており、これまでに、諸塚と椎葉の村境に設定しております佐土の谷工区におきまして、4か所のトンネルのうち2か所が完成し、さらに椎葉村の尾平工区においては、1.8キロメートルのトンネルを含む全区間が、今年度、開通する予定であります。

また、日向市内におきましては、入郷地域から東九州自動車道や細島港へのアクセス強化を図るため、永田バイパス等の整備を進めております。

県としましては、今後とも、必要な予算の確保に努め、全線の早期完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。

本路線は、日向市、美郷町、諸塚村、椎葉村を結ぶ、真に必要な道路であります。安心・安全な交通の確保が求められております。東臼杵郡内の国道5路線は、いまだに整備がされていない区間がたくさんあります。

鎌原副知事におかれましては、国土交通省に戻れると聞いておりますが、本県の特にこの5路線の早期整備について、国からも温かい後押しをお願いしたいと思います。

先週、県内の経済界をリードしてきた清本会頭が亡くなりました。商工会議所、商工会、また、ひむか経済懇談会やいろんなどころでお付き合いをさせていただきました。よき先輩であり、東九州自動車道、九州中央道の開通にける思いが強く、また、幅広い分野で県北の地域振興に御尽力をされた方でありました。心より御冥福をお祈りいたします。

地域の発展には高速道路や道路整備が必要だという遺志を少しでもつなぐことができるようお誓いし、本日の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、立憲民主党の渡辺創です。

新型コロナウイルスは、私たちに正体の見えない恐怖を与え、恐怖におののいた私たちは、混乱の中で、自らの乗る船を急激に止めようとエンジンを逆回転させて、社会活動にブレーキをかけました。

しかし、急激なブレーキは大きな波紋を生み、いつの間にかその波紋は大きな波やうねりに変わり、国民生活を飲み込もうとしています。感染症としての脅威や経済的なダメージのみならず、人々の価値観、社会の在り方にも大きな影響を与える事態です。

私たちは、今、命や健康の危機、生活維持の危機に向き合いながら、同時に価値観の揺らぎにも直面しているわけです。

坂口議員が一般質問で、現状について、「全てに経済を優先させることを求めた結果、たどり着いた世界であって、この道こそ、私どもが進むべき唯一の道と信じ、追い求めてきた、より広く、より速くの世界は終点とならなかった」と指摘されました。炯眼に感服したところです。これまでの歩みを懐疑的に捉え、新しい社会の在り方を模索する必要があるとの姿勢は、思いを同じくするところです。

さて、知事も同じ思いをお持ちなのだと思います。提案理由説明の最後で、コロナとともに生きていく社会への所信を述べられました。ポストコロナを構想し、脱グローバル、必要なゆとりの肯定、分散型への社会構造転換、デジタル化・リモート化に触れた上で、価値観や生き方の変容に言及されました。大変共感しまし

た。

社会変化が自然に起きることを期待する状況ではありません。知事が所信で述べられたように、政治や行政が責任を持って方向性を指し示していくことが求められています。つまり、今、政治には、新しい社会や価値観を創り出していくエネルギーと意欲が必要です。

最近、私は、明治16年の宮崎県再置県に興味を持っています。いろいろな資料に当たると、再置県・分県の運動の中で、私たちの先達は請願書の中などで繰り返し、「日向人は進取の気性に乏しいので、分県で趣を変えたい」と訴え、再置県の決め手となった明治15年の国の地方巡察使、渡辺昇参事院議官が復命書をしたためるに当たっても、「原野を開墾するような進取の気性に乏しい」ことが挙げられ、「鼓舞奨励すれば、事業勃興して国家経済に益すること大」と、好意的な態度が示されました。

今こそ、進取の気性に乏しいと言われる気風を変えるときです。最後を走っているのではない、トップランナーなのだという気概で、ポストコロナの社会を創造したい。

知事に、宮崎県という枠にとどまらず、一人の政治家として広い視野で、これからの政治は何を重視し、どんな社会を築くべきなのか、お考えをお伺いします。

残余の質問は自席から行いますので、御答弁よろしく願いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

新型コロナを経験した後は、これまでにないスピードで、新たな経済社会の変化が生じる可能性があると考えております。

そして、世界的には、これまでの過度のグローバル化や経済効率を優先した資本主義の拡

大成長路線は転換や見直しを迫られ、国内的には、東京一極集中の社会構造や価値観から抜け出し、大都市集中型から分散型へと地方回帰の動きも生まれてくるものと考えております。

これらのことは、コロナ危機を契機として、我が国が必要な社会の改革・変化を進めていく上で、大きなチャンスであると捉えております。

そのような中で、本県が取り組む、経済的な豊かさとお金には代えられない価値が調和した「新しいゆたかさ」を実現していくことは、今後の持続可能な社会を目指す上で、政治に求められる最も大事なことではないかと考えております。

今を生きる私たちは、この新しい経済社会を切り開いていく歴史的使命を担っていくものと考えております。私はその使命を、知事として全力を挙げて果たしてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○渡辺 創議員 新型コロナという極めて大きな局面転換に向き合う知事は、その決意を所信で述べられたわけですがけれども、そのためには、知事の視座は、県内だけを見詰めればいいというわけではないと思います。世の中を動かさなければなりません。積極的に幅広い議論を県内外に求め、時には国と向かい合う物言いも必要だろうと思います。

新しい社会の在り方を打ち出すというのは、それだけ迫力が必要なことではないかと思えます。

県議会で河野県政と向き合って、10年目に入りました。私の同期当選はこの議場に5人いますけれども、私たちは、河野知事が誕生して数か月後に県議となりました。ですので、知事のルーキーイヤーは僕らのルーキーイヤーでもあ

りましたし、10年目は我々の10年目でもありません。

知事は、分別があって、抑制的で行儀もいいので、国への物言いや議論を呼ぶような提起には慎重な印象も今まで持ってきました。それは賢いことかもしれません。

ただ、これからは価値観が揺らぎ、次のモデルをみんなが模索しようとする時代になるわけです。新しい社会構造や価値を創造しようという時代です。いわば、レッドオーシャンではなく、ブルーオーシャンに漕ぎ出すときだろうと思います。

宮崎県の「新しいゆたかさ」は間違っていないという、その自信に裏打ちされた姿を、ぜひ示していただきたいと思います。

さて、今回、知事は、特措法の制定で新しい権限と責任を背負い、休業要請という難しい判断も迫られました。リーダーとしての苦悩もあったことだろうと推察します。

コロナと向かい合う中で、知事は何を大事にしてきたのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルス感染症対策に当たりましては、まずは、県民の皆様様の命と健康を守ることを第一にということで、感染拡大防止の徹底と医療提供体制の強化・充実に努めてきたところでもあります。

そして、暮らしや雇用への不安が広がっていく中、経済活動の維持・活性化への対応も非常に重要と考えまして、感染拡大防止、それから社会経済活動の維持・活性化、そのバランスに苦心してきたところでもあります。

ただ、未知のウイルスとの闘いでもあります。県民の皆様には、それぞれの課題について様々な立場があり、そして不安・不満が広がる中で、大変厳しい御指摘もいただきました。

午前中議論がありました。SNSでの誹謗中傷、そのようなものもたくさんあったところでもあります。

恐らく、全国の知事も市町村長も、そのような厳しい状況にあったというふうに思いますが、その中でやはり大事なことは——今回のコロナ禍で、改めて注目を集めた小説に、カミュの「ペスト」があります。あの中で、主人公の医師リウーが言います、「ペストと闘う唯一の方法は誠実である」という言葉がありました。その言葉がずっと頭をよぎっておったところでもあります。

大変厳しい御指摘にさらされる中で、分かりやすさだとか目立つこととか、そういう誘惑に駆られるわけではありますが、本当に宮崎のためになることを、誠実に、また地道に取り組んでいく、そのような姿勢で進めてきたところでもあります。

○渡辺 創議員 この間、議会から見ても、知事は、なかなか難しい判断を迫られているなど感じる場面はたくさんあったわけです。

今議会でもいろんな声が上がりましたし、なぜ積極的に支援策を取らなかったのかという指摘もあります。

昨日、井上議員が指摘されていたように、もし早い段階から国の財政措置が今の時点と同じぐらいはっきりしていれば、もっといろんなことはやれたという本音も、きっとあることだろうと想像はします。

特に、知事の思いが——知事がよく言われる言い方ですが——適時的確にうまく伝わらなかったという場面がいろいろありました。先ほどもお言葉がありましたけれども、批判を受けたり、ジレンマに陥ったりして、知事も悩まれたこともあったと思います。

そういう中で、一連のコロナ禍において、知事が政治家として新たな気づきを得たことがあれば、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の新型コロナウイルス感染症への対応としまして、改めて、こういう危機管理対応におけるリスクコミュニケーションの重要性、そして、その難しさということを感じたところであります。

感染症の対策、それから社会経済活動の維持・活性化、その両方のバランスを取る中で、私どもが伝えるべき情報というものが、今回、大変難しいものがございました。

1つには、時々刻々と状況が変化しているということ。それから、未知のウイルスであり、誰も対応のシナリオを描くことができないということである。そのことにより、県民の皆様には不安が広がっていく。

そして、幸い、県民の皆様のお協力により感染を抑制している状況の中で、県民の皆さんが日々触れ合える情報というのは、圧倒的に国内・国外における感染拡大の実態であり、そこで取られる、例えば休業要請であったり、様々な措置というものに、情報が、また意識が向かわれるわけでありまして。そのことにより、さらに不安が高まるということもあります。

例えば、休業要請などが典型であります。東京・大阪のように、感染が拡大した蔓延防止のための措置として行われたものであります。本県ではそこまで蔓延していない状況の中で、「なぜ本県でしないのか、遅い」という御意見もございましたし、休業要請に伴う協力金を経済対策というふうにつまえる考え方からすると、これは本県として最大の反省点の一つであります。具体的な経済対策について、県民の皆様にお示しするのが遅かったことに絡めて、休業

要請が遅かったというような御指摘に結びついていると考えております。

私どもは、これまでの災害対策のような形で、ある程度順を追ってこの経済対策も進めてまいったところであります。

振り返ってみますと、方針を示して、それに基づいて様々な団体との意見交換を行い、具体的な制度をつくり、臨時議会に提出し、そして、私どもが狙っておりました、国の給付金が届く前に——ゴールデンウィーク後、実際に5月8日以降には支給をされているわけですが——実質そのような形で支給はできたわけですが、情報提供というものが遅かったということと、休業要請を東京・大阪とは別の意味で、隣県からの感染拡大を防ぐという意味でせざるを得なかった、そのタイミングが重なったというのが非常に難しく、この実情なり経緯をお示しする、説明するというのが難しい課題であったと考えております。

ただ、今申し上げましたような経済対策も、情報提供にしましても、適時適切に、また早め早めにお伝えしていくということが安心につながるということもございます。また、県民の皆様がどういう情報に今接しているのかということもよく把握をした上で、どういう形で伝わっているのか、どう伝えるべきなのか、どうしたら正しく伝わるのかということ、これからもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今、知事からお話があったことをベースにして、今日の議論に進みたいと思います。ありがとうございました。

まず、今回は、新型コロナを受けてという内容が多いので、ベースを少し確認しておきたいと思っております。

県民、特に事業者を守る経済的支援についてです。

県の小規模事業者事業継続給付金は、売上げ減75%と大変厳しい設定になりました。この件については、今議会でも複数回指摘をされていますが、改めて、厳しい設定となった理由と利用状況を、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた事業者に対しましては、国の持続化給付金が設けられたところではありますが、その一方で、小規模事業者の中には、大幅な収入減により休廃業が懸念されるような厳しい状況もありましたことから、県では、こうした事業者に緊急に資金を手当てするため、売上げが75%以上減少した小規模事業者を対象として、事業継続のための給付金を創設したところでございます。

支給状況につきましては、5月末日時点で4,489件、金額では、8億9,780万円を既にお支払いしております。

○渡辺 創議員 苦しいところに目を向けるのか、それとも国の持続化給付金が届かないところに目を向けるか、これは判断が難しいところだろうと思います。

財政力の違いが、いろんな自治体の施策に色濃く出てきているような気がしていて、大変そこが気になるところであります。

次に、国の事業者向け支援策の柱である持続化給付金と雇用調整助成金ですが、県内での利用状況を、商工観光労働部長に伺います。

把握できていなければ、把握の必要性をどう考えているか、御答弁ください。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 国の持続化給付金の支給状況につきましては、本県の状況を九州経済産業局に問い合わせしておりますけ

れども、まだ確認できていないとのことでございます。

また、雇用調整助成金につきましては、宮崎労働局によりますと、5月29日現在の支給決定件数は、242件とのことであります。

今後の経済対策を進めます上で、国の給付金等の支給状況の把握は重要であると考えておりますので、引き続き、国に対し情報提供を求めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 両制度とも特徴は、幅広い業種での活用が可能ということだろうと思います。

適用される水準までの影響が出ているか否かというのは、それぞれの産業によって異なってくるわけですが、1次産業、特に農林水産業における利用状況と状況把握の必要性、さらには、どのようにして対象者へ情報提供を行ってきたのか、代表するような意味で、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 国の給付金支給等の状況の把握につきましては、先ほど商工観光労働部長が答弁で申し上げたとおりでございますが、今後、農業分野におきましても、しっかりと情報の収集等に努めてまいりたいと考えております。

また、コロナ禍で影響を受けている農業者や農業法人につきましては、この給付金等は、農業は対象外というような理解をされる方もあられたということで、これをしっかり周知するために、県庁ホームページでの掲載や、農業・畜産業・水産業ごとに詳しいチラシを作成・配布、そしてSNS・メール・市町村、農協等の広報誌など、様々な媒体を活用した情報提供を行うとともに、県、市町村、農協等で組織いたしました各地域における対策連絡会議、こう

いったものを活用して、しっかり連携しながら、農業者への迅速かつ確実な周知に今取り組んでいるところでございます。

さらに、普及センターに既に設置しております相談窓口と、各JAとが連携いたしまして、今後の申請手続きに係るしっかり連携した支援体制を構築しようということで、今準備を進めておりますので、こうした形をしっかりと踏まえながら、スムーズな給付金の支給を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 スポーツ関連団体からも窮状を訴える声が上がっています。

例えば、県内の総合型地域スポーツクラブの実情をどのように把握しているのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 総合型地域スポーツクラブの実情についてであります。市町村やクラブへの訪問における聞き取りによりまして、活動自粛等に伴い、会員数や収入が減少し、厳しい運営状況にあることについては把握しているところであります。

支援策につきましては、各種の支援策についてお知らせしているところであり、需要が高いと思われる持続化給付金について、幾つかのクラブが申請していることを把握はしておりますが、改めて、支援施策について丁寧に御紹介しているところであります。

現在、関係機関と連携し、調査を行っているところでありまして、活動の再開状況や運営面での問題点等について具体的な状況を把握した上で、各クラブの状況に応じて個別に相談に応じるなど、対応に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。これから先、まだまだ新型コロナに関連する産業

支援が必要になってくるはずですよ。

その際には、視点として、制度の谷間にはまり込んでいる方々がないかということを考えなければならぬと思います。そのためにも、ベーシックな産業支援策が県内にどの程度行き渡ったのかということ、きちんと把握することは不可欠だと思いますので、ぜひその点、お願いいたします。

加えて、制度の谷間といえ、今日提案された追加補正予算案では、国の補正予算を受けて、医療・介護・障がい福祉の従事者への慰労金の支給をされることが措置されています。対象となられる方々の貢献には、ただただ頭の下がる思いでございますけれども、この取組は、同じように社会を支えてきた、例えば保育であったり、社会的養護・児童福祉施設の従事者への視点が、残念なことに抜け落ちているというふうに思っています。

今後、県としても、国に向けてこのような実情をきちんと伝える努力を、ぜひ重ねていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

次に、テーマは変わりますが、久しぶりに広報戦略についてお伺いします。

ここでの広報とは、報道対応も含めた県の情報発信全般を指すというふうに理解してください。発信に関する厳しい指摘は、既にこの議会でも相次いでいますので、不要な具体的言及は避けながら、私の問題提起も織り込んで進めたいと思っております。

さて、新型コロナ禍は、誰もが当事者であり、情報の真偽を見定めることが難しく、国や県がどのような判断をするかということに大変大きな注目が集まりました。それは、先ほど知事が御答弁でおっしゃったとおりだと思います。

そのような初めての状況において、県の広報部門は何を重要視してきたのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症は、全ての県民に影響を及ぼす、これまでに経験のない危機事象でありますことから、分かりやすく正確な情報を発信することにより、県民の皆様へ冷静かつ正しい行動を取っていただき、感染拡大防止の徹底を図るとともに、状況の変化に応じた的確な対策を講じた上で、これをしっかりと県民の皆様にお伝えしていくことを重点に置きながら、広報活動を行ってきたところであります。

このため、県といたしましては、ホームページや県政テレビ・ラジオ番組、新聞、そして広報紙などの様々な媒体を活用するとともに、報道機関への速やかな情報提供などに努めてきたところであります。一方で、全ての県民に正しく情報を伝えることの難しさも実感したところであります。

今回の経験を生かしながら、今後とも適時適切な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 特に休業要請をめぐっては混乱があったというのが、正直なところかと思えます。ここは私の想像ですが、知事は、特措法によって新たに背負うことになった権限の行使に抑制的であられたんだというふうに思います。

これは、権力者の姿勢として、私権制限を伴うことを実施するに当たっては、慎重に検討し、自己の権限に常に抑制的であろうという姿勢は、実に健全だと思います。その基本姿勢は高く評価したいと思います。

その上で当時私が感じていたことは、当時の

ブログにも書きましたので、いつかお目通しいただければ幸いです。この場では控えます。

いずれにせよ、知事なりの思いと工程表があった新型コロナウイルスの対応が、休業要請の是非をめぐって修正を求められた形になったかと思えます。

その最大の原因は、知事の考えが県民にうまく伝わらなかったからだと思えます。このことは、知事も既に議会等でもお認めのところですが、この一連の過程・経過を、広報をつかさどる総合政策部長はどのように振り返られますでしょうか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、県民の皆様が必要とする情報を分かりやすく、迅速に発信するとともに、その時々状況に応じて、知事会見などによる報道機関への情報提供に努めてきたところであります。

議員から御指摘のありました休業要請につきましては、どのようなタイミングで、どのような情報を発信するのか大変苦慮したところでありましたが、県民の関心が極めて高い事柄につきまして、適時的確な情報発信を行うことの重要性を改めて強く認識したところであります。

今後とも、県民目線に立った、タイムリーで丁寧な情報発信に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 私はこの間、感染者の確認や県の方針決定の機会に、県や宮崎市の会見をネットで視聴しました。

衝撃的だったのは、午後10時とか、そういう時間帯の同時配信であっても、3,000を超えるような同時配信へのアクセスがあつていたり、また、UMKやMR Tという地上波のローカル局が、ユーチューブを使って同時配信をしている

ということです。

何が衝撃的だったかというのと、その1次情報に接しようとする県民の皆さんの意識がかなり定着しつつあること、そして、メディアミックスというか、媒体の垣根はもうほとんど意味がないことに、私自身の意識がたどり着いていなかったということを実感したからであります。

さて、県は、通常は知事の定例会見だけをネット上では配信しています。ただ、3月17日の県内2例目、3例目の感染者確認会見以降は、緊急事態宣言解除時の会見など、12本の動画をホームページに上げています。5月29日以降は、それが特設サイトでも見るできるようになっています。

その意味では、今、何が必要なのかという問題意識はあったのだらうと思います。ただ、残念だったのは、それが県の動画ポータルサイトである「楠並木ちゃんねる」に上がっていないということです。

ポータルサイトというのは玄関口ということなので、ここに来れば、県の動画全部にアクセスできるという場所でなければならないはずで

す。提供する側の県と、情報を得たい県民、動画という1次情報を求めている県民が集まるプラットフォームのようなものじゃないといけないわけですから、やはりそこで、その動画は上げられるべきだったと思いますが、その点について、総合政策部長のお考えを伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県のホームページに掲載しております動画ポータルサイト「楠並木ちゃんねる」におきましては、知事の定例会見のほか、県政テレビ番組やPR動画など、様々な動画に視聴者がアクセスしやすいよう、項目別に5つのチャンネルに分け配信

しております。

現在、新型コロナウイルス感染症に関する知事会見やメッセージ動画などにつきましては、県のホームページの新型コロナウイルス感染症の対策特設サイトに掲載しているところでありますけれども、「楠並木ちゃんねる」にも掲載することが県民の皆様の利便性向上につながることから、今後は、知事の定例記者会見以外の会見動画などにつきましても、「楠並木ちゃんねる」への掲載を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 提案を取り入れていただきまして、ありがとうございました。

情報発信に関して、もう一つ提案があります。

県政記者クラブ所属の従来型のメディアへの取材対応と、県の動画配信を中心とした1次情報の発信を、この機会に思い切って連結させるべきだと思います。

今、県が動画として上げているのは、基本的に定例会見のみです。今述べてきたように、新型コロナ関係では一部例外がありましたけれども、これが収束すれば、恐らく元と同じ状態に戻ってしまうことになるのだらうと思います。

知事は、通常、定例記者会見以外にも、例えば「ぶら下がり」や「囲み」と言われる、オンマイクでテレビカメラも入る取材を受けています。こういう情報発信も当然オンマイクですので、新聞やテレビではニュースの素材として取り扱われているわけです。

であれば、宮崎県庁では、もうそういう情報発信は全て県民にも公開するんだという姿勢を取るべきだと思います。

効用はあります。1つは、まず誤解を生みません。

例えば、新型コロナをめぐっても、知事が九州内の人の移動を早く解禁しようと提案されたと受け止められそうなニュースや、全国知事会で、海外との人の移動を早く促すべきだというようなニュアンスで伝えられたというニュースがありました。恐らく、きっと知事のニュアンスとは少し違った形での情報・報道になったのではないかと想像します。

しかし、その報道を見た県民は、間違いなく戸惑いを覚えている、やっぱり私のところにも幾つか連絡がありました。

そういうときに、県の動画ポータルサイトを見ていただいて、知事はどんな流れでその発言をしたのか、そして、どんな質問にどんな表情で答えられたのか、そういうことも含めて、県民が直接1次情報に接することができる。そうすれば、もちろん報道機関のニュースの解説は解説としてそしゃくをしながらも、県民が自らその価値を判断できるようになっていくはずで

す。今は、それができていません。だからこそ、先日の国文祭をめぐる混乱においても、私たち議会側は知事の発言を確認できていないまま、この間のような出来事も起きているというのが実情だと思います。

これは、県にとっても、「ニュアンスが違う」というような反論をする必要もなくなりまし、動画で確認してください、見ていただいて、御自分で受け取って考えてくださいということを、県民に直接言うことができるようになるわけです。

これは、メディアリテラシーがきちんと機能する環境を県が積極的につくるということにもなりますので、いかがでしょうか、ぜひやるべきだと思いますが、総合政策部長の見解を伺い

ます。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県政に対する理解や関心を高めるためには、県が発信する情報に速やかにアクセスできることが重要であると考えております。

これまで、知事の定例記者会見や新型コロナ関連の会見については、県のホームページに情報を掲載し、動画の視聴も可能でありましたが、今後は、県民の関心が高い事柄に関する、御質問にもございましたけれども、いわゆる囲み取材などの情報についても、幅広く発信することといたしまして、県民の皆様に必要な情報がしっかりと伝わる広報に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ぜひ頑張っていたきたいと思えます。これこそ宮崎モデルと言われるような取組になるはずだと思います。

次は、地域経済懇談会についてお伺いします。

この議場での説明は不要でしょうが、知事や副知事が分担して、県内各市町村長と飲食を共にしながら意見交換を行うというものでした。5月20日の宮崎市が最初だったと思いますが、どのような経緯で実施に至ったのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 地域経済懇談会につきましては、本県において繁華街の接待を伴う飲食店等の休業要請が終了いたしました5月11日に、知事が発案されたものであり、14日の本県の緊急事態宣言の解除決定を受け、19日の定例記者会見で発表を行ったところであります。

最初の懇談会となりました宮崎市とは、5月18日に調整を行い、開催に至ったところであります。他の市町村との間でも、必要な調整

を進めながら順次実施したところであります。

○渡辺 創議員 私は、大分の県職員さんたちが5月15日の夜にフェイスシールドをつけて飲食をやっているという様子が配信されたので、そのあたりの時期の発案なのかと思っていたら、もっと早いということでしたので、宮崎県も負けず劣らずの着眼だったということには敬意を表したいと思いますが、この懇談会をめぐっては、初回を宮崎市からの要請で公開できなかったことや、費用負担をめぐって公費・私費というような話が転々としたことなどを受けて、ちょっと混乱含みのスタートとなりました。

また先日は、都城市長が、「市民感情を考えると時期尚早だ」というようなことを記者会見で述べたりと、さざ波が立っているという感じかと思えます。

やはり、これも背景には、目的がうまく県民に伝わらなかった、もしくは、目的を伝わりづらくしてしまったということがあったのではないかと思います。知事は振り返って、どう思われますでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） この取組であります。私は政治姿勢として、現場主義、それから対話と協働ということで、市町村の連携を大変重視している、それを具体化したものとして、大きくは3つの目的を掲げておったところではありますが、少し経緯を踏まえてお話をさせていただきますと、休業要請を解除して、5月11日から強い警戒態勢に移行したわけではありますが、そのときに、ガイドラインの遵守などをお願いしている、実際にそれが守られているんだろうか、そして、感染防止対策はどのようにとられているのか。そして、5月7日に、既に外出の自粛要請は解除されていますが、なかなか

町なかに人の足が戻ってきていないという状況がありましたので、現場を見てみたい、現場の実態把握というのがまず1点でありました。

そして、26市町村、そういった繁華街に行くのであれば、せつかくであれば、市町村長と意見交換をしたい、恐らく市町村長も町なかの飲食店の利用が下がっている、それを何とか盛り返したいという思いで応じていただけないかという思いがございました。

26市町村、全部自分が行くことができませんので、副知事と手分けをしてということですが、これには前段がありまして、3月の中旬に、両副知事に手分けして全市町村長に電話していただいております。

というのは、本県としては、「新型コロナウイルスの状況の中で、徹底的に地産地消の応援消費をやりたい。県としても取り組むので、ぜひ市町村としても事業に取り組んでほしい」という思いと、それから、「学校休業への影響というものがどのように現場に出ているのか」、そのようなコミュニケーションを図ったことでもあります。この地域経済懇談会に関しては、地域経済、それから町なかの飲食店の実態というのを知事・副知事が現場で、しかも市町村長と意見交換をしていきたいということになります。

私は、結果的に、8つの市町、感染者が発生したところ、それから近年災害が発生したところで、竜巻被害の延岡市、さらには硫黄山噴火のえびの市に行って、その状況等も意見交換をすることができたわけでもあります。

そして、3つ目としまして、トップが動くことによりまして、県職員、市町村職員も町なかに出やすくなるということで、まずは公務員が動く、そして、そのことによって地域の皆さんに

も広げていくということ、その3つを念頭に、この事業を発案したところであります。

それを事務方が整理して、まずは市町村長との意見交換は公務として整理し、そのあと何件か個人的に回るとして、「それは政務として整理をしましょう。これは意義ある取組でしょうから」ということで、1枚のペーパーにまとめて、記者会見で発表することになったということであります。

その記者会見の中で特に議論となったのが、「知事と市町村長がどのような形で懇談をするのか、絵が浮かばない」というような御指摘でありまして、たまたましょっぱな、その翌日でありましたが、宮崎市はその現場については御遠慮させていただきたいというような御意向でありましたので、その場を映すことができない、そのことで様々な御指摘もいただいたところであります。私自身は、知事と市町村長が会食をするところの映像を通してアピールをしたかったというよりも、実際に我々が動くことで、それぞれの職員が動いていく、そのことによって流れをつくっていきたいというところ——3つ目のさっきの点であります——力点があったところであります。

ただ、一連の議員の御指摘にありますように、様々な取組を行うに当たって、それを適時適切に県民の皆様にご報告するところでは、動きながらつくっていった事業ではありますが、反省すべき点もあったと考えております。今の3つの目的に関して言いますと、それぞれ効果があったものと受け止めているところがあります。

○渡辺 創議員 それでは、今、知事の答弁の中でもいろんな理由が出てきましたが、その中で、新しい生活様式を県民に伝えたいという意

味においては、知事が最初想定されていた効果と比べて、最終的に、現実にはどのぐらいの割合の効果を生んだのか、当初知事が考えていた効果が100だとすれば、そのうちの何割の目的を達成することができたとお考えですか。その前段の3つの目的の整理ではなくて、新しい生活様式を知事が姿としてさらすことによって、県民に理解をいただくという面の効果というだけで結構です。

○知事（河野俊嗣君） もともと自分が発案したときは、さっきの3点に力点がありましたので、新しい生活様式を実演してみせるところにそれほど大きなところがあったわけではありませんが、日南市の御理解をいただいて、そこについては公開をすることができた、それを報道等を通じて御覧いただくことができたと考えております。

そういう現場の実態であれば、大分のように、担当職員だけが開催をするというのも十分考えられたというふうには考えています。

○渡辺 創議員 知事のお考えはよく分かりましたが、やはり私は、あの時点で、あの行動で一番大切なことは、知事が先頭に立って、新しい生活様式を目に見える形で示していることだったんだと思います。

かつ、十分に注意を払えば、積極的に飲食店に出てもいいというメッセージを、その絵柄も通して示すことが知事の役割ではなかったかと思っています。

そういう思いも一部持っていらっしゃったことは高く評価したいんですが、結局、地域経済懇談会というのは、そのもっともらしいタイトルに表れていますが、ちょっと目的がごちゃ混ぜになり過ぎていて、何をアピールしたいのかというピントがぼやけてしまったという印象を

僕は持っています。

今、答弁で聞いたように、知事はたくさんあることが目的だったというふうにおっしゃっていますが、広報戦略という観点に立って、あの状態の中で、県民に対して新しい生活様式を知名度のある知事が先頭に立って示して、そして、こうやって出ていって大丈夫なんです、注意をすれば大丈夫なんですよということを示すというところに主眼を絞って、あの行動があったらよかったのになど。意見交換は別個で考えていただいても結構で、それは十分にやっていただければいいんですが、それが、知事という存在を生かす広報手段としては重要だったんじゃないかなと私は感じています。

加えて、あの段階で、知事が示してほしい姿勢は、市町村長との意見交換ではなくて、実際に繁華街で苦勞をしている、例えば居酒屋の大將であったり、おかみさんであったり、従業員であったり、そういう方と言葉を交わしているという姿が大事だったんじゃないかなと感じていますので、それは外には発信されていませんから、お話を交わしたかもしれませんが、その姿勢をきちんと示すことのほうが、広報的には十分効果があって、県民にも、県の思いも知事の思いも伝わったというふうに思っているところでは。

ここは私の考えですので、そう理解していただければいいですが、この指摘も含めて、知事は広報戦略の必要性をどう認識しているのかというのを、改めてお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 今、新型コロナウイルス感染症対策の文脈での様々な御指摘がありますが、県政を進めるに当たりまして、やはり県政に関する情報を、しっかりと県民の皆様にお示しする、関心を持っていただく、そして様々

な御指摘・御意見をいただく、そのことによって施策を立案していく、そのプロセス、相互、まさに広報広聴の取組というのは大変重要であろうかと思えます。

御指摘ありましたように、今、様々な情報伝達手段が広がっている状況でありますので、それを有効に活用していく、そして効果的に使っていく、さらには、こういう新型コロナウイルスのような危機管理対応が求められているときは、先ほど申しましたような情報の混乱が生じる状況の中で、我々行政の情報提供の果たす役割はますます重要になってくる。

先ほど、カミュの「ペスト」の話を申し上げましたが、ペストにしても天然痘にしてもスペイン風邪にしても、感染症の歴史はあるわけですが、今回最も大きく違うのは、インフォデミックと言われるような情報が大量に急速に拡散する状況の中での対応が迫られているというところであろうかと思えます。

るる御指摘がありました広報戦略、これからもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

もう最後にしますが、その広報戦略を描くという意味では、やっぱり「攻め」と「守り」をきちんと意識して分けることが大事かなと思えます。

「守り」は、誤解を生まないというメッセージをどうやって紡ぐかということだと思いますし、あとは、積極的に1次情報にアクセスしたいという県民の思いに応えることだと思います。

あわせて、「攻め」というのは、県が実現したい目的を明確にして、その実現のためには何を残して何を捨てるのかという取捨選択の判

断。かなえないものを絞って実現するためには、ぼやけないというための工夫をどうするかということも大事じゃないかなと思います。十分に広報戦略が生きて、県民に県政情報が届くというのは、県民の県政に対する満足に必ず直結することだと思います。おまけのような話ではなくて、ここがないと成り立たないということだと思いますので、ぜひそういう意識で考えていただきたいと思っております。

続けて、外部人材の登用についてお伺いいたします。

県は、中央省庁との人事交流を行っています。その目的と現状を、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村久人君） 行政ニーズの多様化・複雑化が進む中、多岐にわたる県政の重要課題に的確に対応し、県民本位の県政を推進していくため、行財政運営について、豊富な知識と経験を有する人材を県庁内外から幅広く求めるとの考え方から、中央省庁との人事交流を行っているところであります。

本年4月1日現在で、11名の職員について国から派遣を受けているところであります。

○渡辺 創議員 間もなく本省に戻られる鎌原副知事にもお伺いしたいと思います。

まず、これまでの貢献に心から敬意を表します。

副知事を筆頭に、この議場にも、渡辺福祉保健部長や財政課長もいらっしゃいますが、国家公務員にとって、自治体での勤務経験がどのように活かされるのか、御自身の感想も含めてお伺いできればと思います。

○副知事（鎌原宜文君） 私自身、今回の宮崎県庁が初めての地方自治体での勤務となりましたが、この3年余りの間、高速道路網の整備や

国土強靱化対策はもとより、少子高齢・人口減少問題への対応や、観光・スポーツを通じた魅力発信など、本県が抱える行政課題に真正面から向き合い、また、地方自治体の立場から国との交渉や連携に携わるという大変貴重な経験を積むことができました。

国家公務員におきましては、省庁別に所管が分かれており、また、全国や業界団体といった単位で課題を捉えることとなります。つまり、本県で行っているような総合行政というものなかなか経験する機会がございませんし、どうしても現場から離れたところで仕事をしているという実態がございます。そうした中で、地方自治体での勤務経験があることで、所管分野のみにとらわれない、より幅広い視野からの、また、地域住民の目線に立った細やかな施策の立案が可能になるものと考えております。

さらに今回、私自身も地方自治体の立場に身を置いたことで、国の仕事の進め方、特に国が地方自治体との連携を進める中では、事前の情報提供ですとか、自治体の執行体制への配慮など、より地方自治体の立場に立った対応がもっとも必要であるということも痛感いたしましたので、今後、国に復帰してからの職務において、しっかりと生かしていきたいと考えております。

○渡辺 創議員 どうもありがとうございました。どうぞこれからも御活躍を期待しております。

さて、外部からの人材登用という意味では、中央省庁以外にも、民間という発想もあると思いますが、知事部局における考え方と実績を、総務部長にお願いします。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局におきましては、外部からの人材登用の手法の一つとい

たしまして、平成15年度に任期付採用制度を導入したところであります。

この制度につきましては、公務の効率的運営を確保することを目的として、専門的な知識・経験を必要とする業務について、当該知識・経験を有する人材を、任期を定めて外部から登用するものであり、これまで、情報システムの最適化業務に4名、工業技術センターにおける技術指導業務に5名の任期付職員を採用しております。

このほか、木材利用技術センターの研究部門や危機管理対策など、特定の行政分野において、高度な専門性や優れた識見を有する人材を外部から登用しているところであります。

○渡辺 創議員 県の守備範囲というの、時代の変化に伴って大きく拡大していったと思います。公務員の皆さんによる組織の得手不得手というの、あっても当然だろうと思います。

例えば、先ほど扱った広報戦略というテーマも、不得手なほうの一つなのかなという印象があります。

そうであれば、思い切って、例えば広報分野に外部人材を登用して大きな環境変化を与えるというの、現実的な手段・手法だと思います。もちろん丸投げするのではなくて、期間を区切って中に入れてもらって、そのノウハウを周りは学びつつ、マインドを県庁の中にしっかり定着させていく。これが大事なんだというふうに思いますが、その意味では、広報分野に、先ほど答弁のあった任期付採用制度を活用して、外の知恵とノウハウと発想を有効活用してはどうかと思いますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 広報についての一連のお尋ねで、問題意識は全く同じでありまして、

広報という部門に戦略という名前で広報戦略室を立ち上げたのは平成24年ではありますが、その室長にぜひ外部人材をとというようなことを検討した経緯がありますけれども、報酬の面、それからその人のキャリア形成も考えて、なかなか具体化は難しいなというところであり、県庁の中でしっかりと研修等を積み重ねる中で対応していこうということで、これまで取り組んできたところであります。

今回のコロナウイルスの対応を振り返ってみましても、私が一番職員に指摘をしたのは広報分野であり、資料の作り方、発出するタイミング、ホームページへの掲載の仕方、ここはかなり厳しく指摘したところであります。対応が手いっぱいになる状況の中で、実は途中で、人事異動で人員を1人増やす対応も図ってきたところであります。今御指摘のように、やはり高度な知識・経験・ノウハウの活用というのは大変重要になってこようかと考えておりますので、御提案のありました件も含めて、様々な手法につきまして、早急に検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 前向きな答弁だったと思います。ありがとうございます。

県庁の発信が変わるというのを、ぜひ楽しみにしていきたいと思っております。

民間人の登用というのは、知事がおっしゃるような手法はいろいろあられるだろうと思いますが、そこは柔軟でいいと思うんですが、やはり一定の権限がないと、変化を起こすということはできないと思いますので、ぜひその点は意識をいただければと思います。

次に、教育の諸問題について伺います。たくさんありますので、教育長、よろしく願いいたします。

まず、新型コロナを受けた学校休校から、県内の学校が完全再開となり、20日余りが過ぎました。気になるのは不登校のことで。

学校再開後、出欠状況などに変化がありますでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 学校再開後の不登校などの欠席状況について、5月末から6月初めに、県立学校及び市町村教育委員会への聞き取りを行いました。不登校などの欠席者が増加しているという情報は入っておりません。

○渡辺 創議員 大きな変化はないということですが、注意が必要なことは間違いありません。今後どのように見守りを続けていくつもりでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 臨時休業に伴い自宅での生活が長期化するなど、児童生徒にとりましては例年と異なる状況が発生したことによる影響で、今後、不登校などの欠席者が増加することも想定しておく必要があると思います。

各学校においては、アンケートや教育相談を充実させたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協力したりすることで、気になる児童生徒への早めの対応を行うようにしております。

県教育委員会といたしましては、各学校で子供たちの変化を適切に把握して、組織的な対応を行うよう通知文を出すとともに、市町村教育委員会とも連携して、各学校への支援に努めているところであります。

○渡辺 創議員 次は、県立高校の受検に関してお伺いします。

文部科学省は、休校による影響を考慮し、高校入試の出題範囲について、一定の配慮をしてもいいという趣旨の通達を出しています。先日、坂本議員も、「この際、入試を見合わせて

はどうか」という提案もしていच्छやったところでありすけれども、出題範囲がどうなるのかというのが、中学3年生や保護者にとって大変気になるところとなっています。

不安を取り除くためにも、一日も早くその答えを出すべきだと思います。

例えば長崎県は、既に範囲を狭めるというような決定をしているという報道等もありますけれども、教育委員会は、できるだけ早く方針を示すべきだろうと思いますが、具体的に御説明いただければと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 来春の受検生においては、休業が長期化したため、高校入試に対する不安を抱えているものと推察しております。このような不安を考慮し、入試に関するきめ細かな情報提供が必要であると認識しております。

なお、出題範囲につきましては、各中学校での授業の進み具合を、まずは7月までに把握した上で、公平性が担保できるよう検討を行いまして、秋までには示してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 秋までには答えをとということでしたので、お待ちしておきたいと思います。

次は、教職員確保についてお伺いします。

新型コロナを受けて、学校の密状態を解消するためにも、そして子供たちに十分なフォローをするためにも、一日も早く学級の定員を少なくすることが重要だと思います。

そのことを真剣に考えていかなければ、国も地方も新型コロナから何を学び取ろうとしているのかということになると思います。

そのことは、先日の答弁でも、知事も積極的に国への働きかけを進めていくという姿勢を示されたところです。それでは、いざ、例えば35

人学級などを実現しようという流れが出てきた場合、現実的な障壁となるのは、教員の確保ができるかという問題だと思います。

こういうトレンドの中で、教員の定数が増えるとなった場合に、宮崎県では必要な教職員数を確保できるのか、そこがポイントかと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、本県では、国の加配を活用しまして、小学校1・2年生で30人学級、中学校1年生で35人学級を導入しておりますが、さらに本年度は小学校中学年——3年生、4年生になりますけれども——において、35人学級のモデル校の検証を行っているところであります。

仮に、小学校3年生以上の学年を35人学級とした場合、約200人の教員を増やす必要がありますが、臨時的任用講師の任用状況を踏まえますと、一度に全ての教員を採用することは難しいのではないかと考えております。

したがいまして、全ての学年に少人数学級を導入する場合には、小学校3年生から順次、段階的に進めていく方向で検討していくことになるものと考えております。

○渡辺 創議員 この数年間、いろんな議論をしてきましたが、まさに先生方の確保というのが今、非常に難しい状況になっているということ象徴しているかと思います。

その上で、今度は入り口のほうを確認したいと思います。昨年度、小学校では採用の競争率が1.6倍、実質は1.5倍というところまで低迷した教員採用試験ですけれども、教育委員会でも様々な努力を積み重ねてきたのかと思いますが、今年度はどのようになっているか、御答弁いただけますでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 教員採用選考試験の

志願者数についてであります、お話のように、ここ数年、減少傾向にありましたけれども、本年度実施の試験におきましては、昨年度に比べ67人の増加となりまして、採用倍率は昨年度の3.6倍から3.9倍に上がっております。

中でも、志望者数の減少が顕著でありました小学校の受験区分につきましては、昨年度に比べ47人の増加となりまして、採用倍率も昨年度の1.6倍から1.8倍に上がっております。

○渡辺 創議員 小学校は1.8倍ということで、底を打ったというか、下げ止まったというか、安心はできませんけれども、少しずつ持ち直しの傾向に向かいつつあるのかなというふうに、希望的な思いも含めて理解したいと思います。

ただ、根本が変わっているという状況ではないと思いますので、2月議会の一般質問でも、かなりの時間を割いて議論をしましたが、やはり養成課程でいかに枠を広げるか、または先生になりたいという学生さんの率を高めるか、もしくは、もっと早い段階でのアプローチが必要なのか、いずれにしても養成をどう考えていくのかというのが鍵かと思います。

教育委員会でも様々な取組をしているかと思いますが、その点を確認させてください。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会におきましては、大学生を対象とした、教員の業務を体験する活動や、教員としての実践力を身につける研修会を実施してまいりました。

また、高校生につきましては、これまでの宮崎大学や商工会議所等との協働による人財育成セミナーの実施に加え、今年度からは、教員の魅力などを伝える出前講座を新たに開設いたしました。

さらに、宮崎大学との連携の下、令和3年度実施の宮崎大学の入学試験に、宮崎県教員希望

枠を設ける制度を創設したところであります。

今後も、県内の各大学や高校と連携しまして、教員確保に向けた取組の充実・強化を図ってまいります。

○渡辺 創議員 次に、学校の校則について伺います。

NHK等で、高校生のコート着用を認めないなど「ブラック校則」ではないかというような報道が、県内でもありました。

校則の問題は、全国的にも様々な話題になっていますが、合理性のない、過度に厳しい校則というのは、時代に合わないという気がするところです。教育長がどのような印象を持たれているか、また、見直しに向けた動きがありましたら、現状を教えていただきたいと思っております。

○教育長（日隈俊郎君） 県立学校では、生徒の実態や社会の変化などを踏まえて校則を定めますが、学校の中には、過去に定めた内容が現状にそぐわないものとなっていたり、誤解を招く表現があったりするものなど、一部改善すべき部分があったというふうには感じておりません。

しかしながら、校則は、状況に合わせ適宜見直しが必要でありますことから、これまでも、生徒が話し合う機会を設けたり、保護者の意見を参考にすることで、学校の実情に即した校則になるよう検討を行ってきた学校もあります。

県教育委員会では、各学校の校則が、教育的により意義のあるものとなるよう、県立学校長協会に働きかけを行いまして、検討を進めているという回答を得ているところであります。

○渡辺 創議員 次に、学校のICT化、オンライン授業等の関係についてお伺いします。

新型コロナにより、GIGAスクール構想が

さらに加速したことによって、義務教育段階での端末整備はさらに加速されて、端末の1人1台の実現は、もう目の前に来ているというふうに思います。

それでは、県立高校の端末整備の状況を確認したいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 高校生のコンピューター端末につきましては、国が示した3人に1台の水準を本県の当面の目標として、令和4年度末までに整備することとしております。

この目標に対しまして、昨年度末の段階の整備率は81%でありました。

今回の新型コロナウイルス対策のため、緊急に546台のタブレット端末を整備することにより、目標の88%まで整備が進むことになるものと考えております。

○渡辺 創議員 整備状況については、よく理解できました。

高校生に関しては、今も答弁にあったように、この間ずっと、3人に1台の端末整備という基準を国も示していますし、県もそれに準拠するとか、その考え方だけを示しているところですが、私はやはり高校においても、全員に1台ずつという目標を明確に掲げるべきではないかというふうに思います。

少なくとも、GIGAスクール構想の進展によって、義務教育段階で1人に1台の端末を持つ教育課程で過ごしてきた子どもたちが高校生になる段階までには、やはり1人に1台という環境をつくるべきではないかなと思っています。そうしなければ、高校がICT化の谷間みたいになってしまう可能性があると思うからです。

ただ、高校は義務教育ではありませんので、端末の整備の在り方については、全てを公費整備ということではなくて、高校生が辞書を買っ

たり教科書を買ったりするのと同じように、個人で端末を購入するということも含めて考えていってもいいのかなと思うところですが、その点について、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 国は、昨年度発表したGIGAスクール構想におきまして、高校生用端末の整備目標は3人に1台としておりますが、小中学生用の端末については1人1台を整備するとしておりますので、将来的には、高校生用端末につきましても1人1台の環境となることが望ましいと思います。

端末整備の方法につきましては、高校生の端末所有率が高い状況を背景に、国のほうでは、BYODと申しますが、個人端末の活用も選択肢の一つとして示しているところであります。

本県でも、高校生の端末所有率は同様に高まってきておりますので、個人端末の活用につきましても、種々課題はありますが、検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 教育長の御答弁にあったように、まさに種々課題はあると思います。

ノートや鉛筆とかという世界とは違いますが、高額なものですから、高校の進学率を考えれば、それを家庭で持つことができないという環境のお子さんたちもいると思いますので、そこは合わせ技で、いろんなことが考えられる環境をつくっていただきたいと思います。

次に、県立平和台公園についてお伺いします。

県立平和台公園には、3か所に展望台があります。宮崎市を見渡せる大変眺望のいい展望台ですが、今、3か所のうち2か所が老朽化で使用禁止となっていて、もう1か所も大分古くなって心配な状況にありますけれども、観光資源でもあるわけですから、一日も早く安全

性を担保して再開させるべきではないかと考えますが、県土整備部長の見解をお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 平和台公園の3か所の展望台のうち2か所につきましては、設置後19年が経過し、床や階段などが老朽化しておりますことから、利用者の安全確保が困難となり、現在、使用を禁止しております。

展望台につきましては、大変眺望のよい場所であり、県民の憩いの場として広く活用されてきましたことから、その改修について、整備箇所等も含め、検討を進めているところであります。

県としましては、展望台の早期の使用再開に向け、国への要望など予算確保に努めるとともに、引き続き魅力ある公園づくりに取り組んでまいります。

○渡辺 創議員 3か所を維持できるのか、いろんな考え方があると思いますが、環境を担保するというのは大事だと思いますので、一日も早く、ぜひ前向きな検討を進めていただきたいと思います。

次に、最後のテーマとなりますが、県立図書館についてお伺いします。

県立図書館は、新型コロナウイルスの影響で2度の休館を経験したわけですが、再開直後に図書の出しとか返却が相次いで、混乱があったというような話も聞いているところではありますが、実際にそういう混乱があったのか否か、返却冊数等を見ればうかがえるかと思うんですが、その辺りの変化はいかがだったでしょうか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立図書館では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3月5日から26日までと、4月21日から5月11日までの2つの期間において、休館措置を取りまし

た。

休館明けの貸出し、返却の状況につきましては、3月の休館明けからの1週間の状況を見ますと、前年と比べ、ほぼ同数でありました。

同様に、5月の休館明けでは、前年と比較しますと、貸出し・返却ともに約1.6倍となっております。

○渡辺 創議員 3月の再開後は、警戒感が強かったというのがまだあるのかなと思います。5月はやはり業務が集中したことがうかがえます。

そこで、新型コロナへの対応という意味だけではなくて、日常的な業務負担の軽減や蔵書管理の効率化という観点からも、ICタグを活用した図書の管理方法に切り替えていく必要があるのではないかと思います。教育長の見解を伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 県立図書館では、現在、約80万冊の蔵書等について、バーコードを使ったシステムで管理をしております。

ICタグを使ったシステムでは、複数の本のデータを同時に読み込む機能があることから、貸出しや返却などの窓口業務や蔵書管理の面で効率化が図られるというメリットがありますが、導入費用が高額であることや、耐用年数などに課題もあると考えております。

図書館では、利用者へのサービス向上を図ることは重要でありますので、今後、他の図書館からの情報収集を行うなど、ICタグの導入も含め、業務の効率化と費用対効果の面から、図書館サービスの在り方について研究してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。今日、広報戦略について申しましたが、繰り返しになりますが、知事の思っていること、県

の思っていることが的確に県民に届く、極めて大事なことだと思いますので、ぜひ改めてお願いをしたいと思います。

私の質問も終わりますし、19人の質問予定者全員の質問はこれで最後かと思いますが、ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○丸山裕次郎議長 次に、今回提案されました、議案第1号から第12号まで及び報告第1号、第2号の各号議案を一括議題といたします。

質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷でございます。

本日、追加提案されました補正予算について、若干の質疑をさせていただきたいと思っております。

1つに、新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金交付事業62億4,314万6,000円についてです。

同事業は、医療従事者等へ1人当たり5万円から20万円の慰労金を支給するとしておりますが、条件が幾つかに分かれております。

まず、県が役割を指定した医療機関の従事者には20万円、もしくは10万円の支給です。県が役割を指定した医療機関はどれほどあって、そこに従事する支給対象者をそれぞれの程度見込んでおられるのか。

また、その他の一般病院・診療所などの従事

者には5万円の支給です。事業者数と対象者はどの程度見込んでいるのか伺いたいと思います。

またさらに、高齢者施設や障害児施設などの従事者には20万円もしくは5万円の支給となっています。それぞれ施設数と支給対象者数をどの程度見込んでいるのか伺います。

あわせて、慰労金の申請手続はどのようなものか、一括してお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 慰労金につきましては、医療や介護・障害福祉サービス等に従事する職員等を対象としまして、5万円から20万円の範囲で支給することとしておりますが、対象となる施設や職員等の詳細が、まだ国から明確には示されておりません。

このような中、事業費に不足が生じないように、十分な職員数により予算を計上したところでありまして、具体的に申し上げますと、全体として医療関係で約2,300施設、約4万人を、介護関係で約3,100事業所、約4万人を、障害福祉関係で約1,500施設、約2万人などを見込んでいるところであります。

あわせて、申請方法についてでございますが、先ほどお答えしましたとおり、国から慰労金に関する詳細な情報が届いておりませんので、具体的な申請方法はまだ決まっておりませんが、詳細が判明しましたら、速やかに支給してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 次に、新型コロナウイルス感染症対策体制確保事業、56億465万円についてです。

院内感染防止のための設備整備や診療体制確保を支援するとあります。どのような施設や事業所を対象に、どのような施設の整備や取組を支援するのか、また、どの程度の施設・事業所

数を見込んでいるのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現時点の国からの情報によりますと、大きく2つの事業がありまして、1つ目は、救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止につきまして、各救急医療施設等における簡易陰圧装置や簡易ベッド、パーティションの整備など最大で66施設に対する支援を見込んでおります。

2つ目は、地域医療を担う一般の医療機関や薬局等における感染拡大防止につきまして、病院、医科・歯科の診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所における予約診療の拡大、レイアウト変更、情報通信機器を用いたオンライン診療の取組など、最大で約2,200施設に対する支援を見込んでおります。

○前屋敷恵美議員 最後になりますけれども、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の3億1,031万円についてです。

1世帯当たり5万円の給付金の支給となっているようですが、子供の多い世帯やどの時点での世帯が対象になるかなど、その支給内容について、もう少し詳しく御説明いただきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 支給につきましては、令和2年6月分の児童扶養手当の受給者や、公的年金の給付等により同手当を受給していない方、あるいは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が同手当の対象となる水準に下がった方が対象となります。

こうした方々への基本的な支給額につきましては、1世帯当たり5万円であり、第2子以降につきましては、1人につき3万円が加算されることになっております。

さらに、6月分の同手当の受給者や、公的年

金の給付等により同手当を受給していない方の中で、家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方に対しましては、1世帯当たり5万円を上乗せして支給いたします。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。
以上で終わります。

○丸山裕次郎議長 ほかに質疑の通告はありません。
以上で質疑は終わりました。

◎ 議案第9号から第11号まで採決

○丸山裕次郎議長 ここで、公安委員会委員及び収用委員会委員の任命の同意についての議案第9号から第11号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第9号から第11号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。
よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第8号まで及び第12号、
報告第1号、第2号委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第8

号まで及び第12号、報告第1号、第2号の各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日18日から23日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、24日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時13分散会

6月24日（水）

令和 2 年 6 月 24 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひまか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 常任委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第8号まで及び第12号、報告第1号、第2号の各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和2年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、新型コロナウイルス感染症対策に伴うもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、107億4,400万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金100億8,000万円余、繰入金3億2,300万円余であります。

次に、議案第12号に係る補正は、国の令和2年度補正予算（第2号）に係るもの等、緊急に必要とする新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費について措置するもので、193億9,300万円余の増額となっており、歳入財源は、国庫支

出金133億9,300万円余、諸収入60億円でありませ

す。両議案を合わせた補正後の一般会計の予算規模は6,530億9,400万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、議案第1号が1億8,100万円余の増額、議案第12号が1億1,700万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は191億5,200万円余となります。

また、総務部の補正予算は47億2,400万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,569億700万円余となります。

次に、飲食店等「新しい生活様式」対応支援事業についてであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな打撃を受けた地域の飲食店等に対し、消毒液等の購入や店舗レイアウトの変更に係る費用などを補助するとともに、感染防止に取り組む飲食店で使用できるプレミアム付テイクアウト・食事券を発行することで、新しい生活様式に対応する経営形態への移行を支援するものであります。

このことについて委員より、プレミアム付テイクアウト・食事券が利用できる店舗の登録状況について質疑があり、当局より、「昨日までに1,882店舗が登録しており、現在も日々登録の申請がなされている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「登録店舗数が少ないと感じるが、この厳しい状況の中で、今後も飲食店等に事業を継続してもらうためには、当事業による支援をより広く浸透させていく必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「登録に当たっては、各団体が作成したガイドラインに沿って、新しい生活様式に対応した感染防止対策に取り組むことを表明していた

だくこととしている。登録の促進と併せて、移行を支援する補助事業の周知についても1社1社丁寧に対応しているところであり、今後とも各団体としっかり意見交換しながら、さらなる周知に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、支援を必要としている全ての事業者に支援の手が届くよう、福祉保健部や関係団体との連携を密にし、新しい生活様式の重要性や、本事業の内容について、徹底した周知・啓発に努めていただくよう要望します。

次に、宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等についてであります。

このことについて当局より、「令和元年度の輸送量は、貨物に係るトラック台数が、昨年のゴールデンウィーク10連休による輸送量減や大手荷主の輸送ルートの変更等により、前年度比4,618台の減、また、旅客が新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度比4,942人の減となっている」との説明がありました。

このことについて委員より、「新船では、トラック積載台数を現状より約30台増やす計画であるにもかかわらず、令和元年度は貨物が減少しているが、今後貨物の確保についてどのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「平成30年度に発生した西日本豪雨災害により、代替輸送として増えていた下り荷が、北九州経由にシフトした影響が大きいため、今後は、県の事業を活用した、貨物の基礎となる変動の少ないベースカーゴの確保など、宮崎カーフェリーの安定的な貨物の確保に向けた取組を支援してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「今後とも、

県として営業活動の強化を働きかけるなど、宮崎カーフェリーの経営安定化に向け、オール宮崎の体制でしっかり取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、みやざき行財政改革プラン（第三期）に基づく行財政改革の取組についてであります。

このうち、財政健全化指針に係る財政見通しについて委員より、「新型コロナウイルス感染症の影響により、税収の減少が予想されることから、今後の財政運営を見通すことが難しい状況である。令和3年度以降の地方財政計画の中では、地方の実情を踏まえて、真に必要とされる財政需要額をしっかりと積み上げ、必要な財源が交付されるよう国に働きかける必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「地方公共団体の責務である住民の生命・身体・財産を守るために県が行うべき事業を整理し、それに見合う財政需要額をしっかりと精査した上で、地方の実情にあった財政措置がなされるよう、財政力が同程度の他県とも情報を共有しながら国に働きかけてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、図師博規委員長。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が国庫補助決定に伴うもので、一般会計で900万円余の増額、議案第12号が新型コロナウイルス感染症対策に伴うもので、一般会計で123億300万円余の増額であります。

この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,467億8,100万円余となります。

このうち、新規事業「新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金交付事業」及び改善事業「保護施設衛生管理支援事業」についてであります。

これらの事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、収束に向けてウイルスに立ち向かい、医療や介護・障がい福祉サービス等に従事する職員に対し、1人当たり5万円から20万円の慰労金を支給するものであります。

このことについて複数の委員より、慰労金の交付対象となる施設及び職員の範囲について質疑があり、当局より、「例えば医療機関については、1、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、2、継続して診療を行っていること、3、集団感染（クラスター）の発生状況の3つの条件を勘案して決定するという国からの説明を受けているところであるが、詳細については、現在のところ明確になっていない」との答弁がありました。

また、委員より、慰労金の給付時期の見直し

及び周知の在り方について質疑があり、当局より、「8月下旬頃から支給を開始できるよう準備を進めたい。また、事業要綱等の内容を国にしっかり確認した上で、広報等のPRに努めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応において、感染リスクなど心身に負担がかかる厳しい環境の下、強い使命感を持って長期間にわたり業務に従事していただいている医療従事者や介護・障がい福祉サービス施設等の職員に対し、慰労金が確実に行き渡るよう対応していただくことを要望いたします。

次に、新型コロナウイルス緊急対策事業についてであります。

このことに関して委員より、「PCR検査について、大規模検査やドライブスルー方式による検査がなかなか進まないのはなぜか」との質疑があり、当局より、「PCR検査の検体採取においては、検体を採取する行為が感染リスクを伴うため、それを行える人員の確保が難しい。今後、医師会等に委託し、検体を集中的に採取できる検査センターを二次医療圏ごとに整備していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の発生に備え、PCR検査が必要と判断された方に、迅速かつスムーズに検査を実施できる体制を、早急に構築していただくことを要望します。

次に、移転後の旧宮崎市郡医師会病院の活用検討についてであります。

このことについて委員より、「県医師会から県への新型コロナ対策に関する要望の一つに、移転後の旧宮崎市郡医師会病院を新型コロナウイルス感染症専門病院とすることが上がってい

るが、現段階でどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「病床の確保が難しい現状において、貴重な御提案であると認識している。一方で、どういった形であれば利活用が可能なのか、移転後の医療スタッフの確保といった課題を含め協議が必要と考えており、移転のスケジュールも考慮の上、宮崎市や医師会などと意見交換してまいりたい」との説明がありました。

このことについて委員より、「例えば、ワクチンが実用化されるまでの期間とするなど、あくまで一定の期間という条件での活用も含めて検討してもらおうとよいのではないか」との意見がありました。

次に、新型コロナに伴う県立病院の経営改善に向けた取組についてであります。

このことについて委員より、「2月、3月の段階で、県立3病院の収益が約2億5,000万円減少すると試算されており、今後も感染症指定医療機関として対応していかなければならない中、特に新型コロナウイルス感染症患者の受入れのため空き病床を確保すること、いわゆる空床確保による経営への影響は大きくなっていくものと危惧している。今後の経営対策について見通しはあるのか」との質疑があり、当局より、「空床確保対策に関する国の交付金が活用できないか、所管している福祉保健部と現在協議を行っているところである」との答弁がありました。

また、別の委員より、「国の支援が途切れてしまうと、本来県立病院が果たすべき業務ができなくなってしまう。新型コロナウイルス感染症対策は、まさに政策医療であることから、病院局としても、ぜひ、国に対し予算獲得に向けて臨んでいただきたい」との要望があり、当局

より、「国への要望等については、全国知事会や全国自治体病院開設者協議会を通じてしっかりと要望し、本来の病院運営に支障を来すことのないよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の令和2年度補正予算についてであります。

今回の補正は、主に新型コロナウイルス感染症対策に関する経費について措置するものであり、このうち、議案第1号は、一般会計で22億2,300万円余の増額、また、議案第12号は、一般会計で69億5,100万円余の増額となっており、両議案の一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は543億7,800万円余となります。

このうち、小規模事業者事業継続給付金についてであります。

これは、新型コロナの影響で売上げが大きく

減少した小規模事業者を対象に、1事業者当たり20万円の給付金を支給するものであります。

今回、申請者数の増加に対応するため増額補正するもので、これに伴い給付対象者の枠が7,700者となります。

このことについて委員より、「県内の経済活動の自粛による影響が予想よりも大きいことから、給付金の申請期間を延長できないのか」との要望があり、当局より、「支給事務を行う商工団体の業務負担を考慮すると、延長は難しいが、駆け込みでの申請も見込まれることから、個々の状況を踏まえて柔軟に対応したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「市町村も独自の支援を行っているが、県もより一層の支援を行うべきではないか」との意見があり、当局より、「県内経済が厳しい状況にあることを認識した上で、今後は県内経済を元の状態に戻すための消費喚起の取組に、県としては力を入れていきたい」との答弁がありました。

次に、企業の事業承継についてであります。

このことについて委員より、「企業からの相談件数も多く、順調に進んでいたところだが、新型コロナによる影響は出ていないのか」との質疑があり、当局より、「昨年度に事業引継ぎ支援センターが対応した新規の相談企業数は299件で、過去最高となった。これまで新型コロナを理由とした相談はないが、今後は増えるのではないかと見込んでいる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「M&Aなど、都市部企業とのマッチングにも影響が出ていると聞いているので、しっかりと体制を取ってほしい」との要望がありました。

新型コロナウイルス感染症が県内経済に大き

な影響を与えていると、多くの県民から声が寄せられており、感染が拡大していない本県でも、経済状況が全く元に戻っていません。

当委員会といたしましては、今後も、支援を必要とするところに対して、実情を踏まえた施策を、スピード感を持って実行していただきますよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の議案第1号に係る補正は、一般会計で9億9,400万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は921億7,400万円余となります。

このうち、新規事業「建設関連産業雇用受入支援事業」についてであります。

この事業は、県が建設業団体と協働し、新型コロナの影響で雇い止め等にあつた方々を建設産業に受け入れる体制を整えるとともに、そうした方々を常勤雇用した企業の採用等に関する経費を支援することで、地域雇用の維持につながるものであります。

このことについて委員より、「この事業が、新型コロナの影響で経営状況が悪化している会社からの人材流出につながらないように、コーディネーターを中心に調整をお願いしたい」との要望がありました。

次に、損害賠償額を定めたことについてであります。

このことについて当局より、ワシントニアパームの枝落下事故に伴う損害賠償額を定めたことについて報告があり、委員より、「ワシントニアパームの枝落下による事故の報告が後を絶たないが、生活道路の安全性と景観とのバランスについてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「沿道のワシントニア

パームは、本県を象徴する景観だが、維持管理の面で課題が多いことから、国土交通省が進めている植え替え作業の取組を参考に、県でも対応を検討したい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7億1,200万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は228億4,200万円余となります。

このうち、新規事業「みやざき材で創る新しい生活様式空間づくり支援事業」についてであります。

この事業は、人口減少や新型コロナウイルス感染症等により、住宅分野での木材需要が減少し、林業・木材産業への深刻な影響が危惧されることから、木材の利用が進んでいない商業施設等の非住宅分野での木材需要を創出するため、県産材を活用した新しい生活様式に対応し

た民間施設の整備等を支援することにより、新型コロナウイルス感染防止を図るとともに、木材の利用拡大を図るものであります。

このことについて委員より、「店舗の内装として木材を利用する場合でも、床材、壁材、天井材など多様な利用方法があるため、事業者が利用しやすいように、価格や店舗の状況に応じた利用方法などを、設計士等とも連携を図りながら、周知する必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「非住宅分野については、設計士の役割が非常に大きいので、設計士とも連携を図りながら、利用しやすいデザインや設計について検討を行い、民間におけるニーズを踏まえた、商業施設等での木材の利用促進を図っていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「木造化や内装の木質化により店舗のイメージを変えることで利用者が増加すれば、周辺の店舗での利用拡大などの波及効果や地域の活性化にもつながっていくので、木材の利活用の幅が広がるように、継続して事業に取り組んでいただきたい」との要望があり、当局より、「状況に応じた対策ができるよう、事業の効果を検証しながら、来年度以降の展開を検討したい」との答弁がありました。

次に、新規事業「森林空間を活用したワーケーション支援事業」についてであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大を契機に、企業でのテレワークの取組や、学校でのオンライン授業が進展するとともに、長期の自粛等によるストレスフルな生活により、心身の癒やしや休養を与える森林空間へのニーズが高まっていることから、森林空間での体験を楽しみつつ仕事や勉強を行うワーケーションのプログラムの実施や、県産材を使用し

たワーキングスペース等を整備することにより、森林空間での新しい働き方・学び方のスタイルへの移行を推進するものであります。

このことについて委員より、「現段階でワーケーションに関するニーズはどの程度あるのか」との質疑があり、当局より、「SDGsや働き方改革の観点から、近年、ワーケーションへの関心は高まっていたが、今回の新型コロナウイルスの影響により、感染症防止の観点からも、地方でのテレワークへの意識が高まっている。旅行代理店や関係団体等と意見交換を行いながら、的確にニーズを把握し、県内外の企業や学校を県内に呼び込んでいきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「森林空間が見直されているので、森林セラピー等の本県のこれまでの取組も生かしながら、ニーズをしっかりと把握した事業を展開していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、今後、他の都道府県においても同様の取組が進んでいくことから、本県への移住にもつながるよう、本県の森林空間の魅力を積極的に発信していただくよう要望いたします。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で15億4,800万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は465億700万円余となります。

このうち、新規事業「輸出ニーズ対応型産地づくり強化事業」についてであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症収束後の本県農畜水産物の輸出の回復・拡大を図るため、香港など主要な輸出国・地域に配置している輸出促進コーディネーターを活用したマー

ケット調査や、収束後の消費マインドの変化等の輸出ニーズに対応できる商品や産地づくりを支援するものであります。

このことについて委員より、今回の事業におけるコーディネーターの役割について質疑があり、当局より、「海外においても新型コロナの影響で生活様式の変化が予想されることから、現地のコーディネーターを活用し、各国の情報を適切に収集しながら、今後の輸出に向けた戦略を再構築していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「このような状況下においても、農家の所得向上や生産意欲を上げることができるよう、情報収集や販路開拓をしっかりと行っていただきたい」との要望がありました。

次に、県産農畜水産物応援消費推進事業についてであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた、農畜水産物の消費や販売を回復し、拡大を図るため、学校給食への食材提供や応援消費活動を支援するものであります。

このことについて委員より、「水産物の学校給食への支援は、マグロやブリ等の影響が大きかった魚種が対象になるのか。沿岸漁業の魚種は対象にならないのか」との質疑があり、当局より、「国の事業での対象は、影響を受けている魚種とされ、ブリ類の養殖魚やマグロなどの高価格帯の魚種が指定されているが、国の事業の対象とならない魚種の学校給食への提供については、地域特産物という枠組みの中で対応できると考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「ただ食材として提供するだけでなく、子供たちに対して、給食時

間の中で説明を行うなど、教育委員会とも連携して、提供した地元食材の良さなどを伝える取組も重要であるかと思うが、そのような取組は行っていないのか」との質疑があり、当局より、「提供した食材を通して、児童生徒の地元産品や本県の農畜水産業への理解が深まるよう、食育活動を併せて実施している」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の令和2年度公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響及びその対策に伴うものであります。

このうち、議案第2号は、電気事業会計について、事業費及び資本的支出で4,809万円余の増額補正を行うものであります。

この結果、電気事業会計の補正後の事業費及

び資本的支出の合計は83億8,932万円余となります。

また、議案第3号は、工業用水道事業会計について、事業費及び資本的支出で13万円余の増額補正を行うものであります。

この結果、工業用水道事業会計の補正後の事業費及び資本的支出の合計は6億7,913万円余となります。

このうち、綾第二発電所大規模改良事業についてであります。

このことについて当局より、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響により入札を中止した発電所更新工事について、目標とする令和3年度中の「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)」の認定に向けて再度入札公告を行うに当たり、所要の見直しを行った結果、増額補正が必要となったものである」との説明がありました。

当委員会といたしましては、発電所更新工事に当たり、「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)」の認定を受けることは、収益の増加を図る上で非常に重要な事項であることから、認定に向けて万全の取組を行っていただくよう強く要望します。

次に、教育委員会の令和2年度補正予算についてであります。

今回の補正は、主に新型コロナウイルス感染症対策に伴うものであります。

このうち、議案第1号は、一般会計で3億5,030万円余の増額、また、議案第12号は、一般会計で2,147万円余の増額となっており、両議案の一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,114億7,372万円余となります。

このうち、新規事業「県立学校等衛生環境改善事業」についてであります。

この事業は、県立学校等における新型コロナウイルス感染症予防を含む衛生環境改善のため、女子トイレを中心とした児童生徒用トイレの洋式化を進めるものであります。

当委員会としましては、感染予防に関することから、早期の事業実施に加え、今後は、各学校の男女の比率も考慮に入れて、男子トイレも含めた洋式化について、さらに促進していただきますよう要望します。

次に、新規事業「学びを支える学習システム構築事業」についてであります。

この事業は、「GIGAスクール構想」に合わせて、学校における教育の情報化の実現を図り、どのような環境にあっても、いつでも学びの入り口を提供する、未来を見据えた本県独自の学習システムを構築するものであるとの説明がありました。

このことについて委員より、「新型コロナ等の災害時だけではなく、平時においても利用できるシステムとなるのか」との質疑があり、別の委員から、「県立中学校に限らず、全県下で利用できるシステムとするべきではないか」との質疑がありました。

当局より、「このシステムは、災害時だけではなく日常的に学校の授業で活用することを目的としており、クラウド型のシステムとして、市町村も今後使用することを想定して構築してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、今回のような緊急事態に対する教育の保障や、子供たちの新しい学びの場として、市町村と連携し全県下で利用できるシステムとしていただくよう強く要望いたします。

次に、宮崎県学校教育計画懇話会「中間まとめ」についてであります。

教育長の私的諮問機関である宮崎県学校教育計画懇話会における「新しい時代の県立高等学校の在り方」や「今後の特別支援教育の在り方」に関する協議内容について、「中間まとめ」の報告がありました。

このうち、小規模高等学校の在り方について、複数の委員から「地域住民が特に強い関心を持っている課題である」との意見がありました。

当委員会としては、今後の協議結果について、適宜報告していただくよう要望いたします。

次に、警察本部の所管業務についてであります。

このうち、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、当局より、「本人からの申請により、運転免許の有効期限を3か月延長する措置を行い、県内の各運転免許センター及び更新業務を行う9つの警察署において、令和2年4月20日から同年5月17日までの28日間、運転免許更新業務を休止した」との報告がありました。

当委員会としましては、本人からの申請がなくても運転免許の有効期限が自動的に延長されるとの誤解から、運転免許が失効となることがないように、広報活動による制度の周知と啓発に努めていただくよう要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、常任委員長の審査

結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第1号から第8号まで及び第12号、
報告第1号、第2号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

議案第1号から第8号まで及び第12号、報告第1号、第2号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

○丸山裕次郎議長 次に、さきに提案のありました、副知事の選任の同意についての議案第13号を議題といたします。

質疑の通告はありません。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案第13号について、反対の立場から簡素に討論をいたします。

本議案は、鎌原宜文副知事の辞職に伴い、その後任として現国土交通省大臣官房付の永山寛理氏を、本年7月12日付で副知事に選任するため、議会の同意を求めるものであります。

永山寛理氏については、生年月日、出身地、現住所、略歴以上の情報を得ることはできず、したがって、永山氏個人が副知事に不適と判断するものではありません。我が党が同意できない主たる理由は2つあります。

第1に、2人の副知事を配置しなければ、県行政が甚だ遅滞し、ひいては県民生活に影響を及ぼすとは判断できないからであります。副知事が2人制になったのは、平成25年4月からでありました。県民の要求は広がり、これに対応する事業等も複雑で多岐となっていると思います。それでも一般会計予算額で見ると、2人制となった平成25年度は5,661億円であり、5年

前の平成20年度は5,590億8,600万円、10年前の平成15年度は6,436億7,600万円でありました。単純に予算額だけで判断できないと思います。しかし、それでも2人制にしなければならない客観的・合理的意義を見いだすことはできません。

この問題と関連して職員数を見てみますと、今申し上げた予算の年度としっかり符合をいたしません。一般の常勤職員は、平成17年が1万8,652名、平成20年が1万7,862名、平成25年が1万7,278人です。2人制になる8年前に比べると、実に1,374人も削減をいたしております。常勤職員は7.4%も削減しながら、一方で副知事を複数制にすることが行われているものであります。ちなみに、副知事が1人増すことによる予算は、年額約1,570万円です。

第2に、仮に2人制が必要だとしても、なぜ中央官庁の人物でなければならないのか。むしろ、県内の事情に精通されている方は多数おられます。この点からも同意できないものであります。

中央省庁のキャリアを副知事に充てたほうが、国の予算獲得など県行政に何かと有利に働く、作用するという声を聞くことがあります。県・自治体の事業に対する相違性や熱意等によって、中央官庁の対応の度合いに違いがあることは考えられます。しかし、それと関係なく人脈によって行政が動くとなると、それははっきり言って誤りです。それが事実としたら、憲法や地方自治法、国家公務員法などから逸脱した、まさに行政の私物化であり、立身出世に行政を利用している姿にほかならないと思います。

繰り返しますが、県内には県政等に精通された優れた方々がおられるのに、なぜ中央省庁

に人材を求めるのか。県民の利益を守る立場から、その大義を求めることはできないと思います。

こうした問題点を抱えた議案であり、同意できないものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第13号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

議案第13号についてお諮りいたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和2年6月24日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

提出者 議会運営委員長 山下 博三

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

社会資本の着実な整備を求める意見書

議員発議案第2号

J R九州の鉄道路線の維持存続及び利便性の確保を求める意見書

議員発議案第3号

新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実強化を求める意見書

議員発議案第4号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

議員発議案第5号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第6号

公共交通への支援の強化を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第6号まで追加上程

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許しま

す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

日本共産党を代表いたしまして、本議会に提出されました議員発議案第1号「社会資本の着実な整備促進を求める意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

近年の気候変動による、風水害をはじめとする大規模な災害は、日本はもとより世界的な大問題に発展しています。日本列島各地で起きている地震も、その活動の活発化が顕著です。

こうした国民生活に甚大な被害・影響を及ぼすことに対する迅速な復旧対策等は当然のこと、防災・減災対策に抜本的な強化が求められていることは言うまでもありません。

また、道路や橋、トンネルなどの老朽化に伴う対策も喫緊の課題です。

こうした災害復旧対策や国土の保全、防災・減災対策、インフラ整備などに対して、国が責任を持って財源の確保をすることは当然のことです。

しかし、こうした事業を国の「国土強靱化」施策の名の下に進めることには問題があることを、これまでも幾度となく申し上げてまいりました。

国が進める「国土強靱化法」や「交通対策基本法」には、「国際競争力に資する」事業や、「国家及び社会の重要な機能の代替性機能」事業などとする、高速道路や新幹線、港湾、空港など大規模開発事業が盛り込まれ、新たなダム建設事業なども、水害・防災対策として建設促進が図られていることです。

結局、防災・老朽化対策の重視、大規模災害を口実に新規の大型開発事業を継続・拡大させる根拠にしていることの問題を指摘しなければ

なりません。

また、本意見書案で「新たな財源の創設」を求めている点も問題です。

「国土強靱化法」創設以来、新規の大型開発事業は、国際コンテナ戦略港湾、ダム建設や整備新幹線、リニア新幹線建設費など約50兆円もの規模で進められています。人口減少や危機的な財政状況、大規模災害、社会資本老朽化が進行する現在、こうした大型開発事業に公共事業予算を増額すべきではありません。新規・新設の大型開発事業を中止・抑制し、防災・老朽化対策など維持管理・更新事業へ予算の使い道を切り替えれば、大幅に予算を増やす必要はありません。

大型開発には、巨額の予算が注ぎ込まれる一方で、防災・減災の公共事業は大きく立ち遅れています。国の防災・安全交付金は、地方の要望額約2兆円の半分程度の予算化でしかありません。国民の安全・安心を担保する、より生活に身近な公共事業への税金の使い方に改める「意見書」こそ、必要なのではないのでしょうか。

とりわけ今、新型コロナウイルス感染症に膨大な予算を投入しているときです。このコロナ対策はいつまで必要とするのか、先の見えない状況でもあります。

しかし、本意見書案では、このコロナ禍の中であっても、「新たな財源の創設」を図って、「国土強靱化」のさらなる取組の強化を求めています。国民への新たな負担増に道を開くことになりかねないのではないのでしょうか。今以上の国民負担を強いることはできません。

以上、公共事業政策の抜本的転換の必要性や「国土強靱化基本法」の持つ問題点等を指摘し、本意見書案に賛同することができないこと

を申し上げ、討論といたします。以上です。

(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号から第6号まで採決

○丸山裕次郎議長 次に、議員発議案第2号から第6号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 知事発言

○丸山裕次郎議長 ここで、知事から発言の申出がありますので、これを許します。

○知事(河野俊嗣君) [登壇] 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について御報告申し上げます。

昨日、文部科学省からも発表されたところで

ありますが、今年10月から12月にかけて開催を予定しておりました国文祭・芸文祭につきましては、新型コロナウイルスによる感染リスクに加え、開催準備及び実施体制が十分整わないことなどを踏まえ、国と協議の上、期間を令和3年7月上旬から10月中旬頃へ延期することと決定をいたしました。

詳細な会期につきましては、後日改めて発表いたしますが、この会期につきましては、会場の確保の状況や、後催県である和歌山県の開催時期への影響、また、できるだけ期間を長くすることで、会期変更後のスケジュールを立てやすくすることなどを考慮して、決定に至ったところであります。

今後、市町村、文化団体等とも協議を進めていくこととなりますが、当初予定しておりました事業の中には、様々な理由から、新たな会期中での実施が困難なものも出てくるものと考えております。

これらの場合でも、県としましては、主催市町村、文化団体等に対し、しっかりと支援を行うとともに、「国文祭・芸文祭みやざき2020」の冠をつけた新たなプログラムの通称を検討し、一体となってアピールをしてまいります。

来年開催をする国文祭・芸文祭の会期中には、延期となりました東京オリンピック・パラリンピックも予定されており、また、国文祭・芸文祭の歴史の中で、初めての2つの県での同年開催となります。本県としましては、これを好機と前向きに捉え、大会の開催を通じ、本県の伝統文化や芸術文化を国内外にアピールするとともに、和歌山県と連携したプログラムも、新たに実施してまいりたいと考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、国民の間に閉塞感が漂っている状況

がございます。あの天岩戸神話に描かれたように、私たちはこうした度重なる疫病や自然災害から力を合わせて立ち上がり、闇夜の中から光を取り戻してまいりました。コロナ禍の中にある今こそ、芸術文化の力で多くの国民に潤いや安らぎを与え、未来への活力を生み出すような大会にしていきたいと思います。

県議会の皆様の引き続きの御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

◎ 副知事退任挨拶

○丸山裕次郎議長 ここで、7月11日をもって退任されます鎌原副知事より、御挨拶をいただきます。

鎌原副知事、御登壇願います。

○副知事（鎌原宜文君）〔登壇〕 退任に当たり、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、このような機会を与えてくださいました県議会の皆様に、厚く御礼を申し上げます。また、私の在職中、公私にわたり御指導賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。

振り返りますれば、この3年3か月の間、あつという間の、しかしとても充実をした期間でございました。この間、本県のインフラ整備、産業・観光の振興、そして福祉の向上など幅広い分野に携わらせていただきましたことは、大変光栄なことでありますし、また知事や議会の皆様をはじめ、多くの関係者の方々とともに、日々仕事をさせていただきましたことは、私にとって忘れることのできない、すばらしい思い出であります。

特に、高速道路の新規事業化や開通に際しまして、地元の方々、多くの関係者の方々とともに喜びを分かち合ったことは、本当に忘れられない思い出となっております。

また、県内各地を回る中で、宮崎の美しい自然、豊かな食、歴史・文化、そして何より人の温かさに触れ、宮崎は、文字どおり私の第二のふるさととなりました。宮崎の魅力、そしてポテンシャルは、本当にすばらしいものがたくさんあると感じております。今後の宮崎のますますの発展を確信しておりますし、心から期待をしております。

私も、今後は立場は変わりますが、微力ではありますが、宮崎の発展のために、できる限りのお手伝いをさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、宮崎の皆様がこれまでに下さった御厚情に、改めて心からの感謝を申し上げますとともに、宮崎のますますの御発展と皆様の御健勝と御多幸をお祈り申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 丁重な御挨拶をいただき、誠にありがとうございました。

鎌原副知事におかれましては、平成29年4月に就任以来、県勢の発展と諸課題の解決に大変な御尽力をいただきました。

その御功績に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後とも、本県のさらなる発展に御協力並びに御指導を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。

誠にありがとうございました。

○丸山裕次郎議長 これをもちまして、令和2年6月定例県議会を閉会いたします
午前11時2分閉会

◎ 閉 会

資 料

令和2年6月定例県議会日程

17日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
6. 8	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
9	火	休 会	(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
10	水			
11	木	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
12	金			
13	土	休 会	(閉 庁 日)	
14	日			
15	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
16	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
17	水			議会運営委員会 9:30
18	木	休 会	常 任 委 員 会	
19	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
20	土			(閉 庁 日)
21	日			
22	月			特 別 委 員 会
23	火	(議 事 整 理)		
24	水	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1086
令和2年6月8日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和2年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第2号 令和2年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第3号 令和2年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）
- 議案第4号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 工事請負契約の変更について
- 議案第8号 工事請負契約の変更について
- 議案第9号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第10号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第11号 収用委員会委員の任命の同意について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

（文書取扱 財政課）

215-1105
令和2年6月17日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和2年6月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第12号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）

議案第13号 副知事の選任の同意について

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

6月11日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	坂口 博美	10:00～11:00	
2	自由民主党	野崎 幸士	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	西村 賢	13:00～14:00	
4	自由民主党	山下 寿	14:00～15:00	

6月12日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	日本共産党	前屋敷恵美	10:00～11:00	
6	無所属の会 チームひむか	函師 博規	11:00～12:00	休憩
7	県民連合宮崎	高橋 透	13:00～14:00	
8	公 明 党	河野 哲也	14:00～15:00	

6月15日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	武田 浩一	10:00～11:00	
10	自由民主党	脇谷のりこ	11:00～12:00	休憩
11	自由民主党	内田 理佐	13:00～14:00	
12	公 明 党	坂本 康郎	14:00～15:00	

6月16日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	郷 中 の 会	有岡 浩一	10:00～11:00	
14	自 由 民 主 党	横田 照夫	11:00～12:00	休憩
15	県民連合宮崎	満行 潤一	13:00～14:00	
16	県 民 の 声	井上紀代子	14:00～15:00	

6月17日（水）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00～11:00	
18	自 由 民 主 党	安田 厚生	11:00～12:00	休憩
19	県民連合宮崎	渡辺 創	13:00～14:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内（質問取扱要領）

議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)					可決
第3号	令和2年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)					可決
第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決			
第6号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第7号	工事請負契約の変更について			可決		
第8号	工事請負契約の変更について			可決		
第12号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	可決	可決	可決		可決
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	承認	承認	承認		承認
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

※ 議案第9号～第11号、第13号は人事案件

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和2年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	6月24日・可 決
〃 第2号	令和2年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	令和2年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第8号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第9号	公安委員会委員の任命の同意について	6月17日・同 意
〃 第10号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第11号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第12号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	6月24日・可 決
〃 第13号	副知事の選任の同意について	6月24日・同 意
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月24日・承 認
〃 第2号	専決処分の承認を求めることについて	〃
議員発議案 第1号	社会資本の着実な整備促進を求める意見書	6月24日・可 決
〃 第2号	J R九州の鉄道路線の維持存続及び利便性の確保を求める意見書	〃
〃 第3号	新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実強化を求める意見書	〃
〃 第4号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	〃
〃 第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第6号	公共交通への支援の強化を求める意見書	〃

議 員 發 議 案 等

社会資本の着実な整備促進を求める意見書

南海トラフ地震等の大規模地震や頻発化・激甚化する自然災害から国民の生命・財産を守ることのできる安全安心な社会を実現するためには、新型コロナウイルス感染症対策に多額の財源が必要となる中においても、防災・減災及び国土強靱化の取組をスピード感を持って着実に進めていくことが不可欠である。

また、人口減少が加速する中、生産性の向上等に資するストック効果の高い社会資本の計画的な整備、施設の老朽化対策等に必要な予算の確保が大きな課題となっている。とりわけ、中山間地域など条件不利地域が多い本県においては、高速道路をはじめとする幹線道路や農業生産基盤、下水道、河川、砂防施設等の整備の遅れを早急に取り戻すことが、地方創生の実現を図る上で不可欠となっている。

よって、国においては、これらの状況を踏まえ、自然災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取組とも連携した国土強靱化対策のより一層の推進を図られるよう、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 3か年緊急対策の後も防災・減災、国土強靱化をはじめとする社会資本の整備を着実かつ計画的に推進するため、必要な予算の確保を図ること。
- 2 老朽化対策に必要な予算の確保及び補助化による重点整備を図ること。
- 3 長期安定的に必要な社会資本整備、管理を進められるよう、新たな財源を創設すること。また、地方負担分については、地方財政措置の拡充を行うこと。
- 4 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	大	安	倍	晋	三	殿
財	務	務	大	臣	麻	生	太	郎	殿
総	務	務	大	臣	高	市	早	苗	殿
農	林	水	産	大	江	藤		拓	殿
国	土	交	通	大	赤	羽	一	嘉	殿

議員発議案第2号

J R九州の鉄道路線の維持存続及び利便性の確保を求める意見書

J R九州は、平成28年10月に株式を上場し、完全民営化を果たしたが、ここに至るには、国鉄の長期債務を継承しないこととされた上で、鉄道路線の維持と経営の安定化を図ることを目的として設けられた経営安定基金の機能を実質的に維持することとされた経緯がある。

しかしながら、平成30年春のダイヤ改正では、利用者が少ない路線を対象に、鉄道ネットワークの維持に向けた収支改善のための取組の一環として、関係地方公共団体との十分な協議もないまま、九州全域で初めて大幅な減便などを行い、本県においても、通学や通勤等への影響が少なからず生じた。

令和2年5月、J R九州は、利用者が少ない地方ローカル線の維持存続に向け、沿線自治体や住民と現状を共有するための基本資料として、輸送密度2千人未満の12路線17区間の線別収支を初めて公表した。これにより、本県関係では、5路線7区間の全てが赤字であること、及び赤字額が最も多い区間を抱えていることが明らかとなったところである。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域交通全体の需要も大幅に落ち込む中での今回の線別収支の公表は、鉄道網の維持存続に向けた基本資料としては不十分であるとともに、2年前のダイヤ改正を想起させ、利用者の減少と鉄道ネットワークの維持を理由とした減便又は廃線につながることを懸念されている。

よって、国においては、これまでの経緯と現状を踏まえ、J R九州が配慮すべき事項として、関係地方公共団体等に十分な説明を尽くすとともに、公共交通機関としての責任を果たすよう指導することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	大	安	倍	晋	三	殿
国	土	交	通	大	赤	羽	一	嘉	殿
内	閣	官	房	長	菅		義	偉	殿

議員発議案第3号

新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実強化を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、国民の理解と協力の下、感染防止対策が講じられた結果、感染者の減少の兆しが見られ、5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除となった。

緊急事態宣言の解除に合わせ、国内では以前の日常生活や経済活動を取り戻そうとする動きがある中、一部の地域では新たな感染が発生していることから、第2波、第3波に備えて、感染拡大防止対策等を強化していく必要がある。

また、数か月にわたる経済活動の停滞による影響はリーマンショックを超え、その復興には数年を要するとの予測もあり、本県においても、県民生活や地域経済への影響が甚大であり、その回復に向けたきめ細かな経済対策や、新しい生活様式に即した支援策などに継続して取り組む必要がある。

よって、国においては、国民の生命及び健康並びに生活を守るため、第3次補正予算の編成を含む下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルスのPCR検査体制の充実など感染拡大防止を徹底するとともに、医療提供体制の充実強化及びその財源確保を図ること。
- 2 農林水産業、商工業、サービス業など地域経済を支える事業者に対し、事業が継続できるよう十分な支援を図るとともに雇用対策等に努めること。
- 3 地方公共団体が講じる雇用の維持、地域経済の再始動・活性化等を図る施策を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等については、地方の実情に応じた柔軟な制度とすること。
- 4 今後の経済・雇用情勢等に即して、追加の経済対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
農林水産大臣	江藤拓殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿
内閣官房長官	菅義偉殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿

議員発議案第4号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症に対応する以前より、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子ども達の豊かな学びを実現するために、教材研究や授業準備の時間を十分確保することが不可欠であるにもかかわらず、日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数も、教員1人当たりの児童生徒数も多い状況にある。

また、障がいのある子ども達に対する合理的配慮への対応、日本語指導などを必要とする子ども達への支援、いじめ・不登校の課題、小学校においては新学習指導要領に移行するため外国語教育実施に必要な授業時間数の調整など、授業時数や指導内容も増加している。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症対策において、他の先進国に比べて、ICTや教室に係る環境整備が遅れていることが明らかとなり、こうした課題や問題の解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数の改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、子ども達が全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが当然でなければならない。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子ども達へのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善が推進できるよう国全体として取り組まれること。
- 2 義務教育費国庫負担制度は、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

官 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
文 部 科 学 大 臣	萩 生 田 光 一 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま地方自治体には、子育て支援策の充実、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められているうえ、近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、新たな対応を要する政策課題が山積している。

これらの課題に対応する人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立は急務であり、とりわけ、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するため、さらなる地方財政の充実・強化が求められる。

よって、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、感染症対策、防災・災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う職員の配置を可能とする地方一般財源総額の確保をはかること。また、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けた財源確保をはかること。
- 2 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な改善を行い、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じるとともに、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税(所得税・法人税・酒税・消費税)に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿	
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿	
内	閣	総	理	大	臣	安	倍	晋	三	殿
財	務	大	臣	麻	生	太	郎	殿		
総	務	大	臣	高	市	早	苗	殿		
内	閣	官	房	長	官	菅	義	偉	殿	

公共交通への支援の強化を求める意見書

バスをはじめとする公共交通は、社会機能・都市機能の維持に必要な要員の移動を支えると同時に、最低限の日常生活を送るための移動の保障に欠かせない重要な産業であるため、緊急事態宣言の発令下でも、大規模な減便・運休をせずに応えてきた。

一方、新型コロナウイルス感染症に伴う外出・移動自粛、各種イベントの中止などにより、輸送人員が大幅に減少し、事業の存続にも関わる大きな打撃を受けており、全国の鉄道やバス、タクシー、旅客船などの事業者に対する調査では、8月までに倒産するおそれがあると答える事業者が半数に及ぶとの報道もあった。

公共交通が置かれた状況は、新型コロナ禍で一変し、交通産業や旅行関連産業への影響は今後数年続くことが予想される。

よって、国会及び政府に対し、住民の生活にとって不可欠な地域公共交通の崩壊を防ぐため、補正予算あるいは新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、以下のとおり、公共交通への支援の強化を図るよう、強く求める。

記

- 1 利用促進に資するための、交通事業者への更なる支援等を講じること。
- 2 地域に不可欠なサービスの従事者(エッセンシャル・ワーカー)の移動を支え、自らもまた「エッセンシャル・ワーカー」である交通従事者に慰労金を支給するとともに、交通従事者への生活支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	大	臣	安	倍	晋	三
財	務	大	臣	麻	生	太	郎	殿	殿
総	務	大	臣	高	市	早	苗	殿	殿
国	土	交	通	大	臣	赤	羽	一	嘉

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月8日	月	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（日高陽一議員、前屋敷恵美議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第11号、報告第1号、第2号上程 知事提案理由説明
6月9日	火	休 会	（議案調査）
6月10日	水		
6月11日	木	本 会 議	一般質問（坂口博美議員、野崎幸士議員、西村 賢議員、 山下 寿議員）
6月12日	金		知事発言 一般質問（前屋敷恵美議員、函師博規議員、高橋 透議員、 河野哲也議員）
6月13日	土	休 会	（閉庁日）
6月14日	日		
6月15日	月	本 会 議	一般質問（武田浩一議員、脇谷のりこ議員、内田理佐議員、 坂本康郎議員）
6月16日	火		一般質問（有岡浩一議員、横田照夫議員、満行潤一議員、 井上紀代子議員）
6月17日	水	本 会 議	議案第12号、第13号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（田口雄二議員、安田厚生議員、渡辺 創議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 採決（議案第9号～第11号）（同意） 議案委員会付託
6月18日	木	休 会	常任委員会
6月19日	金		
6月20日	土		（閉庁日）
6月21日	日		
6月22日	月		特別委員会
6月23日	火		（議事整理）
6月24日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月24日	水	本 会 議	採決（議案第1号～第8号、第12号、報告第1号、第2号） （可決または承認） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 討論（議案第13号に反対）（来住一人議員） 採決（議案第13号）（同意） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第6号追加上程 討論（議員発議案第1号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議員発議案第1号）（可決） 採決（議員発議案第2号～第6号）（可決） 知事発言 副知事退任挨拶 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 副 議 長 徳 重 忠 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 日 高 陽 一

宮 崎 県 議 会 議 員 前 屋 敷 恵 美

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員